

## 令和4年第2回志布志市議会定例会会議録 目 次

第1号（6月3日）	頁
1. 議事日程	18
2. 出席議員氏名	20
3. 欠席議員氏名	20
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	20
5. 議会事務局職員出席者	20
6. 開 会・開 議	21
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	21
8. 日程第2 会期の決定	21
9. 日程第3 報告	21
10. 日程第4 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙（削除）	22
11. 日程第5 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について	23
12. 日程第6 報告第2号 事故繰越し繰越計算書について	24
13. 日程第7 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて （志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について）	25
14. 日程第8 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて （志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定につ いて）	26
15. 日程第9 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて （志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について）	27
16. 日程第10 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて （令和3年度志布志市一般会計補正予算（第13号））	30
17. 日程第11 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて （志布志市消防団条例の一部を改正する条例の制定について）	33
18. 日程第12 施政方針	34
19. 日程第13 議案第31号 志布志市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の 制定について	50
20. 日程第14 議案第32号 志布志市多目的イベント広場条例の一部を改正する条例の制 定について	51
21. 日程第15 議案第33号 志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について	52
22. 日程第16 議案第34号 志布志市農業管理センター及び農業研修施設条例の一部を改	

		正する条例の制定について	53
23. 日程第17	議案第35号	志布志市営特定公共賃貸住宅条例及び志布志市地域優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について	55
24. 日程第18	議案第36号	志布志市学林地条例の一部を改正する条例の制定について	56
25. 日程第19	議案第37号	財産の取得について	57
26. 日程第20	議案第38号	財産の取得について	59
27. 日程第21	議案第39号	松山農業研修生等滞在施設及び志布志農業研修生等滞在施設の指定管理者が管理する施設の名称の変更について	61
28. 日程第22	議案第40号	字の区域変更について	62
29. 日程第23	議案第41号	令和4年度志布志市一般会計補正予算（第2号）	63
30. 日程第24	議案第42号	令和4年度志布志市一般会計補正予算（第3号）	64
31. 日程第25	議案第43号	令和4年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）	68
32. 日程第26	議案第44号	令和4年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）	68
33.	散 会		69

## 第2号（6月13日）

1.	議事日程	70
2.	出席議員氏名	71
3.	欠席議員氏名	71
4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	71
5.	議会事務局職員出席者	71
6.	開 議	72
7.	日程第1 会議録署名議員の指名	72
8.	日程第2 一般質問	72
	野村 広志	72
	西江園 明	87
	小辻 一海	102
	青山 浩二	121
9.	延 会	141

## 第3号（6月14日）

1.	議事日程	142
2.	出席議員氏名	143
3.	欠席議員氏名	143
4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	143

5. 議会事務局職員出席者	143
6. 開 議	144
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	144
8. 日程第2 一般質問	144
永田 梓	144
小野 広嗣	152
稲付 洋平	177
南 利尋	182
9. 延 会	200

#### 第4号（6月15日）

1. 議事日程	201
2. 出席議員氏名	202
3. 欠席議員氏名	202
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	202
5. 議会事務局職員出席者	202
6. 開 議	203
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	203
8. 日程第2 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	203
9. 日程第3 一般質問	204
丸山 一	204
東 宏二	216
隈元香穂子	228
市ヶ谷 孝	241
10. 延 会	249

#### 第5号（6月16日）

1. 議事日程	250
2. 出席議員氏名	251
3. 欠席議員氏名	251
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	251
5. 議会事務局職員出席者	251
6. 開 議	252
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	252
8. 日程第2 一般質問	252

小園 義行	252
鶴迫 京子	271
9. 散 会	288
<b>第6号（6月29日）</b>	
1. 議事日程	289
2. 出席議員氏名	290
3. 欠席議員氏名	290
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	290
5. 議会事務局職員出席者	290
6. 開 議	291
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	291
8. 日程第2 議案第32号 志布志市多目的イベント広場条例の一部を改正する条例の制定について	291
9. 日程第3 議案第33号 志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について	292
10. 日程第4 議案第34号 志布志市農業管理センター及び農業研修施設条例の一部を改正する条例の制定について	293
11. 日程第5 議案第36号 志布志市学林地条例の一部を改正する条例の制定について	294
12. 日程第6 議案第39号 松山農業研修生等滞在施設及び志布志農業研修生等滞在施設の指定管理者が管理する施設の名称の変更について	295
13. 日程第7 議案第40号 字の区域変更について	296
14. 日程第8 議案第42号 令和4年度志布志市一般会計補正予算（第3号）	297
15. 日程第9 議案第43号 令和4年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）	302
16. 日程第10 議案第44号 令和4年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）	303
17. 日程第11 議案第45号 令和4年度志布志市一般会計補正予算（第4号）	304
18. 日程第12 陳情第6号 子ども医療費の窓口負担無料化の拡充等を求める陳情書	305
19. 日程第13 発議第4号 子ども医療費の窓口負担無料化の拡充等を求める意見書について	307
20. 日程第14 発議第5号 子ども医療費の窓口負担無料化を実施している自治体に対する国庫負担金減額措置の廃止を求める意見書について	308
21. 日程第15 発議第6号 議員定数等調査特別委員会設置について	309
22. 日程第16 議員派遣の決定	310
23. 日程第17 閉会中の継続審査申出について （総務常任委員長）	311
24. 日程第18 閉会中の継続調査申出について	

	(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営 委員長) .....	311
25. 閉 会 .....		311

令和4年第2回志布志市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜日	種 別	内 容
6月3日	金	本会議	開会・会期の決定・施政方針・議案上程
4日	土	休 会	
5日	日	休 会	
6日	月	休 会	
7日	火	休 会	
8日	水	休 会	
9日	木	休 会	
10日	金	休 会	
11日	土	休 会	
12日	日	休 会	
13日	月	本会議	一般質問
14日	火	本会議	一般質問
15日	水	本会議	一般質問
16日	木	本会議 委員会	一般質問 予算委員会（現地調査）
17日	金	委員会	常任委員会
18日	土	休 会	
19日	日	休 会	
20日	月	委員会	予算委員会
21日	火	委員会	予算委員会
22日	水	休 会	
23日	木	休 会	
24日	金	休 会	
25日	土	休 会	
26日	日	休 会	
27日	月	休 会	
28日	火	休 会	
29日	水	本会議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会

## 2. 付議事件

番号	事 件 名
報告第1号	繰越明許費繰越計算書について
報告第2号	事故繰越し繰越計算書について
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて (志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について)
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて (志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について)
承認第4号	専決処分の承認を求めることについて (志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
承認第5号	専決処分の承認を求めることについて (令和3年度志布志市一般会計補正予算(第13号))
承認第6号	専決処分の承認を求めることについて (志布志市消防団条例の一部を改正する条例の制定について)
議案第31号	志布志市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について
議案第32号	志布志市多目的イベント広場条例の一部を改正する条例の制定について
議案第33号	志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第34号	志布志市農業管理センター及び農業研修施設条例の一部を改正する条例の制定について
議案第35号	志布志市営特定公共賃貸住宅条例及び志布志市地域優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について
議案第36号	志布志市学林地条例の一部を改正する条例の制定について
議案第37号	財産の取得について
議案第38号	財産の取得について
議案第39号	松山農業研修生等滞在施設及び志布志農業研修生等滞在施設の指定管理者が管理する施設の名称の変更について
議案第40号	字の区域変更について
議案第41号	令和4年度志布志市一般会計補正予算(第2号)
議案第42号	令和4年度志布志市一般会計補正予算(第3号)
議案第43号	令和4年度志布志市介護保険特別会計補正予算(第1号)
議案第44号	令和4年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算(第1号)
議案第45号	令和4年度志布志市一般会計補正予算(第4号)
陳情第6号	子ども医療費の窓口負担無料化の拡充等を求める陳情書
発議第4号	子ども医療費の窓口負担無料化の拡充等を求める意見書について
発議第5号	子ども医療費の窓口負担無料化を実施している自治体に対する国庫負担金減額措

置の廃止を求める意見書について

発議第6号 議員定数等調査特別委員会設置について

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

議員派遣の決定

閉会中の継続審査申出について

(総務常任委員長)

閉会中の継続調査申出について

(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)



3. 一般質問

質 問 者	件 名	要 旨	質問の相手方
1 野村広志	1 教育行政について	(1) 家庭での学習時間を確保し、学習習慣の確立を図ることで、学びの深まりや学力向上に取り組むとしているが、本市の現状と今後の取組について問う。  (2) 学校現場では、子供たちにタブレット端末や書画カメラ等によるICT機器を活用した授業が推進されているが、その現状と効果について問う。	市 長 教育長  市 長 教育長
	2 農業振興策について	(1) 昨今の社会情勢は、全ての農産物にあらゆる影響を及ぼしている。特に資材価格等の高騰によって農家の生産意欲が減退し、離農者が増えることも心配される。また、新規就農者において設備投資等が厳しい現状のようである。今後、何らかの手立てを考える必要があるのではないか。	市 長
	3 道の駅松山「やっちくふるさと村」の活性化について	(1) 道の駅松山「やっちくふるさと村」の活性化は、指定管理者のみならず地域の願いでもある。包括的な見地を鑑み、対策を講じる必要があると感じるが見解を問う。	市 長
2 西江園 明	1 教育行政について	(1) 小学校における児童の問題行動に対する学校、本市教育委員会の対応の在り方について問う。 ① 複数の児童が転校に至るような場合について、どのように認識しているか。 ② 解決のために外部機関等へ相談するなどの対応を行っているか。 ③ 志布志市いじめ防止等に関する条例に基づいた取組が行われているか。	市 長 教育長
	2 定住促進（人口増）対策について	(1) 本市への定住を促進するためにこれまで取り組んできた各種対策の現状と、実際に本市への定住につながったケースについて問う。  (2) 農業公社が取り組んでいる研修事業は、定住の促進と人口増に大きく寄与しているが、その周知・広報にもっと力を入れるべきではないか。	市 長  市 長

質 問 者	件 名	要 旨	質問の相手方
2 西江園 明	2 定住促進（人口増）対策について	(3) 市職員が定住促進の対策を自由に提案できる雰囲気の醸成や環境の整備がされているか問う。	市 長
	3 乗り合い送迎サービス事業について	(1) 乗り合い送迎サービスとして運用している「チョイソコしぶし」について、市民の利便性向上と利活用促進のために、運行時間の見直しができないか問う。 (2) 視覚や聴覚に障がいがあり、電話での予約が難しい市民もいる中で、現在の予約手続きの在り方を見直す考えはないか。	市 長 市 長
3 小辻一海	1 職員の勤務の在り方と健康管理について	(1) 事務事業マネジメントシートを活用しながら事務の適正化を図るとともに、過重な業務が原因で市民サービスの低下を招かないよう、職員数の十分な配置がされているか。	市 長 教育長
		(2) 職員が働き方・生き方を選べるワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた取組と課題について問う。	市 長
		(3) 令和元年4月から、労働基準法等の改正によって長時間労働が是正されたことに伴い、職員が健康で働き、活躍できる環境整備を図ることが市民サービスにつながるものとするが、働き方の現状と取組の内容について問う。	市 長 教育長
		(4) ストレスチェック検査の取組状況と、メンタルヘルス不調者を減らす職場改善対策をどのように考えているか。	市 長 教育長
		(5) パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント防止対策の重要性の認識と対策について問う。	市 長 教育長
4 青山浩二	1 新型コロナウイルス感染症の予防対策及び感染者への対応について	(1) 新型コロナウイルス感染症の発症を予防する効果と重症化を予防する効果が期待されているワクチンについて、本市における現在までの接種率について問う。 (2) 小児接種はどれぐらい進んでいるのか。また、小児接種における副反応の報告はなされているのか問う。	市 長 市 長 教育長

質 問 者	件 名	要 旨	質問の相手方
4 青山浩二	1 新型コロナウイルス感染症の予防対策及び感染者への対応について	(3) 本年7月から本市においても4回目のワクチン接種が始まる予定であるが、その内容について問う。 (4) 市民の不安解消と無症状陽性者の早期発見を目的として、本市ではPCR検査費用の一部を助成しているが、これを無料化する考えはないか問う。 (5) 感染者への療養期間中の支援体制はどうなっているのか。また、感染者へ傷病見舞金を給付する考えはないか問う。 (6) 令和3年9月定例会において、小・中学校における感染対策について質問したが、その後の進捗状況について問う。	市 長  市 長  市 長  市 長 教育長
	2 教育行政について	(1) 小規模校入学特別認可制度（特認校制度）について、その概要と内容について問う。 (2) 特認校へ転入学を認められた児童への通学補助について問う。	市 長 教育長 市 長 教育長
	3 本庁舎移転計画について	(1) 令和3年11月の庁舎等の在り方検討委員会からの提言をどう受け止めたか。また、今後においては、さらなる本庁舎機能の充実に取り組むと所信表明で述べているが、具体的な計画について問う。	市 長
5 永田 梓	1 資源ごみ収集について	(1) 各自治会やアピア前市営駐車場で実施されている資源ごみ収集について、現状と違反ごみに対する対応について問う。 (2) アピア前市営駐車場で月2回実施されている資源ごみ収集について、より広い場所を確保し、収集回数を増やすなど、市民に寄り添った資源ごみの収集方法は考えられないか問う。	市 長  市 長
	2 志布志市生物多様性地域戦略の推進について	(1) 令和3年3月に策定された志布志市生物多様性地域戦略の中で、「5つの将来像を実現するため、各主体（市民、事業者、各種団体、行政機関）の連携と協働の下、志布志市生物多様性地域戦略を推進するため「志布志市生物多様性センター」（仮称）を設置する」とあるが、どのようなセンターを設置するのか問う。	市 長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
5 永田 梓	3 歴史遺産の活用について	(1) 「歴史遺産を保存活用し、次の世代に引き継いでいく責任を果たす」と所信表明で述べているが、どのように引き継いでいくのか問う。 (2) 観光ガイドの活動状況及びガイドの育成・活用推進の在り方について問う。	市長 教育長 市長
6 小野広嗣	1 地方公共団体情報システムの標準化について	(1) 「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が制定され、令和7年度までに「Gov-Cloud（ガバメントクラウド）」上で基準に適合した情報システムを利用する形態に移行することを目指すことになるが、本市の認識と今後の取組について問う。	市長
	2 AIチャットボットの導入について	(1) AIチャットボットは、会話形式による自動応答により、24時間365日、問合せが可能なシステムである。コロナ禍の影響もあり、新型コロナウイルス感染症等に関する市民からの質問にAIが24時間回答するなど、様々な用途に活用でき、導入する自治体が増えている。本市も導入に向けて検討する考えはないか。	市長
	3 子育て世代包括支援センターについて	(1) 子育て世代包括支援センターは、妊娠期から出産、子育て期までの切れ目ない支援を行い、育児不安の軽減等を図ることを目的としており、様々な相談に応じる場として重要な役割を担っている。事業内容も多岐にわたるが、現状の職員体制と運営状況について問う。	市長
	4 市民に親しまれる港について	(1) 所信表明には「イベント等を開催することにより、市民が集い親しめる港としての活用を図る」とあり、今回の施政方針には、「自転車ロードレース大会を契機に市民から親しまれる港としての活用を図るとともに、サイクルツーリズムを推進する」とある。市民に親しまれる港としての、今後の展望について問う。	市長
	5 図書館行政について	(1) 「読書バリアフリー法」が2019年6月の国会で成立し施行されて以降、「読書バリアフリー法」に基づく、本市図書館における具体的な取組について問う。	教育長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
6 小野広嗣	5 図書館行政について	(2) コロナ禍の中、利用したい人が図書館に向わずに本に親しむ方法として、公立図書館における電子書籍貸出サービスを実施する自治体が増えつつある。電子書籍貸出サービスは、電子図書館に登録された電子書籍について、図書館利用登録者が所有するスマートフォンやパソコンなどを使って、24時間365日いつでも予約し、閲覧することができるサービスである。本市も導入に向けて検討する考えはないか。	教育長
7 稲付洋平	1 漁業振興について	(1) 漁業は後継者不足が懸念され、高齢化が進んでいる状況である。また、地球温暖化により志布志湾の海中環境も変化しつつあることから以下について問う。 ① 「枇榔島沖にイセエビの増殖場を整備し、水産資源の維持・回復を図る」と施政方針で述べているが、継続的に整備していく考えはないか問う。 ② 新規漁業就業者に対して、市単独の就業支援資金制度を設けることはできないか問う。	市長
	2 自主財源の確保について	(1) 自治体を実施する事業に共感した人から資金を募る寄附制度（ガバメントクラウドファンディング）を本市でも取り入れていく考えはないか問う。	市長
8 南 利尋	1 森林伐採について	(1) 施政方針の中にも、「林道の適切な管理に努め機能維持を図る」とある。伐採後の林道の現状をどのように把握しているか問う。 (2) 持続可能な林業振興に寄与するためにも、新たな条例などを制定し、安全・安心な林道機能の維持を図るべきではないか問う。	市長 市長
	2 新しいまちづくりについて	(1) 志布志インターチェンジ開通などにより、来訪者の増加が期待できるが、今後どのようなまちづくりを進めていく考えか問う。 (2) 「稼ぐ志布志」を実現するために、ハード面からはどのような施策に取り組む考えか問う。 (3) 市内で新たに起業する事業者に対して、公平性を重視した補助事業に取り組むべきではないか問う。	市長 市長 市長

質 問 者	件 名	要 旨	質問の相手方
8南 利尋	3 環境行政について	(1) 高齢者の多い地域では、ごみの分別と搬出の在り方が喫緊の課題になっている。どのような対策を講じる考えか問う。 (2) ごみの分別や搬出に係る市民の意見や要望をしっかりと把握し、見直すべき点は早急に改善すべきではないか問う。 (3) 前回定例会でも質問したが、本市における埋立処分場の在り方を再度検討すべきではないか問う。	市 長  市 長  市 長
9丸山 一	1 農道の改良について	(1) 野井倉土地改良区内の3号水路沿いの農道は、農業従事者はもとより、有明中学校の生徒の通学路としても利用されているが、幅員が狭く非常に危険であるので、安全性向上のためにも拡幅工事を行う考えはないか。 (2) 飯山地区から通山地区までの農道について、農業従事者の利便性向上につなげるために、拡幅・改良工事を行う考えはないか。	市 長 教育長  市 長
	2 市道の街路灯について	(1) 一丁田・志陽・飯山・吉村の各地区へと通じる市道には、街路灯があまりにも少ないと感じる。実際に、夜間は非常に暗い現状となっていることから、増設等の対策ができないか問う。	市 長
	3 安楽地区公民館の駐車場について	(1) 安楽地区公民館は、隣接する山宮神社の駐車場を使用しているような状況となっている。別途、専用の駐車場を確保すべきと考えるが、見解を問う。	市 長 教育長
	4 ふれあい広場（通山地区）について	(1) 現在、通山地区内にある「ふれあい広場」のトイレは和式であるが、高齢者の利用も多いことなどから、洋式化する考えはないか。 (2) 指定管理者制度を活用した運営はできないか。	市 長 教育長  市 長 教育長
10東 宏二	1 定住対策について	(1) 本市でも人口の減少が進んでいる中で、奨学金の返還を支援し、人口増につなげられないか。今後の取組について問う。	市 長 教育長
	2 農業行政について	(1) 近年、サツマイモ基腐病の影響が本市でも深刻な問題となっている。喫緊の対応が求められていると思うが、今後の支援や対策について問う。	市 長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
10東 宏二	2 農業行政について	(2) サツマイモ基腐病の拡大により作付面積が減少し、耕作放棄地が増加する一因にもなっている。本市における耕作放棄地の解消に向けた取組や対策について問う。	市長
11隈元香穂子	1 子ども食堂について	(1) 子供の貧困問題に地域で取り組むことを目的として、「子ども食堂」の開設が全国的に拡大しているが、本市における開設状況と支援体制の在り方について問う。	市長
	2 子育て支援について	(1) 大浜緑地について、子供たちが安心して遊ぶことのできるスペースが確保できているか。また、小・中学生、大人が楽しめる遊具の導入や、屋根のある休息場所の設置ができないか問う。	市長 教育長
		(2) 「雨天時でも、あらゆる子供たちが安心して遊び、学べる利用のしやすい児童館を設置してほしい」との声があることを踏まえ、検討できないか問う。	市長 教育長
3 津波対策について	(3) 未就学児の療育、支援の在り方についての現状と今後の対応について問う。	市長	
		(1) 夜間の地震・津波発生を想定した避難訓練の実施について問う。	市長
		(2) 市内に開設される各避難所における非常用物資の備蓄状況及び衛生環境の確保・対策について問う。	市長
12市ヶ谷 孝	1 高齢者福祉について	(1) 近年増加の一途をたどる高齢化率と、高齢者における「夫婦のみ」、「単独世帯」が占める割合の多さから、一人暮らし高齢者の増加も年々顕在化している。こうした中、高齢者に対する食品・食事提供サービスの重要性はますます高まっていくと思われる。本市においても「食」の自立支援事業等を実施しているが、今後、より多様化する高齢者のニーズに対応するための柔軟かつ継続性を備えた事業の在り方をどう展開していくのか、考えを問う。	市長
13小園義行	1 商業振興について	(1) 国が2023年10月からインボイス制度を実施しようとしている。中小事業者の皆さんへの周知等、どのように対応しているのか。	市長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
13小園義行	1 商業振興について	(2) インボイス制度が実施された場合、シルバー人材センターの運営にどういった影響があるか。 (3) 中小企業・小規模企業振興基本条例を制定し、経営を守る考えはないか。	市長 市長
	2 マイナ保険証について	(1) 現状と今後の対応を問う。	市長
	3 教育行政について	(1) 文部科学省が4月27日付で支援学級の子どもを対象に「週の授業時間の半分以上を目安に支援学級で授業を行う」とし、通常学級での授業を半分以下にするよう通知を出した。本市の現状を問う。	市長 教育長
		(2) 文部科学省が3月にすべての新任教員が採用後10年目までに特別支援学校や特別支援学級で2年以上の指導経験を積むことを求める通知を出している。この事をどのように受け止めているか。	市長 教育長
	4 農業振興について	(1) 水田活用の直接支払交付金助成制度が変わることの影響を3月定例会で質問した。生産者への説明、また、どういった反応があったのか。	市長
5 地域の持続的発展について	(1) 校区毎の振興計画等、どのように議論されているのか。	市長 教育長	
14鶴迫京子	1 環境行政について	(1) ごみ出し困難者のための対策事業について、利用するための条件と手続の方法、併せて過去3年間の利用状況を問う。	市長
		(2) ごみ出し困難者の実際の状況と、対策事業利用者数には乖離があるのではないかと考えるが、その実情に沿ったきめ細やかで使い勝手の良い事業へ見直すことができないか。	市長
		(3) 月1回の資源ごみ収集予定日以外に、4品目（ペットボトル・プラスチック類・空き缶類・その他の紙類）については希望があれば月に1回の特別収集が利用できるが、現在の利用状況はどうか。また、特別収集の周知方法を示せ。	市長



質 問 者	件 名	要 旨	質問の相手方
14鶴迫京子	1 環境行政について	<p>(4) リサイクルステーションに設置されている金網のボックスは、重さがあることから開閉時に手を挟んでしまうなど怪我につながった例もある。高齢者や子供にとっても扱いやすい形状・資材に改良していく考えはないか。</p> <p>(5) 福岡県直方市では、民間事業者が市役所の敷地内に資源ごみリサイクルボックスを設置しており、市民はいつでもごみを持ち込むことができる。持ち込んだ資源ごみの種類や量によって電子マネーに交換できるポイントが付与される仕組みとなっており、官民共同で市民の利便性向上に寄与している。本市でも取り組む考えはないか。</p> <p>(6) 高下谷親水公園に設置されている木造トイレは老朽化が進んでおり、安全面や衛生面でも、非常に心もとない状況となっている。親水公園の名前にふさわしい、おもてなしの心あふれる新しいトイレを設置すべきではないか。</p>	<p>市 長</p> <p>市 長</p> <p>市 長</p>

## 令和4年第2回志布志市議会定例会会議録（第1号）

期日：令和4年6月3日（金曜日）午前10時00分

場所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告
- 日程第4 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙（削除）
- 日程第5 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第6 報告第2号 事故繰越し繰越計算書について
- 日程第7 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて  
(志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第8 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて  
(志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第9 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて  
(志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第10 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和3年度志布志市一般会計補正予算（第13号）)
- 日程第11 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて  
(志布志市消防団条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第12 施政方針
- 日程第13 議案第31号 志布志市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第32号 志布志市多目的イベント広場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第33号 志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第34号 志布志市農業管理センター及び農業研修施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第35号 志布志市営特定公共賃貸住宅条例及び志布志市地域優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第36号 志布志市学林地条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第37号 財産の取得について
- 日程第20 議案第38号 財産の取得について
- 日程第21 議案第39号 松山農業研修生等滞在施設及び志布志農業研修生等滞在施設の指定管理者が管理する施設の名称の変更について

- 日程第22 議案第40号 字の区域変更について
- 日程第23 議案第41号 令和4年度志布志市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第42号 令和4年度志布志市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第25 議案第43号 令和4年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第44号 令和4年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）

出席議員氏名（18名）

1 番 永 田 梓	3 番 稻 付 洋 平
4 番 隈 元 香穂子	5 番 南 利 尋
6 番 市ヶ谷 孝	7 番 青 山 浩 二
8 番 野 村 広 志	9 番 八 代 誠
10 番 小 辻 一 海	12 番 平 野 栄 作
13 番 西江園 明	14 番 丸 山 一
15 番 玉 垣 大二郎	16 番 鶴 迫 京 子
17 番 小 野 広 嗣	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 福 重 彰 史

欠席議員氏名（2名）

2 番 栢 山 晋 司	11 番 持 留 忠 義
-------------	--------------

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 溝 口 猛
教 育 長 福 田 裕 生	総 務 課 長 小 山 錠 二
財 務 課 長 折 田 孝 幸	企画政策課長 西 洋 一
情報管理課長 岡 崎 康 治	港湾商工課長 假 屋 眞 治
税 務 課 長 濱 田 茂	市民環境課長 留 中 政 文
福 祉 課 長 木 村 勝 志	保 健 課 長 川 上 桂 一 郎
農政畜産課長 大 迫 秀 治	耕地林務水産課長 河 野 穂 積
建 設 課 長 鮎 川 勝 彦	松 山 支 所 長 上 原 健 太 郎
有明支所長 北 野 保	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 和 佐 浩 教	農 業 委 員 会 事 務 局 長 中 水 忍
教 育 総 務 課 長 萩 迫 和 彦	学 校 教 育 課 長 上 木 勝 憲
生涯学習課長 江 川 一 正	危 機 管 理 監 萩 原 政 彦

議会議務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 松 永 憲 一
調 査 管 理 係 長 大 田 和 隆	議 事 係 長 末 原 和 幸

午前10時00分 開会 開議

○議長（平野栄作君） ただいまから、令和4年第2回志布志市議会定例会を開会いたします。  
これから本日の会議を開きます。

—————○—————

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野栄作君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、南利尋君と市ヶ谷孝君を指名いたします。

—————○—————

### 日程第2 会期の決定

○議長（平野栄作君） 日程第2、会期の決定を議題とします。  
お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月29日までの27日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。  
したがって、会期は本日から6月29日までの27日間に決定しました。

—————○—————

### 日程第3 報告

○議長（平野栄作君） 日程第3、報告を申し上げます。  
先の定例会から議会運営に関する申し合わせの期間までに受理した陳情は、お手元に配布の陳情文書表のとおりであります。

陳情第5号は総務常任委員会へ、陳情第6号は文教厚生常任委員会へそれぞれ付託いたします。  
次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、志布志市土地開発公社から令和3年度事業報告及び決算書並びに令和4年度事業計画予算書及び資金計画が、また監査委員から報告書が提出されましたので配布いたしました。参考にしていただきたいと思っております。

次に、第98回全国市議会議長会定例総会において、本議会から2名が表彰を受けておりますので、報告いたします。

特別表彰、議員25年以上、福重彰史君。同じく議員20年以上、岩根賢二前議員。以上であります。

ここで、伝達のためしばらく休憩いたします。

—————○—————

午前10時02分 休憩

午前10時04分 再開

—————○—————

○議長（平野栄作君） 会議を再開いたします。  
ここで、受章されました方から一言御挨拶をいただきたいと思っております。福重彰史君、壇上へ御

登壇ください。

○20番（福重彰史君） ただいま永年勤続の表彰をいただきましたが、これはひとえに支持者の方々はもとより、市民の皆様、また同僚議員の皆様、そしてまた執行部の皆様方の深い御理解と御協力のたまものでございまして、心から厚く厚く感謝とお礼を申し上げます。

今、志布志市は、高速交通体系の整備や港湾の整備等が着々と進んでおりまして、志布志市は大きく変わろうとしております。そのような中、本市は、「未来へ躍動する創造都市 志布志」の実現に向けて取り組んでおります。私もこれを機に、さらに微力ではございますけれども、その実現へ向けまして尽くしてまいることをお誓い申し上げまして、お礼の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

[拍手]

○議長（平野栄作君） 以上で、受章者の挨拶を終わります。

—————○—————

○議長（平野栄作君） お諮りします。

日程第4、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙については、都合により後日行うこととし、本日の議事日程から削除したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議がありませんので、日程第4、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙については、本日の議事日程から削除いたします。

ここで、4月1日付で副市長に就任されました溝口猛副市長から発言を求められておりますので、これを許可します。

○副市長（溝口 猛君） 皆様、こんにちは。4月に副市長に就任しました溝口でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

また本日は、発言の機会を設けていただき感謝申し上げます。また、先の3月定例会におきましては、副市長の選任に同意をいただき、ありがとうございました。この場を借りて、厚く御礼申し上げます。

副市長に就任しまして、はや2か月が経過しますが、その職責の重さに身の引き締まる思いでございます。私は、下平市長の補佐役として、市総合振興計画あるいは市長が掲げていらっしゃる公約の早期実現に向けて、浅学非才の身ではございますが、誠心誠意、全力で努めてまいりたいと思っております。また、新型コロナウイルス感染症の収束がなかなか見込めない状況下ではございますが、市民が主役のまちづくりを基本に、市民の皆様の福祉の向上のため、また生まれ育ったこの志布志市のさらなる発展のために、職員と一丸となって頑張りたいと思っておりますので、どうか今後も議員の皆様のお指導、御鞭撻を賜りますよう切にお願ひ申し上げまして挨拶といたします。どうかよろしくお願ひします。

[拍手]

—————○—————

## 日程第5 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（平野栄作君） 日程第5、報告第1号、繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。報告の内容について説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

報告第1号、繰越明許費繰越計算書につきまして説明を申し上げます。

令和3年度志布志市一般会計予算及び令和3年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を、繰越計算書のとおり翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げます。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○財務課長（折田孝幸君） それでは、報告第1号、繰越明許費繰越計算書について補足して御説明申し上げます。

一般会計及び工業団地整備事業特別会計の令和3年度から令和4年度への繰越明許費の繰越額が確定しましたので、御報告申し上げます。

議案の繰越計算書をお開きください。付議案件説明資料は1ページから3ページになります。

繰越計算書の翌年度繰越額につきまして、繰越額の確定に伴い、増減があったもののみ申し上げますと、上から2行目の3款、民生費、1項、社会福祉費の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業を1億9,406万5,000円に減額するとともに、4行目の2項、児童福祉費の子育て世帯への臨時特別給付金給付事業500万円を追加しております。また、一番下の行、8款、土木費、2項、道路橋りょう費の道路新設改良事業を1億1,464万円に、次のページになりますが、下から3行目の11款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費の農地・農業用施設災害復旧事業は9,258万5,000円にそれぞれ減額しております。

なお、その他の事業につきましては変更ございません。

全体で17件、11億2,194万5,000円の繰越額でございますが、繰越額の財源内訳は、既収入特定財源が23万2,000円で、未収入特定財源が11億367万7,000円となり、このうち国・県支出金が8億1,517万7,000円、市債が2億7,140万円、その他の財源として基金が1,710万円でございます。また、一般財源が1,803万6,000円でございます。

次のページになりますが、工業団地整備事業特別会計でございます。

2款、事業費、1項、事業費、志布志市工業団地整備事業4,631万2,000円を翌年度へ繰り越したものでございます。

繰越額の財源内訳は、市債が4,630万円、一般財源が1万2,000円でございます。

以上が、繰越明許費繰越計算書の内容でございますが、繰越理由、進捗状況及び完成の見通しにつきましては、付議案件説明資料を御参照ください。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（平野栄作君） ただいまの説明に対し、質疑があれば許可いたします。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

以上で、繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。



**日程第6 報告第2号 事故繰越し繰越計算書について**

○議長（平野栄作君） 日程第6、報告第2号、事故繰越し繰越計算書についてを議題とします。報告の内容について説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

報告第2号、事故繰越し繰越計算書につきまして説明を申し上げます。

令和3年度志布志市一般会計予算の事故繰越しに係る歳出予算の経費を、繰越計算書のとおり翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により御報告申し上げます。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○建設課長（鮎川勝彦君） それでは、報告第2号、事故繰越し繰越計算書について補足して御説明申し上げます。

議案書は、事故繰越し繰越計算書をお開きください。付議案件説明資料は4ページでございます。

今回、事故繰越しとなりました事業は、公共土木施設災害復旧事業に係る中組線橋梁災害復旧工事と、中村橋・堂園橋線橋梁災害復旧工事の2件、いずれも橋梁の下部工事でございます。令和4年3月までに事業完了予定でしたが、入札の不調及び関係機関との協議・許可に不測の日数を要したことから、工期工程における年度内完成ができなかったため、1億5,640万円を翌年度へ繰り越したところでございます。

5月31日現在の進捗状況は、中組線の本宮橋下部工は進捗率100%、中村橋・堂園橋線の中村橋下部工は進捗率95%で、6月15日が完成予定日となっております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（平野栄作君） ただいまの説明に対し、質疑があれば許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

以上で、事故繰越し繰越計算書についての報告を終わります。



○議長（平野栄作君） お諮りします。

日程第7、承認第2号から日程第11、承認第6号まで、以上5件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号から承認第6号までの5件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

**日程第7 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について）**

○議長（平野栄作君） 日程第7、承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第2号、専決処分の承認を求めることにつきまして説明を申し上げます。

令和4年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、緊急に志布志市税条例を改正する必要性が生じ、同日に志布志市税条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めます。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○税務課長（濱田 茂君） 承認第2号、令和4年3月31日に専決処分しました志布志市税条例の一部を改正する条例の改正点について、補足して説明を申し上げます。

付議案件説明資料に基づき説明を申し上げますので、資料の5ページをお開きください。

志布志市税条例等の主な改正内容の1、志布志市税条例改正の一番下の部分でございますが、附則第10条の3ですが、省エネ改修工事を行った住宅に係る固定資産税の減額措置について、対象となる住宅が現行の平成20年1月1日以前から、平成26年4月1日以前から所在する住宅に拡充され、工事費の要件については、より良質な省エネ改修を支援する観点から、現行の50万円超から60万円超に引き上げられております。適用期限については、2年延長され、令和6年3月31日までとするものでございます。

次の6ページをお開きください。

附則第12条は、土地の負担調整についてですが、景気回復に万全を期すため、税額が増加する商業地等の土地について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%とするものであります。

それでは、新旧対照表に沿って説明いたしますので、付議案件説明資料の7ページをお開きください。

第48条は、法人の市民税の申告納付について定めておりますが、地方税法の改正に伴う項のずれを反映させております。

次に、附則の改正でございますが、第10条の2は、地域決定型地方税特例措置、いわゆるわが

まち特例の上位法改正に伴う項ずれ等の整理を行っております。

次の8ページをお開きください。

附則第10条の3は、先ほど主な改正内容の中で説明しました省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充に関する改正分でございます。

次の9ページをお開きください。

附則第12条は、先ほど主な改正の中で説明しました土地の負担調整に関する特例改正分でございます。

本条例は、令和4年4月1日施行であります。

補足説明は以上でございます。御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（小園義行君） 今回延長されるわけですね。それで、50万円が60万円になったりということで、この対象の方々への周知というのは、本人たちが申請しないと、これは駄目ですよ。そこについては、本人たちによく理解があればいいんですけども、ない場合に、当局として「こういうふうに変更になりました」というのは、どういうふうに周知をしようという考えですか。

○税務課長（濱田 茂君） お答えします。

今回の改正内容の周知につきましては、この承認をいただきましてから、すぐにホームページ等での周知をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（平野栄作君） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第2号は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は、承認することに決定しました。



日程第8 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（平野栄作君） 日程第8、承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第3号、専決処分の承認を求めることにつきまして説明を申し上げます。

令和4年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、緊急に志布志市都市計画税条例を改正する必要性が生じ、同日に志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

内容につきましては、商業地等の土地の税額の上昇幅を、令和4年度に限り、評価額の2.5%とする激変緩和措置の設定及び引用している法律の改正に伴う項ずれの修正であります。

なお、この条例は、関係法律の施行の日と同じく、令和4年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第3号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は、承認することに決定しました。



#### 日程第9 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（平野栄作君） 日程第9、承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第4号、専決処分の承認を求めることにつきまして説明を申し上げます。

令和4年3月31日に地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、緊急に志布志市国民健康保険税条例を改正する必要性が生じ、同日に志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○**税務課長（濱田 茂君）** 承認第4号、令和4年3月31日に専決処分しました志布志市国民健康保険税条例の改正点について、補足して説明を申し上げます。

今回の改正は、世帯主が年間に支払う国民健康保険税の医療及び後期高齢者支援金の基礎課税額に係る課税限度額を引き上げるものでございます。

それでは、付議案件説明資料の6ページをお開きください。新旧対照表については12ページになります。

6ページの3の（1）ですが、基礎課税額に係る課税限度額を現行の63万円から65万円に2万円の引上げ、（2）ですが、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の19万円から20万円に1万円の引上げとしております。介護納付金課税額に係る課税限度額については、17万円のまま据え置きとしております。

本条例は、令和4年4月1日から施行であります。

補足説明は以上でございます。御審議方よろしくようお願い申し上げます。

○**議長（平野栄作君）** これから質疑を行います。質疑はありますか。

○**20番（福重彰史君）** 今回、引上げということでございますけれども、それぞれ影響の出る人数は何名になるのでしょうか。

○**税務課長（濱田 茂君）** お答えいたします。

影響のある世帯数でございますけれども、まず医療保険分で3世帯、後期高齢者支援金分で14世帯が課税限度額未満となるところでございます。

○**議長（平野栄作君）** ほかにございませんか。

○**19番（小園義行君）** それぞれどういった影響があるのかということですね、もう一回ちょっと教えてください。今、福重議員のほうからもありましたが、それぞれでどういった影響がこの国民健康保険に加入される世帯であるのかということが一つと、この金額ですね、合わせると83万円それぞれ上がっていきますね。これは、どのくらいの収入だとここにいくわけですか。

○**税務課長（濱田 茂君）** 影響についてでございますけれども、この限度超過額の変更に伴いまして、まず医療保険分で約160万円、後期高齢者支援金分で約102万円の納税者負担の増が見込まれるところでございます。

年収ベースでどういった世帯が対象になるかということですが、所得額ベースで申し上げます。まず医療保険分でございます。今までの63万円を超える所得が約761万円の年間総所得額が目安でございましたが、改正後の65万円に到達する総所得の目安額としては約785万円で、24万円ほど上限が上がることとなります。後期高齢者支援分が、今までの19万円を超える所得が約673万円の年間総所得でしたが、改正後の20万円に到達する総所得の目安額としては約709万円で、約36万円ほど上限が上がることになるところでございます。

○**19番（小園義行君）** 医療分のもう一回、さっきちょっと聞こえなくて3世帯とおっしゃっ

たんですか。3世帯と14世帯と、そういう理解でいいですか。

○税務課長（濱田 茂君） 申し訳ございません。

影響のある世帯数でございます。医療保険分は3世帯、後期高齢者支援金分は14世帯が、課税限度額未満となるところでございます。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○19番（小園義行君） 今回、国民健康保険税の課税限度額変更ということで、また引上げです。私、議員になりまして三十数年になります。それまでは、共済組合に入っていましたので国民健康保険は全く無縁のもので、議員になりましてから、「ああ、こういうのがあるのか」ということも少し勉強させていただいて、それからずっと課税限度額が引き上がって、この現状です。確かに収入として785万円、一方で709万円、「それぐらいもらってれば払ってもいいじゃないか」という、そういうことかもしれないけれども、国民健康保険の税額を計算する際に、この間いろいろ移動がありました。県が運営の責任者になっています。そうした中で、地方にはこれだけの納付金を上げなさいと、たったこの一遍であります。その決め方も一人当たりの医療費がどうなるのかということを用意して、それでくるというようなやり方で、前期高齢者が現実にいる間にそれを計算して、税額が決定していくというようなやり方でありまして。そうした意味からしたときに、当然、前期高齢者は74歳を過ぎますと後期高齢のほうに移りますね。そういうことを考えると、当然、これは毎年引き上がるような仕組みになっているというふうに、私は理解をしていました。こういうことをずっとやっていると、このぎりぎりのところの方たちは大変な思いをされて、実際、国民健康保険税を払うということになるわけですね。そういった意味からしたときに、もうそろそろこういった毎年限度額を上げていくというこのやり方はですね、少し考えていただきたいというふうに思います。当然、国の法律でこういうことですので、当局としてはそうでしょうけど、これは1億円をもらう人でも同じですよ、金額はね、課税上限ですから。そういったのを考えたときに、もうそろそろ国が本当に国民皆保険で社会保障としているんだったら、ここは見直しをして、どんとやるべきだというふうに私は思います。

そういった意味で、この課税限度額をこんなに毎年毎年引き上げていく、そういうやり方はどうなんだろうね。今コロナ禍で、大変厳しい状況の中で国民健康保険税を納められている人たちがいますけれども、税金ですので、納めないという方はおられないんですよ。ぜひね、国に対しても、こういったやり方は問題だというぐらいいはないといけないというふうに私は思います。私が平成3年に議員になってからずっと引き上がってきて、現状ここです。これはびっくりしました。でもこういうやり方は、そろそろ考えないといけないんじゃないですかね。国民健康保険に加入されている方たちの実態を考えたら、とても賛成なんかできないというふうに私は思います。

○議長（平野栄作君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） これで討論を終わります。

これから採決します。採決は、起立によって行います。

お諮りします。承認第4号は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平野栄作君） 起立多数です。

したがって、承認第4号は、承認することに決定しました。

○

日程第10 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度志布志市一般会計補正予算（第13号））

○議長（平野栄作君） 日程第10、承認第5号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第5号、専決処分の承認を求めることにつきまして説明を申し上げます。

本案は、地方交付税の額、地方債の同意額の確定等に伴い、緊急に令和3年度志布志市一般会計予算を補正する必要が生じ、令和4年3月31日に令和3年度志布志市一般会計補正予算（第13号）を専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（折田孝幸君） 承認第5号、令和3年度志布志市一般会計補正予算（第13号）について、その概要を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に5億6,668万円を追加し、予算の総額を323億9,955万円としております。

補正予算書の5ページ、付議案件説明資料は13ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正でございますが、今後の事務執行及び事業の性質上、年度内にその支出が完了しない見込みとなったため、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業を追加したものでございます。

補正予算書の6ページをお開きください。

第3表、地方債補正ですが、起債同意額の確定に伴い、合併特例事業など6件の地方債を総額3,580万円減額変更しております。

それでは、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

まず、歳入予算についてですが、補正予算書9ページの2款、地方譲与税から20ページの10款、

地方特例交付金は、国の交付金額の確定に伴うもので、9ページの2款、地方譲与税、1項、地方揮発油譲与税は1,943万2,000円増額、10ページの2項、自動車重量譲与税は6,721万円増額、11ページの3項、森林環境譲与税は72万3,000円減額、12ページの4項、特別とん譲与税は1,888万8,000円増額、13ページの3款、利子割交付金は68万円増額、14ページの4款、配当割交付金は449万6,000円増額、15ページの5款、株式等譲渡所得割交付金は770万7,000円増額、16ページの6款、法人事業税交付金は4,747万円増額、17ページの7款、地方消費税交付金は2億2,281万9,000円増額、18ページの8款、ゴルフ場利用税交付金は36万8,000円増額、19ページの9款、環境性能割交付金は667万6,000円増額、20ページの10款、地方特例交付金は1,108万7,000万円増額しております。21ページになりますが、11款、地方交付税は、交付金額の確定に伴い、特別交付税を2億116万5,000円増額し、交付総額は71億792万1,000円となりました。

22ページをお開きください。

15款、国庫支出金は、国からの交付決定通知に伴い、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を745万5,000円増額しております。

23ページになりますが、18款、寄附金は、企業版ふるさと納税寄附金を30万円計上しております。

24ページをお開きください。

19款、繰入金、1項、基金繰入金、5目、地域づくり推進基金繰入金を456万4,000円、15目、ふるさと志基金繰入金を856万5000円、財源振替としましてそれぞれ減額しております。

25ページになりますが、21款、諸収入は、収入金額の確定に伴い、競艇場外発売場オラレ収入金を57万9,000円増額しております。

26ページをお開きください。

22款、市債は、事業費の確定に伴い、総額3,580万円減額しております。

次に、歳出予算についてですが、27ページの2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費は、市財政の健全な運営に資するため、財政調整基金へ3億円、公共施設の将来にわたる維持管理等を図る観点から、施設整備事業基金への積立金を2億6,652万4,000円増額しております。

4目、企画費は、企業版ふるさと納税基金への積立金を30万円増額しております。

31ページをお開きください。

6款、農林水産業費、2項、林業費、2目、林業振興費は、森林環境譲与税基金への積立金を72万3,000円減額しております。

33ページをお開きください。

7款、商工費、1項、商工費、1目、商工総務費は、オラレまちづくり基金への積立金を57万9,000円増額しています。

また、その他の歳出補正予算については、増減はなく、歳入の地方債の増減に伴う財源振替と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当実績に伴い、基金との財源振替を行っております。

以上が、承認第5号の主な内容でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） 今、承認第5号ですが、ここで子育て世帯への臨時特別給付金給付事業ということで、いわゆる年度内にちゃんとしないといけないというのは分かるんですけど、これは3月31日までに生まれた人にやりますよということですがね。国の法律ですからそうなんですけど、学校教育でいくと、4月1日までの方は同学年になるんですね。もちろん予算上は31日で終わらないといけないというのはあるけど、ここらについて国の見解はどうだったんですか。同じ年度内の3月31日に生まれた人には出るけど、4月1日は駄目よって、そこに対してのちゃんと後の措置みたいなのは、国からはどういうふうに来ているんですか。学校としては、4月1日まで同じ学年ですのでね。そこらは何も来ていませんか、来ていなければいいんですよ。

○福祉課長（木村勝志君） 今ありましたとおり、学年としては4月1日までだとは考えているところでございますが、国のこの制度につきましては、3月31日までに生まれた子供ということが対象になっているところでございます。

○議長（平野栄作君） ほかにございせんか。

○13番（西江園 明君） 私も今のこの繰越明許費でお聞きしたいんですけど、先ほどの報告第1号で、この予算は繰越しをされているわけですけど、今回この承認第5号として、説明資料13ページに繰越明許費補正という形で同じ額が計上されているんですけど、報告第1号と、これは補正という表現がしてありますけど違うんですかね、別途出てきたんですか、それとも同じ額。この報告第1号と承認第5号との関係はどうなっているのか、ちょっとお伺いします。

○財務課長（折田孝幸君） 内容的には、全く同じものでございます。当然、3月31日付でこの予算については専決をさせていただいたということでございますが、議会への流れというか、報告案件を先に行って、それから専決の承認のほうに結び付けていくというような流れになりますので、こういった形で前後するような雰囲気もあるかと思っておりますけれども、全く同じ案件でございます。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第5号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第5号は、承認することに決定しました。



○

日程第11 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市消防団条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（平野栄作君） 日程第11、承認第6号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第6号、専決処分の承認を求めることにつきまして説明を申し上げます。

本案は、消防団員の公務のための旅行に係る費用弁償を支給するため、緊急に志布志市消防団条例を改正する必要が生じ、令和4年4月15日に志布志市消防団条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（小山錠二君） それでは、承認第6号、志布志市消防団条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして、補足して説明を申し上げます。

付議案件説明資料は14ページになります。

本件は、消防団員の公務のための旅行に係る費用を支給するにあたりまして、条例中の当該費用弁償に係る規定を、出動報酬に係る規定と明確に区別できるよう整備したものであります。

内容につきましては、第16条を第17条とし、第15条第4項を削り、同項に規定されていた内容を新たに第16条として「費用弁償」の見出しを付して規定するものであります。

なお、本条例は、費用弁償支給の支出負担行為の決定に間に合うように施行する必要がありましたので、令和4年4月18日から施行するものとし、同月15日付で専決処分したものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（小園義行君） 1点だけお願いします。

この消防団員が公務のための旅行とは、具体的にはどんなことが起こるんですか。

○危機管理監（萩原政彦君） 主なものとしたしましては、県の消防学校に入校するための費用が費用弁償として支出されるものとなっております。

○議長（平野栄作君） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第6号は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第6号は、承認することに決定しました。



## 日程第12 施政方針

○議長（平野栄作君） 日程第12、施政方針を議題とします。

市長の施政方針に関する説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 本日ここに、令和4年第2回志布志市議会定例会の開会にあたり、令和4年度における市政運営についての所信の一端を述べますとともに、主要施策の概要について説明を申し上げます。

先般の3月定例会におきまして、私の2期目の市政運営の基本的な考え方としまして、市民が主役のまちづくりを基本に、志布志市に住んでいる市民を決して一人ぼっちにさせない、誰一人取り残さないまちづくりを目指し、1期4年の実績を礎とした基礎固めからまちづくりへ、本市のさらなる発展に向けてステップアップするため、市民の皆様と約束した八つの政策ビジョンに基づき、所信を申し述べさせていただきました。

八つの政策ビジョンの実現に向けて、すぐに取り組める施策につきましては、今回、予算化するとともに、調査・検討を要する施策、4年かけて取り組む施策など、各般の施策の推進にあたりましては、様々な課題があるところでございますが、必要に応じて関係課職員によるプロジェクトチームを立ち上げるなど、様々な角度から課題を洗い出し、課題解決に向けた分析・検討を行うなど、施策が円滑に実施されるよう相互に連携を図りつつ、総合的かつ計画的に取り組んでまいります。

子供から高齢者まで全ての市民が豊かに安心して暮らせるまちづくりの実現に向けて、「行ってみたいまち・住んでみたいまち・住んでよかったまち」そう思える志布志市を目指し、全力で市政運営に邁進してまいります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大から2年を経過し、依然として、収束の見通しが立たず、闘いは続いています。

医療、保健、介護等の現場を支えていただいている多くの方々、感染対策に御協力いただいている事業者の方々、そして、市民の皆様から感謝を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、全国的にオミクロン株やその変異株による感染が急拡大する中、本市におきましても、断続的に感染者が増加し続けている状況にあることから、関係機関、医療機関等との密接な連携を図り、医療体制を確保するとともに、ワクチンの追加接種を加速化し、希望する対象者の接種を早期に完了するよう取り組んでまいります。

感染症の影響により、飲食店に対する営業時間の短縮要請等が実施されるとともに、観光客の減少等の社会経済活動の停滞により、地域経済は厳しい状況に直面しておりますが、市民の皆様

の御協力をいただきながら、市民の皆様と共にこの難局を乗り越えていきたいと考えております。

市民の皆様におかれましては、こまめな手洗い・手指消毒、三密の回避等、国や県が示す感染の基本的予防策を引き続き徹底していただきますよう、御理解と御協力をお願い申し上げます。

喫緊かつ最優先の課題としましては、何よりも新型コロナウイルス感染症への対応であり、強い警戒感をもって、感染状況を注視しつつ、市民の皆様の安全・安心のため、感染防止対策や重点的かつ効果的な支援策をしっかりと講じ、事業の継続と雇用の確保、生活の下支えを行い、社会経済活動との両立が図られるよう、万全を期してまいります。

令和4年3月末に策定した第2次志布志市総合振興計画後期基本計画は、令和4年度を初年度とし、令和8年度までの5か年計画であり、基本構想に掲げる七つの基本目標の実現に向けて、重点的に取り組む施策、目標値、施策の方向性等を定めるとともに、まち・ひと・しごと創生総合戦略を包含し、総合振興計画と整合を図りつつ、一体的に取り組み、進行管理、効果検証等を行ってまいります。

持続可能な開発目標SDGsの理念を踏まえ、総合振興計画に基づく各施策を実施するとともに、多様な主体との連携や積極的な周知啓発に努め、その達成に向けた取組を推進してまいります。

現在、地方を取り巻く環境は、少子高齢化に伴い、人口が減少するとともに、地方から首都圏への人口流出に歯止めがかからない状況となっておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とした地方への移住や就業に対する関心が高まり、働く場所を問わないテレワークが新しい働き方として広く認知されるなど、これらを地方への新たなひと・しごとの流れにつなげていくためにも、本市の魅力を高め、人を引き付ける地域づくりに取り組み、その魅力をしっかりと発信していく必要があります。

国におきましては、デジタル社会の実現に向けて、迅速かつ重点的な取組が行われるとともに、2050年カーボンニュートラルを宣言し、脱炭素社会の実現に向けて、官民を挙げて取組が加速化しています。

今後とも、これらの時代の流れに的確に対応し、さらなる地方創生の推進に積極的に取り組みつつ、各施策を着実に推進し、本市の将来都市像である「未来へ躍動する創造都市 志布志」の実現に向けて、全力を挙げて取り組んでまいります。

これらの市政運営にあたりましては、庁内横断的に連携し、情報共有を図り、行政サービスのさらなる充実や施策の課題解決に向けて、全課で取り組み、市民目線を基本として、四つの行政経営指針である「顧客満足度志向・オンリーワン・成果主義・先手管理」を基軸として、行政運営の効率化を図ってまいります。

現場主義の徹底を図り、多くの現場に出向き、市民の声をしっかりと反映させる市政の実現に向けて、本市が持続的に発展していくために、市政の推進に全力で取り組んでまいります。

次に、令和4年度の予算編成につきまして申し上げます。

市長選挙の影響により、一般会計当初予算は義務的経費、継続事業等を主体としたいわゆる骨

格予算となり、政策的経費や新規事業等を追加する補正予算、いわゆる肉付け予算を今定例会に提案させていただくところでございます。

地方交付税が一本算定となり、国においては財政健全化の目標達成に向けた歳入歳出両面の改革を、県においては行財政改革をそれぞれ着実に推進しつつあることから、歳入の伸びは期待できない一方で、人件費や扶助費など義務的な経費や他会計への繰出金等固定的な経費が増加しつつあり、さらに厳しい財政運営が見込まれているところです。

これらのことを踏まえまして、令和4年度の予算編成にあたりましては、引き続き「入るを量りて出ざるを制す」を基本方針として、事務事業優先度評価を行い、所期の目的を達成した事業の廃止を前提に、整理・統合・縮減を徹底し、継続して実施する事務事業につきましても、ゼロから積み上げるなど、選択と集中によるメリハリのある予算編成に努めてまいりました。

その結果、肉付け予算後の令和4年度の一般会計予算の規模は267億7,039万2,000円となり、前年度当初予算と比較し、3.5%の増となったところです。

職員一人ひとりが徹底したコスト意識の下、国・県等の動向にも的確に対応しつつ、健全な財政運営を維持し、持続可能な財政基盤を構築するため、歳入歳出両面にわたる行財政改革に取り組んでまいります。

以下、主要施策の概要につきまして申し上げます。

まずは、新型コロナウイルス感染症への対応にあたりましては、社会経済活動を継続しつつ、感染拡大を防止することを基本に対策の徹底を図り、感染症の克服と地域経済の好循環に向けて取り組んでまいります。

市民の新型コロナウイルスに対する不安解消を図り、無症状の陽性者を早期に発見するため、医療機関におけるPCR検査費用の一部を助成するとともに、市民が自らの体調が気になる場合に、セルフチェックとして検査を実施するための医療用抗原検査キットの購入費用の一部を助成することにより、市内の感染症拡大防止を図ってまいります。

既存店舗のリフォームや新しい生活様式の導入費用の一部を助成する事業継続設備投資等支援事業や、商工業事業者と宿泊事業者に対する事業存続への支援を行う経営持続化しゅし版応援給付金事業により、事業の継続を図ってまいります。

市民の消費意欲を喚起するため、引き続き、市内の事業所で利用することができるプレミアム商品券を発行し、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業所を支援し、地元消費の拡大の促進に取り組んでまいります。

フェリーさんふらわあの利用促進を図る誘客促進特別支援事業、コロナ禍におけるマイクロツーリズムの需要の高まりを踏まえ、一般企画旅行や県内教育旅行等の団体旅行の誘致に資する貸切バス誘致事業、コロナ禍において人気が高まりつつあるサイクリングに関連したイベントを実施し、誘客促進を図るサイクルツーリスト誘客促進事業等の観光需要喚起策に、引き続き積極的に取り組んでまいります。

市内企業の人材確保や認知度の向上を図るため、企業のPR動画の制作に要する経費の一部を

助成し、SNSや市ホームページを通じて、若者層への浸透や就職希望者に対する効果的な周知を図り、コロナ禍で制限された就職活動のオンライン化に対応してまいります。

市民の利便性の向上を図るため、証明書のコンビニ交付を導入し、市民サービスの向上と新型コロナウイルス感染症の感染リスクの軽減を図ってまいります。

コロナ禍において食材料費が高騰する中であって、これまでと同様に栄養バランスや量を保った学校給食が実施されるよう、食材料費の高騰分を補填することで、保護者の経済的負担の軽減を図り、子育て世帯への支援を行ってまいります。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、コロナ禍における影響を受けた市民や事業者の負担軽減等必要な支援を迅速に行ってまいります。

次に、第2次志布志市総合振興計画のまちづくりの基本目標に沿って、順次説明を申し上げます。

基本目標1は、「郷と郷」「人と人」「物と物」のつながりがあるまちです。

志布志港の整備・機能充実につきましては、国際バルク戦略港湾の早期供用開始や幹線貨物を取り扱う岸壁の耐震化とともに、原木流出防止等の安全対策、農林水産物・食品の輸出促進のための施設整備等の要望活動を行ってまいります。

国際コンテナターミナルの岸壁延伸部が1月に供用開始となり、さらなるコンテナ取扱量の増加が見込まれることから、年間蔵置能力12万TEUを超えるコンテナ貨物取扱量を目標として、経済活動の回復を視野に入れた官民一体のポートセールス活動や農林水産物・食品の輸出促進に取り組むとともに、感染症対策を講じつつ、志布志港のPR活動や助成制度等の周知により、RORO船、コンテナ船等の国内外定期航路の利用促進を図り、志布志港のさらなる発展に向けて取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、フェリーさんふらわあの利用者減少が続いていることから、誘客促進を支援するとともに、県、近隣市町、関係団体等と連携し、WEBやSNS等を活用するなどコロナ禍でも取り組むことができる企画や情報発信に努め、さらなる利用促進を図ってまいります。

東九州自動車道につきましては、昨年7月に志布志～鹿屋串良間が開通したことに伴い、本県区域の全ての市町がつながり、交通の利便性の向上が図られました。

県境～志布志間につきましては、公共用地先行取得制度を活用し、引き続き用地取得に取り組んでまいります。

全線開通のため、残された南郷～奈留間の早期事業化に向けて、関係団体等と連携し、要望活動に取り組んでまいります。

都城志布志道路につきましては、3月12日に乙房～横市間が開通し、全延長の約80%が供用されました。現在、志布志道路におきましては、橋梁工事等が進められており、防災・経済・医療の道として、関係機関等に早期の全線供用を要望してまいります。

幹線道路の整備につきましては、国道220号の歩道、交差点改良等の整備促進や県道の採択路

線の早期完成に向けて、積極的な要望活動を行い、地域間格差の是正を図ってまいります。

市道整備につきましては、平成21年度から整備を進めてきた市道水ヶ迫線が昨年12月に開通し、安全・安心な交通体系を確立しました。今後は、整備が急がれる都城志布志道路沿線の市道整備や東九州自動車道夏井インターチェンジへのアクセス道路等の整備を計画的に実施してまいります。

地域公共交通につきましては、令和4年1月から予約型乗り合い送迎サービス「チョイソコしぶし」の運行エリアが市内全域に拡大し、市民の利便性の向上が図られました。10月からの本格運行に向けて、実証運行の利用状況等を分析し、さらなる利用促進に努めてまいります。

本市にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにする地域公共交通のマスタープランである地域公共交通計画を作成してまいります。

作成にあたりましては、関係機関、交通事業者、利用者等により構成される志布志市地域公共交通活性化協議会が実施主体となって、協議の促進を図り、持続可能な旅客輸送サービスの確保に資するよう取り組んでまいります。

地域課題に応じた計画的な整備につきましては、都市計画マスタープランに基づき、野井倉地域の一部を志布志都市計画区域に編入し、適切な土地利用の誘導を図ってまいりました。今後も、計画的な土地利用の誘導や見直し等を行ってまいります。

空き家対策につきましては、引き続き危険廃屋の解体及び撤去に係る費用の補助を行うとともに、管理不全な空き家の所有者及び管理者に対して助言・指導等を行い、市民の安全・安心な住環境の確保を図ってまいります。

未利用土地の有効活用と適正管理を図るため、ランドバンク制度の調査・研究に努めてまいります。

情報通信技術の活用につきましては、行政告知放送端末の設置促進を図るとともに、防災拠点となる公共施設に公衆無線LANを整備し、災害時に必要な情報伝達手段の確保を図ってまいります。

デジタルの利活用に不安のある人を対象にスマートフォンの活用講座を開催し、デジタル・デバイドの解消を図ってまいります。

基本目標2は、自然や風土と共生する安心で豊かなまちです。

住環境の整備につきましては、志布志市住生活基本計画に基づき、木造住宅の耐震改修や危険ブロック塀の撤去など、住宅リフォーム助成事業を活用しつつ、新たに大雨等により浸水被害のおそれのある区域にある住宅及びその敷地に被害の軽減を図るための止水板等の設置に要する経費の一部を助成し、安全で安心して快適に生活できる住環境の整備に努めてまいります。

移住や交流の促進につきましては、移住・交流支援センター「エスプラネード」を中心として、移住体験ハウスや出会い支援などさらなる事業展開を図るとともに、U・Iターン者の住宅の購入や東京圏からの移住に対する支援、定住促進住宅用地の分譲、空き家バンク制度等、一体的な取組を行うことにより、移住・定着の促進を図ってまいります。

若い世代の出会いの場の創出や新婚世帯への経済的支援等を行い、安心して結婚し、子供を産み育てることができる環境の整備に努めてまいります。

市内高等学校の活性化を図るため、通学や各種検定受験に係る支援を行うとともに、地域に誇りを持ち、地域に根づくような人材の育成を推進してまいります。

民間事業者提案制度等を通じて、企業等との連携体制を積極的に構築し、パートナーシップの下、地域や地域の人々との多様な関わりを深めることにより、関係人口の創出・拡大を図ってまいります。

市外に進学した若者が、就職・転職を機に地元へ帰り、地元で働くという選択を後押しし、Uターンと地元企業への就職を促進することにより、本市への定着を図るため、奨学金返還支援の検討を行い、人口減少対策に取り組んでまいります。

生活道路の整備・保全につきましては、舗装個別施設計画に基づき、計画的な舗装修繕を行い、誰もが安全で快適に利用できるよう市道の維持管理に努めてまいります。

良質で安定した水の供給につきましては、水道施設の適切な管理を行い、市民の安全性とライフラインを確保するとともに、老朽化した施設の計画的な改修を行い、長寿命化を図り、健全な経営基盤の確立に努めてまいります。

再資源化の推進につきましては、使用済紙おむつの再資源化の実現に向けて、引き続きモデル地区の回収等を実施することにより、地域内循環を確立し、循環資源の有効活用と環境負荷の低減を図るための取組を推進してまいります。

脱炭素社会の実現に向けた取組の推進につきましては、2050年までの二酸化炭素排出実質ゼロを目指し、将来世代も安心して暮らせる持続可能な循環型社会を構築するため、2月24日に「志布志市ゼロカーボンシティ」を宣言しました。

市民、事業者及び行政が一体となって、地球温暖化対策に取り組むため、機運の醸成を図ってまいります。

脱炭素社会の実現に向けた計画を策定するとともに、庁舎内照明のLED化を進め、公用車の更新においては、電気自動車の導入を図り、地球温暖化対策の推進に積極的に取り組んでまいります。

生物多様性の保全につきましては、志布志市生物多様性地域戦略の推進を図るため、「(仮称)生物多様性センター」を設置し、生物多様性の保全活動や情報発信に取り組むとともに、自然体験や環境学習の機会を提供し、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する理解を深め、生物多様性の主流化を図り、新たな「自然と共生する社会」の実現を目指して取り組んでまいります。

消防体制の強化につきましては、地域防災の中核として円滑な活動ができるよう消防団員を確保するとともに、研修、各種訓練等により、消防団員の資質向上に努めてまいります。

消防用設備・機器の充実につきましては、車両、資機材等を整備するとともに、防災行政無線や行政告知放送端末などにより、迅速かつ正確な情報伝達に努めてまいります。

地域防災力の向上につきましては、11月に地震・津波を想定した県総合防災訓練を開催し、市

民の参画や防災関係機関との連携強化を図るとともに、市民の防災意識の向上を図ってまいります。

自助・共助による地域防災力の向上を図るため、防災士の資格取得に要する経費の一部を助成し、地域防災の担い手の育成を図ってまいります。

防災・減災対策の充実につきましては、近年多発する自然災害の対応に万全を期すため、気象に関する情報収集を的確に行い、市民の迅速な避難行動につながるよう、早めの避難情報の発令を実施するとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、十分なスペースを確保した避難所の開設に努めてまいります。

豪雨等により宅地内に流入した土砂等の復旧作業に要する経費の一部を助成し、被災宅地の早期復旧を図ってまいります。

津波対策につきましては、押切西地区の避難困難区域の解消を図るため、津波避難施設として、築山高台を整備し、地域住民の円滑な避難体制の強化を図ってまいります。

新たな法面防災対策としまして、国や県の補助事業の対象にならない宅地の法面の吹付けや擁壁等の法面防災工事に要する経費の一部を助成し、市民が安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

交通安全対策の充実につきましては、高齢運転者の事故防止を図る観点から、警察及び交通安全協会と連携し、交通安全教室、出前講座等を開催することにより、交通安全意識の普及啓発に努めるとともに、引き続き運転に不安を感じている高齢者の自主的な免許証返納を推進してまいります。

また、道路反射鏡、ガードレール等の交通安全施設の整備や老朽化施設の適切な維持管理に取り組んでまいります。

防犯対策の充実につきましては、警察及び防犯協会と連携し、うそ電話詐欺をはじめとする特殊詐欺等の被害防止広報、地域安全パトロール等を行うとともに、出前講座等を実施してまいります。

自治会等の所有する全ての防犯街灯のLED化を目指し、引き続き防犯街灯のLED転換に対する補助事業を実施し、地域の防犯と市民が安心して生活できる環境を整備してまいります。

また、消費者トラブルを未然に防ぐため、引き続き出前講座を実施するとともに、消費生活相談員による消費者被害やトラブルに対して専門的な見地からの支援を行ってまいります。

基本目標3は、大地の力と海の恵みを生かした魅力あふれるにぎわいのまちです。

雇用・就労の支援対策につきましては、就職合同説明会等への参加を促進し、企業と雇用のマッチング支援の強化を図ってまいります。

企業誘致の推進につきましては、積極的な企業誘致及び工場等の新增設等につながるPRを実施し、地域経済の活性化及び雇用創出を図るとともに、立地企業や地場産業の関係機関と連携し、企業の魅力発信を支援することにより、雇用者の確保に向けた取組を推進してまいります。

東九州自動車道及び都城志布志道路の整備が進み、物流アクセス面で優位となった臨海工業団



地につきましては、企業からの事業用地の求めに対応するため、4工区の早期分譲に向けて、事業の推進を図ってまいります。

担い手の育成・確保につきましては、農業公社等の研修事業や親元就農による新たな担い手の確保を図るとともに、国の新規就農者育成総合対策等を活用しつつ、本市独自の支援策として、昨今の資材高騰による初期投資の抑制を図るため、異業種から参入する新規就農者に対し、施設整備に対する支援を実施してまいります。

農業の振興につきましては、本市の基幹産業である農業は、担い手の減少に加え、燃油、農業用資材等の高騰による経費の増加等様々な課題が山積しており、その解決策の一つとして、新規就農、農業経営等の相談に対応する窓口となる「(仮称)農業サポートセンター」を設置し、専門家や関係機関と連携し、状況に応じた相談支援体制の整備を図ってまいります。

国の策定した「みどりの食料システム戦略」を踏まえ、地域の実情に応じた本市独自の戦略を含めた農業振興計画を策定してまいります。

茶業の振興につきましては、販売価格が依然として厳しい状況にあることから、国・県の補助事業を活用し、生産コストの縮減を図り、収益性の向上に取り組むとともに、燃油高騰による負担軽減を図るため、製茶工場の省エネルギー設備の導入に要する経費の一部を助成し、生産コストと環境負荷の低減を図ってまいります。

農産物の輸出拡大につきましては、農協及び農業生産法人等と情報共有を図り、商談会への参加につなげることにより、農産物の販路拡大を図ってまいります。

産地パワーアップ事業を活用し、ヒートポンプの導入を支援することにより、燃油高騰による施設園芸へのコスト低減を図るとともに、引き続き収入保険制度への加入を推進し、安心して農業生産に専念できる環境の整備に努めてまいります。

サツマイモ基腐病につきましては、本市においても深刻な被害状況となっております。

基腐病対策の基本は、病原菌を「持ち込まない、増やさない、残さない」ことであり、生産者、関係団体等と連携し、防除対策、排水対策、土層改良等に総合的に取り組み、産地の維持及び経営継続を図ってまいります。

有害鳥獣による農作物への被害が甚大であり、近年は住宅地に出没するなど、環境被害も増えております。市猟友会と連携し、個体数の抑制を図るとともに、電気柵や地域での防止柵の設置により、「個体数を減らす、侵入を防ぐ、寄せ付けない」対策を総合的に推進し、鳥獣害に対する地域住民の意識高揚と被害の低減に努めてまいります。

畜産の振興につきましては、10月に鹿児島県で開催される第12回全国和牛能力共進会の連覇に向けてオール鹿児島で取り組み、出品に向けて関係機関と連携し、飼育指導の対策の強化を図り、鹿児島黒牛の銘柄確立に向けて努めてまいります。

全共鹿児島大会を契機として、コロナ禍からの牛肉の消費回復を図るため、市内各種イベント等での牛肉の試食提供や商店街にのぼり旗を設置するなど、牛肉の消費拡大に向けたPRと機運の醸成を図ってまいります。

疾病・防疫対策につきましては、国内で鳥インフルエンザや豚熱の発生が続くなど、本市での発生リスクの高まりを見せていることから、引き続き海外悪性伝染病の侵入対策及び防疫体制の強化に努めてまいります。

林業の振興につきましては、森林組合等と連携し、志布志市森林整備計画に基づく取組の充実や施業の集約化を推進するとともに、森林保全に対する意識の高揚や木材の安定供給による所得の向上を図ってまいります。

森林環境譲与税を活用し、経営管理が行われていない森林の経営管理権を取得して、森林の適切な管理を推進してまいります。

林道整備につきましては、林道御在所岳線の用地取得・立木補償を進め、計画的に工事着手できるよう取り組むとともに、林道の適切な管理に努め、機能の維持を図り、木材生産量の拡大につながる路線の整備を図ってまいります。

水産業の振興につきましては、イワガキ、ヒオウギガイ等の安定した出荷体制の構築を図り、本市の海産物の魅力を発信するとともに、取引先の新規開拓やふるさと納税返礼品としての活用を図ってまいります。

県営事業の活用により、枇榔島沖にイセエビの増殖場を整備し、水産資源の維持・回復を図ってまいります。

夏井漁港につきましては、水産物供給基盤機能保全事業による防波堤の長寿命化対策事業工事を10年計画で行っているところであり、引き続き漁協、関係機関等と連携し、施設の保全を図ってまいります。

畑地かんがいの推進につきましては、土地改良区と連携し、畑地かんがい施設を適切に維持管理しつつ、長寿命化を図るとともに、さらなる水利用の普及拡大及び畑作物の収益性の向上を図ってまいります。

ほ場整備の推進につきましては、経営体育成基盤整備事業の上門地区は、区画整理工事とパイプライン施工を中心に事業を進めており、農地環境整備事業の蓬原中野地区ほ場整備は、迫田換地区の区画整理工事に着手したほか、開田換地区の配分案の公表を行いました。

今後も関係機関と連携し、地元関係者の協力を得た上で、事業の早期完成に向けて取り組んでまいります。

多面的機能支払交付金事業につきましては、現在、23組織が約1,620haの農地及び農道・用排水路などの地域資源の保全管理に資するため、農家と地域住民との共同活動により、農村の多面的機能の維持・発揮に取り組んでいるところであり、持続可能な地域資源や農村環境を次世代に引き継ぐためにも、関係機関と連携し、適切な保全管理に努めてまいります。

商工業の振興につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で疲弊した事業者を支援するための経済対策を実施するとともに、経営の持続化及び産業振興の拡充を図ってまいります。

観光の振興につきましては、第2次志布志市観光振興計画に基づき、本市の「人や文化」、「歴史と自然」という資源を最大限に活用し、かつ、融合させた志布志らしさのあふれる観光を推進

し、「稼ぐ観光」の実現に向けて取り組んでまいります。

依然として出口が見えないコロナ禍ではありますが、外出や旅行への意識が高まりつつあることから、近隣地域からの一般の企画旅行や教育旅行等のマイクロツーリズム誘致活動やスポーツ合宿誘致と併せて、フェリーさんふらわあやJR日南線等の交通機関の利活用を促しつつ、継続的な経済波及効果とアフターコロナに向けた機運の醸成を図ってまいります。

令和5年2月下旬頃に、志布志港新若浜地区で全日本実業団自転車競技連盟主催の自転車ロードレース大会「(仮称)志布志クリテリウム」が特設コースを設置し、開催されることが決定しました。

これを契機として、市民の自転車への関心を高め、市民から親しまれる港としての活用を図るとともに、市外からのサイクリストの誘客を図るため、観光施設や宿泊施設等へのサイクルステーション機能を整備し、サイクリストの受入環境の充実を図ってまいります。

志布志市街地を中心にゆっくりと気軽にサイクリングを楽しみながら、スタンプラリーを実施する「ポタリングイベント」の開催やフェリーさんふらわあを活用したサイクリストモニターツアー等の商品の開発を行い、SNS等による効果的な情報発信を図り、サイクルツーリズムを推進してまいります。

新たな観光拠点施設の整備を推進するため、ダグリ岬ベイサイドパーク構想の実現に向けて取り組んでまいります。

特産品のPRと販路拡大につきましては、観光特産品協会や東京駐在所などの関係機関と連携を図り、ふるさと納税推進事業による本市の魅力ある特産品の認知度向上を生かした取組を推進するとともに、特産品直売所である「港湾通り」の魅力ある売場づくりによる販売強化に取り組み、観光客だけではなく、多くの市民の方々にも利用していただける店舗となるよう努めてまいります。

コロナ禍による巣ごもり需要をきっかけに通信販売の利用が定着し、今後、さらにインターネット市場が拡大することが見込まれることから、観光特産品協会が運営するオンラインショップへの誘導策を講じ、サイトの新規会員の獲得とさらなる売上増に向けて、連携して取り組んでまいります。

ふるさと納税における新たな地場産品の創出が地方創生に果たす役割は重要であり、「稼ぐ志布志」の実現に向けて、ふるさと納税事業者相談会を開催し、新たなふるさと納税返礼品事業者の増加を図ってまいります。

また、事業者の新たな返礼品の開発を支援するため、ふるさと納税チャレンジ補助金を創設し、地場産品の掘り起こしに取り組み、ふるさと納税を活用した地域資源のPRと地域の活性化を図ってまいります。

基本目標4は、生き生きと笑顔で暮らせるまちです。

緊急医療体制の確保につきましては、本市において必要な医療提供体制を確保するため、曾於地域、大隅地域及び都城地域の医療圏と連携し、引き続き事業の継続に取り組むとともに、曾於

地域の医療関係者と連携を図り、本市に必要な医療の誘致を協議してまいります。

子育て支援の充実につきましては、子育て世代のニーズを踏まえ、現在の子育て支援策を総合的に検討・見直しを行い、子育て世代に寄り添った施策を推進するとともに、ファミリー・サポート・センター志布志で実施する相互援助活動に関する利用者アンケート調査により、要望のあった事項について協議を行い、必要な見直しを検討してまいります。

また、認定こども園の施設整備に要する費用の一部を助成し、子供を安心して保育できる環境の整備を図ってまいります。

将来的な子育て支援センターと子育て世代包括支援センターの一体的な運営に向けた検討を行い、利用者の利便性の向上を図ってまいります。

母子保健の推進につきましては、引き続き子育て世代包括支援センター、保育所、認定こども園、産科医療機関等と連携を図り、妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援に取り組んでまいります。

幼児期・学童期におけるむし歯予防を図るため、市内全ての保育所と認定こども園でのフッ化物洗口の実施に向けて取り組むとともに、歯科口腔の専門職を配置し、乳幼児期から高齢期までのライフステージごとの歯科保健対策を強化・推進し、子供の健やかな成長や生活習慣の予防など全身の健康づくりにつなげてまいります。

地域福祉・高齢者福祉の充実につきましては、4月1日に開設した成年後見支援センターにおいて、周知啓発や相談支援を行うとともに、さらなる機能充実に向けた協議・検討を行ってまいります。

包括的な相談支援につきましては、介護と子育て、障がいと就労など生活における様々な課題を抱える世帯の早期の状況把握や支援に努めるとともに、関係機関と連携を図り、重層的支援体制整備事業への移行準備に取り組んでまいります。

敬老祝金につきましては、一定の年齢以上の高齢者全員に一律支給するため、本年中の関係条例の改正に向けて、支給対象者や額等の協議・検討を行ってまいります。

障がい者福祉の充実につきましては、発達に特性のある子供が身近な地域で療育事業を利用することができるよう、引き続き放課後等デイサービス事業の新規事業所開設を支援するとともに、新たに児童発達支援事業の新規事業所の開設や障害児相談支援専門員の整備を支援することにより、療育の場の充実を図ってまいります。

また、そお地区障がい者等基幹相談支援センターの相談員及びピアサポーターを増員し、障がいのある方のさらなる生活支援体制の充実を図ってまいります。

介護保険事業につきましては、高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画の2年目を迎え、引き続き高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう、介護予防、健康づくり、認知症対策等の充実・推進に取り組んでまいります。

在宅要介護者等実態調査を実施し、地域の実情に応じ、その特性を生かした次期計画の策定に向けて、準備を進めてまいります。

国民健康保険事業につきましては、特定健診の受診率の向上を目指し、包括連携協定企業を活用した周知啓発活動に取り組み、疾病の早期発見・早期治療及び重症化の予防に努めるとともに、医療費の抑制及び健康的な生活習慣に対する意識向上を図ってまいります。

また、県や国保連合会と連携し、安定的な財政運営及び効率的な事業運営の確保に努めてまいります。

生活弱者の支援につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、生活保護の新規申請が増加することが見込まれることから、新たに有明庁舎に経験豊富な面接相談員を配置し、相談体制の強化・充実を図ってまいります。

基本目標5は、心豊かで志あふれる人づくりと伝統・文化のまちです。

確かな学力の育成につきましては、学力の実態に基づき、分かりやすく深まりのある授業により、児童・生徒の学習意欲の向上を図るため、鹿児島大学との包括連携や学力向上推進アドバイザー等を活用して、教員の授業力の向上に努めてまいります。

また、GIGAスクール構想に基づき、整備された児童・生徒一人1台の学習端末等を活用しつつ、一人ひとりの特性や状況に応じた学びが実現できるよう努めるとともに、AI学習ドリルを導入し、教育の質的向上を図ってまいります。

就学援助世帯へのインターネット環境の普及を図るため、環境整備に対して就学援助費を支給し、児童・生徒の学ぶ機会の充実を図ってまいります。

ALTと小学校英語教育支援講師等の配置や中学生への英語技能検定受検料助成により、外国語教育環境の充実を図るとともに、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育むキャリア教育・主権者教育を推進してまいります。

個別の教育ニーズに応えるため、関係機関等と連携した早期の就学指導を行うとともに、支援が必要な児童・生徒に対して特別教育支援員の配置による支援体制の整備に努めてまいります。

豊かな心の育成につきましては、読書活動やボランティア活動、学校・家庭・地域の連携によるコミュニティ・スクールの充実を図り、道徳教育・人権教育を推進するとともに、いじめ、不登校、問題行動等の早期発見・早期解決に努めてまいります。

不登校児童生徒一人ひとりの状況に応じた多様な教育機会を確保するため、フリースクール等の民間施設の利用に要する経費の一部を助成し、社会的自立に向けた支援及び保護者の経済的負担の軽減を図ってまいります。

健やかな体の育成につきましては、「体力アップ！チャレンジかごしま」の全学級実施、一校一運動、体育の授業の充実等を通して運動に対する関心・意欲の高揚を図るとともに、体力・運動能力の向上に努めてまいります。

学校における感染症対策につきましては、感染状況を注視しつつ、感染リスクを最小限に抑え、円滑な教育活動の継続を図ってまいります。

食育の充実や基本的な生活習慣の確立につきましては、食の重要性や健康に関する意識の向上を図るとともに、むし歯を予防するため、関係課が連携してフッ化物洗口に取り組み、歯と口の健

康づくりを推進してまいります。

学校給食につきましては、児童・生徒に地域の食材の良さを認識してもらうため、特産品を活用した学校給食を提供するとともに、地域の特産品や郷土料理に対する理解と関心を深め、食材に対する感謝の心を育ててまいります。

本市の児童・生徒数は、少子化に伴い、年々減少しており、今後小学校の児童数がさらに減少することが見込まれていることから、学校の在り方を検討しなければならない時期に来ていると考えております。

まずは、総合教育会議におきまして、熟議を重ね、共通理解を図った上で、教育委員会が中心となって、各小学校の先生や保護者の方々等に学校ごとの児童数の推移等を示し、今後、子供たちにとって望ましい教育環境がどうあってほしいかなど、率直な意見等を伺い、その意見等を基に学校の在り方につきまして、今後の方向性を検討してまいります。

特別支援学校の誘致につきましては、現在、鹿児島県において、県立特別支援学校の在り方が検討されているところであり、この機を逃すことなく、関係団体、関係機関、近隣市町等と連携し、特別支援教育の充実に向けて取り組んでまいります。

教育環境の整備につきましては、学校施設長寿命化計画に基づき、老朽化した校舎及び体育館の改修をはじめ、トイレの洋式化や屋外施設等の改修を計画的に行い、全ての児童・生徒が十分な教育を受けられる環境の整備を図るとともに、通学路の危険箇所調査を実施し、通学路の安全確保対策を検討してまいります。

学校給食施設につきましては、老朽化した調理機器等の更新を行うとともに、学校給食衛生管理基準を遵守し、安全・安心な学校給食の提供に努めてまいります。

生涯学習の推進につきましては、引き続き新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、「いつでも、どこでも、だれでも」学べる機会の充実を図ってまいります。

少子高齢化社会への対応と市民が主役のまちづくりの推進を図るため、引き続き創年市民大学を開設し、市民ニーズに対応したバラエティに富んだカリキュラムにより、地域を愛する「地域学」をテーマにした講座等の充実を図ってまいります。

併せて、新型コロナウイルス感染症の影響により延期となった全国創年のまち研究会を開催することにより、参加者相互の交流と地域活性化を図ってまいります。

図書館につきましては、市民が気軽に利用できる図書館を目指し、より良い読書環境の提供に努めるとともに、読書の通帳を活用し、読書への関心を高めることにより、図書館の利用促進を図るとともに、移動図書館車による貸出しサービスをはじめ、高齢者、障がい者、交通弱者等への宅配サービスの充実を図ってまいります。

また、乳幼児にブックスタート事業を、小学新1年生にセカンドブック事業を実施するとともに、学校教育との連携や図書館ボランティアの協力により、おはなし会等の各種活動を行い、地域や家庭における心のつながりを育むきっかけとなる環境を提供してまいります。

社会教育の充実につきましては、教育の原点である家庭での教育力を高めるため、講座や講演

会の開催、子育て手帳等による啓発活動を実施し、家庭教育に関する学習機会の充実を図るとともに、保育所、認定こども園、小・中学校において家庭教育学級の開設を推進してまいります。

校区公民館を中心とした地域コミュニティ協議会の設立や円滑な運営が図られるよう、引き続き関係部局と連携を図り、新たな地域コミュニティ協議会の組織化を支援してまいります。

スポーツ活動の推進につきましては、総合型地域スポーツクラブの「レインボー424（しぶし）スポーツクラブ」と連携し、スポーツ教室やイベントのさらなる内容の充実を図り、市民それぞれのライフスタイルに合わせたスポーツ活動を楽しむことができる環境の整備に取り組んでまいります。

併せて、老朽化が進んでいる志布志運動公園体育館の改修を行うことにより、これまで以上に多くの方がスポーツを楽しめる場所となるよう施設の充実と長寿命化を図ってまいります。

また、来年開催される特別国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」に向けて、県及び関係団体と連携し、実行委員会を中心に着実に準備を進めるとともに、開催機運の醸成を図ってまいります。

文化芸術活動の推進につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を講じた上で、自主文化事業や文化協会との連携による総合芸術祭の活動支援など、市民の芸術鑑賞・発表機会の場を確保してまいります。

また、鹿児島県と連携した「移動博物館 i n 志布志」の開催や「かごしま方言フェスティバル大隅会場」の誘致など、新たに取り組んでまいります。

伝統文化の保存・継承につきましては、上下巻2冊組による新たな市誌の刊行に向けて、市誌編さん事業の円滑な推進を図ってまいります。

地域の郷土芸能や伝統行事等の担い手を育成するため、継続的な支援を行い、次世代への継承に努めるとともに、民俗芸能大会を開催し、民俗芸能等の発表の機会を提供してまいります。

歴史遺産の保存・活用につきましては、日本遺産の「志布志麓」、続日本100名城の「志布志城」等の歴史遺産の魅力を積極的に発信するため、志布志麓への誘導標柱等を設置するとともに、志布志城の復元CG動画を作成し、現地を訪れる機会を創出してまいります。

福山氏庭園の復元整備につきましては、令和6年4月の公開に向けて、主屋及び庭園の保存修理を行い、随時、公開する機会を提供してまいります。

また、埋蔵文化財センターで郷土の歴史や文化財に関する企画展を開催し、文化財の普及啓発を図ってまいります。

J R志布志駅～志布志麓を中心とした志布志東部地区における人の流れを生み出す新たな取組を総合的かつ計画的に推進するため、関係課で協議を行い、施策の方向性をしっかりと定め、地域の歴史遺産を活用した魅力ある観光まちづくりに取り組み、歴史のまちづくり事業を推進してまいります。

基本目標6は、人と地域が輝く共生・協働・自立のまちです。

新たな地域コミュニティの活動支援につきましては、地域がそれぞれ主体的に地域づくりや地

域課題の解決に取り組むことを目指し、8地区において設立された地域コミュニティ協議会の創成期の活動を促進するとともに、6地区の地域コミュニティ協議会の設立に向けた取組を支援し、さらに魅力ある地域づくりに取り組んでまいります。

共生・協働・自立のまちづくりにつきましては、共同墓地の環境整備及び災害復旧に要する経費の一部を助成し、共同墓地の環境保全と適切な維持管理を推進してまいります。

男女共同参画の推進につきましては、性別にかかわらず全ての人が互いの人権を尊重し、責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる、いわゆるジェンダー平等の社会の形成を目指すとともに、男女共同参画の推進に関する条例の制定に向けて取り組んでまいります。

女性活躍の推進につきましては、指導的地位に就く女性が増える土壌の形成及び次世代の女性リーダー養成に向けて、産学官連携による取組を推進してまいります。

多文化共生の推進につきましては、市内の在留外国人等の実態把握に基づき、生活オリエンテーションを基礎とした学びの場の提供や交流会の開催など、互いの文化や習慣を尊重する多文化共生の地域づくりを推進してまいります。

基本目標7は、市民と共に歩む「ムダ」のない経営です。

人材育成の推進につきましては、「顧客満足度志向・オンリーワン・成果主義・先手管理」の四つの行政経営指針を基軸として、市民の視点に立ち、自ら考え行動し、変化する市民ニーズに柔軟に対応できる職員の育成に努めてまいります。

また、地方分権が進む中で、専門的な能力を持った職員を育成するため、職員研修への参加を推進し、働き方改革や事務改善能力の向上を図ってまいります。

行政組織の効率化につきましては、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに対応するため、職員間の幅広い連携と機動的な組織運営の実現に向けて、関連する業務の集約や課の統廃合を含めた行政組織の再編を総合的に協議してまいります。

組織内での意思決定の迅速化や柔軟な人員配置を目的としたグループ制を導入するための検討を行い、令和5年度から一部組織での先行導入を目指してまいります。

行政サービスの利便性の向上につきましては、マイナンバーカードの利用によるコンビニエンスストアでの証明書交付の導入や窓口における証明書発行手数料等のQRコード決済及びスマートフォンアプリによる税・料金等の納税などのキャッシュレス決済の導入、インターネット上で各種申請手続を行うことができるよう行政手続のオンライン化の拡充により、市民の利便性の向上を図るとともに、AIやRPA等のデジタル技術の活用による業務の自動化やビジネスチャットツール、会議録作成システムの導入、電子決裁機能を有する文書管理システムの更新により業務の効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげてまいります。

デジタル化の進展に的確に対応するため、行政の情報化、地域の情報化及び電子自治体の構築を推進する基本的な方向性を定める次期情報化計画を策定してまいります。

なお、策定にあたりましては、本市のデジタル化推進の方向を定めたデジタル化推進計画を包



含し、一体的に取り組んでまいります。

マイナンバーカードの普及促進につきましては、引き続き専用窓口の平日開庁時間の延長や休日開庁、商業施設等での申請サポートなど多様な申請機会を設け、できる限り申請しやすい環境の整備に努めるとともに、マイナンバーカードの新規取得等に最大2万円分のポイントが付与される、国のマイナポイント事業の周知啓発を図り、これをきっかけとしたマイナンバーカードの取得率の向上を図ってまいります。

令和5年2月の本稼働を予定している証明書のコンビニ交付サービスと合わせて、マイナンバーカードの取得に係る市民の利便性の向上を図るとともに、取得のメリットを周知しつつ、利活用の検討を行ってまいります。

情報の発信と適切な管理につきましては、全ての人に分かりやすい行政情報を提供するため、広報紙、ホームページ、行政告知放送端末、LINE等のSNS、ケーブルテレビ、コミュニティFM等を活用し、正確かつスピーディな情報発信に努めてまいります。

歳入の確保につきましては、本市の地方創生プロジェクトの取組の充実と強化を図る上での企業等とのパートナーシップの一つの手段として、企業版ふるさと納税を推進するため、積極的な情報発信や連携を図ってまいります。

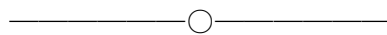
デジタル田園都市国家構想推進交付金など、国の補助事業に関する情報収集を行い、積極的な活用に努めてまいります。

計画的な施設更新と公有財産の有効活用につきましては、志布志市公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき、将来の施設の在り方を引き続き庁内で協議するとともに、市民への情報提供を行い、公共施設の適正な保有・維持管理を推進するため、公共施設マネジメントの取組を推進してまいります。

庁舎等の在り方検討委員会の提言を踏まえ、将来的に必要となる庁舎の大規模改修又は新庁舎建設を見据えた庁舎整備に係る基金の設置を検討してまいります。

以上、市政に対する私の所信の一端と第2次志布志市総合振興計画のまちづくりの基本目標に基づき、主要施策の概要を申し述べましたが、これらの施策の推進にあたりましては、市民の市政への参画を高め、市民の皆様と共にまちづくりに取り組んでまいります。

今後とも、市議会議員各位、そして、市民の皆様のお力添えを得て、市政運営に最善を尽くしてまいり所存でありますので、御理解と御協力を心からお願い申し上げます。



○議長（平野栄作君） お諮りします。

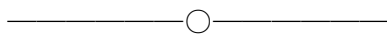
日程第13、議案第31号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議するこ

とに決定しました。



**日程第13 議案第31号 志布志市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（平野栄作君） 日程第13、議案第31号、志布志市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第31号、志布志市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明を申し上げます。

本案は、租税特別措置法及び租税特別措置法施行令の一部改正による同法及び同令の条項の整理が行われたことに伴い、条例中の当該条項名を引用している部分を改めるものであります。

内容につきましては、第5条第1号中、「第12条第3項」を「第12条第4項」に、「第45条第2項」を「第45条第3項」に改め、同条第2号中、「第28条の9第10項」を「第28条の9第10項第1号」に改めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） 今回、こういう開発促進条例の改正ですけど、この条例に該当するような企業というのは、今回予定されている固定資産税、これはどれぐらいあるんですか。

○港湾商工課長（假屋眞治君） この条例につきましては12月に条例を改正しまして、今回は条項がずれたということで影響はないんですけれども、実績でいきますと、令和4年度につきましては24件、そして金額では8,127万4,800円の固定資産税を免除しているところでございます。これについては、1事業者が3年間免除できるということで、事業者数よりも件数が多いということでございます。

○議長（平野栄作君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第31号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで昼食のため、暫時休憩いたします。午後は1時5分から開会いたします。

○

午前11時57分 休憩

午後1時03分 再開

○

○議長（平野栄作君） 会議を再開いたします。

○

日程第14 議案第32号 志布志市多目的イベント広場条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（平野栄作君） 日程第14、議案第32号、志布志市多目的イベント広場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第32号、志布志市多目的イベント広場条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明を申し上げます。

本案は、志布志市多目的イベント広場の管理形態を直営から指定管理者制度に変更するため、指定管理者制度に関する事項を定めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 議案第32号、志布志市多目的イベント広場条例の一部を改正する条例の制定について、補足して説明申し上げます。

付議案件説明資料は16ページになります。

多目的イベント広場は、JR志布志駅に隣接しており、敷地面積1,480㎡に、床面積388.8㎡の上屋を建設し、にぎわいの創出を図るものであり、令和3年10月から直営管理しているところでございます。

付議案件説明資料の17ページの新旧対照表になります。

第3条は「指定管理者による管理」、第4条は「指定管理者が行う業務」を新設します。第5条は使用時間を利用時間に、第6条「休業日」、第7条「利用の許可」では、市長を指定管理者に改めています。

付議案件説明資料18ページ、旧の第9条「使用料の納入」第2項を削除します。第11条は「利用料金の納入」、第12条は「利用料金の収入」を新設します。

付議案件説明資料19ページ、旧の第14条は「過料」の第2項を削除します。なお、直営から指定管理者制度に変更するため、条文の中の使用料を利用料金に改定しています。

この条例は、令和5年4月1日から施行します。

以上が補足説明であります。御審議方よろしく願います。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○13番（西江園 明君） ちょっと1点だけお伺いしますが、この条例の中の第8条の第2項、利用者のことですが、旧の場合は、「使用者に損害が生じて、市はその賠償の責めを負わない」となっているわけですね、市は責任を負わないという。今度は、新になりますと、「利用者に損害が生じて、指定管理者は、その賠償の責めを負わない」ということは、市に責任があるというふうになるわけで、まるっきり違うわけですね。このようなところは、今、全然説明も、私は一番大きいところの説明と思うのですが、この辺のところをもうちょっと詳しく説明して、どうしてこういう経緯になったのか説明を求めます。

○港湾商工課長（假屋真治君） 申し訳ございません。指定管理につきましては、この施設の運営の管理は、今まで使用料としていましたけれども、これが利用料金になって、それに基づいて利用料の収入も得られると、それで運営をしていくということでございます。しかしながら、指定管理者制度については、あくまでも施設につきましては市のものでありますので、市のほうがやはり責任をもってやるということでございまして、申し訳ありませんでした。

○議長（平野栄作君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第32号は、総務常任委員会に付託いたします。



#### 日程第15 議案第33号 志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（平野栄作君） 日程第15、議案第33号、志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第33号、志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定につきまして説明を申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、市民税における所得割の課税方式の見直し、給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族申告書の改正等の措置が講じられたため、これらの措置に関する規定を改正するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○税務課長（濱田 茂君） 議案第33号、志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について、補足して説明を申し上げます。

はじめに、付議案件説明資料の5ページから6ページを説明し、ここに記載のない条項部分につきましては、新旧対照表で説明をさせていただきます。

付議案件説明資料の5ページをお開きください。

志布志市税条例等の主な改正内容の1、志布志市税条例改正、条文の第18条の4は、納税証明

書の交付手数料の規定となっておりますが、DV被害者等の住所については、市町村長が必要に応じて非表示とするなどの措置を講ずることとする法改正に伴う改正でございます。

条文の第33条、第34条の9は、上場株式等の配当所得等における市民税の課税方式について、今までは、所得税と異なる課税方式を選択することが可能となっておりますが、今回の法改正により、所得税の確定申告記載と一致させる所要の措置が講じられたことによる改正となっております。

条文第36条の3の2、第36条の3の3は、扶養親族申告書に関する規定でございますが、退職所得を有する扶養親族を把握するための規定改正となっております。

附則第7条3の2は、住宅借入金等特別控除額の延長・見直しについてでございますが、改正の内容としましては、適用期限の延長、控除限度額の見直しとなっております。

次の6ページをお開きください。

附則第16条の3、附則第20条の2、附則第20条の3は、上場株式等に係る配当所得等における課税方式を所得税と一致させるための措置となっております。

次の第2条の改正でございますが、今回、提案の改正条例の第2条におきまして、令和3年改正条例第1条において、施行日が到来していない条文第36条の3の3の改正規定を改正するもので、内容としましては、扶養親族申告書の改正に伴う規定の整備でございます。

それでは、新旧対照表に沿って説明いたしますので、付議案件説明資料の25ページをお開きください。

附則第17条の2は、「優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例に関する規定」でございますが、引用条項の削除に伴う規定の整備でございます。

27ページをお開きください。

附則第24条は、「新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例」に関する規定でございますが、附則第25条の住宅借入金等特別税額控除の延長・見直しに伴う規定の整備に伴うものでございます。

本条例の施行日は、令和5年1月1日でございますが、申告方式の選択に係る規定の整備、扶養控除申告書の改正に伴う既定の整備は、令和6年1月1日施行となっております。

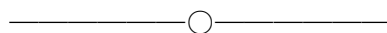
補足説明は以上でございます。御審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第33号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第16 議案第34号 志布志市農業管理センター及び農業研修施設条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（平野栄作君） 日程第16、議案第34号、志布志市農業管理センター及び農業研修施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第34号、志布志市農業管理センター及び農業研修施設条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明を申し上げます。

本案は、志布志農業研修生等滞在施設及び志布志農業管理センターにつきまして、当該施設の利用者数が減少していることに鑑み、志布志市公共施設等個別施設計画に基づき廃止するものがあります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○農政畜産課長（大迫秀治君） 議案第34号、志布志市農業管理センター及び農業研修施設条例の一部を改正する条例の制定について、補足して説明を申し上げます。

条例改正の内容につきましては、現在、農業公社が指定管理者として管理している志布志農業研修生等滞在施設及び志布志農業管理センターを削除するもので、志布志農業研修生等滞在施設は、利用者数が減少していること等により廃止し、志布志農業管理センターは、農業公社の組織機構改革に伴う事業所集約により廃止するものでございます。

付議案件説明資料の29ページ、志布志市農業管理センター及び農業研修施設条例新旧対照表をお開きください。

まず第2条の表を、志布志農業研修生等滞在施設及び志布志農業管理センター2件の名称及び位置を削除した表に改めます。

第12条では、利用者が利用料金を納入する施設について、志布志農業研修生等滞在施設を削除するものです。また、第12条に係する別表につきましても、志布志農業研修生等滞在施設に関連する項目を削除した別表に改めるものです。

以上で、議案第34条の補足説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） 今回農業研修センター、滞在施設をなくすということですね。農業の研修というのは一日とか二日じゃ当然済まないわけで、これに変わり得るといのは、民間のそういう住宅とかそういうのを借りて研修してもらおうと、そういうことですか。

○農政畜産課長（大迫秀治君） 志布志地域の滞在施設につきましては、近年1泊から2泊等ということで、ここ最近は利用があまりなかったところがございます。現在は、松山地域のほうに滞在施設というところで3棟ございますが、そこについても今のところ利用が少ないというような現状でございます。そういったところの中で、利活用を広げようということでいろいろ検討しているところがございますが、志布志地域の滞在施設については国の補助事業で造った関係上、

補助の年限が今回過ぎたことに伴って、今状態のいいところで処分をしたいというところでの上程でございます。

また、農業公社につきましては、新たに松山町尾野見の黒石地区に研修農場がございますが、その隣接したところに公社自体の研修施設、住宅等も含めて休憩施設であったり、研修、宿泊等もできる住宅等を購入しましたので、そういったところの活用を進めていきたいと考えているところでございます。

○19番（小園義行君） 大変申し訳ありません、今まで所管がちょっと違っていたものですから。この内之倉は分かりますけど、この帖11606番地14というのは、佐野原とかあの近辺にこの施設はあるんですかね。施設として今場所はどこですか。

○市長（下平晴行君） 場所については、私が住んでいる所の反対側に団地があるんですが、その一角でございます。

○19番（小園義行君） 今回もう廃止ということですけど、後のこれはもう取り壊すという、そういう理解でいいんですね。

○農政畜産課長（大迫秀治君） 後の活用につきましては、一旦普通財産ということで戻しまして、今のところ市民の方から後の活用についてというか、市として今使っていないというか利用が少ない中でどうするのかというところで、「できれば活用したい」というようなお問い合わせもいただいているところでございますので、そういったところを考えながら、もし売却できるようであれば、売却というところも検討したいと思っております。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第34号は、産業建設常任委員会に付託いたします。

—————○—————

○議長（平野栄作君） お諮りします。

日程第17、議案第35号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

#### 日程第17 議案第35号 志布志市営特定公共賃貸住宅条例及び志布志市地域優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（平野栄作君） 日程第17、議案第35号、志布志市営特定公共賃貸住宅条例及び志布志市地域優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第35号、志布志市営特定公共賃貸住宅条例及び志布志市地域優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明を申し上げます。

本案は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正による同規則の号の繰下げが行われたことに伴い、条例中の当該号番号を引用している部分を改めるものであります。

内容につきましては、志布志市営特定公共賃貸住宅条例第3条第2号及び志布志市地域優良賃貸住宅条例第3条第2号の規定中の「第1条第3号」を「第1条第4号」に改めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第35号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

#### 日程第18 議案第36号 志布志市学林地条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（平野栄作君） 日程第18、議案第36号、志布志市学林地条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第36号、志布志市学林地条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明を申し上げます。

本案は、学林地の立木の間伐及び除伐並びに処分の承認に係る手続きの簡素化を図るため、これらの手続きにおける立木の容積の基準を廃止するとともに、立木の処分を、議会の議決を受けずに行うことができるようにするものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○教育総務課長（萩迫和彦君） 議案第36号、志布志市学林地条例の一部を改正する条例の制定



につきまして、補足して御説明申し上げます。

付議案件説明資料の31ページの新旧対照表をお開きください。

志布志市学林地条例第2条中、「は、年間1.39立方メートル以上」を削り、「場合には」を「ときは」に改め、第5条を「学林地の立木（間伐木及び除伐木を除く。）を処分するときは、市長の承認を受けなければならない。」に改めるものであります。

5.56立方メートルを超える立木を処分するときは議会の議決が必要なため、実質全ての立木処分について議決を経る必要がありました。今回、小学校PTAから立木処分の相談があり、周囲の民地の伐採に合わせて伐採したいということでしたが、現在、民地については伐採が終わっておりまして、学林地部分だけ残している状況になっており、小学校PTA等からすると円滑な事業執行となっておりませんでした。今回の立木の間伐及び除伐する場合の容積の基準を廃止すること、併せて立木を処分する場合、市長の承認を受けなければならないとすることで、事業が円滑に行うことができるようにするものであります。

なお、この条例は令和4年7月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第36号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

—————○—————

○議長（平野栄作君） お諮りします。

日程第19、議案第37号及び日程第20、議案第38号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号及び議案第38号の2件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

#### 日程第19 議案第37号 財産の取得について

○議長（平野栄作君） 日程第19、議案第37号、財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第37号、財産の取得につきまして説明を申し上げます。

本案は、志布志市消防団新橋分団が使用する消防ポンプ自動車を買収するにあたりまして、地方自治法第96条第1項第8号及び志布志市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に

関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（小山錠二君） それでは、議案第37号、財産の取得について、補足して説明申し上げます。

付議案件説明資料は32、33ページになります。

今回取得する消防ポンプ自動車は、松山方面隊新橋分団に配備するものでございます。現在、同分団に配備されている消防ポンプ自動車は、平成9年10月に導入後、25年を経過しようとしており、老朽化に伴い、今回更新配備するものでございます。

取得する財産の内容につきまして、御説明申し上げます。

付議案件説明資料32ページをお開きください。

車両の型式は、キャブオーバー型ダブルシート消防専用シャーシ2輪駆動でございます。車両総重量は5,000kg未満、4サイクルディーゼルエンジンで、オートマチックトランスミッション、乗車定員は5名となっております。

主な取付け品・装置につきましては、主ポンプ、高圧二段バランスタービンポンプで、A-2級の放水能力を有しております。その他の取付け品・装備につきましては、令和3年度に導入いたしました志布志方面隊中央分団の消防ポンプ自動車とほぼ同様の仕様となっております。

付議案件説明資料の33ページをお開きください。

33ページにつきましては、吸管や可搬式照明器具など主な積載品・付属品を記載してございます。

納入期限は、令和5年3月24日となっているところであります。

以上で、議案第37号、財産の取得についての補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第37号は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は、可決することに決定しました。

## 日程第20 議案第38号 財産の取得について

○議長（平野栄作君） 日程第20、議案第38号、財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第38号、財産の取得について説明を申し上げます。

本案は、志布志市消防団第4分団が使用する消防ポンプ自動車を買収するにあたりまして、地方自治法第96条第1項第8号及び志布志市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（小山錠二君） それでは、議案第38号、財産の取得について、補足して説明申し上げます。

付議案件説明資料は34、35ページになります。

今回取得する消防ポンプ自動車は、有明方面隊第4分団に配備するものでございます。現在、同分団に配備されている消防ポンプ自動車は、平成12年2月に導入後、22年を経過しております。老朽化に伴い、今回更新配備するものでございます。

取得する財産の内容につきまして、御説明申し上げます。

付議案件説明資料の34ページをお開きください。

車両の型式は、キャブオーバー型ダブルシート消防専用シャーシ2輪駆動でございます。車両総重量は5,000kg未満、4サイクルディーゼルエンジンで、オートマチックトランスミッション、乗車定員は5名となっております。

主な取付け品・装置につきましては、主ポンプ、高圧二段バランスタービンポンプで、A-2級の放水能力を有しております。その他の取付け品・装備につきましては、令和3年度に導入した志布志方面隊中央分団の消防ポンプ自動車とほぼ同様の仕様となっております。

付議案件説明資料の35ページをお開きください。

吸管や可搬式照明器具など主な積載品・付属品を記載してございます。

納入期限は、令和5年3月24日となっているところでございます。

以上で、議案第38号、財産の取得についての補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○8番（野村広志君） 1点だけお聞かせください。

先ほどの議案第37号と今の議案第38号、同じ消防ポンプ自動車の件でありますけれども、先ほどのセミロングだったということで、今回、有明方面隊に導入されるのが標準と。これは同時期に同じ車種で同じような仕様になっているようではございますけれども、車の長さはなぜ違ったのか、その点が1点、それともう1点、3tトラック級ということではございますけれども、今免許区分によって運

転ができないというような状況があるかと思えます。そこ辺についてはどのようにしているのか、お示しいただけますか。

○危機管理監（萩原政彦君） ただいまの御質問の一つ目の部分ですが、有明方面隊の第4分団につきましては、車両のシャーシ長が標準長ということで、現在あります消防車庫の奥行き幅を確認しましたところ、ロングであれば少し車両が納まりがきかないと、消防団のほうからも「標準長で構わない」、「十分である」という御意見をいただいたところです。

もう一つの御質問ですけれども、資機材を含めて装備する総重量を5t未満の車両に抑えるということで、今、御質問のありました将来において免許の問題が関わってくるわけですが、現在、消防団方面隊合わせまして、消防団の幹部会の中でですね、ポンプ車の車両としては5t未満というのがもう一般的になってくるのではないかと。ただ、これから若い団員は、免許の取得が必要になってくるというところがありまして、それは消防団の幹部会の中でも御意見をいただいているところです。併せまして、早い段階でそういった取組を行っていく必要があるというふうに認識しております。

○総務課長（小山錠二君） 補足して申し上げます。

有明方面隊の第4分団の標準長の長さでございますが、5.6mとなっております。松山方面隊の新橋分団のセミロングにおきましては、6.0mということになっております。

以上です。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はありませんか。

○18番（東 宏二君） この有明方面隊の第4分団というのはどこですか。我々は、志布志方面隊とか松山方面隊は地区で名前が出るものだから、合併して我々是有明方面隊の第1分団とちょっと分かりにくいものだから、第4分団というのはどこですか。

○危機管理監（萩原政彦君） 第4分団は、山重地区を管轄する分団になります。山重のほうにあります。

○18番（東 宏二君） 山重が第4分団、伊崎田それに野神、通山ということで、多分4分団というふうに分けてあると思います。だから、我々はちょっと分かりにくいから、山重第4分団とか、野神第3分団とか、そうすると地区名がはっきり分かりますので、その辺の改正も必要じゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

○総務課長（小山錠二君） 確におっしゃるとおり、有明方面隊については第1分団から第4分団ということでございますが、またこのことについては市の幹部会もございますので、そのような御意見があったということで、また協議したいと思えます。

○18番（東 宏二君） その第4分団というのは残していいんですけれども、山重第4分団とか、伊崎田第2分団とか、そういう中で示していただければ、どこの分団というのがはっきり分かりますので、その辺の検討もよろしくお願ひしたいと思えます。

○総務課長（小山錠二君） そのような意見として協議させていただきたいと思えます。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第38号は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

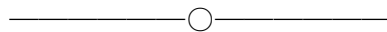
したがって、議案第38号は、可決することに決定しました。

ここで、港湾商工課長より発言の訂正の申出がありましたので、発言を許可します。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 先ほど、議案第32号、志布志市多目的イベント広場条例の一部を改正する条例の制定についての西江園議員の質問がございました。これについては、付議案件説明資料の18ページの第2項にすることが、「使用者に損害が生じて、市は、その賠償の責めを負わない」これを「利用者に損害が生じて、指定管理者は、その賠償の責めを負わない」。「市が何で指定管理者になったのか」ということで質問がございました。私が先ほどお答えしたのは、施設の管理については市なので、そういうことで毀損があったりした場合には、市の責任による場合は市が対応する場合があるということでお答えしたところでした。

しかしながら、ここで書いてある条文の内容というのは、許可の申請をしましたが、それを不備があったりして、許可行為とかを取消しをしました。そういうことがあっても、それは当然従前も使用者が申請して取消しがあっても、それは使用者の責任と。今度は変わらして、利用者が指定管理者に申請をしましたが、不都合があってもそれは利用者の責任ですよということで、指定管理者は賠償を負わないということが書いてあるところでした。申し訳ありませんでした。

○13番（西江園 明君） その辺の説明がちょっと理解できなかった。私も前のほうに総務常任委員長が座っておりますので、「その辺のところ質疑してください」とお願いをしたところでございます。終わります。



**日程第21 議案第39号 松山農業研修生等滞在施設及び志布志農業研修生等滞在施設の指定管理者が管理する施設の名称の変更について**

○議長（平野栄作君） 日程第21、議案第39号、松山農業研修生等滞在施設及び志布志農業研修生等滞在施設の指定管理者が管理する施設の名称の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第39号、松山農業研修生等滞在施設及び志布志農業研修生等滞在施設の指定管理者が管理

する施設の名称の変更につきまして説明を申し上げます。

本案は、志布志農業研修生等滞在施設を廃止することに伴い、指定管理者が管理する施設の名称から当該施設を削るものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○農政畜産課長（大迫秀治君） 議案第39号、松山農業研修生等滞在施設及び志布志農業研修生等滞在施設の指定管理者が管理する施設の名称の変更について、補足して説明を申し上げます。

先に上程させていただいております、議案第34号に関する志布志市農業管理センター及び農業研修施設条例の改正に伴い、令和2年12月定例会の議案第89号として上程し、議決をいただきました、松山農業研修生等滞在施設及び志布志農業研修生等滞在施設の指定管理者の管理する施設の名称について変更する必要が生じたところです。

付議案件説明資料の36ページをお開きください。議決をいただいた当時と今回改正後の当該議案の新旧対照表でございます。

1、公の施設の名称の項中の「及び志布志農業研修生等滞在施設」の記載を削除するものです。

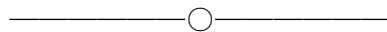
以上で、議案第39号の補足説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第39号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



#### 日程第22 議案第40号 字の区域変更について

○議長（平野栄作君） 日程第22、議案第40号、字の区域変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第40号、字の区域変更につきまして説明を申し上げます。

本案は、県営中山間地域総合整備事業に伴い、本市内の字の区域を変更する必要があるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○耕地林務水産課長（河野穂積君） それでは、議案第40号、字の区域変更について、補足して御説明申し上げます。

付議案件説明資料の37ページ、38ページをお開きください。

本案は、県営中山間地域総合整備事業に伴い、本市内の字の区域を変更するものであります。

内容につきましては、議案の表にある左に包括される区域が変更前であり、志布志町大字内之

倉字黒土田の土地の一部を、表にある変更後、志布志町大字内之倉字宮田に包括し、同じく表の下段、左に包括される区域、志布志町大字内之倉字弓場ヶ迫の土地の一部を、変更後の志布志町大字内之倉字黒土田に包括するものであります。

付議案件説明資料37ページは事業位置図、38ページは左側に変更前の三つの字、右側に変更後の二つの字を対比して示しております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第40号は、産業建設常任委員会に付託いたします。

—————○—————

○議長（平野栄作君） お諮りします。

日程第23、議案第41号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

#### 日程第23 議案第41号 令和4年度志布志市一般会計補正予算（第2号）

○議長（平野栄作君） 日程第23、議案第41号、令和4年度志布志市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第41号、令和4年度志布志市一般会計補正予算（第2号）につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和4年度志布志市一般会計歳入歳出予算につきまして、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業及び子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,710万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ255億8,754万4,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の国庫支出金の国庫補助金は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事務費を

123万2,000円、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業及び事務費を6,586万9,000円、合わせて6,710万1,000円増額するものであります。

予算書の6ページ及び付議案件説明資料の39ページをお開きください。

歳出の民生費の社会福祉費は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、市町村民税均等割非課税世帯等に対して特別給付金を支給する住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業に係る経費を123万2,000円計上するものであります。

予算書の7ページ並びに付議案件説明資料の40ページ及び41ページをお開きください。

歳出の民生費の児童福祉費は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親の子育て世帯等に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から特別給付金を支給する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に係る経費を6,586万9,000円計上するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） ちょっと教えてください。

これは、歳出の社会福祉総務費で、委託料で電算システム業務委託料がありますね。そして次に児童福祉総務費、ここでも電算システム業務委託料、そしてひとり親、それぞれにこの電算システム業務委託料と計上されているんですけど、ここのちょっと関連を教えてください。

○福祉課長（木村勝志君） この給付金につきましては、それぞれ対象者がございまして、住民税非課税、児童扶養手当の受給者、その他の世帯ということになりますので、それぞれ対象者が異なることからそれぞれにシステムを改修する必要があるということで、委託料をそれぞれ計上させているところでございます。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第41号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は、原案のとおり可決することに決定しました。



日程第24 議案第42号 令和4年度志布志市一般会計補正予算（第3号）



○議長（平野栄作君） 日程第24、議案第42号、令和4年度志布志市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第42号、令和4年度志布志市一般会計補正予算（第3号）につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和4年度志布志市一般会計歳入歳出予算につきまして、志布志運動公園体育館改修事業、ふるさと納税推進事業等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ11億8,284万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ267億7,039万2,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（折田孝幸君） 議案第42号、令和4年度志布志市一般会計補正予算（第3号）について、その概要を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に11億8,284万8,000円を追加し、予算の総額を267億7,039万2,000円とするものでございます。

予算書の4ページをお開きください。

第2表の継続費でございますが、志布志運動公園体育館改修事業を総額7億180万円計上し、令和4年度分を2億6,274万6,000円、令和5年度分を4億3,905万4,000円と定めております。

予算書の5ページになりますが、第3表、地方債補正は、河川維持事業に伴う緊急浚渫推進事業債を280万円計上、道路新設改良事業等に伴う合併特例債を1,990万円増額、志布志運動公園体育館改修事業等に伴う過疎対策事業債を2億4,020万円増額しております。

次に、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

まず、歳入予算でございますが、予算書の8ページをお開きください。

15款、国庫支出金、1項、国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金を4,287万2,000円増額しております。

9ページをお開きください。

2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を1億6,502万8,000円増額しております。3目、衛生費国庫補助金、1節、保健衛生費補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業を1,167万4,000円増額しております。3節、環境衛生費補助金は、生物多様性保全推進支援事業を50万円計上、4目、土木費国庫補助金は、社会資本整備総合交付金を7,574万5,000円増額しております。

10ページになりますが、16款、県支出金、2項、県補助金、4目、農林水産業費県補助金は、産地生産基盤パワーアップ事業を1億2,633万4,000円、農地耕作条件改善事業交付金を1億

2,736万円、新規就農者育成総合対策事業を6,750万円、それぞれ計上しております。

12ページをお開きください。

18款、寄附金は、鋪根久美子様からの寄附金を1,000万円計上しております。

13ページをお開きください。

19款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金は、今回の財源調整として1,927万2,000円増額、15目、ふるさと志基金繰入金は、ふるさと納税推進事業等に充当する経費として2億5,360万1,000円増額しております。

14ページになりますが、21款、諸収入、4項、雑入は、コミュニティ助成事業補助金を250万円計上しております。

15ページをお開きください。

22款、市債は、2億6,290万円増額し、総額で14億5,840万円としております。

次に、歳出予算でございますが、予算書は17ページ、説明資料は2ページをお開きください。

2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費は、さらなる市民福祉の向上を図るため、マイクロバス購入事業を850万円計上しております。なお、この財源につきましては、鋪根久美子様からいただいた寄附金を充当しております。

予算書は19ページ、説明資料は9ページをお開きください。

3款、民生費、1項、社会福祉費、2目、障害福祉総務費は、放課後等デイサービス事業所の新規開設を促すとともに、放課後等における療育の場の充実を図るため、放課後等デイサービス事業所開設支援事業を400万円計上しております。また、児童発達支援事業所の新規開設を促すとともに、未就学児の療育の場の充実を図るため、児童発達支援事業所開設支援事業を400万円計上しております。

予算書は21ページ、説明資料は12ページをお開きください。

4款、衛生費、1項、保健衛生費、2目、予防費は、新型コロナウイルスワクチンの追加接種を円滑に実施するため、接種に係る必要な経費を4,287万2,000円増額しております。また、子宮頸がんワクチンの定期接種者に対し、個別に接種勧奨を行うとともに、定期接種を受けられなかった者の接種機会を確保するため、予防接種等事業を1,101万5,000円増額しております。

説明資料は8ページをお開きください。

4目、環境衛生費は、生物多様性に特化したものでは九州初となる生物多様性センター業務を委託し、志布志市生物多様性地域戦略の基本目標である主流化と自然と共生する社会の実現を図るための経費を230万円計上しております。

予算書は22ページ、説明資料は15ページをお開きください。

6款、農林水産業費、1項、農業費、3目農業振興費は、農業資材全般の高騰に伴い、新規就農者等が新たに設備投資する際に、ハウス建設費の高騰が経営の大きな負担となっており、資材高騰分に対して支援し安定的な経営を図るため、新規就農者資材高騰緊急対策事業を757万3,000円計上しております。

説明資料は16ページをお開きください。

4目、園芸振興費は、サツマイモ基腐病蔓延に伴い、志布志市内全域に被害拡大が予測されることから、薬剤を一斉に散布し、被害を最小限に抑制することにより、産地の維持及び経営継続を図るサツマイモ基腐病緊急対策事業を1,451万4,000円計上しております。

予算書は23ページ、説明資料は17ページをお開きください。

5目、茶業振興費は、燃油高騰対策のために省エネルギー設備を導入する者に対し、必要な機械の導入の取組を支援する燃油高騰対策設備緊急整備事業を3,000万円計上しております。

予算書は24ページ、説明資料は4ページをお開きください。

7款、商工費、1項、商工費、2目、商工業振興費は、収束の見えないコロナ禍で、市内事業者の支援と地元の消費拡大を促進するために、プレミアム率20%を付与した商品券を発行するプレミアム商品券発行事業を7,166万7,000円計上しております。

説明資料は6ページをお開きください。

4目、港湾振興費は、長引くコロナ禍により、フェリーさんふらわあの乗船客数が減少しており、回復が鈍く、料金体系の変更や高騰する燃料費が利用料金に影響を及ぼしていることから、志布志大阪航路の運賃割引等を実施することで、フェリーさんふらわあの利用促進と本市への誘客などを図るため、誘客促進特別支援事業を2,500万円計上しております。

予算書は25ページ、説明資料は18ページをお開きください。

8款、土木費、2項、道路橋りょう費、2目、道路維持費は、宅地の法面災害を防止するとともに、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、法面の吹付けや擁壁等の法面防災工事を行う際の費用の一部を助成する法面防災事業を700万円計上しております。

説明資料は19ページになりますが、3目、道路新設改良費は、社会資本整備総合交付金の交付額決定増に伴い、工事請負費を9,100万円増額しております。

予算書は29ページ、説明資料は20ページをお開きください。

10款、教育費、2項、小学校費、2目、教育振興費は、寄附金を活用し、各学校で必要としている楽器の購入を行い、学習環境の整備を図るため、教材用備品購入事業を150万円計上しております。

また、予算書は30ページ、説明資料は22ページになりますが、3項、中学校費に計上しております教材用備品購入事業300万円と合わせて、鋪根久美子様からの寄附金を充当しております。

予算書は32ページ、説明資料は24ページをお開きください。

5項、保健体育費、3目、学校給食センター費は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、物価高騰等に伴い給食食材の購入に影響があることから、本来保護者が負担すべき給食費を軽減するため、高騰分について支援するわくわく学校給食支援事業を1,177万9,000円計上しております。

予算説明資料の1ページをお開きください。

令和4年度新型コロナウイルス感染症対策事業一覧は、財源振替や対象事業を追加してありま

すので御参照ください。

以上が、補正予算（第3号）の主な内容でございますが、詳細につきましては、説明資料を御参照ください。よろしくお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第42号は、予算常任委員会に付託いたします。

—————○—————

#### 日程第25 議案第43号 令和4年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（平野栄作君） 日程第25、議案第43号、令和4年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第43号、令和4年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和4年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出予算につきまして、介護保険システム改修事業に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ39億9,504万9,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の国庫支出金は、事業費補助金を4万4,000円計上するものであります。

6ページをお開きください。

歳入の繰入金的一般会計繰入金は、事務費繰入金を4万4,000円増額するものであります。

7ページをお開きください。

歳出の総務費の総務管理費の一般管理費は、電算システム業務委託料を8万8,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第43号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

—————○—————

#### 日程第26 議案第44号 令和4年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）

○議長（平野栄作君） 日程第26、議案第44号、令和4年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第44号、令和4年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和4年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出予算につきまして、設備の修繕に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,964万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4,233万4,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を1,964万6,000円増額するものであります。

予算書の6ページ及び予算説明資料の26ページをお開きください。

歳出の管理費は、修繕料を1,964万6,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第44号は、総務常任委員会に付託いたします。

—————○—————

○議長（平野栄作君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日から6月12日までは休会とします。

6月13日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は一般質問です。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

午後2時08分 散会

## 令和4年第2回志布志市議会定例会会議録（第2号）

期 日：令和4年6月13日（月曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

野 村 広 志

西江園 明

小 辻 一 海

青 山 浩 二

永 田 梓

小 野 広 嗣

稲 付 洋 平

南 利 尋

丸 山 一

東 宏 二

隈 元 香穂子

市ヶ谷 孝

小 園 義 行

鶴 迫 京 子

出席議員氏名（19名）

1 番 永 田 梓	2 番 栞 山 晋 司
3 番 稲 付 洋 平	4 番 隈 元 香穂子
5 番 南 利 尋	6 番 市ヶ谷 孝
7 番 青 山 浩 二	8 番 野 村 広 志
9 番 八 代 誠	10 番 小 辻 一 海
12 番 平 野 栄 作	13 番 西江園 明
14 番 丸 山 一	15 番 玉 垣 大二郎
16 番 鶴 迫 京 子	17 番 小 野 広 嗣
18 番 東 宏 二	19 番 小 園 義 行
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（1名）

11 番 持 留 忠 義

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 溝 口 猛
教 育 長 福 田 裕 生	総 務 課 長 小 山 錠 二
財 務 課 長 折 田 孝 幸	企画政策課長 西 洋 一
情報管理課長 岡 崎 康 治	港湾商工課長 假 屋 眞 治
税 務 課 長 濱 田 茂	市民環境課長 留 中 政 文
福 祉 課 長 木 村 勝 志	保 健 課 長 川 上 桂 一 郎
農政畜産課長 大 迫 秀 治	耕地林務水産課長 河 野 穂 積
建 設 課 長 鮎 川 勝 彦	松 山 支 所 長 上 原 健 太 郎
有明支所長 北 野 保	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 和 佐 浩 教	農 業 委 員 会 事 務 局 長 中 水 忍
教 育 総 務 課 長 萩 迫 和 彦	学 校 教 育 課 長 上 木 勝 憲
生 涯 学 習 課 長 江 川 一 正	松 山 支 所 産 業 建 設 課 長 重 山 浩

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 松 永 憲 一
調 査 管 理 係 長 大 田 和 隆	議 事 係 長 末 原 和 幸

午前10時00分 開議

○議長（平野栄作君） これから本日の会議を開きます。

○  
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野栄作君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、南利尋君と市ヶ谷孝君を指名いたします。

○  
日程第2 一般質問

○議長（平野栄作君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、8番、野村広志君の一般質問を許可します。

○8番（野村広志君） 皆さん、改めましてこんにちは。志みらいの野村広志であります。

6月に入りまして、やっとなと申しますか、ようやく梅雨入りをしたという感じもありまして、大雨や災害が発生しやすい時期に入ってまいります。この時期毎回お話をしておりますけれども、周知のとおり、大雨等による風水害や想定外の災害には、かねてより十分に備えがなされているかとは思いますが、いま一度再点検をしていただき、いつ何時発生するかも分からない事態に対してとれる最大の備えを怠らないようお願いをしておきたいなと思います。

それでは、今回一般質問が14名ということで、多くの同僚議員が質問に立たれます。長丁場も予測されますので、トップバッターとしてリズムよく進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、早速通告をいたしました3点についてお聞きしてまいります。

まず1点目であります。教育行政についてであります。「家庭での学習時間を確保し、学習の習慣の確立を図り、学びの深まりや学力の向上に取り組んでいく」と所信表明でも示されておりました。NRT全国標準学力検査であるとか、鹿児島学習定着度調査であるとか、実態調査が実施されておりますが、まず、この実際のところの本市の子供たちの学力の現状について、どのように捉えていらっしゃるのか少しお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 野村議員の御質問にお答えいたします。

本市の学力につきましては、着実に向上していると捉えております。令和3年4月に実施されましたNRT全国標準学力検査においては、小学校は全国平均を上回り、中学校は下回る結果となったところであります。令和3年5月に実施されました全国学力学習状況調査においては、小学校は、全国平均と同等の学力を身に付けており、中学校においては、国語、数学共に全国正答率を下回るものの、平成31年度（令和元年度）よりも全国との差が縮まる結果となったところであります。令和2年度に策定しました第2次志布志市教育振興基本計画に示した今後5年間の目標を踏まえ、全国平均を上回る学力を目指した取組の充実を図ってまいります。

一方で、主体的に取り組む姿勢に課題が見られましたので、今後も夢や目標、憧れを持って努



力する児童・生徒を育成するために、キャリア教育の充実を図りながら、学力向上の取組を推進してまいります。

詳しくは、教育長がお答えいたします。

**○教育長（福田裕生君）** お答えいたします。

教育委員会といたしましては、日々の授業、授業外の学習活動、家庭学習の充実のこの三つの視点で校長のリーダーシップの下、各学校に学力向上アクションプランを作成させ、取組を推進しているところでございます。

先ほど市長からの答弁にもありましたとおり、小学校におきましては、各種検査等におきましてほぼ全国、県レベルに到達しつつあります。中学校におきましては、前回よりも全国との差を縮めながらも、幾らかまだ全国、県の平均に及ばないところがあるというのが実態でございます。

そうした中にありまして、特に授業におきましては、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、演習問題の計画的な実施、補充指導・個別指導の充実を三つの柱とし、自分、それから友達のことを交流させながら、考えをしっかりと深め、まとめる時間をしっかりと確保して、学習の定着を図るように、教育委員会としても指導を続けているところでございます。

そのためにも、教職員の資質向上ということは欠かせません。本市におきましては、鹿児島大学と連携し、大学教授の専門性を生かした授業づくりを進めているところでございます。管理職研修会における具体的な方策の見届け、それから指導主事による校内研修への関わりなどにより、授業改善、教職員の資質向上に努めております。

一方で、授業外の学習活動につきましては、各学校の学力向上委員会の中で、全国学力学習状況調査や鹿児島学習定着度調査などの分析をしっかりと行い、数値目標や共通実践事項を各学校で確認させ、例えば朝の時間や放課後などを活用した個別指導の取組を充実させるよう指導しております。

また、教育委員会におきましては、志学教室や夏休み学習教室を実施しているところでございます。

家庭学習につきましては、志アップ子育て手帳を全保護者に配布し、家庭学習の時間の確保、ゲームやスマホ等の適切な利用の方法について啓発を続けているところです。また小・中連携した家庭学習強調週間の取組は、市内の中学校区でも行われております。今後は地域と連携した取組について、子供たちの学力向上につなげていけるような地域との連携というものを、しっかりと取り組ませていきたいと考えております。

以上、三つの取組を核として、児童・生徒に確かな学力を身に付けさせるために、今年度は「学校の力、家庭の取組、地域の支え合い」という合い言葉を基に、取組の強化を進めてまいりたいと思っております。

**○8番（野村広志君）** 現状については、理解をいたしました。所信表明の中で、市長がこの「学習時間の確保」「学習習慣の確立」というような形で申されておりましたので、具体的にお聞きをしたところでしたが、今、具体的な家庭や学校への促し方であったりとか、手法について

は教育長からいろいろございましたので、ここについてはもうお聞きませんが、この学習時間の確保、学習習慣の確立において、家庭での理解であったりとか協力というのは、やはり不可欠になるのかなと感じております。そこで、さらにこの障害というか弊害になるわけではないでしょうけれども、活動の一環でしょうけれども、部活動の在り方であるとかスポーツ少年団等各団体の活動にも御理解をいただく必要があるのかなと少し思っております、想像がつくわけですが、そこ辺の考え方についてはどのように思っているのか、少しお示しいただけますか。

○教育長（福田裕生君） 部活動、それから小学校でいいますと少年団活動につきましては、週の練習日、それから一回の練習時間の目安等がございますので、それに応じた活動をしていただくようお願いをしているところでございます。年度初めの担当者への指導はもちろんですけれども、節目節目におきましては、担当課のほうから指導者のほうへ、その状況がどうであるのか等についての確認をいたしております。特に、中学校の部活動におきましては、週2日は休業日をつくるようにというようなことで、これは本市におきましては、数年前からその流れができていたところがございます。

○8番（野村広志君） 分かりました、理解いたしました。

ではですね、先ほど教育長のほうから答弁もありましたが、家庭学習強調週間について少しお聞きいたします。これは松山地区のことになりますけれども、松山中学校の中間試験と学期末テストですね、合わせて1中3小、松山地区にはございますけれども、ここを連携した取組として、この家庭学習強調週間が設けられております。これは家庭の学習時間を確保する取組がなされているわけですが、このすばらしいところは、行政告知端末を使って、地域内放送でこの強調週間を周知するための告知放送を行ったりとか、強調週間の初日には、全家庭でのノーメディアデーを設けて、地域ぐるみ、家庭ぐるみでこの取組がなされていることだと思っております。中学校のみならず小学校でも同じような取組がなされていると、これは兄弟揃っての実践となりますので、効果が非常に大きいのかなと期待しているところでありますが、実際にこの松山中学校においても、先ほど学力の数値は少し示していただきました。中学校のほうで、なかなかまだ厳しいところがあるということでしたが、松山中学校においてこの取組を進めてから、学力の現状が国や県の平均を上回る科目が出るなど、通過率の上昇が顕著に表れているということでもございました。こういった具体的な実践の取組という良い事例が、ほかの中学校区でもやられているということでありましたし、課題として小学校との連携ということがどこまで進んでいくのかということが、大きな連携になるかと思えます。もう一つは、やはりこのことについては、地域様々事情が違うかとは思いますが、地域を巻き込んだ形ですね、このことを進めていくということが非常に大事なのかなと思っております。こういった取組について、やはり市内全域で、市全体としてもう少しPRというか声を出しながら、全体として取り組んでいくような検討をしてみてもどうかと思っておりますが、そこについてはどうでしょうか。

○学校教育課長（上木勝憲君） 各学校におきましては、「早寝・早起き・朝ごはん」を含む生

活リズムの調査や、携帯・スマホ「9時オフ」等のメディア利用時の時間の縮減など、PTAと連携し取り組んでいるところでございます。特に、松山中学校区においては、学校運営協議会において、生徒会代表も一緒に参加をし、そして現時点での生徒会の取組を共に協議し、地域が一体となって学力向上に取り組んでいるところが確認できております。

また、議員のほうからもありましたように、行政告知放送を利用しまして地域への強調週間を呼びかけて、それぞれの地域あるいは保護者が、家庭学習強調週間をそれぞれが呼びかけていただくということが、非常に周りの小・中学校に良い事例として生かせるのではないかなと考えております。

昨年度末の市の校長研修会において、松山地区の実践例を発表いたしまして、全小・中学校の取組の良さを共有したところでした。今後、ほかの小・中学校においても、これを広げていけるように考えております。

今後につきましては、学校運営協議会の中で学力について協議するなど、地域と一体となった支え合い、そしてまた取組を推進できるようにしていきたいと考えているところでございます。

**○8番（野村広志君）** 今、学校教育課長から答弁がありましたので、まさにそういった取組をしていただけると有り難いなと思います。松山中学校の学校運営委員会の中で、実際に子供たちも交えて、学力についての意見を交わしたということが1回ございました。子供たちがどういった思いを持ちながら、学力に向き合っていくのか、学校生活に向き合うのか、また、スマートフォンであったりとか電子機器の取扱いについては、どういう思いがあるのか、将来の夢はどのようなのかとか、そういったことまで含めて子供たちと直接意見交換ができたこと、非常に有意義な時間だったなと感じております。こういった取組がぜひ広がっていければ、もう少し子供たちに寄り添った形での提案の仕方ができるのかなと感じたところでしたので、ぜひ参考にさせていただければなと思っております。

先ほども少し触れましたが、やはりこういった取組を進めていくにあたっては、やはり部活動であったりとか、スポーツ少年団の活動等と連携した取組というのは、やはり重要になってくるのかなと思っておりますし、地域全体で子供を育てていくといった環境を少しでも整っていくということが理想なんだろうなと思っておりますので、ぜひとも併せてそのことも議論していただければなと思っております。こういった取組が、市長が申されました学力の向上につながっていくものと思われまますので、効果的な取組だと思っておりますので、ぜひとも効果的な取組として進めていただけることを期待して、お願いをしておきたいと思っております。これはもう進めていくということですので、次にまいりたいと思っております。

次に、学校現場では、GIGAスクール構想の一環として、タブレット端末や書画カメラ等によるICT機器を活用した授業が進められておりますが、まずはその現状についてと見えてきた効果みたいなものについて、現状があればお示しいただけますか。

**○市長（下平晴行君）** 学校は、学習の基盤となる資質・能力の一つである情報活用能力を育成するために、ICTを効果的に活用して指導することが求められております。GIGAスクール

構想により、一人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、児童・生徒一人ひとりにより良い学びを保障できるように進めてきたところでございます。また、教員のICT活用指導力向上を図るための研修が行われ、ICT機器の活用により教育活動に変容が表れてきているところであります。

具体的な内容については、教育長が答弁をいたします。

**○教育長（福田裕生君）** 一人1台のタブレットが整備されてから1年余りが経ちました。学校におけるICT機器の活用につきましては、効果的な活用の視点から、一步一步着実に進められている状況にあります。

タブレットの利用法といたしましては、撮影による自分の活動の在り方を、活動の状況を記録に残す、インターネットで必要な情報を収集する、発表用の資料を子供たち自らが作成するといった個別の学習のほかに、子供同士で自分の考え、友達の考えを共有し合う、そして作品を見せ合うといったWEB会議システムで交流するといった協働的な学びでの活用がなされているところでございます。

学校からは、「思考を視覚化することにより、学び合いの活性化が図られた」、「自分の作品や、例えば体育であれば自分の動きを客観的に見ることにより、学びを振り返る力が身に付いてきた」といった成果が報告されております。

また一方で、様々な理由で教室で授業を受けることができない児童・生徒が、このオンライン形式での学びを通して、教室にいる仲間とそして別室で授業を受けているこの子供が、まさに同じ課題に向かって、同じ教室で学び合っているかのような状況をつくることができ、共にそこにいい雰囲気ができているという報告も受けております。

ICT機器につきましては、様々な活用法がありますので、今後も引き続き、できることから一步一步広げていく、深めていくということを大事にしながら、効果的な活用の在り方について、実践を通じた調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

**○8番（野村広志君）** 現状については理解をいたしました。

これは少し前のデータになるかと思いますがけれども、OECDですね、経済協力開発機構、これは世界中で全38加盟国ございますけれども、日本は学校でのICTの活用について、国語、数学、理科においてでありますけれども、デジタル機器の利用時間が最下位であります。それに反しまして、学校外でのこのデジタル機器の利用状況について、これは主にチャットであるとか、ゲームであったりとかSNS等によるものだということですが、これは全加盟國中、利用時間は1位であります。また、自宅等でコンピューター、パソコン、タブレット等を使用しての宿題や学習をするといった頻度について、これも残念ながら最下位というデータが文部科学省から発表されております。この数値が示すように、まさに国も必死になってデジタル化社会の到来に向かったGIGAスクール構想の推進に力を注いでいるわけではありますが、本市の学校現場、今も教育長のほうから答弁がありましたので、そういったことを受けて積極的に様々な活動が展開されておりますので、今後の展開がますます期待されるところでありますが、同時にこの

導入当初から少し懸念がございました、その活用の在り方についてでありますけれども、教職員の先生方の間では、若干この温度差のようなものが心配されておりました。また実際に教育現場のほうでも、それが見受けられるようであります。学校現場においては、研修会の実施であったりとか先生方同士での教え合いであったりとか、様々努力をされているということもお聞きをしておりますが、子供たちの学ぶべき機会に、大変すばらしい機器で、効果的な機器だということも今答弁がありましたけれども、そういった学ぶべき機会の損失につながっていないのかなど、少し心配をしているところでもあります。授業の質の充実について、さらに努めていただきたいものだなと思っております。確かに近年、ICT機器の活用については、学び方の変容によって様々議論があるところだとは思いますが、ぜひともこういった問題については、早い段階で平準化を図っていただき、望むべき効果が得られるような取組を進めてもらいたいものだなと思っておりますが、そこについてはいかがお考えですか。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

今議員のほうから御指摘がありましたように、そこらあたりのところが一番の課題となっておりますし、そのことをしっかりと取組を進めていくべきだと考えております。

本市の概要について御説明いたします。本市におきましては、市教育委員会主催の実技研修会、それからICT支援員が2人おりますので、機器操作等に関する支援、それから各学校における校内研修等を重ねて、教師のICT活用指導力の向上に努めているところでございます。

その結果、昨年度末に実施いたしました、令和3年度学校における教育情報化の実態等に関する調査の中において、教師のICT活用指導力がどうかといったような評価項目がございました。大きくいいますと4項目ほどありましたけれども、そのうちの3項目につきましては、前年度より向上しているという数値結果が出ております。今後もこれまでの取組を継続しながら、着実に指導力が向上できるように取組を進めてまいりたいと思っております。

さらに、学校現場の困り感を解消し、教職員の指導力向上をすることを目的に、今年度から市内の1校に、市情報教育研究推進校を委嘱いたしました。併せて、鹿児島大学の先生に情報教育推進アドバイザーになっていただきまして、特にその先生を中心に本市へのサポートをお願いするというような、そういう枠組みも整備したところでございます。

一人ひとりの教職員が、どの学年の子供たちであってもICT機器を十分に活用できるような状況をつくっていくという指導力の向上は、必須の課題でもありますので、様々な手段を講じながら指導力が上がり、そしてそのことが子供たちの豊かな学びにつながるように、今後も努めてまいりたいと考えております。

○8番（野村広志君） 今答弁をいただきましたけれども、今お聞きしました市の情報教育推進校を1校設けてという、ちなみにどちらの学校ですか。

○教育長（福田裕生君） 尾野見小学校でございます。

○8番（野村広志君） 尾野見小学校ということですが、では、ICT支援員が2名ということで、これはもう大分前の質問の中でお話をさせていただきましたが、小学校16校、中学

校5校、21校をこの2名のICT支援員で網羅していくということは、当然先生方と合わせての教え合いだったりとか研修会等での学びを深めていくということはあろうかと思えますけれども、なかなか学校の現場で聞いたところによると、「ICT支援員の方々を使いづらいよね」というような話も少し聞いたところでした。そこについては、どのようにお考えをお持ちいらっしゃいますか。増やしていくとか、ないしはもう少し効果的に配置をしていくとかいうように考えてはいらっしゃらないですか。そこら辺はどうですか。

**○教育長（福田裕生君）** 現在、支援員としては2人おります。そしてそのほかに、指導主事の中にもICT機器の活用に長けた者が数名おりますので、この支援員それから指導主事を使って、学校の要望に応えるような状況を積極的につくっていきたいとは思っているところです。現時点におきまして、支援員を増やしていく方向というのはありません。

**○8番（野村広志君）** 分かりました。

では、このところもう1点お聞きします。現在、小学校では3年生からですかね、一人1台タブレット端末を配布して、授業や持ち帰り学習で活用されているようでありますけれども、国や県等の指針では、たしか全ての子供たちにとこのような考えであったかと思えますが、本市において、この1、2年生においてはどのような考えに基づいて今後進めていくのか、その辺について少しお示しいただけますか。

**○教育長（福田裕生君）** 令和2年度に新たに整備された、いわゆるGIGAスクール構想によるタブレットにつきましては、小学校3年生以上で使用しているところでございます。GIGAタブレットは、個人個人がアカウントを管理することが必要です。そのため、ローマ字を学習する小学校3年生から利用させることが妥当であろうと判断したところでございます。

なお、小学校1、2年生につきましては、以前に本市が整備いたしましたタブレットが、それぞれの学校に1、2年生分ございますので、そのタブレットを使用させております。そのタブレットでありますと、教育用のアプリをインストールして非常に利用がしやすいというところがございますので、アルファベットの入力は必要なく、そして1、2年生なりに非常に簡単に使えるという良さがありますので、現在のところはその良さを生かしながら、1、2年生には各学校で使わせているところでございます。

なお、本市におきましては、この小学校1、2年生の使用の目安を二日に1回程度は触らせてみてはどうかということで、徐々に慣れさせるような状況をつくるように指示をしているところです。例えば、撮影機能だとかペン入力などで簡単な機能を利用して、タブレットに慣れ親しむことを狙いとしながらの導入でございます。

以上です。

**○8番（野村広志君）** 理解をいたしました。早い段階からこのデジタル機器に慣れ親しんでもらうということ、当初の目的であったりとか効果を目指すということは大切なことかなと思っております。今、教育長から答弁がありましたとおり、従来整備されていたタブレットで学習しているということでもありますので、これは将来的には、3年生以上に設置されているものに移行し

ていくというような考え方も持っていらっしゃいますか。そこはどうか。

○教育総務課長（萩迫和彦君） 先ほど教育長が答弁いたしましたとおり、平成30年度に導入したタブレットを今1、2年生が使用しているところでございます。それは5年間のリース期間がございまして、その期間が終わりましたら、使える間はそれを使っていこうというふうに考えております。また、それ以降につきましては、現状では国のほうの補助事業は今はないところですけれども、またその時点で検討していくことになるかと思っております。

○8番（野村広志君） 分かりました。

では、もう1点お聞きいたします。今、持ち帰り学習の際などに必要となる各家庭におけるWi-Fi環境についてお聞きいたします。たしか実態調査をされた結果があったかと思っておりますが、そういった調査を踏まえて、今回環境が整っていない家庭の支援策について補正予算として提案がなされていますが、内容についてどのような考えなのか、少しお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 令和2年度に行った小・中学生のインターネット環境の普及状況調査によると、86.9%の家庭が普及状況にあります。約13%の未普及世帯を解消するために、本年度から就学援助世帯が新規に環境整備を行うことに対して補助を行っていきたいというふうに考えております。

具体的には、新規にインターネット環境を整備した場合に、2万円を支援しようとするものでございます。

○8番（野村広志君） こういった支援については、平等性をいかに担保しながら支援をしていくのかということも重要になってくるのかなと思われませんが、今回、就学援助事業としての追加補正予算で提案がありますけれども、この就学援助世帯、小学校で約388名、中学校で約265名になろうかと思っておりますが、そのうち小・中学校で各30世帯分が、今回追加で補正予算の提案がなされているようであります。全ての世帯をこれで賄うことができるのでしょうか。全て賄えるのかなということを少し考えづらいなという印象を持ったところでしたけれども、実態調査がなされてある程度シミュレーションができてのことだと思いますが、この事業の必要性和「誰一人取りこぼさない」と言われる市長の考え方に、決して矛盾が生じないようにしていかなければならないのかなと感じたところでしたが、そこについては、どうですか。

○教育総務課長（萩迫和彦君） 令和2年度にアンケート調査を実施しております。そのときに約2,000世帯、インターネットの整備をしている世帯が86.9%ですので、それから逆算しますと2,000世帯のうち260世帯がインターネット環境のない世帯となるところでございます。そのうちの13%で試算しますと、約60世帯がその就学援助世帯ではないところということでございます。

これまで就学援助事業の取組の中で、経済的に困窮している世帯に対しまして、様々な援助をしてきているところでございます。今回そういったことで、まずは就学援助世帯に限って、環境を整備していただければ2万円を支援いたしますというような取組をしたところでございます。

また、一般家庭におきましても、もう既に取り付けていらっしゃる世帯もございまして、また保護者様の教育の方針として、インターネット環境はまだ必要ないというところもあろうかと思

いますので、今回につきましては、就学援助世帯に限って支援をさせていただきたいというところでございます。

**○8番（野村広志君）** このことについては、本議会は委員会中心主義をとっておりますので、所管の委員会ですっきりと議論がなされるものと思いますが、では、そこで少し提案でありますけれども、本市には地域情報通信基盤整備推進事業として実施しておりますしぶし志ネットとして、市内全域に光ファイバー網が整備されております。まさに全国まれな先進地でもあるわけですが、この光ファイバー網を利用することによって、より安価で安定した光インターネットサービスが、子育て世帯に提供できるのではないかなと考えております。このしぶし志ネットは、昨年の7月だったですかね、BTV株式会社から本市に譲渡されましたけれども、BTV株式会社と本市とのこれまでの関わり方であったりとか、これからの関係性においても、このBTV株式会社としっかりと協議をもつていただき、例えばですけれども、本市とBTV株式会社の間で包括連携協定等のようなものが結ばれて、子育て世帯への光インターネットサービスの提供の支援制度が構築できれば、まさに誰一人取りこぼすことなく、このデジタル化社会の到来に向けて、さらなる利活用を図ることができるんじゃないかなと考えております。ぜひ検討してみてくださいはどうか。このことについては、BTV株式会社にとっても、ある意味一定のメリットがあるのではないかなと考えております。現在、本市でのBTVへの加入率を見たときに、仮にこの子育て世帯へ光インターネットサービスの提供がもたらされるとすれば、各世帯での契約になろうかと思いますが、子育てが終了してからも、引き続きこのサービスの継続につながっていく可能性も出てくるんじゃないかなと感じております。ぜひとも検討していただき、BTV株式会社とまずは協議をもつていただき、前に進められるのかどうか様々議論していただければなと思いますが、御意見をお聞かせください。

**○市長（下平晴行君）** 本市は、市内全域に光ファイバーケーブルを敷設されており、インターネットに接続できる環境でありますので、御提案いただきました内容については、普及率も含めてとても良いアイデアだと思っております。今後そのようなことができないのか、BTV株式会社と協議をしてまいりたいというふうに考えております。

**○8番（野村広志君）** では、ちなみに情報管理課長、現在BTVの加入率は答弁できますか。

**○情報管理課長（岡崎康治君）** BTVのインターネットの加入状況についてですが、令和4年3月末時点のインターネットの加入率が、29.4%の加入状況となっております。

**○8番（野村広志君）** 29.4%、せっかくですね、全世帯にこの光ファイバー網が整備されておりますので、もう少しこの利活用という点を考えても、こういったことも取り組んでいく必要があるのかなと思っておりますので、市長のほうですっきりと考えて取り組んでいただければなと思っております。子供たちを取り巻く環境、学習の環境は、本当に目まぐるしく変化を続けております。いつの時代においても、社会全体として子供たちを守り育むという考え方においては変わらないものと思います。様々知恵を出し合いながら平等性を担保しながら、誰一人取りこぼすことなく、最善の方策や取組を進めてもらえることと期待をして、次に移りたいと思います。



2点目であります。農業振興についてお聞きしてまいります。昨今の社会情勢においてとりわけコロナ禍、円安に加えて、理不尽なロシアによるウクライナ軍事侵攻等ですね、様々な影響を受けて原油や食料生産に必要な諸資材の高騰が続いております。また、食料品やガソリン、電気料金等の相次ぐ値上げに市民生活は直面をし、毎日の暮らしに多大な影響や不安を及ぼしております。農業分野においても肥料や農薬、穀物など、生産資材の価格高騰が続き、農家の生産意欲の減退にもつながりかねない事態となっております。飼料価格については、配合飼料の安定制度基金によって上がり幅の抑制がなされておりますが、被覆や副資材等については、やはり原油価格の高騰を受けて農ビやビニールハウス、マルチ用農ポリ、段ボールに至るまで、ほとんどの資材が10%から20%程度価格が上昇しているというデータもあるようであります。

そこでお聞きをいたしますが、こういった状況を踏まえながら、国や県から緊急支援等が施されております。今回の議会にも提案がされておりますが、まずは、本市の影響や現状と併せてそのことをお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 社会情勢の変化により、本市の基幹産業である農業への影響も深刻であります。具体的には、肥料、畜産の飼料、原油高騰など農業経営に直接影響のある資材等の高騰により、農業経営に大きな影響を及ぼしております。国の支援策等もございますが、本市としても、しっかり対応していかなければならない状況であるというふうに考えております。

○8番（野村広志君） 喫緊の課題については、認識は同じなのかなと確認が取れたところですが、では、農業者の方々から様々な相談もあろうかと思いますが、市としてそういった場合、どのような対応を現在なされているのか、そこについてお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 現在は、それぞれの担当において個別に相談対応している状況でございますが、今後は所信表明でも申し上げました、仮称、農業サポートセンターの設置を進めるとともに、相談窓口の一本化を図ることとして取組をしてみたいと考えております。

○8番（野村広志君） 支援の在り方も様々あろうかと思えますし、相談の内容についても多種多様で複雑化しているものと想像がされますが、今、答弁がありましたとおり、相談の窓口を一本化することによって、敏速できめ細やかな対応が実現できるかなと感じたところでした。大いに期待をいたすところでもあります。

では、あともう1点、先ほど少し触れました、目まぐるしい社会情勢を背景とした生産意欲の減退等による離農等の相談について、そういった話等はございませんか。

○市長（下平晴行君） 高齢に伴う離農に加え、サツマイモ基腐病や資材等の高騰により、厳しい現状の中、やむを得ず離農される方もいらっしゃるようでございます。現状では離農に伴う相談について、具体的にはないというところでございます。

○8番（野村広志君） この長引く状況が悪化すればですね、あらゆる面においてこの影響を及ぼしかねないということを心配をしております。所管課においても生産者の声をしっかり聞いて、寄り添っていただいて、対応にあたっていただきたいものだなとお願いをしておきたいと思っております。

では、新規就農者における設備投資等について少しお伺いをいたしますが、諸資材の高騰や供給不足等によって、なかなか厳しい状況にあるとお聞きをしております。今答弁がありましたとおり、ピーマンやイチゴ農家といった研修制度を終えて、新規就農しようとする方々への影響というのはどのような状況なのか、少しお示しいただけますか。

**○市長（下平晴行君）** 令和4年度に新規就農される施設園芸農家において比較したところ、昨年と比較し、ハウス建設費用がおおむね1.5倍程度高騰する見込みとなっており、初期投資が大きくなることにより、今後の経営が厳しくなるのではないかというふうに危惧しているところでございます。

**○8番（野村広志君）** これは、ちなみにハウスの平均的な建設費用の例に例えて、ハウスの建設費用と今回研究対策等も施されておりますけれども、そういったものを差し引いたシミュレーションみたいなもので、前年比と比較して、金額ベースでどの程度負担が増えているのか、そこについてお示しができますか。

**○農政畜産課長（大迫秀治君）** お答え申し上げます。

令和4年度の資材高騰後、若干ちょっと4月とか早い段階ではございますが、新規就農で大体25aぐらいのハウス等を造っているようであります。ハウス建設費につきましては、大体3,750万円ぐらいの建設費になっているところでございます。自己負担としましては、それ対して国の補助事業等がございますので、約35%ということで、約1,300万円ぐらいの負担ということでございます。ちなみに、令和3年度の状況ではございますが、自己負担につきましては、996万円ほどの自己負担ということになっているところでございます。

**○8番（野村広志君）** 同じ状況で約300万円程度負担が増えているということの理解でよろしいですか。

[農政畜産課長（大迫秀治君）「はい」と呼ぶ]

**○8番（野村広志君）** はい、分かりました。大変厳しい状況があるのかなと、今感じたところでした。緊急事態対策として国からも示されているようでありますけれども、本市の基幹産業を支えていくというこの農業振興策として、このような事態が長引くようであれば、速やかに市の単独としても、さらに何らかの支援を講ずるべきかなと少し思ったところでしたが、そういったこの状況を注視しながら検討してみるということは、市長どのようにお考えですか。

**○市長（下平晴行君）** 昨今の資材高騰と新規就農にあたっては、非常に厳しい状況であります。担い手の確保、育成は非常に重要であるというふうに考えております。

本市としましては、本議会に提案させていただきました補正予算において、今年度ハウス建設を行い新規就農をする者、親元から新たに独立し就農する者に対し、昨年との比較において高騰したハウス建設費用の2分の1を支援したいと考えているところでございます。

また、今後このような状況が続くようであれば、改めて支援策を検討していきたいというふうに考えております。

**○8番（野村広志君）** 今、市長から答弁がありましたので、今後の状況いかにによりますけれ

ども、しっかりとそこは向き合いながら検討していただきたいをお願いをしておきたいと思いません。

では、3点目に移ります。道の駅松山「やっちくふるさと村」の活性化についてであります。こちらの活性化については、指定管理者のみならず多くの地域の方々の願いでもありますし、ぜひとも総合的な状況を鑑みながら、方策を講じていく必要があると考えております。まずは、当局としてのこの道の駅の考え方について、見解をお聞かせください。

**○市長（下平晴行君）** 道の駅松山は、平成18年度から指定管理者制度を導入し、平成25年から現在のフォックスカンパニーに管理をお願いしているところでございます。

フォックスカンパニーは、スイーツバイキングを提供し、県内外から多くの来客がりましたが、コロナ禍により令和2年4月からレストランを休業している状態です。私も指定管理者と5月11日に面談をしたところでありますが、「新型コロナウイルスの感染状況が減少傾向になってきたので、新しい形態で再開を考えているが、相応の時間が必要であり、今すぐの再開は難しい」というようなことであります。

今後とも、施設等地域の活性化のために、継続して協議を続けてまいりたいというふうに考えております。

**○8番（野村広志君）** コロナ禍で大変苦慮されていることは十分に理解するところでありますが、指定管理者の協議はもとより、基本的な考えに立ってみますと、この現在市内においては、唯一道の駅という称号のある施設でございます。市としても、もう少しこの積極的な関わり方について計画やプラン等を示しながら、指定管理者共々協議すべきであるかなと少し感じておりますが、ここについてはどのようにお考えですか。

**○市長（下平晴行君）** 適正な指定管理業務は、市の方針や方向性と連動することが大事であるというふうに考えております。5月11日に指定管理者と協議をした際に、第2次志布志市観光振興計画の要旨につきまして、担当課から説明し、共有に努めたところであります。今後とも連携を密にし、情報共有をしっかりと努めてまいりたいというふうに考えております。

**○8番（野村広志君）** では市長、お聞きいたしますが、市として、この道の駅松山の位置づけについて、様々な都市マスタープランであったりとか振興計画であったりとかありますけれども、そういったことも総合的に鑑みながら、道の駅松山の位置づけについては、市長はどのように捉えていらっしゃるでしょうか。この道の駅の施設は観光施設として捉えているのか、それとも産業系の施設と申しましょうか、単に国土交通省が示している道の駅としての機能が充足されている施設として捉えているのか、そこについては、どのように市長は考えていらっしゃるでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** これまで道の駅は、幹線道路に付随した施設で、ドライバーの休憩施設、観光客の立ち寄り所として機能してきたところであります。また、道路網の整備による利用者減少の懸念やコロナ禍で社会活動の変動が予測しづらい状況になっておりますが、指定管理者の強みが十二分に発揮され、道の駅松山にしかないオンリーワンが構築され、地域の活性化施設として活用されるよう、地域や指定管理者と連携してまいりたいというふうに考えております。今、こ

の施設はやはり観光施設と位置づけているというふうに考えているところでございます。

○8番(野村広志君) 市長も「地域の活性化施設、観光施設という捉え方である」ということで、答弁をいただきました。私も近年、この道の駅の持つ役割や機能について、大きく変貌してきているなど感じております。このことは東日本大震災を機に、国土交通省からも道の駅に関する指針が示されておりますが、従来の指定管理者に委ねている部分と、近年求められている新たな道の駅の持つべき役割や機能として、地方創生の核として在り方を踏まえながら、地域の活性化といった視点に立った道の駅の存在について、考えるべきときに来ているのかなと思っております。残念なことに今までこういったことについては、しっかり議論がなされてこなかったような気がいたしておりますが、地域にとってもこの中心的シンボルとして活用や活性化を願っているわけでありますので、先ほどの計画やプランについても、地域を巻き込む形で活性化が図られることが理想なんだろうなと思っております。

そこでお聞きいたしますが、今お話しした地方創生の核とした場合、そういった考え方に立ったポジションで考えた場合、この道の駅の在り方については、市長はどのようなお考えでありますか。

○市長(下平晴行君) これは、議員も十分御承知と思いますが、道の駅には新橋校区コミュニティ協議会が運営する「おじゃんせ」もありますので、連携しながら活性化を図っていく必要があるというふうに感じております。

○8番(野村広志君) では市長、市長はこの道の駅、大きなくりの中の道の駅に求められている役割とか機能については、変わってきたなということを感じておられますか。

○市長(下平晴行君) これは先ほど申されたとおり、コロナ禍の影響も大分あるというふうに思いますが、その役割が単なる観光とか地域の活性化というのではなくて、これは防災等も含めたいろんな角度から必要性を感じているというふうに感じております。

○8番(野村広志君) 市長も求められている役割や機能については、変わってきたという認識であるということで確認いたしました。繰り返しになりますけれども、従来のこの指定管理されている部分と、今ありました近年求められている地方創生の核としてこの道の駅の役割や機能の部分においては、少し分けて考えるべきだなと思っております。道の駅に新たに求められている役割だったり機能の部分まで、全て含めて指定管理者に委ねるとすることは、管理者側にとっては大きな負担を与えることになるんじゃないかなと、少し感じております。そういったことについては、これから求められている道の駅の役割や機能については、やはり市のほうでしっかりとしたプランなり、それ相応のサポートが必要ではないかなと感じております。

そこでお聞きいたしますが、市内で唯一のこの道の駅松山について、近年求められる道の駅の在り方等について情報収集をしながら、道の駅松山にふさわしい在り方を検討してみてもどうかと考えているところですが、また、そのことで地域の活性化につながっていくんだよという道筋も含めて示されていくことが、大変大事なんじゃないかなと思っております。いかがでしょうか、市長、もう一步踏み込んだ形で、この道の駅の在り方であったりとか方向性、道筋を示していく

べきではないでしょうか。いかがですか。

**○市長（下平晴行君）** 特に道の駅松山については、農林水産省の補助金で整備した経緯から、産業建設課が所管しているということでの対応の仕方になっていると思うわけでありますが、今おっしゃったように、道の駅のいわゆる在り方、これは抜本的に私はちょっと変わってきたんだなというふうに思っております。その道の駅として、今まではいわゆる国道沿いに国が補助をするのもそういういろんな条件があったわけでありますが、やはりこれからは、そういう地域も含めた、防災も含めたあらゆる角度での利活用、もちろん活性化、観光も含めてですね、そういう幅広い中でのいわゆる道の駅としての在り方を、今後十分内部でも協議しながら、どうやったら道の駅が活性化できるのか、また地域あるいは防災というような形で活用にできるのかを十分協議してまいりたいというふうに考えております。

**○8番（野村広志君）** 市長も同じ思いでいらっしゃるということで確認ができましたけれども、ぜひとも道の駅についても新たな役割がやはり付加されるというか、変わってきておりますので、しっかりそこ辺については検討していただければなど、ぜひとも関係機関と情報共有しながら、検討していただきたいと思っております。

ではもう1点、このところでお聞きしますが、現在類似施設としてボルベリアダグリであるとか蓬の郷といった指定管理されている施設がございますが、こういった施設についても先ほども申しました都市計画マスタープランであるとか、総合振興計画に則った位置づけがなされて、整合性が図られておりますが、先般の全員協議会の中で市長自らが「指定管理の在り方についてこのままでよいのか、検討する必要があるのではないか」ということを言及されておりますので、この道の駅松山も含めた形でこの整合性を取りながら、その在り方についても少し整理をしていくおつもりなのか、そこについての考え方を少しお示しいただけますか。

**○市長（下平晴行君）** これは、この前全員協議会で議論させていただきましたとおり、指定管理者が、従来は3年間本協定を結んで年度協定をしていくという取組であったわけなのですが、それが現在、志布志市では5年間という期間をもった協定を結んでいるというような状況であります。基本的にこれは、やはり民間のノウハウをどう生かして市民サービスができるのか、もう一つは、予算の削減なんですね、この二つをどう生かしていくかということを考えますと、この前港湾商工課で提案しました、その期間の問題、そして指定管理者制度とは何だということを原点に戻って、やはり取り組むべきであるというのをお話をさせていただいたところであり。私はそういうことから見ると、やはり港湾商工課で提案した期間をもって、今後施設の在り方、いわゆる市としての予算投資の在り方等々も含めて、あるいは本当に指定管理者制度がいいのか、直営でもいいのではないかなというような取組をしている市町もありますので、そこは十分指定管理者制度そのものをもう一回原点に戻って、全体の指定管理者制度の在り方をこれでいいのかということでのお話をさせていただいたところであり。さっき質問ございましたとおり、ボルベリアダグリも含めて、全施設の指定管理の在り方については内部で十分検討しながら、また議員の皆様からの御助言、御指導等もいただきながら、市としてどういう取組がいいのか、十

分協議・検討をしてみたいというふうに考えております。

○8番（野村広志君） 様々な議論もあろうかと思えます。市長が示された勇気のある発言だったのかなと思えますが、当然、今、市長が言われました民間の考え方を導入するというこの指定管理の在り方と予算と、やはり総合的に鑑みながら、この指定管理の在り方を検討していくということは、当然必要なだろうなと思っております。民間に委託してから、もうかなり月日が流れております。そのことをまたしっかりと含めながら、この施設の在り方、指定管理の在り方については検討を図っていただければなと思っております。

あとこの三つの施設とも、市がやはり何らかの形でしっかり関わっていくと、積極的に関わっていくということであれば、活性化に資する手だてを取っていくということであれば、指定管理者と関わりをさらに深めていく必要性も現段階はあるわけですが、行政の関わり方としては、所管をしていく担当部署等についても、このままでいいのかも含めながら、先ほど指定管理の在り方も含めながら、機構改革の中でどういった部署でどのように管理をしていく、所管していくのかということも併せて、少し議論をしていく必要があるのかなとも感じております。その点については、市長はどのようにお考えですか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、この機構改革を含めた全体的の今いろんなビジョンを出している中で、どういう形での組織再編も含めてですね、プロジェクトを設置してそういう方向性を今協議しているところでありますので、今おっしゃったような全体的なことも含めた市の今後の機構再編も含めた、どういう取組がいいのかですね、十分協議をしてみたいというふうに考えております。

○8番（野村広志君） 様々お聞きしましたが、この道の駅松山については、設置された当初の考え方もあろうかと思われます。最初に申しましたとおり、総合的な見地に立っていただきまして、今後も検討していただきたいと思えます。総合的に先ほど言った指定管理の在り方、機構改革を含めながら、今後どういう管理の仕方をしていくのかも含めながら、検討していただきたいものだなと思っております。

最後に、この松山地域にとって、この道の駅松山については大変重要な施設であります。過疎化が進む中で地方創生の観点であったりとか、市長からもありましたとおり、防災の拠点等の考え方もあります。この道の駅の持つべき役割や機能については、先ほども述べたとおり、大きく変貌をしております。その機能を最大に生かしながら、この地域の活性化につなげていただきたいものだなと考えておりますし、またそのことについては、地域も一緒になって取り組むものだなと思っております。ぜひとも前向きな検討に入っていただきまして、前進をしていただきたいなと思っております。最後にもう一度、市長のお気持ちをお聞かせください。

○市長（下平晴行君） その地域が安心・安全で、市民の皆さんが本当にここに住んでよかったとやはり思えるような、全体的にそんな取組をしてみたいというふうに考えております。

○8番（野村広志君） この道の駅松山の活性化は、地域の活性化に直結することでもあります。地域にとっても宝として切望しているところでもありますので、市としても積極的に関わりをも

っていただきまして、活性化に資する施策の展開を大いに期待を申し上げて、私の一般質問を終わりといたします。

○議長（平野栄作君） 以上で、野村広志君の一般質問を終わります。

ここで、質問席消毒のためしばらく休憩いたします。その後、質問を続行いたします。

○

午前11時03分 休憩

午前11時08分 再開

○

○議長（平野栄作君） 会議を再開いたします。

次に、13番、西江園明君の一般質問を許可します。

○13番（西江園 明君） 会派、真政志の会所属の西江園でございます。

下平市政が本予算を編成し、本格的に2期目がスタートするにあたり、施政方針が示されました。今後の下平市政が市民に夢と希望を与えることを期待しまして質問してまいりますので、教育長はじめ、執行部の皆さんにも今言いましたように、市民に夢と希望が持てる答弁を期待いたします。

まず、教育行政について質問します。今回の一般質問を見ますと、非常に教育委員会、教育長に対する通告が多いようです。市民からのそれだけ負託が多く、そういう証だと思います。私も議会における一般質問は、首長への大局的見地に立って提言し、政策論争する場であるということは理解しているつもりです。今回、これから行う教育行政についての質問が、一般質問的なものかというのは意見が分かれるところだと思います。しかし、私は市民の代弁者として、市民の声を行政へ届けることが私に課せられた責務と考えます。過ぎたことは仕方ありません。今後の志布志市の教育行政が法律、条例に基づいた、則った運営がされることを期待するという見地に立って質問してまいります。

前置きが長くなりましたが、本題に移ります。今年になってから、本市のある小学校で、6年生を目前にして27人中11人が転校するという事態が発生しました。この11人に兄弟を加えると、それ以上の児童が4月から2校に分かれて転校しました。「あと1年経てば卒業なのに、残念だ」というのが保護者の気持ちです。ここに至るまで保護者の葛藤は壮絶なものでした。この転校したほかにも、昨年耐え切れず保護者が住所を変えてまで転校した児童もいました。1月の選挙後すぐでしたが、学校の保護者から相談を受け、「ぜひ学校を訪問して状況を見てください」と言われました。そこで、私もすぐに学校へ連絡し、訪問しました。その日は授業の中身の都合で、「教室への訪問は遠慮してください」ということだったので、校長室で話をすることになりました。校長も突然の議員の学校訪問の電話に驚いたんでしょう、教育委員会に連絡をしたのでしょ、教育委員会の職員も2名見えていましたので、一緒に話を伺ったところでした。異常な事態であることは、学校側も認識をしており、教育委員会も支援に取り組み、クラスを分けて教育委員会の職員が授業を担当したりして、支援協力している様子をそこでお聞きしたところでした。

学校側の話だけでは理解できませんので、それから数回同僚議員と一緒に保護者のお母さんたちに集まっていただき、直接話をする機会を設け、経緯、状況を詳しくお聞きしたところでした。

「壮絶な戦いの毎日で、なぜ勉強するための学校がいじめなどで勉強ができない、この環境がどうして、なぜ改善されないのか」と学校に対する不信感でいっぱいでした。保護者との話の中で、本当にたくさんの思いをお聞きしましたが、全部話すとそれだけで私の持ち時間がなくなってしまいますので、一部だけ紹介しますと、どのくらい学校が荒れていたかという、一つの具体例で昼休みの時間です。普通は、給食後は運動場などを走り回ってにぎやかな風景をよく見ますが、ここの学校は違います。曜日によってグラウンドに出て遊ぶ学年が決まっているのです。全校生徒が一同で遊ぶと、問題が起こるからです。予防策としての手段みたいです。そして保護者が話されて、その他に保護者が学校に対して感じたことは、「学校の雰囲気は殺伐としている」と感じたそうです。先生同士は我関せずという雰囲気で、保護者が学校を訪問しても、ほとんどの先生が会っても挨拶もない。「校門には挨拶日本一の標識が掲げているのに、これなんです」と残念がっていました。そして学校側の状況は今言いましたように、分かりますように、「保護者と全く向き合っていない」、「その場しのぎで事案を分析せず、チームとして全く取り組んでいない」など、厳しい意見がたくさん出されました。そして、子供は長い間苦しい思いをしてきたので、あと1年だけ我慢するか、しかし今回の事態とならざるを得なかったようです。これは俗にいう学級崩壊ではなく、学校崩壊だと私は思いました。何も対策してくれない学校に業を煮やし、保護者は教育委員会に助けを求め、直談判に行きましたよね。去年の秋頃というふうにそのときはお聞きしました。そこからは教育委員会も積極的に関わり、二十数名のクラスを2クラスに分けて、教育委員会の先生が授業を担当し、相当な支援、努力をしている様子をお聞きしたところでした。保護者も教育委員会の対策、支援には感謝されていました。しかし、残念ながら解決には至りませんでした。教育委員会としては、もっと早く学校側から相談があればという思いや、歯がゆさもあったのだと私は感じたところでした。

話せば切りがありませんから、教育長にお伺いしますが、まず1点目に、転校した児童数は何名ですか。その兄弟も含めてです。2点目に、このような事態をいつ教育委員会としては把握して、その後学校への指導やクラスを分けてまで授業をしなければならなかったのか、その辺の経緯を答弁願います。三つ目に、そういう相談があったとき、教育委員会と学校側とどのような話し合いがあったのか、3点まず伺います。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

昨年度末の某学校の件につきましては、私どもも大変心を痛めながら、子供たちそして保護者、地域の方々、それからその事態に直接は関わりが持たれなかった方々の思いも含めて、様々な形で対応をしてまいったところがございます。この学校からは、16人の子供たちが転出という形を取っております。兄弟を含めての人数であります。

教育委員会がこの件につきまして把握いたしましたのは、昨年度の夏休み明けでございました。その後、学校長、教頭そしてその該当する学級の様子を見ながら、学校長から聞き取りを十分に



しながら、その後どう対応すべきであるかという指示を出したところであります。出した内容につきましては、本市の条例等に基づきながら、保護者それから学校運営協議会をはじめとする地域の方々へ、事の状況をお伝えしつつ、そこでは個人の情報管理という面には十分配慮をしながら、状況を説明しお願いをしながら協力を得て、改善に向かうような道筋というものを、一緒になって考えていくという方針を示したところでございました。

そのような中にありまして、私どもといたしましても事の進展が十分でない部分もございましたので、スクールソーシャルワーカー含め、本市の相談機関である県当局への報告を含め、鹿児島大学それから弁護士等へも相談を重ねながら、その後も様々な手を尽くしてまいったところでございます。

保護者会におきましては、教育委員会からも担当係の指導主事を出向かせまして、保護者の思いもしっかりと聞き取りながら、その後の対応等について一緒になって協議したこともございました。

こういったことを重ねてまいったわけではございましたけれども、最終的には制度を利用した形で、他の学校へ転校するというような状況になった次第でございます。

議員おっしゃるように、夢と希望を叶える教育の在り方というものは、私たちは絶対に忘れてはならない根底にあるものだとも認識しておりますし、そうでなければならぬと思っております。苦渋の判断ではございましたけれども、保護者も転校を希望するという形での最終的な判断をなされましたので、私どもは、本市の条例等に基づきながら適切な判断をさせていただき、今の状況をつくらせていただいたというふうなことでございます。

**○13番（西江園 明君）** 今、教育長からありましたように、いろいろ保護者とも話し合った、いろいろ協議した結果、こういう事態になったと、ならざるを得なかったという答弁でございました。保護者も断腸の思いで、子供とこの転校についてはいろいろ話し合ったとおっしゃっていました。たまたま11月頃でしたか、市の広報紙で特認校制度の紹介があったので、いろいろ調べて学校訪問もしたようです。その学校訪問した中には、ある学校では「靴箱が足りなくなるから、受け入れは厳しいです」と断られた学校もあったようです。靴箱が不足することを理由にする学校があることに、保護者も驚いていました。その結果、「待っていますよ」と親切に対応してくれた2校に、転校することになったようです。私は、志布志市が特認校制度を採用していたからこそ、このように迷った児童を救えたと思いました。中には、大規模校にはなじめない児童もいるでしょう。悩んでいる子供を救うことができるのが、この制度だと思いました。しかし、今回のこのような事例は、執行部もこの制度では想定していなかったと思います。今回のことは、この制度の在り方について一石を投じる事案だったと思います。

ただ、保護者の中には、転校をしたいが送迎という条件がクリアできず、断念した人もいたようです。このことが「保護者間や子供間の軋轢が生じないか」と心配しているとの意見もありました。特認校の送迎については同僚議員から通告もあるようですので、私は別の機会にしたいと思っております。

そして4月になり、転校して始業式も終わり4月半ばでしたか、総会に出席した転校した児童の保護者は、学校や地域の方々の対応や我が子ののびのびした姿を見て、うれしくて涙、涙だったようです。私も連休明けに、転校先の学校を訪問してみました。ちょうど図工の写生の時間だったようで、私が車を止めたら、1人の児童が「こんにちは」と、大きな声の挨拶をしてくれました。これが普通の姿だと私は思うんですね。それから、校長、教頭に案内されて授業風景を見学し、校長室で話を伺ったところでした。「大分慣れてきて、そして児童数も増えて、学校もにぎやかになりました」と話をしてくれました。

テレビや漫画では、よく学校が荒れたシーンがありますが、ほとんど高校とかそしてドラマの中の話ですよ。しかし、志布志市では小学校で起こっているんです。その子供同士でも話すようです。しょっちゅういじめられるので、友達が「家の人になぜ言わないのか」と尋ねたら、「お母さんが心配するから話さない」と答えたそうです。その子はおとなしい、もともと優しい子みたいで、「そういう性格がそうさせたのかな」とほかの別の保護者が話をさせていました。

今回、私がこのことを一般質問するきっかけになった一つが、いじめ問題でした。言葉の暴力などいじめは日常茶飯事のことでしたが、今回は刃物で切りつけるようなことが発生したのです。幸い、先生が気付き、大事には至らなかったようです。もう少しで大事件になるところでした。こんな環境の学校に子供を預けられますか。もう我慢ができないということで、今回の転校という形にならざるを得なかったようです。このようなことが続くから、保護者が校長に「警察に相談したい」と訴えましたが、「待ってくれ」と言われたのでやめたようです。しかし、その後は警察の巡回も始まったようです。小学校に警察の巡回です。私も校長に、「学校の状況を、学校運営協議会などへ報告しているんですか」と尋ねたら、「していない」ということです。このように何でも内輪で済ませようとする姿勢、体質が、このように事態を大きく、悪くしてしまったと感じました。「児童相談所にはどうか」と聞いたときも、さんざん行き詰まってから相談したようです。

そこでお聞きしますが、このように問題行動事案が起こった場合、教育委員会として外部のどのような機関、組織に相談することになっているのですか。また、県の教育委員会などにも報告、相談は行っているんですか。お伺いします。

**○教育長（福田裕生君）** お答えいたします。

いじめ問題や例えば深夜徘徊、不審者事案、情報モラル、ネットトラブルそれから児童相談所に関係する事案等に発展しそうな場合は、警察を中心に連携を行っているところでございます。

学校だけでは対応しにくい、心理的側面の相談や家庭との相談、特別支援教育に関する相談事、個々の事案の状況に応じて、本市のスクールソーシャルワーカーそれから県が配置しているスクールカウンセラー、同じく県が配置しているスーパーバイザーなどに相談するようしております。

当該の学校におきましても、同じようなことを以前から各種研修会等で伝えてはありましたが、残念ながらそういったところが十分にできていなかったということは、後々分かってき

たことをございましたので、厳しい指導も含めて改善を促したところをございます。

また学校や市内の関係機関だけでは解決しにくい事案につきましては、より幅広い専門的知見からアプローチの必要があるという場合もございますので、そういった場合は、鹿児島県の総合教育センター教育相談係、それから本市と包括連携協定を結んでおります鹿児島大学教育学部の専門的知見を有する先生方に相談をしております。併せて法的な解釈の仕方等、それから教育委員会としての対応の在り方等につきましては、弁護士の指導も仰ぎながら、今回の場合も進めてきたというのが事実をございます。

今後もこのようなことが本市から発生しないように、特に年度初めの管理職への指導につきましては、今年度の場合は特に具体的な事例を示しながら、強い指導も含めてしたところをございます。併せて、学校が学校だけで抱え込むことがないように、事が起こったときに又は発生しかけたときに、早め早めに一報をするようなこともしておくべきことにつきましても、重ねて指導をしたところをございます。

なお、教育委員会では、月に一回月例報告という報告を求めております。過去のものを遡って調べてみましたが、当該学校におきましては、昨年度につきましても、この件に類するようなことの具体的な報告は上がっておりませんでした。こういう報告の在り方等につきましても、私たちはしっかりとその内容を精査しながら、より早期の時点で、教育委員会に相談ができるような体制を構築し直さなければならないというふうに重く受け止めている次第をございます。

以上です。

**○13番（西江園 明君）** 数回話し合った保護者との話し合いの中で、まだまだたくさんありますが、それを全部言うべきとは思いません。

では、次に関連して、いじめ問題について伺います。我が志布志市でも国の定める法律「いじめ防止対策推進法」を基に、平成26年にいじめ防止基本方針を定め、令和2年には、「志布志市いじめ防止等に関する条例」が定められて施行されています。これは志布志市の法律であります。この条例に従って、どのような対策を取ってきたのか、またとっているのか。聞いている皆さんに理解していただくために、具体的にお尋ねいたします。

この条例は、第1条の「目的」から始まり、第43条までありますが、まず、条例の中の志布志市いじめ防止等に関する条例の第3条「基本理念」の中にあります第3項「いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童・生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下に取り組みなければならない。」というふうに基本理念で定められておりますが、今回のことは、この条例第3条第3項については、これは取り組まなければならないというふうになってはいますが、このあたりについてはどうだったのか伺います。

**○教育長（福田裕生君）** 本市におきましては、志布志市いじめ防止等に関する条例がございます。これについては、管理職研修会、生徒指導主任研修会等で周知し、その対策等に万全を期すように指導をしてきたところをございます。

議員が今御指摘くださいました、いじめ防止条例第3条第3項の「基本理念」に記されている「学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下に取り組みなければならない」この件につきまして、十分になされていなかったということについては、深く反省を求めたところでもありますし、教育委員会といたしましても、これについては指導を繰り返したところがございます。

○13番（西江園 明君） 先ほど教育長の答弁にありましたように、報告会の中でも学校から一切報告はないと。私も校長と話したときに、外部に情報は一切提供していないと感じました。条例の中でも、市の責務、教育委員会の責務、学校及び教職員の責務が定められており、それぞれ「責務を有する」とあります。責任があるんです。そして、第8条では保護者の責務、第9条では地域住民の責務まで定められております。責務は負わされているが情報は提供されていないのが今回です。教育委員会は、この条例を学校側に渡しているんですかね、それとも毎年かなりの人事異動で、多くの先生が赴任されますけれども、このような条例が志布志市にあることを周知されているのか、その辺はどうなんですか。

○教育長（福田裕生君） この条例につきましては、年度の変わりにも引継ぎをするようにしておりますし、私どもとしましては、そこはしっかりと周知できていたのではないかと感じておりましたが、現実的にはそうでないところがあったということは、これは確認の仕方が甘かったというほかないと思っております。

○13番（西江園 明君） 先生たちも忙しいから、ぱっと1冊渡されたぐらいでは、なかなか目を通すということはできないと思います。ですから、校長だけではなくて、全職員にこれが渡るように、再度、その辺のところはお願いをしたいと思います。

ある小学校では、本当に小さなことまで配慮している先生もおります。子供同士が目があっただけなのに、片方からすればにらまれた、片方の子は全然身に覚えがないことだって、片方が「いじめられた」と言えば、いじめとして捉えなければなりません。そういうことに対しても小さなことですが、いちいち対応している先生もいたようです。ですから、私はこの先生は条例を熟知されていたのかなと感じたところでした。一方では、隣のクラスが大騒ぎになっているが我関せずの姿勢の先生もいます。冒頭述べましたが、この条例の第11条で「学校いじめ防止基本方針」が定められておまして、条例の中の第20条「いじめに対する措置」とありますが、この中の第3項「学校は、学校においていじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童・生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童・生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を組織的かつ継続的に行うものとする。」というふうに定められておりますけれども、これについてはどうだったんでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 今、議員がお読みくださったその内容については、これも年度当初の管理職研修会それから生徒指導の担当者会で、事が起こったときにはすぐに学校内でチームを設けて、子供たちそれから保護者、教職員、状況を見て、地域の方々の協力を得ながら対応するよ

うにということの指示は出しておりましたけれども、今回の当該校において、そこが十分になされていなかったというのは、昨年9月、初めて私どもがこの件を把握した時点で、遡って調査した時点で十分でない状況が分かりましたので、その後につきましては、早急にきっちりと対応するように指示をし、そして教育委員会もその責任の下で、一緒になって対応させていただいたということでございました。

○13番（西江園 明君） 一応、そういう年度当初の管理職の研修の中では、教育委員会としては申し伝えるべきところはそういうふうには言っているけど、たまたま守られなかったというようなことですかね。こういう条例を遵守していただければと思います。よろしいですか、それで。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○13番（西江園 明君） あとは、まだお聞きしたかったんですけども、懲戒とか云々というのはありましたけれども、人権に関わるようなことがございますので、これについては質問を削除いたします。

法を遵守した教育行政が執行されるべきと思いますけれども、この条例の第7章で附属機関として志布志市いじめ問題対策連絡協議会と志布志市いじめ問題専門委員会について定められています。この二つの機関は設置されているんですか。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

第7章の附属機関に記された会につきましては、設置をしております。いじめ問題対策連絡協議会それからいじめ問題専門委員会であります。

いじめ問題対策連絡協議会は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図る組織で、定期的に毎年2回は開催をしております。それからいじめ問題専門委員会につきましては、いじめの防止等のための対策等について、調査審議する機関であります。いじめ防止等に必要事項について、関係機関や団体、専門家の意見を聴取しながら、各事案等の調査審議を必要に応じて行っております。特に昨年度におきましては、いじめ問題専門委員会の回数を増やし、過去に遡り、事案の再調査、検討をしたということもあります。事実関係がその時点ではっきりと把握され、分析され、対応がなされたかといったこと等についても調査し、適切なる指導・助言をしていくのがこの委員会の役目でございます。

○13番（西江園 明君） 設置されているということで、安心したところですけども、せっかくこの組織が、ただ定例会的な会議で終わらないように、ちゃんと問題提起をして議論をする組織であることを、今後、問題提起される機関として議論していただければと思います。子供たちを守るための条例です。条例に則った教育現場であるべきと考えます。

この学校では、数年おきによく学級崩壊の話をお聞きします。私も議長時代にそのようなことがあり、学校の管理職との懇談会があったときに、当時の教頭に「学校は落ち着きましたか」と尋ねたら、「はあ、何とか」とか非常に重い返事でした。ここの学校に赴任してきた先生は大変です。既に下級生にそのような兆候が見受けられる学級があると、保護者間では話題になっています。今の学校教育課長ではないですよ、10年ぐらい前の話ですけどね、学校にはいろんな保育園や幼

稚園から入ってきますから、それぞれ特性を持った子供が入学してきますから、私も、先生の対応について当時の学校教育課長に話を聞きに行ったことがありました。そのときに、当時の学校教育課長が「先生はプロですから、プロに任せてください」と言われました。プロだから口を挟むなど言いたいような口ぶりでした。「こんな上目線の教育者が」と私は思って、私は「もうこの人と話をしても無駄だ」と思ってすぐ帰りましたけども。「プロだったらこんな問題は起きないでしょう」と私は言いたいんですよ。そういう目線で、こんな人だったからこそ、「全て現場で解決しろ」と命じていたのではと思います。ここの小学校の問題も、当時はほんの2、3名の子供が起こした問題が、どんどん仲間が増えて大きくなってしまいましたけれども、学校、教育委員会の早めの対策が取れればと、非常に私は話を聞いて残念でした。

この問題について市長に伺います。先ほども述べましたように、志布志市いじめ防止等に関する条例の中の第5条に「市も責務を有する」と定められております。これまでのやり取りを聞いて、市長はどのような見解をお持ちか伺います。

**○市長（下平晴行君）** 先ほど教育長から説明がありましたとおり、学校の運営については、校長が一切を責任を取っている、管理しているという考え方であります。その中でこの条例等を見ましても、やはり市の責務、それから地域、学校、教育委員会はもちろんですが、そういう中でなぜこの問題が早く解決できなかったのかということ、やはり教育長から話がありましたとおり、報告がなかったということがまず1点であります。それから、もしそうであれば地域の責務というものもありますので、そういうことになりますと、学校の運営協議会等々の連携がしっかりできていなかったのかなというふうに思います。この防止条例というのは、やはり先ほど議員がおっしゃいますように子供たちが安心して生活できる、学校生活が楽しく、希望を持って学校に行ける、学校で生活できるということが基本的なことでありますので、やはりこれからは、基本理念に基づいてしっかりと志布志市に住んでいる、志布志市の学校に通っている子供たちをしっかりと守っていく体制づくりを、これを契機に二度と繰り返さないような取組をしていかなければいけないというふうに感じたところでございます。

**○13番（西江園 明君）** それぞれ市長、教育長から答弁をいただきましたけれども、全く何のための条例なのかというふうに思いました。教育長も赴任早々で、こんな大きな問題で大変だったと思いますが、志布志市の教育行政のトップとして、宝である子供たちに取りこぼしが出ない学校運営を期待します。

そして最後に、保護者が言われたのが、「コロナ禍を理由に、全ての行事を中止にしたことが大きな要因であったと思う。中止になったせいで保護者同士の接点、会話が減り、すなわち情報交換の場所がなくなり、情報が入らない。そして子供たちの学校の様子が見られなかった。さらに、先生と全く話ができなかった。こういうことが重なり事態を悪化させてしまい、気付いたときには遅かった」という保護者のお母さんの話でした。こういう状況は、私がある保育園の園長とも話したときも、そこの園でも保護者からのアンケートに似たような「規制が厳しいのではないか」という苦言が多かったそうです。保護者は学校に来たいんですよ。今後の行事の在り方に

については、十分配慮をしていただければと思います。教育行政についての質問は、この辺で終わりますけれども、今言いましたように、子供は日本の宝です。その子供たちが楽しく学べる環境をつくるのが、行政の仕事です。それぞれ問題があった学校、それぞれ親も子供も頑張っています。市長の施政方針にもありましたよね、「誰一人取り残さないまちづくり」とあるように、取り残される子供が出ない教育行政を期待して、教育行政についての質問を終わります。

次の質問に移ります。定住促進いわゆる人口増対策について伺います。今回の議員選挙から立候補者の選挙公報が発行されましたが、私も取組の一つに人口増対策を挙げました。我々は提言ですけれどもね。市長の公約というか目標にも掲げてあったのではと思います。施政方針の中にも一部ありました。全国的に人口減少が進む中、地方の自治体にとって大きな課題と捉えるところは多いようです。まず、冒頭にお聞きしますが、志布志市ではどのような対策を取っているのか伺います。併せてお聞きしますが、その制度を利用して、移住してきた人数はどのくらいですか。そしてその後の定住状況が分かっていたら答弁を願います。

○市長（下平晴行君） 近年の本市の移住・定住施策については、移住・定住促進事業をはじめ、民間賃貸住宅家賃助成事業や定住促進住宅用地の整備等を行ってまいりました。現行では、U・Iターン者支援事業、結婚新生活支援事業、東京圏移住支援事業、また地域おこし協力隊についても一つの移住・定住施策となっているところであります。これらの事業を通じての移住・定住者数は、平成26年度から令和3年度の8年にかけて720人となっております。

そういった方々のその後の定住状況については、把握は難しいところでありますが、このうち、土地や家屋の購入に係る補助を利用した方が617人となっております。少なくとも86%の方が、本市の定住につながったものと推測をしているところでございます。

○議長（平野栄作君） ここで昼食のため、しばらく休憩いたします。午後は1時から再開いたします。

—————○—————  
午前11時57分 休憩  
午後1時00分 再開  
—————○—————

○議長（平野栄作君） 会議を再開いたします。

○13番（西江園 明君） 一般質問を続けて行います。

定住促進についてでございますけれども、今、市長のほうから志布志市の状況についての説明がありましたけれども、ここに私が今持っているのが、県内でも人口が増えている始良市の資料がありますけれども、あの始良市でさえ、住宅等取得補助金として購入時に100万円、そして5年経過したら100万円補助するという仕組みがあるようです。そのほかに子ども補助金とか引っ越し費用補助金まであるようです。私がこれを見て驚いたのが、住宅ローンの金利の一部を補助する制度も導入しています。一方、先般の新聞に、今、始良市はベッドタウンとしての人口が増えることにより、市の財政が逼迫しているという記事があったですよ。始良市の場合、企業の立

地でなく地理的優位性から住宅の建設は進むが、企業からの税収が見込めないのが悩みのように書いてあります。これは、鹿児島市の各家庭に配られている総合計画ですけれども、鹿児島市でさえ、将来人口の減少が進むということから、いろいろな対策を講じているのが書いてあります。こういう状況の中、国も東京への一極集中を避ける目的の一つとして、地方創生を盛んに唱えています。「地方の頑張りを支援します」と言っています。私は以前から、先般は予算委員会でも言いましたけれども、我が志布志市には国が言っている地方創生の見本であり、人口増加対策の一つ、地方活性化対策の一つの手段である農業公社があります。合併前からある組織で、全国から農業をするために志布志市に移住し、多くの方が独立し、そして志布志産ピーマンという全国ブランドになるまで成長しました。志布志市の大きな産業の一つに成長したと思います。

まず最初に伺いますが、この制度を利用し、今まで何人の方が移住されていますか。それからもう一つ、このピーマン農家の方は若い方たちが多いです。夫婦での移住も多いですけれども、自然に子供に恵まれます。この方たちを加えるとどのくらいの人数になりますか。長い歴史がありますから、最初に遡るのが難しいようであれば、ここ何年かのやつでもいいですのでお尋ねいたします。

○市長（下平晴行君） 研修修了生と現在の研修生を合わせますと126名、75世帯になります。

○農政畜産課長（大迫秀治君） 親子に関しましては、若干把握はしておりませんが、先ほど言いました特に松山地域の尾野見地区に対して移住しているようでございますので、尾野見小学校における農業公社関係の方の数でございますが、現在では、72名中11名在籍ということで、約15.3%。いずれも大体そういったようなところで推移をしております。

○13番（西江園 明君） ちょっと次の質問の答えも出たのではないかな。今、ピーマン農家でもありましたけれども、最近はイチゴ農家も加わって、さらにこの制度については今後に期待が持てますけれども、ただいま市長と担当課長のほうから答弁がありましたけど、人口の動きが分かりますけども、今、課長も触れましたけども、「尾野見小学校は、毎年定期的にこのピーマン農家の家庭から入学してくれるということで、存続するんだ」というふうに言われた時期もありました。今の課長の答弁はちょっと分かりにくかったですけど、どのくらいの児童が、今15.3%、72名のうちの11名、その辺もうちょっと具体的に、現在尾野見小学校に在籍しているピーマン農家の子供は何人ぐらいいるのか、全体児童が何人でその関係者の在籍が何人か分かたらお願いします。

○農政畜産課長（大迫秀治君） 尾野見小学校全児童数72名です。うち、農業公社の研修生の子供が11名在籍しております。

○13番（西江園 明君） 今、答弁の中で数字が述べられましたけども、先ほども言いましたが、多くの自治体がいろんな目玉政策を打って、人口増加対策を行っていますが、なかなか効果が出なくて苦戦しているように見受けられます。志布志市のこの制度は、何十年も続いています。これだけ続くということは、それだけの需要があるからだと思います。農業も後継者不足により耕作放棄地が増える中で、農地を求める人が移住してくるんです。まさに国が掲げている地方創生だ



と思います。だからこそ、私はこんな自慢できる仕組み、組織を我が志布志市がとっていることを、もっと国に自信を持って訴えるべきだと思います。農政サイドの一つの事業としか捉えていないことはもったいないと思います。国は地方からの提案を待っているんですよ。頑張っている地方には幾らでも補助金は付けますよ。ここに座っている皆さん、職員の頑張りですよ。皆さんの行動にかかっています。最近資材の急激な高騰で、ビニールハウスを造るのにも悩むぐらいだと聞いています。先ほど野村議員の答弁に、市長が「資材高騰分の2分の1相当分について支援するんだ」という補正予算の一部説明がありましたけども、こういう資材の高騰だと、全体的ないろんな事業の場合はそういう2分の1とか3分の1とかいう補助がありますけども、こういう特化した事業については、国は幾らでも支援はしてくれます。こんな資材が高騰して困っているときだってほかにはないわけですから、この農業公社の活動をもっとPRすることを考えてみませんか。国に今までの歴史を含めて冊子ぐらい作って、それを「うちはこういう事業をしているんですよ、支援してください」というふうに、国に認知される行動をもっととるべきだと思いますが、どうですか。

**○市長（下平晴行君）** 国の補助事業を活用し、農業公社のホームページサイトの構築、パンフレットの作成、農業公社プロモーション動画の作成・発信を行ったところでございます。

今後におきましても、農業公社と連携を図りながら情報発信を継続し、国の補助事業等を活用して、さらなる周知広報を図って活性化に向けた取組をしていきたいというふうに考えております。

**○13番（西江園 明君）** 国もいろいろこの事業については認めて、いろいろ視察もあるようです。ただ、それだけではないんですよ。要は志布志市がこういう事業をして、その結果こういう悩みもあるんだと。それをやはりホームページに掲げるぐらいでは、ただ目に見るだけで、その担当を説得する行動が必要だと思います。職員の皆さんの頑張りで国を動かさせます。

その国を動かした例があります。その一つの例が隣の垂水市です。ここには道の駅が二つあります。通告してありませんでしたけど、保健課長はこの前何かここで会議があったということで、道の駅に行かれたと思いますが、感想をお聞きをしたいんですけど。通告していなかったのも、差し支えなかったら、簡単な答弁をお願いします。

**○保健課長（川上桂一郎君）** 先日、曾於地域と肝属地域の保健師の連絡協議会という会が、垂水市が事務局だったものですから、今、西江園議員がおっしゃった道の駅のほうでありました。そこは地産地消と海産物が主にあるということと、駐車場も広く、あとまた垂水の砂浜ですね、そこに直結した形で、その施設からその砂浜に行けるというようなアクセスも、かなり快適な形でできておまして、今後、国道沿いというところもあって、はやっていくのではないかと印象を受けたところです。

**○13番（西江園 明君）** 通告もしていなかったのに、丁寧な答弁をいただきありがとうございます。

私は個人的には、道の駅というのは地元の店舗と競合するようなところもありますから、そう

いう競合するような形の道の駅には疑問を持つ一人なんですけども、垂水市はこういう二つ目を職員が提案し、本人が何度も上京し、国と交渉し、結果実現しました。それなりの時間はかかったようですが、職員の行動力に驚くと同時に、これだけの時間と経費を許した垂水市も立派だと思います。身近にこのような例もあるんですよ。職員の皆さんが提案すれば、頑張れば、国は支援してくれるんです。ハード事業は事業費的にも金や時間がかかりますけれども、ソフト事業なんかは総務省に相談すれば、意外と簡単に予算化されると聞いています。私たち地元には、農林水産省に絶大なる影響力を持っておられる国会議員が2人もいます。皆さんの提案をきっと待っていてらっしゃると思います。最初と最後のお願いに、市長があと一押しというところであればいいですよ。

ただ、私がここで心配するのがあるんです。先ほど垂水市の話をしましたけど、志布志市役所においては、一職員がいろんな提案をできる雰囲気職場かということです。提案をしても上司が「そげなもんがとおいもんか、やっすいもんか」と一蹴される職場でないかと心配しています。農業公社のことではなくて、やる気のある職員の芽を潰していないかということです。私は以前も本田市長のときでしたけれども、職員間の風通しはどうかと一般質問したことがありました。そのとき、「ちょっと風通しは心配している」という答弁があったと記憶しています。

そこで、市長にお尋ねしますけれども、今のこの志布志市役所は、職員から気楽に提案できるような雰囲気と思いますか。

**○市長（下平晴行君）** このことについては、私も市長室の開放ということや報告・連絡・相談シートですね、そういうのを出していただくというようなことも含めて、あるいは個人的に提案を持ってくる職員もおります。そして、自己申告書にしっかり提案してあるものについては、抜粋して対応していくというようなことも含めて、受け入れをしっかりと聞いているということでございます。

また、今回の令和4年度の事業開始のときにも、職員の皆さんに「意見箱の設置をする」と言っておりますので、まだ実現しておりませんが、職員の皆さんがそういう意見を出しやすい、そういう意見箱の設置も取組をしていきたいというふうに考えているところでございます。

**○13番（西江園 明君）** 今、市長の答弁を聞いて安心をしたところなんですけども、いろんな事業を提案し進めようとする、それなりに旅費や経費がかかります。「ものになるか分からないようなことに経費なんか、旅費なんか出せない」と言っていたら、志布志市の将来、発展はありません。

私どもこの議会で、西企画政策課長がたしか担当だったと思いますけども、秋田県横手市に行政視察に行きました。多くの職員に市役所で会ったんですけども、職員が出席して私たちの質問に答えてくれました。このときの雰囲気がすごく気持ちがよかったです。研修が終了してから、近くにいた職員に尋ねてみました。「市役所の職員間の風通しはどうか」と質問すると、「そんなに気にすることもなく、話せる雰囲気です。別に気にしたこともありません」と答えてくれました。御存じのように横手市は、B級グルメグランプリ大会で優勝し、横手焼きそばで一

気に全国的なメジャーになりました。これだって、このB級グルメに1人の職員が焼きそばを出そうと提案したそうです。「焼きそばなんて日本中にあり、とんでもない」というのが当初の雰囲気だったそうですが、ほかになかったということで出店したら日本一になり、出品した市役所が驚いたそうです。ほかにもいろんなことを提案して事業を進めているようではありますけれども、この事業がうまくいくと自信を持って進めたことが全くうまくいかず、即、撤退したこともあったそうです。何がうまくいくか分からないのです。まずやってみるものの必要性を感じた研修でした。そしてまた、ここの横手市の場合は、やはり職員の提案で、1人の職員を東京のスーパーに1年間派遣をしているそうです。そのことによって流通経路が確保され、そして修学旅行生が東京に行き、その地元の秋田県、特に横手市の物品販売を2、3時間でしたかね、その店頭で販売するというのを修学旅行のプログラムの中に組んで、それが恒例になっているという話もしてくれました。こういうのもそういう職員の提案で次から次に出てきて、それがやはり続いているということでした。

このように、そういう一つの事業が展開されて、気楽に職員間で提案できる雰囲気の市役所であることを私は一議員として期待をいたします。

ほかに私は、以前ふるさと納税制度が始まったとき、まだもちろん志布志市は始まっていませんでしたけれども、長崎県平戸市の例を質問したことがありました。ここは、全国版のテレビで放送されたのをたまたま見ていたんですけれども、二十四、五歳の職員がふるさと納税の担当に異動で来たときに、その職員がいろいろアイデアを練って、2年目には平戸市には税収と同額のふるさと納税が入ったそうです。それが全国版に捉えられてですね、そのときもやはり二十四、五歳の職員というのが盛んにテレビでも強調されていましてけれども、やはりそういう職員の意見を採用する、そういう雰囲気というのを、私は非常に見ていて感じたところでした。

市長どうですか。このように、もし取り組むべき事業などが提案されたとき、旅費がないからなどの理由で芽を潰すようなことはないですか。やる気のある職員への少しの投資ぐらい、志布志市の将来を考えれば安いものだと思います。ふるさと志基金がある今だからこそ、職員が活躍できる雰囲気の職場をつくるべきと思いますが、いかがですか。

**○市長（下平晴行君）** このことについては、私も職員時代、上司から「余計なこっじゃが」と言われた背景があったからこそ、報告・連絡・相談シートも取り組み、それから市長室の開放ということも含めて取組をしている。それともう一つは現場主義というのは、やはり現場に入って、実際今単独事業ではない国の補助事業はないのかどうかということも含めて話をしております。それと併せて、私は冗談みたいに、特定の課長になるかもしれませんが、「1年間、私を日本全国に行かせてくれというような職員がいないかな」みたいな、そんな話もしているところです。

ですから、今議員がおっしゃったように、旅費を拒むとかそういうことは全く考えておりません。その職員の能力をどう引っ張り出すかというのも私の役割であるし、そして今管理職を持っている課長の皆さん方が、やはり業務管理と労務管理ということでの位置づけをしっかりと対応してほしいということも、課長ヒアリングのときも話をしておりますので、そういう方向で我がま

ちの特性をどう生かしていくのか、いけるのか。それと併せてその職員が持っている能力をどう引っ張り出すのか、それをどう活用するのも含めて、十分取組をしまいたいというふうに考えております。

**○13番（西江園 明君）** ここにいる職員の皆さん、ほら、今市長が約束してくれましたので、大いに力を発揮していただきたいと思います。市役所に入ってくる職員は、志布志市の将来の発展の一翼を担うんだというぐらいの誇りを自負を持って、市役所を受験したと思います。その所信を期待しております。農業公社の件も確実に人口が増える誇れる事業だと思います。もっとPRし、国に認知されることで、ここで働いている職員だって活気が出てくると思います。本当は定住化対策についてももっと質問したかったんですけど、持ち時間の関係で今回はやめましたけれども、現在、助産師については採用していますけれども、保育士や看護師などの県外流出、市外流出を止めるための手段として、奨学金の見直しについてを本当はしたかったんですけど、通告もあるようですので私はしませんけれども、東京都とかある区役所なんかは、保育士確保のためにアパート、部屋まで提供して募集しますよね、もうかないませんよ。そういう自治体もあるし、大きな病院は看護師なんか看護学校に行って自分の病院に勤めてくれれば、そのまま奨学金、学費免除という、俗に言う青田買いですよ。こういうのをもう盛んに行っております。我がまちには、18歳までは必死に子育て支援をしますが、最後の定住対策で負けているのではないかなど。今回市長の施政方針の中にも書いてございましたので、期待をしたいと思います。

最後の質問になりますが、福祉バスのことについてであります。このことは以前から、松山・有明・志布志地域における市民サービスの格差について質問してきました。そして、やっと格差が解消されたとは思いませんが、志布志地域でチョイソコしぶしの運行が始まりました。私も所属していますが、高齢者学級にはチョイソコしぶしの大ファンの方がいます。この運行を大変喜んでいて。企画政策課の出前講座のときでも、職員も「こんなに喜ばれる出前講座は最初で最後だったんじゃない」というぐらいの話だったと聞いています。しかし、こんなに大ファンの方でも、高齢者学級は午前9時からです。チョイソコしぶしの運行も午前9時からです、間に合いません。ですから、その方は往路はタクシーです。復路はチョイソコしぶしを利用します。運行を依頼しているタクシーの運転手の都合というふうに聞いておりますけれども、「これが市民目線か」と疑問を持ってしまいます。今後もこの運行時間の変更は考えられないのか、その辺も含めて今後の運行計画をについて伺います。

**○市長（下平晴行君）** チョイソコしぶしにつきましては、事前予約型の乗り合い送迎サービスとして、令和2年度から運行を開始し、令和4年1月からは市内全域を運行エリアに拡大して、年末年始を除く平日の9時から16時までの時間帯で運行しております。現在の運行時間につきましては、病院や買い物などを利用できる日中の時間帯を設定するとともに、朝夕の時間帯でのスクールタクシー、福祉タクシーの運行や通常のタクシー運行業務に伴う乗務員の影響等を考慮し、最終的には国・県などの関係機関や路線バス、JRなどの公共交通事業者等で構成される地域公共交通活性化協議会において承認を受け、決定したものであります。

現時点におきましては、運行時間の見直しを行う予定はありませんが、今後の利用状況等を踏まえ、定期的に開催される地域公共交通活性化協議会において、市内公共交通全体の改善策の検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

先ほどありましたように、このことについては、地域公共交通活性化協議会において決定をしている、だからということではないです。この公共交通あるいは先ほど言いましたように、結局運転手は人を乗せるわけでありますので、その資格を持っていなければいけないということと、それから公共交通の体系を崩さないために、9時から16時というのを決めているわけですので、これを変えるということは基本的にはちょっと無理じゃないのかなと思います。というのは、タクシーもそれ以外に利用していただくということも含めて、全体的な運行の在り方を考えて、この地域公共交通活性化協議会で決めているということでありますので、こちらからお願いするとなりますと、その9時の会議を9時半にさせていただくとかですね、そういうことでの協力をしていただければ、大変有り難いかなというふうには思っているところでございます。

**○13番（西江園 明君）** 時間がないですが、議論をすればもう切りがないです。地域公共交通活性化協議会というのは、普通は執行部が提案すれば、そういうふうになるのがこういう協議会の会議だと思います。体系を崩すという表現がありましたけれども、私が言っているのは格差を言っているのですよ。有明・松山・志布志地域の格差、志布志地域だけの時間帯ではないんですよ。言いたくないけど、ほかのところは無料で「ドア・ツー・ドア」なんですよ。こっちはそこまで行って、そこに迎えに来て、そこで降ろされる、料金は発生する。その格差は今回私は言わなかったつもりですけども、そういうふう限定する格差というのはやはり出ていると思いますので、その辺は今後について検討していただければと思います。

現在、電話をよくしていますけれども、「0570」ですよ、愛知県につながって対応しているわけですけども、「よく鹿児島弁を理解していらっているな」と感心しているところです。そこで、利用者から相談を受けたのが、「歳を取ってくると耳が聞こえなくなってしまう、電話をすることが厳しい、困難だ。チョイソコしぶしを利用したいが手段がない」との相談でした。チョイソコしぶしの利用は一部子供を含めますけれども、高齢者の利用が多いという状況があります。当然、利用希望者には同様の悩みがあると思います。「去年までは乗れたけど、今年から耳が聞こえなくなった」と、そういうのが出てくるかもしれません。利用者については、今述べたような人は想定していないのか、今後も考えていないのか、それについて伺います。

**○市長（下平晴行君）** このことにつきましては、予約方法でWEB予約などの検討もしたところではありますが、当初から高齢者等の利用が多く、操作が難しいことが想定されているために、電話予約のみであります。

また、同様にシステムを導入している自治体の状況を確認したところ、WEB予約の場合は、予約時間の柔軟な対応ができず、電話によるオペレーター対応の予約のほうがスムーズであると伺っております。チョイソコしぶしにつきましては、障害をお持ちの方も利用いただいているわけではありますが、本人自ら乗り降りできない場合は介助者の同伴をお願いしており、予約におき

ましても介助者を通した電話予約による利用をお願いしているところでございます。

御指摘の他の予約方法につきましては、チョイソコしぶしに限らず、先進的な導入事例もなく難しい課題ではありますが、今後のデジタル技術の進展などを注視しながら、より良い方法を模索していきたいというふうに考えているところでございます。

○13番（西江園 明君） 市民に希望が持てるように改正されることを期待します。市長が愛知県まで行って、直接依頼し始まった事業です。利用者に取りこぼしが出ないことを期待します。

今回の私の一般質問は、先生たちが人事異動で、喜ばれないような残念な学校が志布志市にはないように、市長の答弁にもありました。そういう教育行政がなされることを期待し、また人口増加対策に大きく貢献しながら、目立たない農業公社の活性化を期待して、私の一般質問を終わります。

○議長（平野栄作君） 以上で、西江園明君の一般質問を終わります。

質問席の消毒を行いますので、その間休憩します。着席のままお待ちください。

○

午後1時34分 休憩

午後1時35分 再開

○

○議長（平野栄作君） 会議を再開いたします。

次に、10番、小辻一海君の一般質問を許可します。

○10番（小辻一海君） 皆さん、改めましてこんにちは。議席番号10番、小辻一海でございます。ただいま議長の許可を得ましたので、通告に従い、順次質問してまいりますので、執行部の誠意ある明快な答弁をよろしくお願い申し上げます。

早いもので選挙が終わって5か月を迎えようとしています。その後、ここに登壇するのは初めてでございますので、まず初めに、今回の市長選挙において見事2期目を当選されました下平市長に、改めて心からお祝い申し上げます。志布志市のトップリーダーとして、様々な施策をどのような方向で実行されていかれるのか、市民の皆様と共に大きな期待を寄せているところでございます。

また、溝口副市長におかれましても御就任おめでとうございます。健康には十分留意され、これまで培ってこられた行政経験を存分に発揮され、下平市長の補佐役として頑張ってくださいと思います。

私事ではありますが、3回目の当選をさせていただき、その職責の重さを日々感じながら、この場に立たさせていただいております。引き続き、行動力と情熱を持って、市民と行政の懸け橋になり、本市の発展のため頑張っておりますので、市民の皆さんをはじめ、執行部の皆様の御指導、御協力をよろしくお願い申し上げます。

少し前置きが長くなりましたが、質問に入りたいと思います。今回は、職員の勤務の在り方と健康管理について、1項目に絞って5点ほど質問してまいります。市長も副市長も職員経験者で

すので、職員が働きやすい環境確保には十分理解されていると考えますが、先ほどの西江園議員の質問でもありましたが、職員が頑張ってこそすばらしい志布志市が出来上がると思います。職員の皆さんは、市にとって宝であり財産であると思っております。今回、議員の皆さんがそれぞれ一般質問される問題解決も、職員の皆さんが動いて成し得ることだと考えます。

そこで、住民サービスを提供する職員の皆さんが、健康で意欲を持って働ける風通しの良い職場環境づくりが重要になってくると考えますが、そのあたりの考えを市長に、また教育委員会におかれましては、先ほど午前中の西江園議員の質問にもありましたが、本市の将来を担う子供たちが、恵まれた環境で教育が受けられるためには、学校現場の環境づくりが重要であると考えますが、そのあたりを教育長に、それぞれお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

**○市長（下平晴行君）** 小辻議員の御質問にお答えいたします。

事業マネジメントシートにつきましては、事業における評価を行いながら、事務改善の推進や業務の合理化を図るため活用しており、近年のコロナ禍における社会経済情勢や行政ニーズの変化が急速に進む中において、市民サービスの低下を招かないように、毎年事務事業の見直しや業務の平準化に向けた振り返りを行っているところでございます。

また働きやすい職場環境があって、初めて市民ニーズに柔軟に対応したサービスが提供できるというふうに思っております。そのためには、職員一人ひとりが高い意識を持って、行政運営に取り組んでいくことが大切なことであり、人事評価制度による面談を通して、課内の業務進捗状況、健康状態や悩み・相談など直接ヒアリングを実施しながら、定期的な現状把握と職場の雰囲気づくりの向上に努めているところでございます。

**○教育長（福田裕生君）** 教職員が充実した教育活動を展開するためには、しっかりと子供と向き合う時間を確保するとともに、風通しの良い職場づくりを行い、教員が心身ともに健康で生き生きと働くことができる環境をつくるのが大切であると考えております。

教育委員会といたしましては、学校職員全体の職場環境の改善に努めるよう、志布志市教育委員会特定事業主行動計画を策定し、業務の簡素化、業務の効率化、業務改善の意識化という三つの方針を掲げて、学校の業務改善に取り組んでおります。

今年度は、志布志市立学校職員の長時間勤務者に対する産業医等の面接指導実施要領の改定も行い、また出退勤の目安時刻を新たに示すなどして、適正な勤務時間管理に努めるとともに、教職員の心身の健康に配慮した学校経営を行うよう管理職に指導をしております。

また、夏季休業中に学校閉庁日を設定するとともに、各種休暇制度の利用促進を進めております。各学校では、定期的に行われる校内安全衛生委員会での意見を集約し、より働きやすい環境づくりという視点での施設設備も整えているところであります。

今後も、学校で働く教職員が意欲と能力を最大限に発揮して、志布志市の子供の夢と希望が膨らむ充実した教育活動が展開できるよう、教育委員会といたしましても、その環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

**○10番（小辻一海君）** 私も、町・市職員として40年間勤務したところで、いただいたデータか

ら見ますと、私の頃からすると、近年、途中退職者が増えてきているようです。早期退職者には様々な理由があると思いますが、早期退職の中には、非常に若い職員が顕著に辞められている、その原因が何なのか。また、うつなどの精神的疾患で病気休職になっている方が、何が原因でそうになっているのか。これも時代の流れかなと考えるのですが、まず、市長はこの原因をどのように分析されているのかお伺いします。

**○市長（下平晴行君）** 若い職員が早期退職することは度々あることでありますが、希望していた職種に向かってチャレンジしたい者など、個々の理由については把握はできていないところがございます。

また、精神的疾患で病気休職されている職員の原因は様々で、生活や職場環境の変化などへの対応が困難な場合が多いのではというふうに、分析をしているところがございます。

**○10番（小辻一海君）** 早期退職者の方々には、様々な理由があると思いますが、大きな夢を抱いてスタートした市職員に、元気で定年まで働き続けていただきたいという気持ちで質問してまいります。質問に関する数字などの資料は、事前に所管課からいただいておりますので、その数字も確認しながら質問してまいります。

まず、合併当初の職員数と現在の職員数を比べますと、84人が減になってきているようですが、当然、健全な財政運営を推進するための行政改革による職員の定員適正化計画に基づくものと思います。職員数につきましては、事務事業マネジメントシートを活用しながら、事務の適正化が図られていると思いますが、過重な業務が原因で市民サービスの低下を招かないよう職員数の十分な配置がされているのか、どうでしょうか。

併せて、教育委員会にお聞きします。児童・生徒が恵まれた環境で教育を受けられるために、教職員の適正な配置が望まれるところですが、そこはどうでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** 令和2年度から蔓延しはじめた新型コロナウイルス感染症により、感染拡大防止対策や経済対策による新規事業や業務量が増大したところがございます。そのような状況下でも市民サービスを低下させないための職員配置や業務見直しなど、新たに対策室を設置したり、不足する部署には会計年度任用職員を拡充するなど、適宜対応を図ってきているところがございます。

**○教育長（福田裕生君）** 小・中学校におきましては、児童・生徒数に応じて県費負担教職員の数が定められております。4月6日付におきまして、県費負担教職員それから市費負担の学校職員においては、未配置はございません。4月以降、病気治療による長期休養者が出ましたけれども、県教育委員会と連携をいたしまして、すぐにその代替の教員の配置はできたところがございます。今後も県教育委員会と連携を密にしながら、適正な学校職員の配置ができるよう努めてまいります。

**○10番（小辻一海君）** 職員の配置は、会計年度任用職員を拡充して対応を図っているとのことですが、若い職員の妊娠、出産での休暇、その一方でメンタル等で体調を崩して休む職員も何人か出てきているような状況の中で、現在、職員数の確保という意味では苦慮されていると思って



おりますが、職員数も制限される中、行政改革による職員の定員適正化計画では、職員の適正数を令和8年まで317人と設定されていますが、職員定員適正化計画に基づき、減少する職員数に適した業務の合理化を図るために、以前、業務量調査を実施して業務の実態を把握されていたと思いますが、現在はどうなっているのでしょうか。お示しただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 業務量調査については、事務負担の観点から令和元年度を最後に、現在は実施していないところですが、職員の業務履歴については、パソコンの稼働状況により確認できているところがございます。

また、令和3年度から庶務事務システムを導入したことで、職員がいつ、何時から何時まで、市役所庁舎内に滞在していたかを把握することができますので、その滞在時間をもって業務量として把握しているところであります。

○10番（小辻一海君） 今の答弁では、現在は業務量調査を実施していないとのことですが、職員の業務履歴については、パソコンの稼働状況より確認できるとして、職員の定員適正化計画の中での業務分担、各課、係の事務分掌や組織の見直しとなる業務量はどのように検討されているのか、具体的にお示しただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 令和元年度まで実施していた業務量調査の結果は、分析データとして蓄積されていますので、通常業務についてはそのまま活用できるというふうに思っています。加えて、事務事業マネジメントシート及び庶務事務システムによる業務量データや、人事評価制度によるヒアリング結果を活用しながら、組織等の運営をしているところがございます。

○10番（小辻一海君） 事務事業の見直しを進めながら、いろいろなものを活用して職員間の業務の平準化を図っておられることも、一方、国・県からの権限移譲とか社会情勢の変化に伴い、経済的背景から少子高齢化とかそういう関係では、業務量が増えていることも理解していますが、このことから心配されるのが、職員定員適正化計画に基づき、業務のスクラップアンドビルドを含め、職員に適した業務の合理化を図られているのか少し危惧しているところですが、そこはどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 現在、本市の職員定員適正化計画による目標数と現状数が同数となっているところであります。その中で、職員数を保持したまま市民サービスを低下させずに、職員数に見合った事務事業を推進していくことが必要だというふうに考えます。そのために蓄積されている業務量データ、人事評価制度による状況把握と面談によるコミュニケーション、組織機構再編プロジェクトチームによる議論及びデジタル化導入促進などを通して、年次ごとに業務の合理化に向け、引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えているところがございます。

○10番（小辻一海君） 今後とも職員一人ひとりが熱意を持って志布志市の発展に貢献できるよう、引き続き職員の人材育成とともに、先ほど少し一般質問の中でありましたが、必要に応じた専門職員の採用などに努めていただきたいと思います。

では、平成19年に内閣府よりワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けて、国や地方公共団体、企業、働く人々が一体となって取り組むという方針が掲げられました。市長は、ワーク・ラ

イフ・バランスについては理解されていると思いますが、志布志市が目指すワーク・ライフ・バランスとは何か、お示しただけでないでしょうか。

○市長（下平晴行君） ワーク・ライフ・バランスとは、働く全ての方々が仕事と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった仕事以外の生活との調和をとり、その両方を充実させる働き方、生き方のことと認識をしているところであります。仕事がうまくいっていると、私生活でも心のゆとりを持つことができ、私生活が充実することで仕事のパフォーマンスも上がるという好循環を生み出し、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択、実現できる社会を目指しております。

○10番（小辻一海君） ただいま本市のワーク・ライフ・バランスの考え方をお聞きしましたが、ワーク・ライフ・バランス実現に向けた課題をどのようにお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、家庭生活を優先したいとの思いと、仕事を優先しなければならない現実との隔たりを埋める必要がありますので、長時間労働の抑制や休暇の取得促進を図る必要があるというふうに考えているところであります。

○10番（小辻一海君） ただいま答弁いただいた課題を解消するには、職員が事務事業の現状を知り、労働時間の短縮や女性、男性共に育児休業等を取りやすい職場環境整備の意識啓発や情報提供が必要となり、このことにより考え方を全職員で共有することが不可欠になるのではないかと思います。

そこで、ワーク・ライフ・バランスを実現するために、庁舎内では現在どのような取組をされているのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 超過勤務時間数の抑制については、定時退庁日、リフレッシュデーに取り組んでいるところであります。休暇取得日数については、取得目標日数を設定し取得計画表を活用して、取得促進に取り組んでおります。

また、令和3年7月から時差出勤制度を導入し、公務だけでなく、育児、介護、通院などで活用をしているというところであります。

○10番（小辻一海君） 働き方改革を積極的に進める中で、現在取り組まれているワーク・ライフ・バランスは、職員に周知徹底され、効果を上げられているのか少し懸念しているところですが、そこは大丈夫でしょうか。また、今後の取組としてどのようなことを検討されているか、お示し願えないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 定時退庁日、リフレッシュデーや休暇取得促進に関する周知については、課長会での周知や庁舎内の電子掲示板でもお知らせしております。一定の効果を上げているというふうに考えております。

また、現在テレワーク導入に向けて、一部の課で試験的に、実証的に実施をしており、導入後はワーク・ライフ・バランスへの効果も期待をしているところでございます。

○10番（小辻一海君） お聞きしたところ、いろいろ努力されているようです。ワーク・ライ

フ・バランスの実現には、今以上の取組を期待して、次に入ります。

では、働き方改革による労働基準法等の改正により、時間外労働が1か月に45時間、年間で360時間を限度に設定され、また直近1か月で残業が100時間を超えたり、月80時間を超える残業が継続した場合の問題が指摘されています。本市の5年間の数字を見ますと、5年間の中で80時間を超える残業をしている職員が何人かおられます。さらに、令和2年度は360時間を超えた職員が5人で、一番多い方で451時間という数字が出ています。また、45時間以上の残業が年々増えてきているようです。やはり残業が多くなるとストレスもたまり、いろいろ悩みも出てきて、そのために健康を害したりすることもあるわけです。

本市職員の時間外勤務状態を把握され、80時間を超える勤務が続いて、その方が万が一精神的な病になってしまった場合の長時間にわたる時間外勤務ということに対する危機感みたいなものを、市長はどうお考えでしょうか。

併せて、教育委員会にもお尋ねします。過去、学校教育指導主事が、深夜まで毎日のように残業をされていたように記憶しているところですが、今の状況をお聞かせいただけないでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** 業務を円滑に推進するためには、職員の健康に配慮し、働きやすい、働きがいのある職場環境づくりを進めていく必要がございます。こうした中で、特に長時間勤務の是正は、仕事と家庭の両立や職員の健康管理の面から、早急に対応すべき喫緊の課題であるというふうに認識しているところでございます。

毎週水曜日の定時退庁日、リフレッシュデーや始業時刻前や終業時刻後に、業務を行う必要がある場合に、時差出勤を活用するなどの取組を行っているところでございますが、今後につきましても長時間勤務の是正に向けて、個々の職場状況に応じた具体的な業務改善や環境整備に取り組むとともに、職員の意識改革にも努めてまいりたいと考えているところでございます。

**○教育長（福田裕生君）** お答えいたします。

過去において、教育委員会の指導主事が長時間勤務になっている状況があったことを踏まえ、学校教育課の人員配置の見直しを行っております。本年度は新たに学校教育専門員、それから技士補を配置し、指導主事の負担軽減を図っているところでございます。

また、個々の申請により始業時刻を選べるよう時差出勤制度の活用を促し、心身の健康に留意しながら勤務ができるような体制も整えております。今年度は、この時差出勤制度を活用している指導主事もおります。

また、交代で休暇取得ができるよう業務量のバランスにも配慮しております。どうしても時間外勤務が長期化してしまわざるを得ない時期もございますが、業務の効率化や業務改善の意識化をこれまで以上に図りながら、学校教育課としても適正な勤務時間管理ができるよう継続して指導してまいります。

**○10番（小辻一海君）** 過去に大手広告代理店で、女性社員が時間外労働100時間を超える長時間労働等を苦にした過労自殺を、過労死として労災認定を受ける事案が発生しております。この件は、時間外労働100時間を超えると認定されましたが、実際はそれ以上の残業を強いられ、上

司によって過少報告をするよう指導されていたパワハラの実態が明らかになりました。

では、過少申告が続くと、先ほど申しました労災認定を受けた事案のように大変なことになるとも限りませんが、職員が時間外勤務を過少申告しない限り、時間外勤務に対して手当を支給しないサービス残業はないものと認識していますが、市職員の時間外勤務の過少申告の実態把握をどのようにされているのでしょうか。

また、教育委員会におかれましては、学校教育現場においては市の職員と違って時間外勤務手当というのではないわけで、労務管理が大変難しくなってくると考えられますが、教職員のサービス残業的なものの実態把握はどのようにされているのでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** 時間外勤務につきましては、原則として事前に課長等の承認を得ることとしており、実際の勤務時間が承認した時間を超えた場合は、変更して承認することとなっております。また、課長等は庶務事務システムにより、毎日の出退時刻を確認することとしているところであります。

**○教育長（福田裕生君）** 学校におきまして県費負担教職員につきましては、個人用の業務用のパソコンが支給されております。勤務時間の管理につきましては、毎日出勤しましたときには、そのパソコンを立ち上げる、その立ち上げた時点をもって勤務が開始されたというようなみなしをしているようなところでございます。

管理職には、そういったパソコンでの管理が過少報告がなされないようにということを指導し、そして管理職からそれぞれの職員に、出勤してすぐパソコンを立ち上げて勤務開始ができた状況をとる、それから終了のときには、その逆のパソコンを切って退勤をするというような状況をつくるというようなことを、徹底をするように指示をしているところでございます。

令和3年度におきまして、市内全体におきまして、超過勤務時間数が月平均45時間を超えたという月はございませんでした。しかしながら一方では、時期によっては部活動の指導や保護者対応等で、勤務時間が長くなる教諭や管理職がいたことも事実でございますので、今後はそういったことの改善も含めて検討してまいりたい、指示をしてまいりたいと思っております。

**○10番（小辻一海君）** では、職員が週休日や休日に出勤した場合、半日あるいは一日を単位として振替休もしくは代休を取得することができますが、私が勤務していたときと違って、振替休日が後の8週から12週に拡張されたということで、少しは利用しやすくなったのかなと考えるところでした。基本的に前4週以内、後12週以内という規則ですので、休日出勤の反映状況というのはその後3か月間反映ができ、申告したとおり、計画的に休んでもらうことが手続きの基準になっているとは思いますが、どうしても4週以内、12週以内に振替や代休が取得できなかった場合、振替、代休も消失して超過勤務手当も出ないとなるとサービス残業になるのではないのでしょうか。そこはどうでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** 庶務事務システムでは、配下の職員の週休日の振替や休暇等の取得状況を確認できるため、週休日の振替を確実に取得できるよう、課長等による声かけや業務上の配慮を行っているところでございます。

サービス残業については、所属長において庶務事務システムで入退庁時刻を確認できますので、時間外勤務の申請時間と比較し、差があるようであれば業務の進捗等を確認するなど、労務管理を行ってまいります。

○10番（小辻一海君） ただいまの答弁では、庶務事務システムで振替や休暇等の取得状況は確認でき、業務上配慮を行っているので、サービス残業的なものはないということですか。私の質問は、どうしても4週以内12週以内に振替や代休が取得できなかった場合、振替、代休も消失して、超過勤務手当も出ないとなるとサービス残業になるのではないかと聞いているんです。そこはどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 原則的にはないということになります。

○10番（小辻一海君） もう一回聞きます。今のところ、サービス残業というのはないということですね。

[市長（下平晴行君）「はい」と呼ぶ]

○10番（小辻一海君） 分かりました。

現在はどうか分かりませんが、私の経験から申しますと、市民税係や電算係などは年度末から年度当初にかけて勤務が集中し、生涯学習課など含めた事業課は、土曜、日曜、祝日にイベントが多かったりして、いろんなことで駆り出される機会が多いなどにより、8週の振替休日などが取れず消失することが多かったような気がします。現在は12週になったとのことですが、そういった職員がいないとも限りません。休みも取れない、時間外手当も支給されない、民間で働く人たちにはあり得ないことだと思いますので、そういったサービス残業が行われないよう実態調査をしていただき、対応策を考えてほしいものだと思います。先ほどの答弁では「サービス残業はない」と答えられましたので、私はいろいろ職員の方と話をしたことで質問しているわけですので、そのところは十分考えて答弁をしてください。よろしくお願いします。

○市長（下平晴行君） 基本的にはないということで、先ほど言いましたように業務の進捗等を確認していると、そして労務管理を行っているということでもありますので、そこ辺はもう一回再度ですね、そういうことを職員から聞いたということであれば、確認をしたいというふうに思います。

○10番（小辻一海君） 前向きな答弁をいただきましたので、早急をお願いをして、次に、令和3年度までの5年間の年次有給休暇の取得状況についても数字をいただきました。労働基準法の改正により、本市においても一定日数の年次有給休暇の確実な取得ということで、先ほど少し答弁されましたが、最低5日の年休取得と平均取得目標数の15日が設けられているようです。資料の数字では、平均一人当たりの取得数は、令和元年度で10.09日、令和2年度で9.1日、令和3年度は11.42日で、この年休取得率の数字からしても目標数に届かず、職員の健康管理を危惧したところでしたが、時間外の勤務や休日出勤の正確な把握に向け、先ほど庶務事務システムを導入して出退勤の正確な把握に向けて環境整備を進めているとお聞きし、少し安心したところです。この庶務事務システムはどのようなものか、具体的に説明していただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 庶務事務システムは、職員の服務、福利厚生等に関する事務を処理する電子情報処理システムでありまして、休暇や時間外勤務、各種届出の申請・承認、庁舎への入退庁時刻の記録・確認などを、各職員が自席のパソコンで処理しているものであります。

庶務事務システムを導入したことによりまして、電子決算化やペーパーレス化と併せて、課長等が行う労務管理が効率的に行えるようになったところでございます。

○10番（小辻一海君） 本市の時間外勤務状況及び年次有給休暇の取得状況のデータから、今回の働き方改革は、市職員の精神的・身体的なストレス等の健康管理や一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの実現にもつながり、働きやすく生きがいのある職場づくりが期待され、市民サービスの向上につながるものと考えます。

そこでお聞きします。本市の働き方改革についてはどのように取組をされているのか。市長、どうでしょうか。

また、教育委員会にお尋ねします。令和2年の教員の精神的疾患による病気、休職者数は、5,478人と過去最多の人数になったことを受け、学校における働き方改革に一層積極的に取り組むことの通知が文科省から県の教育委員会へ出されているので御存じとは思いますが、本市教育委員会としては、教職員の働き方改革についてはどのように取組されているのか、お示しいたげないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 超過勤務時間数の抑制については、定時退庁日、リフレッシュデーに取り組んでいるところでございます。休暇取得日数については、取得目標日数を設定し、取得計画表を活用して取得促進に取り組んでおります。

また、令和3年7月から時差出勤制度を導入し、公務だけでなく、育児、介護、通院などで活用できるように取り組んでいるところでございます。

○教育長（福田裕生君） 本市におきましては、令和元年9月付で、教師の勤務時間の上限に関する指針を策定し、超過勤務時間の削減に努めているところでございます。

また、先ほど申し上げましたが、業務の簡素化、効率化、改善の意識化という三つの基本方針を掲げ、例えば、統合型校務支援ソフトを導入しました。それから、教育委員会主催の各種行事の見直しと削減もしております。併せて、学校閉庁日の設定、校内環境整備費の予算化、それから様々な課題に応じた適切な人的支援、外部の人材を積極的に活用するというところでございます。そのほか、全職員を対象にしたメンタルヘルスチェックの実施等を行っているところでございます。今年度は新たに年度当初に、出退勤の目安時刻も設けました。

教育委員会としましては、今後も適正な勤務時間の管理に努めるとともに、職員一人ひとりが適正な勤務時間の中で、元気はつらつと学校に勤務し、子供たちに向き合ってもらえるような状況をつくってまいりたいと思っております。

○10番（小辻一海君） 先ほどの答弁で、本市においては働き方改革の一つとして、時差出勤制度を導入されていますが、活用している職員の皆さんはどのような理由で、また利用される時間帯はどうなっているか、そのあたりはどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 令和3年7月1日から時差出勤制度について運用を開始しており、公務の運営上必要と認められるとき及び職員が育児、介護、通院により時差出勤を申し入れた場合であって、所属長が公務の運営に支障がないと認めたときに制度を活用しているところであります。

時間帯につきましては、午前6時30分から午後7時15分までの間の九つの時間帯で、実施をしているところでございます。

○10番（小辻一海君） 時差出勤制度の導入により、働きやすい環境づくりが実現しているとは思いますが、一方では、出退勤の時間がずれて、職員が顔を合わせられる時間を確保しにくくなり、職員同士で、報告、連絡、相談をするタイミングを逃したり、緊急な会議などを開催する場合に必要なメンバーを全員揃えにくくなる可能性もあると考えますが、時差出勤制度を活用されている職員の所管課では、このような状況にどう対応されているのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 職員間のコミュニケーションをオンライン上で行うシステムの活用や打合せ時刻を調整するなど、業務体制を工夫してそのような取組、考え方といたしますか、今おっしゃったような解決をするための対応をしっかりとしているところでございます。

○10番（小辻一海君） 職員の働きやすい環境づくりにそれぞれ努力をされておりますので、少し安心したところです。

次に、いただいた数字から、現在、精神的疾患による病気休暇者、病気休職者も数人いらっしゃいますが、この方々はある程度精神的・身体的にも限界がきた状態になっていると思われま

す。そこで、精神的ストレスによる病気休暇・休職等の未然防止を図り、職員が業務を遂行しやすい環境づくりを推進するため、メンタルヘルス対策事業としてどのようなことに取り組まれているのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 本市のメンタルヘルス対策事業は、電話相談、電話や面談によるカウンセリング、年3回の相談会、年4回のメンタルヘルス情報の発信、ストレスチェックを委託しているところです。また、衛生委員会を設置し、職員の健康の保持・増進に関する事項を総合的に調査・審議しており、突発的な業務の増大に伴う長時間労働者やストレスチェックによる高ストレス者については、産業医からの面談指導を受けているところであります。毎月一回の保健師による健康相談においては、身体的な相談だけでなく、精神的な相談も行われているところでございます。

○10番（小辻一海君） ただいま答弁をいただいたメンタルヘルス対策事業は、メンタルヘルス不調を未然に防止するためにも、積極的に実施していただきたいと思

います。では、休職などの方が復職しやすい体制づくりに、どのようなケア等をされているのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 志布志市長期療養職員の職場復帰支援制度実施規程に基づき、心の健康問題により病気休暇中又は休職中の職員に対しては、治療の一環としての職場復帰支援プログラムを実施しております。支援プログラムを実施する場合は、総務課長、衛生管理者、産業医などで構成される長期療養職員職場復帰審査委員会を開催し、長期療養職員の職場復帰に向けた訓練、

勤務の軽減措置等長期療養職員に対する適切な職場復帰への支援について審査を行い、円滑な職場復帰が図れるよう支援を行っているところであります。

○10番（小辻一海君） まずは、心の病にならないような明るい楽しい職場づくりをしていただき、万が一罹患した場合でも、本人のケアや周りのケアを積極的に取り組んでいただきまして、休職、休暇の方が一日でも早く職場復帰できるよう努めていただきたいと思います。

先ほど少し触れられましたが、職員の健康を保持・増進するための労働安全衛生法に定める衛生委員会についてお聞きしたいと思います。市衛生委員会の委員は、総務課長、産業医等々10人で構成されているようですが、この衛生委員会でここ数年間に指摘事項とか課題などが何回議論され、そのことについてどのような調査・審議がされたのか、お示しただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 衛生委員会は例年2、3回開催しており、令和3年度は精神、身体に関する衛生委員会を各一回開催しております。

精神の衛生委員会では、ストレスチェックの集団分析の結果について議論しております。身体衛生委員会では、定期健康診断について、健康相談について、人間ドッグ受診者の事後指導についてを協議しているところでございます。

○10番（小辻一海君） では、指摘事項とか課題など調査審議されたことについて、どのように課題解決に取り組まれたのか、そこはどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） ストレスチェックの集団分析の結果が良くなく、何らかの対策が必要との意見があった部署については、人員の配置や職員研修の実施、また職場環境の整備を行っているところでございます。

○10番（小辻一海君） 続きまして、毎年実施されています職場定期健康診断、人間ドッグの昨年度の受診率を数字で見ますと、正職員で98.4%、再任用・会計年度任用職員が98.7%、全体で98.6%とかなり高い数字ではないかと感じたところでした。その健康診断後の処理が大事だと考えますが、診断結果に要経過観察、要精密検査、要治療等の判定結果が出された場合、そのあたりの指導はどうされているのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 職場健診の結果、要継続治療、要精密検査、要治療の判定結果が出された職員に対しては、病院を受診し検査結果等を提出するよう各課長を通じて通知をしているところであります。病院の受診が遅れている職員については、所属長だけでなく総務課からも受診を促しているところでございます。

○10番（小辻一海君） 命につながる特殊な疾病は、早期発見が重要となってきますので、職場定期健康診断、人間ドッグは全職員が受診されるよう促していただくことを要請して、次に個人のストレスがどのような状態にあるかを調べる簡単な検査で、うつなどのメンタルヘルス不調を未然に防止するため、平成27年12月から毎年一回ストレスチェック検査が義務付けられました。強制することはもちろんできませんが、本市のストレスチェック検査の状況は、全職員とっていいくらい100%に近い数字が出ているところですが、何か工夫されているところでしょうか。



○市長（下平晴行君） 本市のストレスチェックにつきましては、会計年度任用職員を含む全職員を対象として実施しております。ストレスチェックはチェックシートを配布して、職員一人ひとりが記入したものを回収し、個人、所属単位、市全体での集計・分析を行っております。

所属単位での分析につきましては、所属する全員が提出することで、より正確な分析となりますので、課長などから全員提出するよう声かけを行うなどして、所属の全員分が揃った段階で、各課で取りまとめて提出するよう依頼することで、もれなく提出するよう努めているところでございます。

○10番（小辻一海君） 職員の皆さんがメンタルヘルスに対して、非常に高い意識を持っておられるということは、日頃の取組の成果だと考えます。メンタルヘルス不調者を減らす意味でも、非常に大切になってくると思いますので、この数字を持続していただきたいと思います。

では、教育委員会にお聞きします。学校における50人未満の事業所はストレスチェックの義務付けがありませんが、文科省においては、職場環境におけるストレスの有無及びその原因を把握し、必要に応じて職場環境の改善を行うこととし、学校規模にかかわらず、全ての学校においてストレスチェックを適切に実施することとしています。本市の学校現場におけるストレスチェックの実施についてはどうでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 本市におきましては、全教職員を対象に、年一回業者に委託をいたしましてストレスチェック検査、そしてその学校ごとの分析を行っております。

管理職は集団分析結果表により、その学校内の検査結果や傾向等を把握し、学校経営方針や運営に生かすように指導しております。学校長は、超過勤務時間が月80時間を超えた教職員に対しましては、志布志市立学校職員の長時間勤務者に対する産業医等の面接指導実施要領に基づいて、問診票を提出させて疲労度の把握やストレス改善に努め、状況に応じて医療機関の受診を勧めるようになっているところでございます。

管理職研修会や校長との自己申告面談時には、高ストレスを縮減するような人間関係の構築、風通しの良い職場づくりに努めるよう指導・助言をしているところでございます。

なお、現在コロナ禍にあつて、人と人をつなぐような活動が制限され、孤独感を味わう人が増加傾向にあるという指摘もあります。学校現場におきましても同様な状況が生じないように、校内で職員同士が自由に気軽に談笑できる雰囲気をつくるなど、また職員体育や厚生の行事を計画的に実施するなどして、職員同士の親睦と融和を深め、ストレス削減を図る取組を進めているところでございます。

○市長（下平晴行君） 市が雇用している司書補や、学校助手などの学校現場で勤務する会計年度任用職員は、市職員と同様にストレスチェックを行っているところでございます。

○10番（小辻一海君） 本市においては、市当局、教育委員会とストレスチェック検査を計画的に実施されているようで、安心したところです。ストレスチェックは、個人のストレスがどのような状態にあるかを調べる簡単な検査で、57のチェック項目があるようです。プライバシー保護の観点からストレスチェックの判定については、誰が行うのか。またその結果の取扱いはどうさ

れているのか、市長、教育長にお尋ねします。

○市長（下平晴行君） 鹿児島市に精神科病院が2か所、メンタルクリニックが1か所ある医療法人共助会を母体とする鹿児島メンタルヘルス研究所ハート・ピースに委託して、ストレスチェックの実施、集計、分析等を行っております。ストレスチェックは、封をして提出されたチェックシートを、封をしたままハート・ピースに渡し、分析等を行います。ストレスチェックの個人結果については、一人ひとりに封筒に入れた状態で返却されます。

個人の結果を知り得る立場として、実施者と事務従事者がおりますが、労働安全衛生法により守秘義務を課せられることとなっており、また個人の結果は、本人の同意なく所属課などに伝えることはございません。集団分析の結果については、各課長等に通知するとともに、健康リスクが高い部署での具体的な対策方法等を周知し、各課等での対応の参考としているところでございます。

○教育長（福田裕生君） 県費負担教職員につきましても、今、市長が答弁いたしましたとおり、同じ専門業者に依頼をしております。結果につきましても、先ほど市長が答弁したとおりのことでございます。本人のみに伝えて、学校長も個々の結果を知ることはできません。しかしながら、学校長は、学校全体の集団分析の結果については把握することができますので、組織として健康リスクがどうなのかとか、仕事の量のストレス要因がどうなのかといったようなこと等については、改善のための方策を立てることは可能です。校長との面談の折にそういったところと一緒に考えてながら、適正な学校経営そしてストレスチェックを生かした経営の在り方について指導しているところでございます。

○10番（小辻一海君） 高ストレスなどの深刻な状況を抱えている人ほど、自ら相談、受診することが困難な場合が多く、重症化して初めて異変に気付く事案が多くあります。鹿児島メンタルヘルス研究所ハート・ピース事業所に委託されているとのことで、市当局としてはプライバシー保護の観点から、ストレスチェック結果の集団ごとの集計・分析ができないため、周りが早めに気付くということが重要だと考えます。データから見ますと、高ストレスを感じている職員が令和2年度に48人、令和3年度に40人と減ってはきていますが、この職員への対応はどのように取組されているのか、お示しいただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 高ストレスと判定された場合、面接指導申出書を同封して個人の結果を通知いたします。高ストレス者は、面接を希望する場合、面接指導申出書を総務課に提出し、産業医による面接指導を受けます。面接後は産業医から面接指導の報告を提出していただき、本人の同意を得た上で働きやすい職場環境の改善、時間外労働の制限や業務上の配慮など、就業上の措置について助言をいただくこととしているところでございます。

○10番（小辻一海君） ストレスチェックも計画的に実施され、職員の健康に悪影響を与えるストレスの要因は少ないという分析結果で、職場改善も努力されているようで安心したところですが、先ほど申し上げましたが、高ストレスを感じている職員が、全体職員の中で8%ほど確認されていますので、今後メンタル不調者や精神疾患が増える可能性は否定できません。各課一丸

となり、この問題に取り組み、少しでもこういうメンタル不調者を減らして、明るく楽しい職場づくりを目指していただきたいと思います。

次に、本市のパワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等に対する状況についてお聞きしたいと思います。過去に同僚議員の一般質問もありましたが、本市職員においても、過去はあったようにお聞きしております。また、私のほうに市職員のハラスメントの情報が寄せられておりますので、市役所の職場組織の在り方を懸念してお聞きしたいと思います。

ハラスメントは、職員の士気を低下させ、職場の風通しは悪くなり、ましてセクハラは泣き寝入りを強いられる人が多い中、絶対にあってはならない行為です。パワハラやセクハラ防止対策の重要性の認識について、市長と教育長のお考えはどうでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** 職場におけるハラスメントは職員個人の尊厳を傷つけ、その勤務意欲を減退させる要因になるとともに、職場の秩序を乱し、公務能力の低下を招くなど、職場全体に大きな影響を与えるものとなります。また、一度発生すると、職場内で以前のような関係を再度構築することは難しく、被害者に取り返しのつかない傷を負わせることにもなります。そのため、職場におけるハラスメントは、予防、防止が重要であるというふうに考えます。

パワハラやセクハラが起こった場合に、排除するための措置やパワハラ・セクハラが起因となる問題に適切に対応するため、相談員を配置しハラスメントをなくし、問題を解決するために職員が認識すべき事項についての指針を策定するなど、対応をしているところであります。

**○教育長（福田裕生君）** セクハラ・パワハラ・マタハラ・モラハラなどは、人としての人格や尊厳を侵害し、勤労意欲の低下や職場環境の悪化を招くものであります。ハラスメント問題は、人権が侵害されているという人権の問題でもあります。学校は教育の場であり、子供の手本でなければならない存在の教職員の間で、ハラスメント問題が起こることは絶対にあってはならないと思っております。そのためには、自分自身の言動に対して相手がどのように感じるかに思いを巡らせるとともに、不快に感じるか否かには個人差があることも理解をしておかなければならないと考えております。

各学校においては、年度当初にセクハラ・パワハラ等の防止に関する校内規定を作成しております。その防止、予防に努めているところであります。なお、今年度からはその各学校のセクハラ・パワハラ校内規定について、保護者や学校運営協議会などで地域の方々にも、学校としての姿勢を示すようにということで指示を出しているところでございます。このことにつきましては、非常に重要な問題でありますので、今後も引き続き、その必要性、重要性を指導してまいりたいと考えております。

**○10番（小辻一海君）** ハラスメントについては、相手がどう受け取るかということだと考えます。考えてみますと、私も職員の頃はつい熱が入って、指導したことや冗談で言った言葉が相手を傷つけ、気付かないうちにハラスメントをやっていたんじゃないかなと、質問をしながら反省するところでした。職員が互いの人格を尊重し、信頼し合うことが良好な職場環境の維持向上につながるもので、ハラスメントは絶対にあってはならない行為ですが、もし起きた場合は、相談、

申立てした職員がきちんと納得され、不利益を受けず、安心して職場生活を送れることが大事になってくると思いますが、ハラスメントを受けた場合の相談、苦情、申立てから解決までの手順をお示しいただけないでしょうか。

また、教育委員会にもお聞きします。学校教育現場ではどのように対応されているのでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** 職員からのパワハラ・セクハラ相談を相談員が受けた場合、基本的には総務課につなぎ、パワーハラスメントに関する苦情相談に対応するにあたり留意すべき事項についての指針や、セクシュアルハラスメントに関する苦情相談に対応するにあたり留意すべき事項についての指針に基づき、相談者の了解を得た上で、相談員と総務課が連携して相談者、加害者、第三者に事実関係の聴取を行い、事例に応じて対処しているところでございます。

**○学校教育課長（上木勝憲君）** お答えいたします。

市内の全ての学校は、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントの防止に関する校内規程を作成しております。先ほど教育長が説明したとおりでございます。

問題がもし発生した場合におきましては、校内規程にある手順に沿って対応しております。各学校においては、まず、相談窓口担当者が決まっておりますので、問題が生じた場合には、被害者は相談窓口担当者に連絡をいたします。相談を受けた担当者は、行為者、被害者に配慮しながら、事実確認の後に校長へ報告を行い、校長は教育委員会へ連絡をする手順になっております。教育委員会は報告を受けた後、校長は相談者のプライバシーに配慮した上で、行為者、被害者、その他の職員や児童・生徒から事実関係を確認することとし、教育委員会の指導の下に、改善に必要な措置を講ずるようにしております。

また、被害者及び全ての教職員、児童・生徒は、窓口を経ずに直接教育委員会へ相談、苦情を申し出ることも可能であります。その場合は、教育委員会が事実関係の聴取を行い、問題の解決を図っているところでございます。状況によっては教職員よろず相談制度を活用し、解決を図ることもあります。セクハラやパワーハラスメントは、決して許されることができないことであり、毅然とした態度で問題解決に取り組むことが大切であると考えております。

**○10番（小辻一海君）** 本市では、相談員の配置などいろいろな防止対策に取り組まれているようですが、市職員の場合は、近所で自治会が同じだとか校区内、親類縁故者同士も多くて人間関係の度合いが大きいので、「この方に嫌がらせをされている」とか「パワハラ・セクハラを受けた」とか、そういうことはなかなか相談、申立てがしづらい。また申立てを受けた側も、処理がしづらい状況にあるかと思います。多くの企業の場合、内部ではなく外部組織として相談できる体制を取っておられるようですが、本市の場合は組織内に設置されていることから、相談機能が十分発揮されていないような気がするところです。相談には、安心して相談できる体制の構築が何よりも求められていると思いますが、市長、そこはどうお考えでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** ハラスメントに関する相談は、総務課秘書人事係や企画政策課共生協働推進室においても相談を受けますが、本市ではハラスメントの防止及び排除、その他の起因とな

る問題に適切に対応するために、平成20年度から6名の相談員を配置しております。相談員は、副市長が指名する職員3人、職員団体が推薦する職員3人で構成しております。総務課や企画政策課と異なる庁舎やフロアに勤務する職員も相談しやすいよう、各庁舎に2名ずつ配置をしているところでございます。

○10番（小辻一海君） 本市においても、第三者機関とか相談できる窓口を外部に設けるなど、さらなる対策が必要と考えます。前回の小園議員からの質問の中で、「相談しやすい環境をつくる必要があるのではないか」ということで、第三者委員会の提案があり、市長は「今後につきましては、民間企業の第三者委員会なるものを検討していきたい」と答弁されましたが、そのことはどうなっているのでしょうか。

○市長（下平晴行君） これまで相談があった件については、第三者、弁護士に対応について相談したことはありましたが、専門会社や弁護士等の第三者への相談窓口の委託については、職場の個別事情を十分に理解していない点、また被害者のメンタルヘルス対策への連携などを考慮し、現在のところ、相談窓口の第三者への委託は行ってはいないところではございますが、相談員の配置や周知を行うことで、相談への対応を行っているというところでございます。

○10番（小辻一海君） 市長、そこはちょっと私の考えと少し違います。相談員6人の方々を相談しやすいように幾ら配慮されても、同じ組織の職員ですよ。いろいろと人間関係があると考えます。先ほども言いましたが、近所で自治会が同じとか校区内、親類縁故者同士も多くて、同じ職員の方にはなかなか相談しづらいと思います。多くの企業の場合も、内部ではなく外部組織として相談できる体制を取っておられるようです。当然、第三者となると、外部からメンタルヘルス対策の専門員になると思いますので、職員の相談員よりそういうことには長けていると考えますが、外部から第三者となる相談員的なものを検討すべきと考えますがどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） そのことについても十分議論をしたところでありますが、先ほど言いましたように、今までのそういう問題が起きたときに、相談員の配置周知を行うことで相談、いわゆる被害者の方の状況等もよく聞いていただいて対応しているというようなことでは、うまくいっているのかなと感じているところでありますが、この第三者に相談窓口を委託していくのか、今後そこ辺も見極めて対応してまいりたいと。先ほど言いましたように、今までは今のような現状の取扱いでうまくいっているとのことでございますので、十分内部で協議をしてまいりたいというふうに考えております。

○10番（小辻一海君） 市長、今うまく相談員6人で対応しているということですが、やはりどうこうは申しませんが、職員の中では相談しづらいという、職員同士ですよ、この6人は職員の方でしょう。だから、やはり同じ組織内の職員の方にはなかなか職員同士で話ができてづらいということは出ておりますので、そのあたりも今から検討事項として協議をしていただきたいと思います。どうですか。

○市長（下平晴行君） そこ辺については、内部で十分協議検討してまいりたいと考えております。

○10番（小辻一海君） この点については、相談しやすい環境をつくるのが急がれますので、一歩踏み込んだ配慮を要請しておきます。

また、ハラスメントは心身的に苦痛を与えるなど、人権侵害に関与するおそれがあるもので、メンタルヘルス不調者や精神疾患が増える可能性は否定できません。また、病気休暇、休職にもつながり、ややもすれば退職、自殺という最悪な状況に追い込まれることが危惧されます。ハラスメントを正確に理解するため、研修など各学習会が必要になってくると思いますが、前回の同僚議員の一般質問の中で「研修は行っている」とのことでしたので、あえてここでは問いませんが、別な視点から考え、職員から意見を聞くなど、職員が実際にどのように感じて働いているかということを知ることも必要なことだと思います。職員全体の認識を深めるためにも、全職員にアンケートを取り、アンケートを活用しながら実態把握に努めていただきたいと思います、そのあたりはどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） アンケート調査を行うことでハラスメントの実態を把握し、ハラスメントを許さないという姿勢を示すとともに、職員のハラスメントに対する知識を高め、気づきを与えることでハラスメント行為を抑制できるというふうに考えております。また、アンケート結果を周知するなど二次活用することで、職員のハラスメントに対する理解を深めたり、働きやすい職場をつくっていくための検討材料にもなりますので、ハラスメントの予防、解決のための取組としてアンケート調査は有効な取組の一つだと考えておりますので、対応してまいりたいというふうに考えております。

○10番（小辻一海君） アンケートも活用しながら、実態把握に努めていただきたいと思います。では、ハラスメントが起きたときに、パワーハラスメントの指針では、職員が認識すべき事項の3項で、セクシュアルハラスメント指針では、職員が認識すべき事項の4項で、それぞれ懲戒処分が記されています。今までのハラスメントについては、当然、志布志市職員の懲戒処分等の指針に基づいて処分されたとは思いますが、処分の内容はどんなものであったのかお示しいたげないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 平成29年度以降、ハラスメントに対する処分は、セクハラが嚴重注意処分1件、文書訓告1件、減給1件。パラハラは、嚴重注意処分1件の処分を行っているところでございます。

○10番（小辻一海君） 今までのパワハラ・セクハラについては、答弁のとおり懲戒処分が行われたとのことですが、令和2年6月1日に改正労働施策総合推進法が施行され、職場におけるハラスメント防止対策が強化されました。本市においてもセクハラ・パワハラにおける防止対策や解決の指針及び処分量定を決定するための処分基準が設けられておりますが、現在では、30以上のハラスメントが一般的に定義づけられているようです。職場で起こり得る酒を飲めない人に飲食の強要で起こるアルコールハラスメントや男らしさ、女らしさを強要するジェンダーハラスメントなどについては、防止対策や解決策の指針及び懲戒処分に関する懲罰規定が設けられていないため、パワハラ・セクハラ以外の行為は量定の判定が難しいと考えますが、今後は職場で起

こり得るハラスメントを調査検証して、起きた場合にすぐに対応できる防止対策に係る指針や、懲戒処分に関する罰則規定を早急に定めるべきと思いますが、どうでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** パワハラ・セクハラ以外のハラスメントへの対応につきましては、志布志市妊娠・出産・育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する規則を規定し対応しているところではありますが、近年は、年齢を理由とした悪意ある言動などのエイジハラスメントや、パソコンなどIT機器を苦手とする人への嫌がらせを行うテクノロジーハラスメントなど、職場における新たなハラスメントが問題となることが考えられるところでございます。

そのようなハラスメントにも対応できるよう規則や指針を柔軟に運用し、必要に応じて見直しを検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

**○10番（小辻一海君）** 本市においてもハラスメントにより、今まで精神疾患による療養休暇・休職者や退職を余儀なくされた職員の方もいたように聞いております。また、私のほうに過去、現在と市職員のハラスメントの情報が寄せられていることも事実であります。令和2年度6月1日以降は、公務災害にパワハラに関わる精神障害認定基準が改正されており、地方公務員における精神疾患等の認定についても、業務負荷の分析表が改正され、パワハラに関する項目が追加されました。パワハラ項目が明確化・具体化されたことにより、救済の手が行き渡ることを期待したいと思いますが、本市においては、今後職員や教職員に関するパワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等の防止対策をどのように取り組もうとされているのか、それぞれの立場で市長、教育長の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

**○市長（下平晴行君）** 職場におけるハラスメントは予防・防止が重要であると考えます。そのためハラスメントに関する知識を身に付け、誰でも加害者、被害者の双方になり得るリスクがあることや、そうならないための対処方法を理解し、また第三者としての対処方法についても理解を深めるための職員研修を実施するなど、パワハラ・セクハラ予防・防止に努めているところでございます。

今後もパワハラ・セクハラに対する職員の問題意識の向上及び排除に、職場全体で取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

**○教育長（福田裕生君）** ハラスメント防止に向けては、先ほど申し上げました直接教育委員会へ相談できることも含めて相談体制を充実させ、サービス指導や研修等を実施し、一人ひとりの意識を高めるように管理職研修会で指導しているところでございます。

また、パワハラ・セクハラ防止に関する校内規程を教職員だけでなく、PTA総会それから学校運営協議会で周知し、この問題に取り組む学校の姿勢、決意をしっかりと示すように指導しているところでございます。例えば、問題が発生した場合には、発生の背景や原因の分析を迅速に行い、分析に基づいた研修の実施、適切な再発防止策を即座に講じるようにしております。

今後も教職員一人ひとりの人権感覚を磨き、高め、市内の学校でパワハラ・セクハラ的事案が絶対に発生しないように、特に管理職の資質向上に努めてまいりたいと思っております。

**○10番（小辻一海君）** 今回は、職員の勤務の在り方と健康管理について、5点ほど質問してま

いりましたが、特にハラスメントについては、毎日同じ職場、同じメンバーで働く関係では、意識しないうちに発生しがちな問題であり、心身的に苦痛を与えるなど、人権侵害に関与するおそれがあり、メンタルヘルス不調者や精神患者が増える可能性は否定できません。ややもすれば退職、自殺という最悪な状況に追い込まれることが危惧されます。過去を掘り起こすつもりではありませんが、過去に苦情、申立てをしたにもかかわらず、適正な処理がされなかったとも聞いております。そのあたりの事実関係を私なりに調査を行い、市民の手本とならなければならない市役所組織内でのハラスメントが改善されない場合、今後は少し踏み込んだ形で質問してまいりたいと考えております。

市長の「志布志市に住んでいる市民を決して一人ぼっちにさせない、誰一人取り残さないまちづくり」を目指すためには、住民サービスを提供する職員の皆さんが、働きやすい、風通しの良い環境づくりに努めていただくことが大事だと考えます。また、教育委員会におかれましては、本市の将来を担う子供たちが恵まれた環境で教育が受けられるため、教育活動に専念できる学校現場の環境づくりに努めていただくことをお願いして、最後に市長、教育長に職員、教職員が心身の健康を維持し、意欲を持って働くことができる職場環境を整える働き方改革を推進いただくことの決意をお聞きし、一般質問を終わります。

**○市長（下平晴行君）** 社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに対応するためには、人的資源である職員が能力を最大限発揮する必要がありますので、市役所全体が明るく、風通しの良い、働きがいのある職場となるよう、働き方改革の推進に実効性のある対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

**○教育長（福田裕生君）** 教職員が心身ともに健康で元気でなければ、充実した教育活動は展開できません。子供と向き合う時間をしっかりと確保し、職員室で子供たちのことを先生方が優しい温かい姿で語り合う、そういう雰囲気をつくっていくことが非常に重要かと思っております。明日を担う子供たちの夢や志の実現のために、質の高い教育をしっかりと提供できる学校であり続けたいと考えているところでございます。

本市におきましては、勤務時間の上限指針の策定それから特定事業主行動計画等を整備し、方針を示してまいりましたけれども、学校が抱える課題がこれまでよりも複雑、多様化してきており、その解決に多くの時間を要していることは事実でございます。十分にその成果を上げるためにも、今後もこの働き方改革の問題につきましても、教育委員会の重要課題の中心に位置づけながら、人的資源やICT機器の活用、業務や負担過重分掌の平準化、行事や会議等の精選など、できることから一歩ずつ着実に推進してまいりたいと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、私たちがやらなければならないことは、この志布志市の子供たちが健やかに成長し、そして社会に未来に巣立っていくこととでございます。今度ともそういう思いをしっかりと中心に据えながら、この問題について取り組んでまいります。

**○10番（小辻一海君）** 終わります。

**○議長（平野栄作君）** 以上で、小辻一海君の一般質問を終わります。



ここで、しばらく休憩いたします。

午後 3 時 08 分 休憩

午後 3 時 16 分 再開

○議長（平野栄作君） 会議を再開いたします。

次に、7番、青山浩二君の一般質問を許可します。

○7番（青山浩二君） 皆さん、改めましてこんにちは。真政志の会、青山でございます。

まず初めに、3月は、私一般質問しませんでしたので、改めて多くの市民の皆さんの御支持をいただき、3期目の当選をさせていただくことができました。

今後においても職責の重さを感じながら、市民の皆さんの期待に応えることができるよう努力してまいりたいと思います。

そして、下平市長におかれましても、2期目の市長当選、誠におめでとうございませう。さらに、溝口副市長におかれましても、副市長就任おめでとうございませう。お互い立場は違いますが、市の発展のため、そして市民の皆さんのために一緒になって頑張っていけたらと思いますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

それでは早速、通告に基づき質問してまいりたいと思います。まず初めに、新型コロナウイルス感染症の予防対策、それから感染者への対応についてということをお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の発症を予防する効果と重症化を予防する効果が期待されておりますワクチンでございますが、このワクチンの接種対象者における接種率についてお伺いいたします。この質問については、昨年の9月定例会で1回目と2回目の接種率を聞いたところであります。そのときの答弁は、1回目が12歳以上全体で74.5%、2回目が66.4%、中でも65歳以上の高齢者については、1回目が93.4%、2回目が92%という高い接種率でありました。

そこで質問当時から9か月経過しており、接種率も若干変わってきていると思いますので、再度聞きたいと思っております。直近の数字で構いませんので、接種対象者12歳以上の1回目、2回目そして3回目の接種率をお示しいただきたいと思っております。また併せて、それぞれの全体数字と65歳以上の数字もお示しいただきたいと思っております。

○市長（下平晴行君） 青山議員の御質問にお答えいたします。

本市では、これまで個別接種のほか集団接種を実施し、市民の皆様が効率的に接種しやすい環境を整えてきたところでございませう。6月6日現在で12歳から64歳までの接種率は、1回目82.3%、2回目81.7%、3回目67.1%となっております。また、65歳以上の接種率は、1回目93%、2回目92.7%、3回目94.7%となっております。

今後もワクチン接種に関する感染症予防と重症化リスクの軽減の効果について情報提供を行いながら、ワクチン接種の推進に取り組んでまいります。

○7番（青山浩二君） 接種率については理解をいたしました。今、答弁がありましたこういう

高い接種率を保っている背景には、当局の御努力と何より市民の皆様の御理解によるものだと思っております。まだまだワクチン接種事業は続きますので、感染予防、重症化予防のためにも、引き続き事業実施をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、5歳から11歳までの接種、いわゆる小児接種であります。この春から本市でも開始されております。これについての1回目と2回目の接種率をお示しいただきたいと思ひます。

**○市長（下平晴行君）** 本市では、3月11日から小児接種を開始しており、6月6日現在で5歳から11歳までの小児の接種率は、1回目15.7%、2回目14.1%となっております。

**○7番（青山浩二君）** 数字については理解するところではございますが、大分低いなという印象でございます。私も予想していたのですが、低くても30%前後なのかなというふうに思っていました。その約半分ということですね。現在ですね、学校での感染が春先から多いとお聞きしております。これは子供たちは日中集団生活をしておりますので、感染対策はしているものの防ぎきれない部分もあるかと思ひます。これについて、何かを責めるという意味では一切ありませんので、誤解のないようお願ひしたいと思います。私は、学校での感染者を減らすことが、市全体の感染者を減らすということに、いい意味で大きな影響を与えるのではないかなというふうに考えております。しかしながら、ワクチン接種については任意の接種でありますので、保護者の皆様の理解を得ることが必要不可欠になってきます。

そこで、学校では小児接種を促すようなインセンティブ、いわゆる動機付けの部分でございしますが、これは子供たちに対して、あるいは保護者の皆さんに対して行っているのでしょうか。これについては、教育長、お答えいただけますか。

**○教育長（福田裕生君）** お答えいたします。

学校におきましては、ワクチン接種の有無により教育活動への参加、不参加の差を設けることはできません。予防接種はあくまで本人の意思や保護者の同意に基づくものであり、健康上の理由等によって接種することができない人や接種を望まない人もいることを鑑み、直接接種を促すことはしていません。学校では接種を受ける又は受けないことによって、差別やいじめなどが起きることがないように指導するとともに、保護者に対しましても理解が得られるようにしていくことが重要だと考えております。

**○7番（青山浩二君）** 任意の接種でありますし、それを望まない御家庭、保護者の方がいるということですね。学校としてはそこまで、もう指導は難しいということについては理解いたします。各家庭の判断になりますので、ここについては理解をいたしました。

それでは、小児接種に特化してお聞きしたいと思います。従来、私たちが受けている市内の医療機関それから集団接種会場など、同じ会場で接種を受けられる、そういう理解でよろしいでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** 本市では、小児科が2医療機関あることと、接種後の経過観察等アナフィラキシーショックなどの対応等、医療機関における個別接種のみの対応としていただいております。

○7番（青山浩二君） それでは、集団接種はしていないということによろしいですか。

○市長（下平晴行君） はい。そのとおりでございます。

○7番（青山浩二君） 分かりました。

それでは、小児接種については原則保護者が付き添う、こういうことが必要になってくるかと思えます。ただ予約した日に、保護者の方がどうしても外せない特別な用事等が入ってしまった場合、それでもその日に我が子に受けさせたい、そういった場合の対応、これについてはどういう対応がなされているのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 子供の健康状態を普段から熟知する親族等が同伴し、保護者の同意とする委任状の提出があれば、接種することができます。

○7番（青山浩二君） 保護者の方の委任状があれば、代理の方が付き添っても大丈夫ということですね。理解いたしました。

それでは、使用するワクチンの製造会社はどこになりますでしょうか。私たち大人はファイザー、モデルナ、こういった会社から選ぶことができたわけですが、子供たちはどういう取扱いになるのでしょうか。また併せて、一回の接種量はどのようになりますでしょうか。

○市長（下平晴行君） 小児接種は、国が承認しているファイザー社の小児用ワクチンを使用することになります。1回目から3週間の間隔を空け、2回接種します。摂取量については、ファイザー社の12歳以上は0.3mlとなっていますが、小児用は0.2mlとなっています。

また、小児用は12歳以上のものと比べ、有効成分となるウイルスが人の細胞へ侵入するために必要なたんぱく質の設計図となるメッセンジャーRNA（トジナメラン）は、3分の1になります。

○7番（青山浩二君） ファイザー社の小児用ということですね、それから量も少ないということと理解をいたしました。

それでは、この小児接種についての副反応ですね、このことは当局には報告は上がってきておりますか。

○市長（下平晴行君） 小児接種の副反応は、全国的に接種部分の痛みや倦怠感、頭痛、発熱等々様々な症状が確認されておりますが、本市ではこれまで報告がないところでございます。

○7番（青山浩二君） 副反応の報告はないということですね、理解いたしました。安心いたしました。やはりですね、こういう接種をためらう御家庭は、そこが一番のネックの部分ではないかなというふうに思います。そういった情報発信は、その方々への動機付けにもなると思います。学校現場においては、各学校、学校保健委員会もあります。また、保健だよりもあります。そういう場を利用して、こういった情報を提供するというのも大事なのではないかなというふうに思っております。そうすることによって、子供たちの接種率も上がっていく、ひいては子供たちの命を守っていくということにつながっていくと思うんですけれども、教育長、これについてはどうでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 予防接種は、あくまで本人の意思や保護者の同意に基づき受けるもの

であり、学校においては、学校ができる感染予防対策をしっかりと講じることに努めております。予防接種を促すことはできないと考えております。

○7番（青山浩二君） 情報発信、これもできないということですね。先ほどの答弁の繰り返しになるんですけども、あくまでも各家庭の判断に任せるということですね。これについては、任意接種でございますから、それはそれで仕方のないことかなというふうに理解いたします。

それでは、次に移りたいと思います。首都圏においては5月末から始まっておりますが、本市においても7月上旬から、いよいよ本格的に一般向けの4回目のワクチン接種が始まる予定であるというふうに聞いておりますので、その内容について御質問いたします。まず、タイムスケジュールについて、いつ頃接種券が発送されて、予約開始がいつからで、7月の何日ぐらいから開始なのか。また併せて、対象者というのはどうなるのか、そこら辺をお示しいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 4回目接種は、3回目接種後5か月以上を経過した60歳以上の方及び18歳以上59歳以下で基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方への重症化予防目的に実施されるものになります。今回は、接種対象となる医療従事者等を把握した上で、接種券を6月2日に送付し、6月11日から接種を開始しております。その後18歳以上の方について6月16日から接種券を順次送付し、6月23日からの予約開始後、市内医療機関により7月1日から接種を開始していくところでございます。

○7番（青山浩二君） 4回目の接種については、60歳以上の方、それから18歳から59歳の方であれば基礎疾患を有する方ということに限定されるということですね。今回、今の答弁のとおり、対象者が限定されているわけでございますが、そうなった背景それから目的、これにはどういったものがあるのでしょうか。分かればお示しいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 今回国は、感染した場合の重症化予防を目的としております。3回目接種後のワクチンの有効性や現時点までに得られている4回目接種の有効性、安全性に関する知見、諸外国資料における対応状況等を踏まえた結果、このような対象者となっているところでございます。

○7番（青山浩二君） これまでの1回目から3回目においては、感染予防効果と重症化を防ぐ効果、両面の効果が期待できるということで事業を進めてきたと思います。今回は感染してしまった場合、重症化リスクが高い方々の重症化予防が目的である。このことについては、国が定めた指針でありますので理解はいたします。

では、次に接種券についてお聞きいたします。60歳以上の方には全員送付になると思います。それから59歳以下の方で基礎疾患がある方、それから基礎疾患がない方を把握するのは非常に困難であると思います。59歳以下の方々への接種券送付についてはどういう手法を用いるのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 15歳から59歳までの対象者は基礎疾患を有する方又は重症化リスクが高いと医師が認めた方に限定されておりますが、基礎疾患については、疾病という特定の個人情報の

ため、市で把握するということが難しく、今回の接種が重症化予防につながることを広く確実に周知し、御自身の健康状態を確認していただく機会でもあるということ、また今後の新型コロナウイルス感染症の新たな変異や感染拡大による対象者の拡大もあり得ることから、迅速な対応ができるよう、3回目接種を終了した18歳以上全員に接種券を送付することにしたところでございます。

○7番（青山浩二君） 59歳以下の方々へも3回目の接種をした方ではありますが全員送付ということで、それから基礎疾患については自己申告ということで理解をいたします。ただ、これについては、しっかりとアナウンスする必要があるのではないかなというふうに思います。接種券が送付されてきたら、基礎疾患がなくてもワクチン接種ができるというふうに勘違いされる方が出てきてもおかしくありません。接種券と一緒に丁寧な説明文を添付したり、市報、ホームページ、告知放送、SNSあるいはケーブルテレビ、活用できる媒体はフルに活用していただき、全ての市民の皆さんに正しい情報が行き届くよう周知を図っていただき、混乱が生じないよう事業を進めていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 接種券に同封する案内文はもとより、全戸配布チラシ、ホームページ、市報等で周知することとしております。また、予約受付の際に、医師との相談、接種が可能と判断されたのかの確認を行い、対応したいというふうに考えております。

○7番（青山浩二君） そのように広く正しい情報が行き渡るように、ぜひ周知のほうを図っていただきたいというふうに思います。

それから今後のことなんですけれども、18歳から59歳以下の方で基礎疾患のない方が4回目の接種ができる、そういうような国の動きはつかんでいるのでしょうか。何か情報があればお示しいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 基礎疾患は医師が判断するものであり、市としては対象者の情報は持っていないところでございます。

○7番（青山浩二君） 分かりました。それでは、おそらくいつになるか分かりませんが、基礎疾患がない方も4回目を受けることができるという時期が来るというふうに思います。ですので、今回送付する59歳以下の方で基礎疾患がない方の接種券が無駄にならないように、しっかりと「自宅で保管しておいてください」というようなアナウンスも必要になるのかなというふうに思います。そうすることによって、しかるべき時期が来たら接種券送付の手間が省けますし、職員の皆さんも一工程省略できますので、職員の皆さんの負担軽減にもつながるというふうに思いますがいかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、現在、接種対象者は限定されていますが、国がさらに科学的知見等の収集に努める中で、今回対象とならない59歳以下の方の接種について検討を進めており、今後対象者が拡大され、接種券が必要になる可能性もあるため、接種期間である9月30日までは、接種券を保管するよう周知をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○7番（青山浩二君） ぜひ、そういう対応のほうもよろしくお願ひしたいと思ひます。必ず打てる時期が来ると思ひますので、対応のほうをよろしくお願ひしておきたいと思ひます。4回目の接種についてもですね、これまで同様、慎重かつスピーディーに事業実施をお願ひしたいと思ひます。また、59歳以下の方で基礎疾患がない方が誤って接種した場合は、誤接種扱いということになるようですので、こちらについても慎重に進めていただきたいというふうに思ひます。市長、これは非常に大事な部分になると思ひますので、4回目の接種に向けてこの議会中継を通じてですね、市民の皆さんへトップメッセージとして一言お願ひできますか。

○市長（下平晴行君） 本市の新型コロナウイルス感染者については、年明けから急激に増加に転じ、これまでの感染者数が1,300人を超えております。そうした状況の中で、4回目接種がこれから本格的に始まろうとしておりますが、まずは3回目接種の推進に努めていくことが大切でありますので、今後の接種状況と感染状況の動向に注視しながら、4回目接種に取り組み、引き続き市民の皆様の御家族や身近な大切な方の健康を守るため、感染防止対策に取り組んでまいりたいというふうにご考えているところでございます。

○7番（青山浩二君） ありがとうございます。そういうトップからのメッセージは、非常に大事だというふうに思ひます。仮に感染されたとしても、重症化を防ぐことをできるんだということをお理解していただけたら、おのずと接種率も上がると思ひますし、そのことが市民の命を守ることにつながるというふうに思ひますので、今後ともあらゆる場面でメッセージを伝えてくださればというふうに思ひます。

それでは、次に移ります。市民の不安解消と無症状陽性者の早期発見を目的として、本市ではPCR検査の費用の一部を助成しております。これについては昨年的一般質問終了後、速やかに事業を実施されたことに大変感謝しております。相談された市民の皆さんもですね、大変喜ばれておりましたので、この場をお借りして報告しておきたいと思ひます。

そこで、まずこのPCR検査助成事業、そして今年度から新たに始まった抗原検査キット助成事業について、これまでの検査実績、それから抗原検査キットの購入実績、こういう数字が分かればお示しいただきたいと思ひます。

○市長（下平晴行君） 任意のPCR検査の場合は、基本的には全額自己負担となっており、検査料は医療機関や検査方法により異なっております。また本市では、任意でPCR検査を受けた方への助成を令和3年12月から実施しており、2万円を上限に検査費用に要する2分の1以内の額を助成しているところでございます。

現在、県が1月から6月末まで実施しているPCR検査無料化事業では、医療機関における一般診療への影響が大きく、市内医療機関の取組も少ない状況にあります。また本市では、市民が自らの体調が気になる場合に、セルフチェックとして医療用抗原検査キット購入費用の一部を助成しておりますので、本事業を活用し、より確実に医療機関の受診について感染拡大の防止を図ってまいりたいというふうに思ひます。

実績については、本事業は令和3年12月から実施しており、令和3年度で申請件数59件、助成

額65万7,000円の実績となっております。詳細については、課長のほうでお答えします。

○保健課長（川上桂一郎君） PCR検査費用の助成事業の実績ですが、今、市長が申し上げましたとおりの件数と金額で、詳細な内訳におきましては、令和3年度の実績が59件の65万7,000円、令和4年度におきましては、6月8日現在で20件の19万8,000円、これがPCR検査費用の助成事業の実績でございます。

医療用の抗原検査キット購入費用助成事業の実績でございますが、本年4月から実施しております。現在、購入者数が201名、購入セット数が366セット、助成額が36万6,000円という実績でございます。

助成協力の薬局なんですけど、7薬局で協力いただいているというところでございます。

○7番（青山浩二君） 数字については理解いたしました。有効に市民の皆さんも使っているのかなと考えます。このPCR検査助成事業それから抗原検査キット助成事業はですね、予算に上限があるところでございます。これは、年度途中でもし予算に達した場合、その後どうなるのかという声を聞くことがあります。そういう不安を抱えている市民の方もいらっしゃいますので、市長、こういった場合は補正予算を組む措置あるいは緊急を要する場合には専決処分といった方法もありますので、そういう措置を望みますが、市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） しっかりと対応していきたいというふうに考えております。

○7番（青山浩二君） ぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、鹿児島県においては、現在、無料のPCR検査事業を実施しております。5月24日の南日本新聞にも、この事業を6月30日まで延長すると掲載されておりました。こちらについて、本市内における実績が分かっていたらお示ししたいと思ひます。

○保健課長（川上桂一郎君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、このPCR検査無料化事業は県の事業でございますので、市としましては把握はしていないところでございます。

○7番（青山浩二君） 県の事業ですから、情報は下りてきていないということですね。そこについては理解いたします。仕方のないことなのかなと思ひます。

そこで、この県の事業ですね、それから本市の事業について、市民の方から寄せられた意見を述べていきたいと思ひます。抗原検査キット購入支援については、これはこれでいいと思ひます。通告しておりますのでもうお分かりだというふうに思ひますが、この検査等の補助事業ですね、県は全額補助、市は2分の1補助ということで、現在、本市内の医療機関において、全額助成の医療機関と2分の1助成の医療機関が混在している状況だというふうに思ひます。これですね、市民の皆さんが少々混乱しているのかなという意見もありますので、この状況を市長は今どういうふうに思われますか。

○市長（下平晴行君） 現在、市内で2医療機関が、県のPCR等検査無料化事業を実施しておりますが、検査内容は抗原定性検査となっており、無料でPCR検査を実施する医療機関はないところでありますので、市民には分かりやすい形で周知を図ってまいりたいというふうに考えて

いるところでございます。

○7番（青山浩二君） 県については、新聞報道等では無料のPCR検査ということなんですけれども、実際は、志布志市においては、県の事業は抗原検査ということの理解でよろしいですか。

○市長（下平晴行君） はい、そのとおりでございます。

○7番（青山浩二君） そこについては理解いたしました。

それから、一つの医療機関、例えばA病院ということにしたいと思いますが、このA病院が全額補助の県の事業、抗原検査ですね、それから2分の1補助の市の事業、これを重複している病院というのはあるのでしょうか。

○保健課長（川上桂一郎君） 1か所の医療機関がございます。

○7番（青山浩二君） そういったところに、市民の皆さんから「ちょっと混乱が生じているよ」という声を聞くところでございます。このA病院というのはですね、どういった形でこの事業を遂行しているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。例えば、「あなたは県の事業を使いますか、市の事業を使いますか」というように選択させる方法なのか、それとも市の事業を使う方には、「県の事業を使えば無料ですよ」というような進言をするのでしょうか。そこら辺のこの事業の進め方ですね、重複している病院について詳しく説明いただけますか。

○保健課長（川上桂一郎君） おっしゃるとおり、県の無料検査の分、市の半額の助成の分、二通りでございます。医療機関としては両方事業を実施しておりますので、検査希望の方にはその旨説明をして、また検査をされる方が選択をされるということになっております。

○7番（青山浩二君） そこ辺にはしっかりと説明をしているということで理解をいたします。市民の皆さんにおいては、そういう「少々混乱しているよ」という声を聞くのも事実でございます。そこはしっかりと受け止めていただきたいというふうに思います。こういった混乱を解消するためにも、そして何より市民に寄り添った政策を実現してくださる下平市長、ここはもう一歩踏み込んで市民の皆さんの期待に応えて、市の2分の1補助を全額補助にするという、こういった大きな決断をするお考えはないのか、見解をお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 先ほども答弁したとおり、PCR検査の無料化については医療機関における一般診療への影響が大きく、市内医療機関での取組がないところでございます。本市では、セルフチェックとして医療用抗原検査キットの購入費用の一部を助成しておりますので、本事業を活用し、より確実に医療機関の受診につなげ、感染拡大の防止に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○7番（青山浩二君） 今のところ全額補助は考えられないよと、検査キット購入事業のほうもしっかりと活用していただきたいということの理解でよろしいですか。

○市長（下平晴行君） はい、よろしくお伺いしたいと思います。

○7番（青山浩二君） 分かりました。そういうお考えですので、補助があるだけ本当に市民の皆さんは助かっているというふうに考えております。もう一歩踏み込んで、市長が市民の皆さんの負担軽減を図るためにも、全額補助をどこかのタイミングで検討していただければなというふ



うに思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に移ります。感染者への療養期間中の支援についてお伺ひしたいと思います。その前に、現在、感染者、濃厚接触者それからそれ以外の方、大きく分けるとこの三つに分類できると思います。このうち感染者とそれ以外の方というのははっきりと判断がつくわけですが、濃厚接触者の定義というものが、「いまいち分かりにくい」という声を最近聞くようになりました。そこで、濃厚接触者の定義をお示しいただきたいと思います。これは多分、以前からすると大分定義が変わってきているのかなというふうに思いますが、どういう定義になっているのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 濃厚接触者とは、陽性となった人と一定の期間に接触があった人をいいます。一定の期間とは、症状のある人では症状出現から2日前、症状のない人では検体採取時から2日前の期間であります。ただし、これはあくまでも原則であり、あらゆる状況を聞き取った上で、保健所長が総合的に判断をするところであります。

一つ目に、患者と同居あるいは長時間の接触があった方、二つ目に、適切な感染防護なしに患者を診察、看護もしくは介護していた方、三つ目に、患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い方、四つ目に、手で触れることのできる距離、目安として1mで、必要な感染予防策なしで患者と15分以上の接触があった方となっております。

○7番（青山浩二君） 濃厚接触者の定義というものは、今、市長の答弁があったとおりに思います。

それでは、その濃厚接触者の自宅待機期間はどうなっていますか。

○市長（下平晴行君） 陽性者と接触した翌日から7日間で、8日目に解除となります。

○7番（青山浩二君） 7日間自宅待機で、8日目から解除ということですね。理解いたしました。

それでは、感染者について陽性が判明したら入院、宿泊療養施設での隔離それから自宅療養という三つのケースに分けられるのではないかというふうに思いますが、まずこの理解でよろしいのでしょうか。

○市長（下平晴行君） はい、そのとおりでございます。

○7番（青山浩二君） この中で、入院と宿泊療養施設での支援の在り方については、特に食事なんですけれども、食事の提供は病院側それから施設側でしっかりと提供してくださっているというふうにお聞きしております。自宅療養の方についてお聞きしますが、一人暮らしで周りに頼る方がいない方、それから家族全員感染してしまった御家庭、この方々は療養期間は家から一歩も出られないわけでございます。近所同士や近くに住んでいる親せきの方の助けをもらいながら、玄関先に食材を置いてくれたりする、そういうことも聞いております。ただ、そうでない方も多数いるとも聞いております。そういった方々への支援体制というのはどうなっているのか、お示しいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 宿泊療養施設においては、県が運営しており、一日3回食事の提供があ

るというふうに聞いております。自宅療養期間中の食料等の支援は県が行っており、支援の希望は保健所による健康状態の聞き取り調査時に申込みが可能だと把握しております。市では、直接感染者の把握はできないため、感染者の療養期間に食料配布等の支援はしていませんが、食事や買い物についての問い合わせがあった場合は、配食・買物サービス等の紹介をしております。また、生活支援冊子を保健所に配布しており、必要時に紹介していただくようにしております。また、市ホームページにも掲載をしているところでございます。

○7番（青山浩二君） 市長、今の答弁でちょっと聞き取れなかったのですが、すみません。県の食料支援事業というのがあるんですか。

○保健課長（川上桂一郎君） はい、ございます。

○7番（青山浩二君） 分かりました。そういう県の支援事業があるよということですね。それについては理解いたしましたけれども、ただ、そういう支援制度があるんだったら、県なんですけれども、私は周知が全く足りないのではないかなというふうに感じます。先日、家族全員が感染した二つの御家庭と話をしたところでございました。一つの家庭は、「その支援制度を知っていたから活用したよ」という御家庭、それからもう一つの家庭は、「全く知らなかった」という家庭もいらっしゃいました。今、市長の答弁の中で、そういう事業があるよということなんですけれども、その家庭は知らなかったということで話をいたしました。これについては、県の事業ですから市長にどうのこうのということはないんですけれども、市長からも県に周知徹底を図るように、強くお願いをしてみたいかがでしょうか。この支援制度を知らない方のほうが圧倒的に多いと思います。市長から県に、「もっといろんな媒体を使って、周知徹底を図ってくれ」ということで、お願いをしてみただけませんか。

○市長（下平晴行君） 支援可能である感染者については、県や保健所からの直接的な情報提供はない状況であります。市民の不安を少しでも軽減するため、県へ事業の周知について依頼をしていきたいと思っております。また、療養者の状況によっては、本市でも支援していく必要があるというふうに考えているところでございます。

○7番（青山浩二君） ぜひ、そういう対応をよろしく願いしておきたいと思っております。まだまだ新型コロナウイルス感染症との闘いは続くと思っております。療養期間中、困る方が出てこないようにですね、市から県へ「周知徹底をしてください」と強く言っていただきたいと思っております。

それでは次に、感染された方は、本当に苦しい思いをされております。隣の曾於市ですけれども、こういった方々へ傷病見舞金を支給されております。対象者は、令和2年1月1日以降に感染した方、2年前まで遡っての支給でございます。支給額は一人3万円、ただし1世帯上限6万円までということでの支給であるようでございます。本当にこういう支援制度があれば、市民は安心して療養できるのかなというふうに思います。私の周りにも「曾於市にできて、何で志布志市にはできないんだ」と言われる方がいらっしゃるのも事実であります。本当に曾於市は、こういう支援事業に取り組むのが早いなど感じております。下平市長におかれましても、負けないぐらいのスピード感をもって、あらゆる事業を展開していらっしゃいますので、市長、今からでも

遅くございません、先進地に倣って、お見舞金支給事業に取り組んでもらえないのか見解をお伺いしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 議員おっしゃるように、曾於市では、その対応をしているところでありますが、今、志布志市としてはその見舞金の支給については、現在のところ考えていないところでございます。

○7番（青山浩二君） 現在のところ考えてはいないということですが、今後、考える余地はあるのか、検討する余地はないのか、そこも併せてお示しいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 地方創生臨時交付金もあるところでありますが、その活用の仕方では、内部ではちょっと協議をしてみたいというふうに思います。おそらく曾於市でも当初では、今のような感染者になるとは思っていなくて、こういう傷病見舞金を創設したのではないかなというふうに考えているところでございますので、そこ辺も含めた額についても、内部で協議をしてみたいというふうに考えております。

○7番（青山浩二君） 曾於市ぐらいこんな手厚い支援ということではないですけども、ここまでいなくても、多少検討していただきたいと思いますので、内部で協議をどうぞよろしくお願いしておきたいと思います。

それでは、次に移ります。昨年の9月定例会において、学校現場での感染対策について質問いたしました。その中で、いまだに解決できていない1点だけをお聞きしたいと思います。私は、学校現場においては、感染の水際対策に格差を生じることがあってはならないというふうに訴えて、市内21校全てに自動体温計の設置をお願いいたしました。当時は既に6校設置済みでしたので、残りの15校に設置をお願いしたところでありました。その後どこまで設置されたのか、現在の状況についてお示しいただきたいと思います。

○教育長（福田裕生君） 現在、非接触型自動体温計を設置している小学校は16校中10校、中学校は5校中4校となっております。また、今年度小学校2校が新たに設置する予定ですので、合計で16校が設置することになっております。

○7番（青山浩二君） 今の答弁でいくと、まだ設置ができていない学校、その段取りができていない学校が5校あるということですね。市長、これは昨年の答弁では、「子供たちの安全を考えると、即結果が出ることは大変重要であるとする。財政当局とも協議をしながら、早い時期に設置をしてみたいと思います」と、こういうふうに答弁されております。もうあれから9か月経っているんですね。いつ、どういう協議をしてどういう結論に至っているのか、そしてどういう状況、今残り5校がまだ設置できる見込みがないというふうになっているのか、そこ辺の協議内容をお示しいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 自動体温計を設置している学校につきましては、国の学校保健特別対策事業補助金を活用して設置しているところでございます。この事業につきましては、各学校へ要望調査を行い、それぞれ必要な備品等を挙げていただき、予算を計上し、購入を行っているものでございますので、それぞれの学校の実情に応じて学校長の判断により、対応しているというふ

うに考えております。

**○7番（青山浩二君）** 今ですね、学校判断、校長判断になろうかと思えますけれども、こういった市内でも、ばらばらな水際対策だと思えます。学校での感染がなかなか収まらない、こういうのが一つの要因ではないかなというふうに思えます。そういう要因はですね、一つ一つ潰していく必要があるんじゃないでしょうか。対策が中途半端な気がしてなりません。学校ではどうすることもできないことがあると思えます。先生、子供たちだけでは、どうにもならないことがいっぱいあると思えます。そういうところにしっかりと行政が手を差し伸べてあげる、これが本来の姿ではないでしょうか。設置していない、設置する段取りがまだついていない5校ですけれども、国の補助事業等もあるようですから、そういうものを「積極的に活用してください」と各学校への呼びかけをしていただきたいと思います。補助金の使い道については、先ほど市長答弁にもありましたけれども、学校判断、校長判断になりますので、それを望まない学校がたとえあったとしても、当局から子供たちの命を守るためにということで、しっかりと進言、指導していただきたいと思いますというふうに思いますが、教育長どうでしょうか。

**○教育長（福田裕生君）** 市としましては、国の補助事業を活用するよう令和4年度3月議会で、学校等における感染症対策等支援事業補正予算をお願いし、議決をいただいたところですので、この支援策により、必要とする学校は購入していただきたいと思いますというふうに考えているところでございます。また、各学校におきましては、この非接触型の体温計以外にも、それぞれの学校でその学校の規模や状況に応じて、別のものを必要としているという判断で、各学校は希望を出して購入をしている状況でございますので、この非接触型体温計だけが非常に重要であるということではなく、総体として別の対応策も含めて、総体的に各学校は必要な措置を十分に講じているという状況だというふうに捉えております。また今後、予算等の活用ができる状況がある場合は、それぞれの学校の状況をこちらもしっかりと把握した上で、他の方法はどうかと、別の方法はどうかといったようなことで、促していくことはあってもいいかなとは思っております。

**○7番（青山浩二君）** これについては、保護者からの切なる願いでございますので、そういう場面があったら、しっかりと学校側にも指導、助言をしてほしいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の項目にいきます。次に、教育行政について質問いたします。本市においても、小規模校入学特別認可制度、いわゆる特認校制度の指定校が数校あります。まずですね、市長においては、そもそもこの制度というのはどういう制度なのかお示しいただきたいと思えます。また、教育長においては、どの学校がいつから指定校になっているのか、併せて、これまで過去何名の児童が特認校制度を利用していたのか、現在の利用者も含めてお示しいただきたいと思えます。

**○市長（下平晴行君）** この事業でございますが、豊富な自然環境に恵まれた小規模校の特性を生かした教育を希望する児童及びその保護者に対しまして、特別に転学又は入学を許可する制度でございます。

○教育長（福田裕生君） 平成24年度から田之浦小学校、平成28年度から森山小学校及び潤ヶ野小学校が指定校となっております。合併後の平成18年度から令和3年度までで232人が許可を受けております。また、令和4年度は54人が許可を受けており、全体で286人となっております。

○7番（青山浩二君） 現在指定されているのが潤ヶ野小学校、田之浦小学校、森山小学校の3校ということですね。この3校については、様々な時代背景があって特認校に指定されたと思います。今言われた3校は、学校あるいは地元から「特認校にしてください」ということでお願いをされたのか、あるいは教育委員会から地域性を考慮して、当局から打診をしたのか、そこら辺の経緯について詳しく説明いただけますか。

○教育長（福田裕生君） 指定している3校全てが校区内の児童の減少により、少しでも多くの子供たちと触れ合いをさせたい、また地域の活性化のためにということで、校区公民館及びPTAからの要望により指定しております。

○7番（青山浩二君） 分かりました。

それでは次に、本市内には今答弁のあった3校以外にも過小規模校、こういう学校があるのでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 特認校3校以外の過小規模校につきましては、泰野小学校、原田小学校、山重小学校の3校があり、合計でいきますと6校ということです。

○7番（青山浩二君） 答弁にありました、泰野小学校、原田小学校、山重小学校の3校について、市として今後特認校に指定するというような動きあるいは計画、そういうものがあるのでしょうか。あくまでも現状の3校のままでいくよということでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 現状におきましては、特認校を拡充する計画はございません。

○7番（青山浩二君） では次に、この特認校へ転入学するためには、様々な要件があると聞いております。誰でも行けるわけではないというふうに思います。

そこで、転入学が認められる要件ですね、これについてお示しいただきたいと思います。

○教育長（福田裕生君） 特認校へ転入学する要件につきましては、保護者が志布志小学校校区、香月小学校区、安楽小学校区、有明小学校区及び通山小学校区の区域に住所を有していなければならないとしております。対象となる小学生は、比較的児童数の多い学校となっております。その中で転入学を希望する児童に対して、特認校の学校長の所見を求めています。基本的には住所要件を充たしておれば、許可することとなっております。

○7番（青山浩二君） 今、志布志小学校区、香月小学校区、安楽小学校区、有明小学校区、通山小学校区ですね、この小学校区に住所を有しておれば認めることができますよということですね。理解いたしました。例えばですね、もう今答えが出たんですけども、例えば伊崎田小学校あるいは松山小学校から特認校で学びたいということで、児童あるいは保護者の方から申請が上がってきた場合、こういったものは原則認めないよという理解でよろしいですか。

○教育長（福田裕生君） はい、そのとおりでございます。

○7番（青山浩二君） 理解いたしました。あくまでも、もともと就学すべき学校は比較的大き

いよと、それから特認校に行ったとしてもその後のクラス編制に影響は与えないよというような条件があれば、さっき言った五つの小学校区からは認めますということで理解いたしました。

それでは次に、特認校で学びたいというような理由は様々にあると思います。純粋に豊富な自然に恵まれた小規模校の特性に魅力を感じたり、あるいは児童やその御家庭にも様々な事情というものがあるかと思えます。こういった理由の中でどういう理由が多いのか、そこら辺についてお示しいただきたいと思えます。

○教育長（福田裕生君） 一番多い理由は、自然豊かな学校の雰囲気の中で、のびのびと学ばせたいということであります。少人数の指導を受けるということで、先生と子供の距離が近い、そういった学校環境に十分浸らせたいというもの。それからもう一つは、郷土芸能などに組み合わせてみたいというようなことも、その希望の理由として記されている方が多数ございます。

○7番（青山浩二君） 分かりました。転入学する理由というのは個人情報が多く含まれていると思えますので、これ以上理由についてはお聞きいたしません、一点だけ、これまで特認校で学びたいということで申請が上がってきて、転入学を許可できなかったという事例、そういうものはありますか。

○教育長（福田裕生君） 令和4年度につきましては、派遣元となる、いわゆる就学すべき学校の学級の数の減少を伴うであろうということが見込まれまして、許可できなかった事例がございました。

○7番（青山浩二君） あったということですね。分かりました。そこもですね、いろいろ個人情報が含まれると思えますので、これ以上突っ込んだ質問はいたしません。

この特認校制度については、私も必要な制度であると思っております。潤ヶ野小学校、田之浦小学校、森山小学校については、児童数も増えて学校に活気が溢れてくると思えますし、児童、保護者にとっても豊かな自然の中で学びたい、学ばせたい、そういう希望も叶いますし、双方にとって「Win-Win」の関係じゃないかなというふうに思います。今後においてもですね、この制度を利用して特認校で学びたい児童が出てくると思えます。一定の要件はありますが、申請されたものに対してはしっかりと審査をした上で、これまで同様許可していただき、希望する学校で学ばせてほしいというふうに、保護者の側からの思いもありましたが、そこら辺についての教育委員会の見解をお示しいただきたいと思えます。

○教育長（福田裕生君） 教育委員会といたしましても、今までどおり、豊富な自然環境に恵まれた小規模校の特性を生かした教育を希望する児童及びその保護者の要望に十分に応えたいと考えております。

○7番（青山浩二君） よろしく願いしておきたいと思えます。本来なら、特認校生についていろいろお聞きしたいところもありますが、それを一つ一つ聞いていくと時間が足りなくなりますので、本日は、これ以上特認校生についてはお聞きはいたしません。次回に回したいと思えます。ただ、一点だけお示しいただきたいと思えます。特認校を卒業した児童たち、それぞれのお住まいの地域の中学校に今度は進学するというふうになると思えます。そこでその子供たちは、

それぞれの中学校での様子はどのような様子なのか、特認校で学んだことを中学校でしっかりと発揮しているのか、その一点だけお示してください。

○教育長（福田裕生君） 特認校の先生方は、子供たちが中学校に進学したときに、自分の思いをしっかりと発揮できるかどうか、そういった力をしっかりと小学校のうちに付けさせようという思いで、意識して教育をなさっておられます。現在までのところ、中学校でもその力を発揮しながら、子供たちは頑張っているという報告を受けております。

○7番（青山浩二君） 特認校で学んだことはしっかりと生かされて、それぞれが勉強、部活動に励んでいるよということで理解をいたします。

特認校の概要ということについては、よく分かりました。それでは、少し角度を変えて細かい内容をお聞きしたいと思います。この制度について学校からあるいは地域から見た効果、そして反面、課題というのがあると思います。こういったものは見えてきているのでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 効果といたしましては、先生や地域の方は、「人数が増えてクラスが増えたことで学校に活気が出てきた」というふうに喜んでおられます。課題といたしましては、特認校生の派遣元となる小学校の児童数も減少しているため、学級編制に影響が出ることを危惧される声は、年々大きくなっているところでございます。

○7番（青山浩二君） 分かりました。それでは、反対に特認校生側の保護者から見た効果ですね、

それから課題、こういうものが見えてきていればお示しいただきたいと思います。

○教育長（福田裕生君） 保護者から寄せられている声といたしましては、「通学にスクールタクシーがあるということで、安全・安心に通学ができる」ということと、「子供が多様な学びの機会を得られている」ということでございます。課題といたしましては、特認校以外の小学校に通学する児童の保護者の方から、「スクールタクシーによる通学につきまして、不公平感があるのでは」といったような声が上がっているのも事実でございます。

○7番（青山浩二君） 今、言われました効果ですね、それから課題について、まず効果の部分についてはですね、そのことをもっと伸ばしていただけて、魅力ある学校経営に生かしていただきたいと思います。

私が今回一番訴えたい部分は、出てきた課題をしっかりと検証して、課題解決に向けて努力してほしいというところでございます。課題については、定例教育委員会でもいいですし、学校と地域、教育委員会や保護者を交えて協議するような場があるのか。あれば、どういった場でどんな内容が話されているのかお示しいただきたいと思います。

○教育長（福田裕生君） スクールタクシーの課題等につきましては、定例の教育委員会においても説明をしており、現状を認識していただいているところでございます。また、毎年度特認校生の募集に際しまして、保護者説明会を開催しており、その場で意見や要望等を伺っております。以前はその中で「スクールタクシーを増やしてほしい」という要望もありましたが、最近派遣元の小学校のクラス編制に影響が出ていること等を説明しておりますので、御理解をいただいて

いると捉えております。

○7番（青山浩二君） 今、教育長が答弁されましたが、その問題が私が今回一番訴えたいところでした。私もそうなんですけれども、他の同僚議員にも特認校に通わせている保護者の方からよく相談があるわけでありまして。児童、保護者から見た課題の中に、通学区域が広範囲になるため、児童、保護者の通学に関する負担、これは時間の負担それから金銭的な負担、こういったものも含まれます。これが発生しているということですのでございます。ただ、本市は小規模校入学特別認可制度通学委託事業で、スクールタクシーで送迎してもらっております。この事業は本当に有り難い事業でありますし、利用している保護者からは感謝の言葉をもらっておりますので、この場を利用いたしまして、「市長、教育長にお礼を言ってください」と言われましたのでお伝えしておきたいと思っております。しかしながら、このスクールタクシーを利用できていない家庭もあると聞いております。

そこで、今年度、今の時点で各3校で何名特認校生がいて、そのうち何名がスクールタクシーを利用して、何名が利用できていないのか、学校別に数字をお示しいただきたいと思っております。

○教育長（福田裕生君） 令和4年度の特認校制度の人数であります。田之浦小学校が22人、森山小学校が10人、潤ヶ野小学校が22人となっており、合計で54人が特認校制度の認可を受けております。そのうち、田之浦小学校に通学する12人、8世帯がスクールタクシーを利用できておりません。

○7番（青山浩二君） この問題ですが、12人、8世帯、この方々が現在利用できていないということでの答弁でございました。12人が多いのか少ないのか、それを捉えるのはもう本人次第になるわけですが、この方々を何らかの方法で手助けをしたい、していただきたい、そういう思いでございます。当局としてこの問題をどう捉えているのか、見解をお伺いします。

○教育長（福田裕生君） 田之浦小学校の12人の子供たちにつきましては、保護者から申請が上がった時点で、スクールタクシーを利用できない状況になることについては説明を申し上げて、その上で理解をしていただいた上で、さらに申請をしていただいたという経緯がございましたので、この件につきましては理解していただいているものと捉えております。

○7番（青山浩二君） 先ほどの同僚議員からの一般質問でもありましたが、この転校、転入学する側の保護者の方々ですね、当時はそういう説明を受けて「理解しましたよ」と「それでもいいから特認校に行きたい」ということで、申請をして納得をしたと思っております。ただ、もう2か月半経ちますので、その間の負担ですね、そういうものが上がってきてこういう相談が来たのかなというふうに、私は理解いたします。この問題も知恵を絞れば解決への糸口が見えてくると思います。まずは、このスクールタクシーの増便ができないのかなど。これについては既存業者の車の台数の問題、あるいは市内に対応できる業者がいない、それとももうこれ以上予算を付けられないよというようないろんな理由が考えられると思っておりますけれども、増便できない理由というのは何なのでしょう。

○教育長（福田裕生君） 特認校生の派遣元となる小学校の児童数も減少していることで、学級



編制に影響が出る状況がもう既に見えてきております。増便してまで特認校生を増やすことができない状況というのが、もう間近に迫っているということ等もございまして、こういう説明での御理解をいただいたところでございます。

○7番（青山浩二君） 他の自治体の取組なんですけれども、南さつま市それから滋賀県甲賀市というところなんですけれども、公共交通機関を利用すればその定期券の全額補助をしております。ただ、本市には、それぞれのお住まいの最寄りのバス停から、この3校付近へ行くバスはおそらくないと思いますので、これは無理なのかなと思います。スクールタクシーの増便ができれば、さっき言った滋賀県甲賀市なんですけれども、自宅から特認校までの往復距離に応じて、通学補助をしてもらっている自治体もあります。例えば、通学距離ですね、往復で4kmから10kmで月額3,000円、10kmから20kmで月額7,700円、20kmから30kmで1万2,500円、30kmから40kmで1万7,500円、40km以上で一律2万1,300円、こういうように距離数に応じて補助している自治体もあります。こういった方法もあるわけでございます。せめてこれぐらいの心のこもった対応をしていただきたいと思いますけれども、これだけで保護者の方々は十分救われると思います。こういった対応の方法を市長はどう思いますか。

○市長（下平晴行君） 市民アンケートの意見の中では、いい制度であるという意見の一方で、スクールタクシーを市が全額負担することについて、厳しい意見もあるところでございます。どのような支援の在り方がいいのか、補助を含めて今後検討していきたいというふうに考えております。

○7番（青山浩二君） 検討していくということですので、ぜひ前向きに検討をしていただければ、本当に保護者の方々は助かると、救われるというふうに思いますので、よろしく願いしておきたいと思います。この問題はこのままにしておくわけにはいきませんので、私もあらん限りの知恵を絞って解決に導いていきたいと思います。市長、特認校に通うきっかけはですね、各家庭様々でございます。いろんな理由があります。ただ、市から特認校生として認めてもらった以上、全員が同じサービスを受けられるべきだと思います。このことは、市長が所信表明で、「志布志に住んでいる市民を決して一人ぼっちにさせない、誰一人取り残さないまちづくりを目指してまいります」と、2期目に対して基本姿勢を述べられております。これは、このことに相反するのではないかなと思います。「誰一人として取り残さない」そのお言葉どおりに取り組んでいきたいと思いますが、市長、もう一回答弁をお願いします。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、私は「誰一人取り残さないまちづくり」を目指して、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○7番（青山浩二君） ぜひ、お言葉どおりによりしくお願いしておきたいと思います。市長もですね、こういった保護者の方々と直接話をしてみてください。きっとですね、心動かされるというふうに思います。それこそが真の現場主義なんじゃないでしょうか。そこから解決の糸口がきっと見えてくると思います。どうでしょうか、この保護者の方々と、どこかのタイミングで話を聞いてもらえませんか。

○市長（下平晴行君） コロナ禍前ではありますが、特認校生募集の説明会に出席して、直接話を伺ったりしておりますので、この件については十分理解しているところでございます。

○7番（青山浩二君） その当時はそういう話をされたかもしれませんが、現状こういうことで保護者の方々は「困っているんですよ」という生の声をですね、私たちが相談を受けたその方々に対して、直接また市長からもお話をさせていただきたいと、そういう意味ですのでその方向で答弁をお願いします。

○市長（下平晴行君） その機会が得られれば、しっかりと出向いて話を聞きたいというふうに考えております。

○7番（青山浩二君） ぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。市長がお忙ひしいのは十分私も分かっております。そういう場をつくっていただき、一緒になって課題解決に努力していきたくて私も思ひますので、よろしくお願ひしておきたいと思ひます。

それでは、最後の項目にいきます。本庁舎移転計画についてでございます。昨年の11月に庁舎等の在り方検討委員会が提出した提言書ではありますが、これについては中期的な視点として、本庁機能全体の移転に関し6項目、それから長期的な視点として、新庁舎の整備についての提言を8項目行っております。まずですね、この提言書を市長はどのように受け止めたのか。率直な感想を中期的な視点それから長期的な視点、それぞれについてお答えください。

○市長（下平晴行君） 庁舎等の在り方検討委員会からいただいた提言書に対する率直な感想ということでございますので、まずは中期的な視点につきましては、産業構造に応じた分庁方式という新たな視点での提言をいただいたと思っております。また、財政面や施設の有効活用、災害対策、市民サービスなど、多岐にわたる事項につきましても、当然配慮しなければならないと思うところでございます。

次に、長期的な視点につきましては、全ての設備を入れ替えるなどの大規模改修をし、現庁舎を使い続けるという新たな視点での提言をいただいたと思っております。一つの選択肢として新庁舎の建設とともに議論をすることにより、市民にとって利便性のある庁舎となるよう今後検討していく必要があるというふうに思うところでございます。

○7番（青山浩二君） それでは、この庁舎移転の計画の問題、これが完全に終わるのは新庁舎の整備が完了したとき、その時期なのかなというふうに思ひます。現庁舎の大規模改修で落ち着くのか、あるいは新庁舎の建設ということで落ち着くのか、今はまだ分かりませんが、おそらく今からもう大分先、十数年後になるのかなというふうに思ひます。そのときは、下平市長が市長をしているのかも分かりませんし、私も議員をしているのかも分かりません。ただ、その将来に対する計画を立案するのは現市長である下平市長でありますし、計画されたものに対してしっかりと問いただすのは、私たち現職議員の責務であると思っております。

そこで、提言書が出されて半年以上が経つわけでございますが、今の段階で市長が思い描いている庁舎移転の構想、こういうものはあるのでしょうか。細かい部分についてはこれからじっくり詰めていくと思ひますので、今は大きくざっくりとで構いません。こういう構想を持っている

んだよというものがあればお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 本庁舎機能の充実につきましては、単なる本庁舎機能を持つ課の集約ではなく、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズ等に柔軟に対応できる行政組織の再編が必要であり、グループ制の導入やデジタル化による行政機能の効率化など、全庁的な組織体制の見直しを考えているところでございます。

これらの過程を経る中で、必然的に本庁舎機能の充実が図られ、さらなる市民サービスの向上につながるものと考えているところでございます。また新庁舎の建設や大規模改修につきましては、今のところ具体的な構想はないところでございます。

○7番（青山浩二君） 新庁舎の建設あるいは大規模改修については、今のところまだ決まっていない、これから決めていくよということになるかと思えます。

では、中期的な視点の部分については、おそらく市長の任期がまだ3年半ありますので、今任期中に提案がなされるというふうに思いますが、その理解でいいですか。

○市長（下平晴行君） 中期的な視点につきましては、提言を踏まえた上で検討を進めてまいりたいというふうに考えておりますが、市民サービスをはじめ、庁舎の配置や業務の連携等も踏まえながら、令和7年度からの組織機構再編を目指して、可能な部分から進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○7番（青山浩二君） 令和7年度といえますと、市長の今任期中ということに理解してよろしいですか。

[市長（下平晴行君）「はい」と呼ぶ]

○7番（青山浩二君） はい、分かりました。

その中で一点だけ気になる部分がありますので、市長の考えを聞きたいと思えます。所信表明で、「さらなる本庁機能の充実に取り組む」と述べておられます。これについて、具体的に計画されているものがあればお示しいただきたいと思えます。

○市長（下平晴行君） 本年5月に、全課長で組織する組織機構再編プロジェクトチームを立ち上げ、組織の在り方について協議を始めたところでございますが、分野ごとに担当者を含めた分科会を開催しながら、どのような体制が市民サービスにつながるか、また機能の充実や連携強化を図るためには、組織としてどういう形であるべきかの議論を進めているところでございます。今後分科会ごとの意見集約や組織間の調整等を行った上で、来年度中には、組織機構再編に向けた方向性を固めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○7番（青山浩二君） 市長の言われる組織再編ですね、これをして、行政機能の効率化を図るということでの本庁機能の充実につなげるよということに関しては、理解を示すところでございます。私もそうあるべきだというふうに思えます。

それでは、先ほど答弁の中にも出てきました本庁舎機能を持つ課の集約、これについてはどういう考えをお持ちですか。

○市長（下平晴行君） 今後におきましては、効率的かつ効果的な行政運営を行うためには、機

能の集約が必要であるというふうに考えております。庁舎等の在り方検討委員会からの提言では、各庁舎を有効活用することや、産業構造に応じた分庁方式の検討を行うこととされていることを踏まえ、例えば、人口の多い志布志地域に市民窓口部門を置き、農業部門等を有明庁舎や松山庁舎に置くなど、分庁方式も含めた集約の検討が必要であるというふうに考えているところでございます。

○7番（青山浩二君） 今、答弁にもありました産業構造に応じたことも視野に入れているよということですね。市長、一点だけですね、これだけは約束してください。本庁機能を充実するにあたって、志布志地域、有明地域、松山地域、どの地域にとっても利便性の向上を図るよと、どの地域にとっても市民サービスの低下は招かないよと、そういう意味での本庁機能の充実を図っていく、私は、こういうふうに理解するように努めます。市長もこの場を通じて、市民の皆さんに約束していただけますか。

○市長（下平晴行君） 本庁機能の充実を目指すにあたり、まずは市民サービスを第一に考えながら検討を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。併せて、人口減少などの社会情勢の変化や市民ニーズにしっかりと対応できるような体制へと見直しを図りたいと考えておりますので、先ほどおっしゃいました各地域の特性を生かしたまちづくりやデジタル技術の活用等も検討しつつ、市民サービスの向上のための機能充実を進めてまいりたいというふうに考えているところです。

○7番（青山浩二君） ぜひですね、どの地域にとってもサービス低下を招かないということで事業を進めてください。そこはよろしく願いしておきたいと思います。中期的な視点については、そこはしっかりと守っていただきたいと思います。

それでは、長期的な視点で一点だけ、新庁舎の建設になるのか、現庁舎の大規模改修になるのかは、今はまだ分かりませんが、いずれにしても将来世代へ過大な負担をかけることのないように、早期に基金を設置する必要があると思いますし、市長もそのように述べられております。

そこで、この基金設置の設置時期はいつになるのか、市長の今任期中に設置するのか、そこら辺のビジョンをお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 今回の庁舎等の在り方検討委員会からの提言も踏まえまして、総合振興計画後期基本計画において、庁舎整備に係る基金の設置を位置づけ、令和4年度施政方針におきましても基金設置の検討を行う旨を申し上げたところでありますので、今任期中の設置に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○7番（青山浩二君） 今の答弁のとおり、はっきりと今任期中に設置するよということですので、なるべく早めによりしくお願いしたいと思います。これについては、仮なんですけれども、次期市長が下平市長でなく、別の方が市長になった場合ですね、市長、これは仮の話ですからね、下平市長が思い描いている構想と全く別物になってしまったら、今まで検討した時間も労力もお金も全くの無駄になりかねません。今の答弁のとおり、今任期中にぜひとも設置をお願いしておきたいというふうに思います。

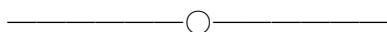
最後になりますけれども、庁舎等の在り方検討委員会の方々がこういうふうに締めくくっております。「今後の市政運営をするにあたり、この提言が市長の判断材料の一つになることを期待する。将来的に新庁舎の議論が行われる際には、検討委員会の提言も十分に参酌していただき、本市の将来的な適切な庁舎の在り方の一助となることを望みます」というふうに締めくくっております。私も全くの同意見であります。まだまだ先は長いですが、今後の庁舎移転計画について最後に市長から一言いただいて、私の一般質問を終わりたいと思います。

○市長（下平晴行君） 人口減少や行政手続のデジタル化等を踏まえることや、市民の利用に便利なものであること、交通アクセスや中心市街地の活性化を勘案することなど、引き続き将来を見据えた庁舎の在り方について議論をしていく必要があるというふうに考えております。

現段階におきまして、将来的に大規模改修となるのか、新庁舎を建設するのか、判断材料が十分揃っておりませんので、具体的に申すことはできないところでございますが、いずれにしましてもその際には、市民の皆様に参加していただき、意見を聞く機会を設ける必要があるというふうに考えているところでございます。

○7番（青山浩二君） 終わります

○議長（平野栄作君） 以上で、青山浩二君の一般質問を終わります。



○議長（平野栄作君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

明日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで延会します。

お疲れさまでした。

午後4時48分 延会

## 令和4年第2回志布志市議会定例会会議録（第3号）

期 日：令和4年6月14日（火曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

永 田 梓

小 野 広 嗣

稲 付 洋 平

南 利 尋

丸 山 一

東 宏 二

隈 元 香穂子

市ヶ谷 孝

小 園 義 行

鶴 迫 京 子

出席議員氏名（20名）

1 番 永 田 梓	2 番 栞 山 晋 司
3 番 稲 付 洋 平	4 番 隈 元 香穂子
5 番 南 利 尋	6 番 市ヶ谷 孝
7 番 青 山 浩 二	8 番 野 村 広 志
9 番 八 代 誠	10 番 小 辻 一 海
11 番 持 留 忠 義	12 番 平 野 栄 作
13 番 西江園 明	14 番 丸 山 一
15 番 玉 垣 大二郎	16 番 鶴 迫 京 子
17 番 小 野 広 嗣	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 福 重 彰 史

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 溝 口 猛
教 育 長 福 田 裕 生	総 務 課 長 小 山 錠 二
財 務 課 長 折 田 孝 幸	企画政策課長 西 洋 一
情報管理課長 岡 崎 康 治	港湾商工課長 假 屋 眞 治
税 務 課 長 濱 田 茂	市民環境課長 留 中 政 文
福 祉 課 長 木 村 勝 志	保 健 課 長 川 上 桂 一 郎
農政畜産課長 大 迫 秀 治	耕地林務水産課長 河 野 穂 積
建 設 課 長 鮎 川 勝 彦	松 山 支 所 長 上 原 健 太 郎
有明支所長 北 野 保	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 和 佐 浩 教	農 業 委 員 会 事 務 局 長 中 水 忍
教 育 総 務 課 長 萩 迫 和 彦	学 校 教 育 課 長 上 木 勝 憲
生涯学習課長 江 川 一 正	

議会議務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 松 永 憲 一
調 査 管 理 係 長 大 田 和 隆	議 事 係 長 末 原 和 幸

午前10時00分 開議

○議長（平野栄作君） これから本日の会議を開きます。



### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野栄作君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、南利尋君と市ヶ谷孝君を指名いたします。  
青山議員より6月13日の会議における発言について、取消しの申出がありましたので、発言を許可します。

○7番（青山浩二君） 改めましてこんにちは。

昨日の私の一般質問の冒頭挨拶のところで不適切な発言がありましたので、これの取消しをお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○議長（平野栄作君） ただいまの青山議員の発言取消しの申出については、会議規則第67条の規定により、これを許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、青山議員からの発言取消しの申出は許可することに決定しました。



### 日程第2 一般質問

○議長（平野栄作君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、1番、永田梓さんの一般質問を許可します。

○1番（永田 梓さん） おはようございます。感染対策のために、マスクをしたまま一般質問をさせていただきます。

まず、御挨拶させていただきます。永田梓と申します。1月30日に行われた市議会議員選挙におきましては、皆様より多大なる御支持をいただき、この場に立たせていただくことになりました。私は、海や山、たくさんの自然がある志布志市が大好きです。その大好きなものを守るために、この場に立とうと思いました。志布志市でのびのびと育った子供たちが、大人になって志布志市に帰りたと思うまち、そして生涯をこの志布志市で過ごしていきたいと思えるまちにできるよう、皆様のお力添えをいただきながら4年間精いっぱい努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

それでは、質問に移らせていただきます。一つ目の質問、資源ごみ収集についてお伺いいたします。ごみの分別につきましては、市民の皆様の御理解と日々の御協力、執行部や関係事業者の皆様の指導により、市単位ではありますが、令和2年度時点、16年連続リサイクル率全国1位というすばらしい成果を築いていることを、一市民として非常に誇りに思います。

その上で御確認させていただきます。各自治会やアピア前市営駐車場で実施されている資源ご



み収集について、現状と違反ごみに対する対応についてお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 永田議員の御質問にお答えいたします。

アピア前市営駐車場での資源ごみ収集の現状については、市民の方の協力により、ほとんどのごみがしっかりと分別していただいている一方で、一部の方による違反ごみも散見される場所でもあります。

特に、アピア前の市営駐車場での資源ごみ収集でございますが、これは、当初取り組んだ考え方としましては、指定されたリサイクルステーションに出せない方、例えば、病気で入院した、あるいは何らかの理由で出せない方のために設置した場所でもあります。しかし、今は多くの方が利用していただいているということではありますが、朝7時から昼1時までの間というのも、朝7時というのは勤めに行く前の1時間、それから昼の休憩時間も利用していただくということで設定をした場所でございます。

そういうことで、出していただくようになった場所ではありますが、時間前にかなりのごみが出されております。その中に違反ごみも混在している状況であります。また、各自治会での資源ごみ収集におきましても、収集・運搬を委託しているそおりサイクルセンターから、違反ごみの報告が毎月ありますが、令和2年度で3,290件の違反ごみがあるということを確認しています。

今後も引き続き、市報、ホームページ、LINE、環境学習会で周知するなど、違反ごみの減少に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○1番（永田 梓さん） ありがとうございます。令和2年度で3,290件の違反ごみがステーションのほうにもあるということでもちょっと驚きましたが、アピア前の市営駐車場につきましては、防犯カメラも設置されているようですが、今まで違反者を特定し、注意された実績があるのでしょうか、教えてください。

○市長（下平晴行君） 確認はしている場所ではありますが、違反者を特定をしたという実績はございません。

○1番（永田 梓さん） 市報3月号のエコ通信にも、アピア前駐車場での資源ごみ回収について違反ごみの掲載がありましたが、執行部側として違反ごみに大変困っているのではないのでしょうか。担当課や関係者の方々は、いろんな気持ちと葛藤しながら違反ごみの処理をされていると思いますが、市長は、その違反ごみが出される現状というのを現場に見に行かれたことはありますか。

○市長（下平晴行君） これは、私が当時取組をしたリサイクル事業でございますので、そういう苦情も含めて何回か現地を確認しております。

○1番（永田 梓さん） 違反者に注意をするというのはですね、おそらく誰でも気持ちのいいことではありません。注意する側にも精神的なストレスは計り知れないものと思います。不法投棄をする原因が、「分別ができない」や「回収日が少ない」といったこととひも付けするのは難しいかもしれませんが、現状として受け止め、少しでも改善されるよう対策を考えなければならない時期に来ているのではないのでしょうか。

そこで、二つ目の質問に移ります。アピア前市営駐車場で月2回実施されている資源ごみ収集について、先日、私も朝5時から現地様子を見させていただきました。時間外にごみ出しをされる方数名にお声かけをしてお話を聞かせていただきましたが、時間外に持ってくる理由として、「時間内になると混むから」との御意見をいただきました。中には、育児中の男性が車で何回も運ぶ姿も見られ、回収日までの間に自宅にかなりの資源ごみが保管されているということが想定されます。

このような現状を解消するためにも、より広い場所を確保し、収集回数を増やすなど、市民に寄り添った収集方法というのは考えられないでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** 資源ごみ収集場所につきましては、先ほど言いましたように、市民の皆様のご利便性を向上するために、アピア前の駐車場以外にも適切な場所の選定も含めて、常設の資源ごみ収集所について調査・研究を行っているところでございます。これまでもアピア前の市営駐車場を一方通行にするなどして、より利用しやすいことで市民の利便性を高める取組を行ってきたところであります。また、利用回数を増やすことについては、今後、調査・研究をしてまいりたいというふうに思っております。

まずは、さらなるごみの削減を図るために「リフューズ」、ごみになるものは断る、持ち帰らない。「リデュース」、ごみとなるものを減らす、ごみを削減する。「リユース」、何回も利用する。「リペア」修理して長く使う。このことをしっかり取り組んでいただくことで、ごみの減量がさらに大きくなるというふうに思っております。そして最後に「リサイクル」、いわゆる再資源化、資源として利用するのこの「5R」に取り組んでくださることをお願いしたいというふうに思っております。

**○1番（永田 梓さん）** 以前から調査・研究はしているということですが、ではですね、現在まで適した場所がなかったということではよろしいんですか。実際に、何か所計画場所となり、住民への説明までされたことがあるのであれば教えてください。

**○市長（下平晴行君）** これはですね、担当課も含めて十分議論して、調査・研究ということではしております。これまで内部で3か所ほどの候補地の検討をしてきたところでありますが、なかなかその場所については実現しなかったということで、もちろん住民への説明も行っていないところでございます。

**○1番（永田 梓さん）** ちょっとお伺いしたところによると、アピア周辺で探しているというのはお聞きしたのですが、なぜアピア周辺に限定して探すのでしょうか。有明町や志布志町の八野地区周辺の市民のことも考えれば、中心に位置する場所も検討するべきではないでしょうか。いかがでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** 別にアピアの近くだけということではないです。おっしゃるように、これは土地の確保が必要であります。本当にどれぐらいですかね、1反、1,000㎡ぐらいは少なくともないと車の駐車や出入りの関係等々もございますので、先ほど言いましたように、このことについては今までにも協議、内部調査をしているところでありますので、別に市街地だけという

ことではございません。

**○1番（永田 梓さん）** 分かりました。私は松山町在住ですが、資源ごみ収集に関しましては、ほかの自治体よりもステーションへの回収が多いです。月に2回の自治会の回収とは別に、周囲をフェンスで囲まれた場所に井手間ごみ収集所があります。道は狭いですが、皆さん譲り合いながら運搬しています。この収集所は平日を含む週2回、時間も少し長い時間で、自由に持ち込むことができます。この収集方法は合併前の旧町時代からとのことですが、私も育児中です。子供が小さいときは全く時間が思うように使えません。なので、ごみ出しを忘れることというのは珍しくありません。ですが、井手間ごみ収集所があることで、家にごみが溢れずに何とか保つことができ、非常に便利で感謝しています。収集時間が長いことや収集日が多いことで、アピア前市営駐車場のように混雑することもさほどなく、シルバー人材センターの方がきれいに管理してくださっているので、臭いや害虫も気になったことはありません。このような場所を設置することで、時間外の不法投棄や車両の混雑を改善し、分別のアドバイス等もしやすくなり、朝5時からアピア前市営駐車場にいらっしゃる職員の方々の負担も軽減されると考えます。リサイクルを市民に協力していただくためにも、出しやすい環境というのは大切ですので、ぜひ、いつまでに設置すると期間を決めて実現に向けて動いていただけないでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** ここでいつまでということは断言できませんけれども、候補地を含めて、先ほども言いましたように調査・研究してまいりたいというふうに考えております。

**○1番（永田 梓さん）** 今回は決められないということですのでここまでにいたしますが、ぜひ、本当にリサイクルを推進していくのであれば、市民が出しやすいというのは大前提だと思いますので、出しやすくなればリサイクル率も上がる可能性がありますし、その分売却した収益も上がっていくと思います。早期に実現するように進めていただきたいと思います。資源ごみについての質問は終了させていただき、次の質問に移らせていただきます。

二つ目の志布志市生物多様性地域戦略の推進についてお伺いいたします。令和3年3月に策定された志布志市生物多様性地域戦略を拝見いたしました。私には非常に興味深くおもしろいもので、一つ一つの課題をクリアしていく過程が学習であり、子供から大人まで一緒になって実現に向けて取り組み、私自身も様々な環境活動を通し、皆様ともっともっと勉強していきたいと考えております。この地域戦略の中で、「五つの将来像を実現するため、各主体（市民、事業者、各種団体、行政機関）の連携と協働の下、志布志市生物多様性地域戦略を推進するため志布志市生物多様性センター（仮称）を設置する」とありますが、どのようなセンターを設置するのかお伺いいたします。

**○市長（下平晴行君）** 生物多様性の主流化を図り、新たな自然と共生する社会の実現を目指して令和3年3月に志布志市生物多様性地域戦略を策定したところであります。

その中で、五つの指標を掲げ、生物多様性地域戦略を推進するため、志布志市生物多様性センター（仮称）を設置することとしております。

センターの体制につきましては、志布志市開田の村管理組合に委託しまして、農業歴史資料館

内にセンターを設置する予定としております。また、開田の村管理組合の職員とは別に、生物多様性センター業務を主に従事していただく職員を新たに1人雇用する予定であります。

センターの仕事としましては、生物多様性情報の確認、学習展示物の検討、各イベントの準備、生物保護団体等との連携などを考えているところでございます。

このセンターで生物多様性の状況を調査し、情報の集積と管理とを行い、生物多様性の主流化を目指し、普及啓発を行う施設にしたいというふうに考えているところでございます。

○1番（永田 梓さん） では、この施設に関してどのような方が来場すると想定されていま

か。  
○市長（下平晴行君） 生物多様性地域戦略の指標で、生物多様性の認知度を令和12年度までに80%にしたいというふうに考えておりますので、特に特定の方ではなく、市民に広く利用できる施設にしたいというふうに考えているところでございます。

○1番（永田 梓さん） では、設置場所についてですが、現在、設置の検討がされている農業歴史資料館内ですが、私、見に行かせていただきました。かなり狭い上にですね、感染症対策や雨天時の、もし団体が来たときの対応というのは難しいと考えますが、ほかに、現在使用がほぼされていない敷地内にあります建物を活用し、雨天時にも活用できるようにするというお考えはありませんか。

○市長（下平晴行君） 実際に運営していく中で、必要となれば設置も検討してまいりたいというふうに考えております。

○1番（永田 梓さん） ちょっとですね、私の感想からすると、簡易的な施設のように見えたのですが、今後、どこまで大きくしていく予定なのか教えてください。

○市民環境課長（留中政文君） この生物多様性センターをどこまで大きくするのかということですが、今回初めての施設でございますので、実際取り組みながら計画もつくっていきながら、こういった施設にしていけば、また市民の方に広く利用していただけるのかということを考えながら、取り組んでいきたいというふうに思います。

○1番（永田 梓さん） 分かりました。6月3日の南日本新聞に、「230万円で開田の村管理組合に業務委託する」とありましたが、開田の村管理組合側も、この230万円という委託についての運営に了承済みでしょうか。

○市長（下平晴行君） これまでも管理組合とは数回協議を行って、了承を得ているところであります。

○1番（永田 梓さん） 数回協議をされたということですが、この執行部側が考えている内容と運営を委託される側の希望とか意見を組み込んだ内容というふうに、現在なっているでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほど課長が申しましたように、いわゆる事業内容を十分管理組合と協議をして了承していただいているわけでありますので、その後の運営については、また改めて協議をすることになろうかと思っております。

○1番（永田 梓さん） 生物多様性には、市長も十分御存じだと思いますが、豊富な知識と経験のある方が必要だと考えます。専門知識のある人材の確保が、まず可能でしょうか。何名の方がこの業務に必要と考えておられますか。

○市長（下平晴行君） 生物多様性地域戦略を作成した市役所職員のOBの方に従事をしていただこうというふうに考えております。この方は、環境政策に長年従事しており、外来種などにも精通をしているという方でございますので、お願いするというところでございます。

○1番（永田 梓さん） 先ほど採用人数については1名ということでしたが、1名の専門家で、生物多様性というものすごく広いジャンルの指導と事務作業や施設管理、情報発信など全てお任せするというところでよろしいでしょうか。

○市長（下平晴行君） これも先ほど課長が申しましたとおり、事業を進める中でその人数が必要であれば、またそのことを協議しながら必要な人数を整えてまいりたいというふうに考えております。

○1番（永田 梓さん） 開田の村は、かなり広い敷地内と管理もありますので、1人ですというのは大変な業務だと思います。人件費として補正予算に100万円入っていましたが、どのようなお考えでこの金額になったのか教えてください。

○市長（下平晴行君） 先ほどの議員の御質問の中に広いということでの管理、これはこの生物多様性についての業務でありますので、私は広さがどうということではないのではないかなというふうに思います。

それから今の質問の予算の関係でございますが、これは8月から8か月で算定をして100万円ということでございます。

○1番（永田 梓さん） この施設はですね、九州初の生物多様性に特化した施設ということですが、私は、鹿児島市内のかごしま環境未来館に年間2回ほど行かせていただくのですが、そちらにお伺いしたところ、総工費は約43億4,000万円、年間来場者は令和2年度で9万5,000人、コロナ禍以前は平均11万人の方が訪れ、スタッフの方は正社員8名、嘱託職員14名ほどいらっしゃるそうです。かごしま環境未来館ほど大きくとは言いませんが、ある程度の規模や設備がなければ、特化した施設というにはなかなか厳しいとは思いますが、県や国と連携を取り、しっかりとした予算を確保できないのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 県の予算補助はないところでありますが、国の生物多様性保全推進支援事業に、現在応募中でございます。環境省での審査後、補助金の額が確定する予定でございます。

○1番（永田 梓さん） 九州初の生物多様性に特化した施設ということですね、少し提案なのですが、私は、市役所内に専門の係があつていいとさえ思います。そうした部署を作るお考えというのはありませんか。

○市長（下平晴行君） 先ほどから申しますように、今、初めて始めるわけでありまして、そういう全体的なことを考えながら、その必要性があれば設置もしていければというふうに考えております。

○1番（永田 梓さん） 分かりました。今回メディア掲載等もあったことで、オープンすれば、かなり注目が集まることが想定されます。オープンすればたくさんの方が来場すると思われ、今後、九州の中心ともなり得る大事なセンターだと思いますので、ただ、「造りました、でも行ってみたら残念だった」というような悪評にならないか心配しています。しっかりとした学習のできる場、専門の方が調査に来るような場として運営していただき、人が集まることにより志布志市に宿泊する方や飲食店を利用する方も増え、生物多様性センターを中心とした観光事業というのも十分に展開できると考えます。せっかくですね、こんなに豊かなすばらしい自然環境がありますので、ぜひ、力を入れて、今後の展開に期待しております。いい施設にしてください。

次の質問に移らせていただきます。三つ目、歴史遺産の活用についてお伺いいたします。「歴史遺産を保存活用し、次の世代に引き継いでいく責任を果たす」と、市長は所信表明で述べていますが、どのように引継ぎをされるのかお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 国においては平成20年に国土交通省、文部科学省、農林水産省が一体となって、歴史遺産を活用した観光に取り組むために、いわゆる「歴史まちづくり法」というのが制定されたところでございます。

本市においては、平成6年3月に策定しました、歴史のまちづくり基本構想を踏襲する形で、歴史遺産を活用した魅力ある観光まちづくり計画を令和2年3月に策定したところであります。計画書では、JR志布志駅から志布志麓を中心とした志布志東部地区における歴史遺産の活用、景観や街並み整備などのまちづくりについて、年次的な事業を計画し、現在推進しているところであります。

先人たちが大切に引き継いできた貴重な歴史遺産を保存し、魅力ある観光資源として活用することは、私たちに課せられた重要な責務であることを踏まえて、全庁的な取組として歴史遺産を次の世代に引き継いでまいるという考え方でございます。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

児童・生徒が自分たちの校区の中に貴重な歴史遺産があることを知り、先人の生活ぶりや当時のまちの風景などに興味・関心を持つことは、次世代へ歴史遺産を引き継いでいくためにも非常に重要なことであると考えております。

麓地区の武家屋敷や庭園、志布志城など、地域の宝である歴史遺産をはじめ、志布志市の歴史などにつきましては、各小・中学校において教育課程に位置づけ、社会科や総合的な学習の時間などの中で学習をしているところでございます。

今後とも出前講座や市民向けの取組などを充実させ、市民がそして子供たちが地元志布志市の歴史に興味を持ち、継承の機運がますます高まっていくよう努めてまいりたいと思います。

○1番（永田 梓さん） 引き継ぐためには、しっかりとした知識と地域の方々が自主的に大切にしてくださるような意識づくりが必要と考えますが、市民の方が地元の歴史に興味を持つような取組というのはされていますか。

○市長（下平晴行君） 市指定建造物山中氏邸での企画展、それから史跡めぐりバスツアー、ま

ちづくり出前講座等の取組を行っているところであります。

○1番（永田 梓さん） ではですね、このバスツアーなどに何名の方が参加されたのか、また参加された方の年齢層を教えてください。

○市長（下平晴行君） 山中氏邸企画展については、商店街イベント等と同時開催のため、子供から高齢者まで幅広い年齢層の市民が来場しております。史跡めぐりバスツアーについては、60歳代から70歳代が多いようであります。また、まちづくり出前講座については、生きがい大学などやサロンによる申込みが多く、60歳代以上の割合が多くなってきているところであります。

何名参加したかということではありますが、これは令和3年度で申しますと、山中氏邸企画展が211人、それから史跡めぐりバスツアーが1回で43人、まちづくり出前講座が12回で173人ということでございます。令和元年から令和3年までの合計は1,964名が参加したということでございます。

○1番（永田 梓さん） 私もですね、何回かツアーや展示の際に参加させていただきましたが、自分と同年代の方というのは、そんなにお会いすることがなかったように感じました。志布志市の観光資源として、やはり歴史は大きな役割を担っていると思います。どの分野も専門的な知識が必要だと思いますが、語り継ぐ人、観光ガイドが重要な役割を担っていると思います。

そこで、現在観光ガイドの活用状況及びガイド育成、活用推進の在り方についてお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 本市の観光案内につきましては、志布志市観光特産品協会との間で志布志市総合観光案内所運營業務委託契約を締結しており、その業務の中におきまして、本市の観光拠点及び史跡等を訪れる観光客を円滑に案内するために、志布志観光ガイドにその受け入れをお願いしているところであります。

志布志観光ガイドの活動状況につきましては、令和3年度において4団体の合計88名を案内しているほか、月一回の定例会の開催や他地域への視察研修を行うなど、会員各自のスキルアップにも取り組んでおられます。また、観光ガイドの育成につきましては、コロナ禍において、生涯学習講座における育成講座が開催できない状況であります。

今後、人流が回復し、観光客の増加が見込まれる中、本市を訪れる方々へのおもてなしの充実を図るためにも、引き続き、現場で御活動していただく志布志観光ガイドの皆様と連携をして、取組をしてみたいというふうに考えているところでございます。

○1番（永田 梓さん） 現在、観光ガイドになりたいという希望者がもしいた場合、どのような条件の方が対象となり、どのような手続きが必要かお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 観光ガイドとして活動を希望される方の条件につきましては、基本的には設けておりませんが、志布志観光ガイドの皆様で、月一回開催されている定例会で加入を希望される方の情報を共有し、協議の上で決定されているようであります。

また、加入の手続きにつきましては、志布志市総合観光案内所で受付をすることができるようになっております。なお、直接志布志観光ガイドの方を通じて、加入への意思をお伝えすること

も可能となっているようでございます。

○1番（永田 梓さん） では、観光ガイドを利用した方へアンケート調査等を行って、お客様の要望や感想を聞き取りされているか教えてください。

○市長（下平晴行君） 現在、観光ガイドを利用されたお客様へのアンケート調査は行っていません。お客様からの御意見については、観光ガイドの案内を受け付けている志布志市総合観光案内所に「細かく案内していただいてよかった」など、一部お客様の声が届いているところではございますが、やはり事業実施した結果をより充実するためには、おっしゃるとおり、アンケート調査を実施していく取組をしていかなければならないというふうに考えているところでございます。

○1番（永田 梓さん） 今後アンケート調査などを行って、お客様の年代や要望に寄り添ったガイドができれば、リピーターとして再び志布志市に来てくださり、志布志市のファンになってくれると思いますので、歴史遺産を大切に保管し、次の世代に引き継ぐためにも、何も知らない素人の方でも足を踏み入れやすいようなニーズに合ったガイドを提供できないのかと思います。そのためにも、人材の育成というのは課題だと思いますので、今後も様々なイベントやツアーを通して、地元の方に興味を持っていただけるような取組をお願いします。

これで、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（平野栄作君） 以上で、永田梓さんの一般質問を終わります。

次に、17番、小野広嗣君の一般質問を許可します。

○17番（小野広嗣君） 消毒の時間が入るのかと思ってちょっと慌ててしまいましたけれども、前の方がマスクをされていたのでね、それは要らないということなのでしょう。私はマスクを外させていただきたいと思います。

それでは改めまして、皆様こんにちは。下平市長の2期目の船出にあたって、このたび溝口副市長が誕生されました。溝口副市長には市長を支えていただき、これまで職員として培ってきた能力を思う存分発揮して、市政発展のために全力で取り組んでいただきたい、ぜひ頑張ってくださいと思っています。それでは早速、質問通告に従い、順次質問してまいります。

初めに、地方公共団体情報システムの標準化について質問いたします。

令和2年に、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律が制定され、国では本年夏までに、住民基本台帳や固定資産税など20業務についてシステムの各仕様の策定を行い、地方公共団体には、令和5年から令和7年度にかけて、ガバメントクラウド上で基準に適合した情報システムを利用する形態に移行することを目指す予定になっておりますが、この一連の流れに対する本市の認識と今後の取組について伺いたいと思います。

次に、AIチャットボットの導入について質問いたします。

AIチャットボットは、会話形式による自動応答で、24時間365日、問い合わせが可能なシステムであります。コロナ禍の影響もあり、新型コロナウイルス感染症等に対する市民からの質問にAIが24時間回答するなど、市民生活に関わる分野の問い合わせをはじめとして、様々な用途



に活用でき、AIチャットボットによる応答システムを導入している自治体が増えております。本市でも導入に向けて検討すべきではないかと思いますが、市長のお考えを伺いたいと思います。

次に、子育て世代包括支援センターに関連して質問いたします。

子育て世代包括支援センターは、妊娠期から出産、子育て期までの切れ目のない支援を行い、育児不安の軽減等を図ることを目的としており、様々な相談に応じる場として重要な役割を担っております。事業内容も多岐にわたりますが、今回の施政方針には、「将来的な子育て支援センターと子育て世代包括支援センターの一体的な運営に向けた検討を行い、利用者の利便性の向上を図る」とあります。そこで、現状の職員体制と運営状況について伺っておきたいと思います。

次に、市民に親しまれる港について質問をいたします。

市長は、所信表明で「国内外の物流拠点としての志布志港の活用と合わせて、イベント等を開催することにより、市民が集い、親しめる港としての活用を図る」とされ、今回の施政方針では、「自転車ロードレース大会を契機に、市民の自転車への関心を高め、市民から親しまれる港としての活用を図るとともに、サイクルツーリズムを推進する」と述べられております。そこで、市民に親しまれる港としての今後の展望について伺いたいと思います。

次に、図書館行政について質問いたします。

読書バリアフリー法が2019年6月の国会で成立し施行され、それ以降、多くの公立図書館や私立図書館が、法の趣旨に沿った改善を行ってきております。そこで、読書バリアフリー法施行後の法の趣旨に基づく、本市図書館における具体的な取組について伺っておきたいと思います。

次に、電子図書館について質問いたします。

コロナ禍で、利用したい人が図書館に出向かずに本に親しむ方法として、公立図書館における電子書籍貸出サービス実施をしている自治体が増えております。電子書籍貸出サービスは、電子図書館に登録された電子書籍について、図書館利用登録者が所有するスマートフォンやパソコンなどを使って、24時間365日いつでも予約し、閲覧することができるサービスであります。施政方針では、「生涯学習の推進について『いつでも、どこでも、だれでも』学べる機会の充実を図る」とされておりますが、この電子書籍の貸し出しはこの方針にも沿うものと考えております。そこで、本市でも導入するお考えはないか伺っておきたいと思います。

**○市長（下平晴行君）** 小野議員の御質問にお答えいたします。

初めに、地方公共団体情報システムの標準化につきましてお答えいたします。

地方公共団体情報システムの標準化につきましては、標準化に関する法律におきまして、「地方公共団体は、システムの標準化を実施する責務を有する」とされているところであります。また、国が令和2年12月に策定した自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画におきまして、自治体が重点的に取り組むべき施策の一つとされており、今後、人口減少が進み、労働力の供給制約の中においても、安定的かつ持続可能な形で行政サービスを提供できるよう手続きの簡素化、迅速化、行政の効率化等を推進するためには、非常に重要な取組であるというふうに認識をしているところであります。

本市におきましても、令和3年8月に策定しました志布志市デジタル化推進計画におきまして、重点取組事項としてしているところであり、国が示す手順書に基づき、令和3年度から専門部会で継続して協議を行っており、今後、令和4年夏頃に全ての標準仕様書が公開される予定でありますので、国の動向を注視しながら取り組んでまいります。

続きまして、AIチャットボットの導入につきましてでございます。

国が、令和2年12月に策定しました自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画では、自治体におきまして、業務の自動化や業務支援のツールとしてAIを導入することで、住民サービスの向上や職員の業務効率化の実現に寄与できるものとして、重点的に取り組むべき施策の一つとされているところであります。AIチャットボットにつきましては、他自治体におきまして住民の問い合わせ対応等への活用がされており、導入が進んでいるところであります。

本市におきましても、デジタル化推進計画の重点取組事項の一つとしてしているところで、今後先進自治体の事例を参考にしながら、検討してまいりたいというふうに考えているところであります。

続きまして、子育て世代包括支援センターにつきましてお答えいたします。

子育て世代包括支援センターにつきましては、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を行うために、平成30年4月に保健課窓口を設置いたしました。現在の職員体制につきましては、常勤の保健師として2人、保育士の資格を持つ子育て支援コーディネーターとして2人の合計4人の体制となっております。

運営状況につきましては、妊娠中の健康管理や精神的不安など、子育て世代の育児に不安を持つ方に対しまして、電話・面接による相談業務、こども園や対象者への訪問を行っております。対象者の相談体制につきましては、児童福祉分野である子育て支援センター「はぐくみランド」も窓口となっており、情報を共有しながら必要なサービスや支援につないでいるところでございます。

続きまして、市民に親しまれる港につきましてお答えいたします。

国際バルク戦略港湾に選定され、整備が進む志布志港を市民が親しみやすい港とするため、港でのにぎわい創出の取組が重要になると考えております。この取組として、志布志みなとまつり、志布志サッカーフェスティバルやさんふらあクルーズなど、港を核としたイベントを通して港でのにぎわい創出を図っております。

また、新若浜地区国際コンテナターミナルでの教育旅行や出前講座による港見学を行いながら、志布志港を知ってもらう取組を進めているところであります。令和5年2月末に開催予定の自転車ロードレース大会を契機に、より一層市民に親しまれる港を形成してまいります。

なお、志布志港内では多くの企業が活動をされていることから、企業活動とにぎわい創出を共存させるため、関係企業と協力をしながらこれらの取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

図書館行政につきましては、教育長がお答えします。

○教育長（福田裕生君） それでは、図書館行政についてお答えいたします。

読書バリアフリー法につきましては、障害者の権利に関する条約や障害者基本法の理念に則って、障害の有無にかかわらず、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とするものであると認識しております。

本市におきましては、令和2年に策定した、第三次子ども読書活動推進計画にも関連する項目を記載し、取組を進めているところでございます。本市図書館の本館中央フロアの特設コーナーにおきましては、障害のある子供のために作られたりんごのおもちゃから由来しております「りんごの棚」を設置いたしまして、点字付き絵本やLLブック、文字拡大本などのバリアフリーに配慮した資料を集めて、読書のバリアフリーに関する冊子とともに、誰でも読める環境づくりのコーナーとして作品等を紹介しております。このことは市立図書館のホームページでも紹介しているところでございます。また、希望者への宅配サービスの充実や市民ニーズを捉えたサービスの向上、読書しやすい環境づくりの取組を今後とも進めてまいりたいと思います。

電子図書館につきましてお答え申し上げます。

電子書籍貸出サービスにつきましては、これまでも過去に御質問をいただいているところでございます。県内におきましても公立図書館といたしましては、令和4年4月、鹿児島市のセンテラス天文館内に入る天文館図書館が大きく注目をされ、また6月から、薩摩川内市が電子書籍貸出サービスの利用が開始されたことは承知しているところでございます。

コロナ禍におけるニーズの高まりから、24時間365日いつでも予約、閲覧できる電子書籍貸出サービスは多くの方が幅広く利用できる図書館として、大変素晴らしいものであると認識しております。

いずれにいたしましても、導入には維持管理費、書籍費なども必要になってくることから、今後、調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

○17番（小野広嗣君） ただいま市長、教育長より、それぞれ答弁をいただいたところでありますが、まず、市長のほうに情報システムの標準化・共通化について一問一答でお聞きをしたいと思います。

本市のデジタル化推進計画に則って、しっかりと取り組んでいくという大くくりではそういった答弁であったろうというふうに思いますが、この地方公共団体のデジタル化を推進するために、総務省が作成したDXの推進計画、まさしく先ほど市長が言われたこのことが、一番重要な重点政策になっているんですね。なぜこれを国が第一義に持ってきたのかと、それには背景があるわけです。どういった背景で国がこういったことを打ち出してきたのか、その点についてお分かりであれば、お示しをください。

○市長（下平晴行君） 背景につきましては、今般の新型コロナウイルス感染症への対応において、国や地方の情報システムが個々に十分な連携がなされていなかったことや、行政機関同士の不十分なシステム連携に伴う行政の非効率やたび重なるシステムトラブルの発生など、様々な課題が明らかになったところでございます。

このような失敗を繰り返すことのないよう、住民の健康で文化的な生活と地域経済を守るため、安定的かつ持続可能な形で行政サービスを提供し続けるため、立法化されたものというふうに認識しているところでございます。

**○17番（小野広嗣君）** まさしく今市長が答弁されたことだろうと思います。2年前の10万円給付のときにも様々なトラブルがありました。日本がいかにかデジタル化で遅れているのか。デジタル敗戦国とまで言われていますね。そういった流れの中で、こういったことを打ち出してきた。そうすると、国はこれを4年かけてしっかりやっていくという方向づけをしておりますので、そのためにはやはりメリットがなければ、これはなかなか進まないと思いますね。このメリットあるいはデメリットについては、まだまだ情報としては少ない分もあるかと思いますが、どのように受け止めていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

**○市長（下平晴行君）** 現時点で把握しているメリットとしましては、自治体によるシステムの個別開発が不要となり、システムで管理するデータ項目や形式をはじめ、機能や様式、帳票等の統一化によるシステム間のデータ移行の円滑化につながるとともに、システム事業者の切り替えが容易となり、ベンダーロックインを回避することも可能になることから、人的・財政的負担の軽減が見込まれるということでございます。

このようなことから、システム調達等の業務に従事していた職員を企画立案や住民への直接的なサービス提供など、職員でなければ真にできない業務に振り向けることが可能となることから、行政サービスの向上にもつながってまいります。

デメリットとしましては、現行システムの調査や標準化仕様に移行させるためのネットワークの改修、業務フローの見直しや組織構造の変更など、膨大な作業を行わなければなりません、作業に伴う人的資源の確保が課題となっているところでございます。

**○17番（小野広嗣君）** 今、市長が述べていただいたメリットそしてデメリットというのは、当然僕も勉強しておりますので存じ上げているわけですが、今回のこのデジタルガバメント実行計画には、その前提となる3原則というのがあります。一つ目がデジタルファースト、二つ目がワンスオンリー、そしてコネクテッド・ワンストップ、この3原則に則って、行政サービスを100%デジタル化していくというのが国の流れですね。簡単に私のほうで説明しますと、このデジタルファーストとは、行政手続をデジタルだけで完結させるという考え方です。ここの手続きを、紙などを經由せずに一貫してデジタルで完結をさせていく。ワンスオンリーとは、申請者に同一情報の提供を再び求めないという考え方で、一度提出した情報を再度提出することがなくなっていくということですね。そして、コネクテッド・ワンストップは、手続きは1回だけだという考え方です。これは民間サービスとの連携も含めて、どこでも1か所ですることができるサービスを実現するという在り方ですね。既に市長も資料等をいただいて御存じかもしれませんが、この点については、どのように認識されているのかお示しをください。

**○市長（下平晴行君）** デジタル3原則については、誰一人取り残さないデジタル社会の実現に向けて、個々人の多種多様な環境やニーズ等を踏まえて、利用者目線できめ細かく対応していく

ことにより、誰もがいつでもどこでも、デジタル化の恩恵を享受できるようにするための基本原則であるというふうに考えております。

**○17番（小野広嗣君）** 先ほど簡単に説明をしましたがけれども、そういったのをお聞きになって、今後非常に便利になっていくということが想定をされているわけですね。市長もDXを推進するというのを政策に掲げていらっしゃると思いますので。しかしながら、地方自治体においては先ほども人的なことも少し触れられましたけど、様々な懸念があるんですね。こういったシステムを使いこなせるのかと、そしてそのことが市民にとってどういった利便性があるのかというのが、しっかり見えてこないといけない。そういった流れの中で、この住民の利便性の問題、こういった洗い出しがしっかりできているのか、使いこなしていけるのか、そういったことに関しての見解をお聞かせいただければと思います。

**○市長（下平晴行君）** システム標準化に伴うスケジュール等については、担当部会で情報共有を図っているところでありますが、標準仕様書が現時点で未公開のものがあり、システム事業者におきまして開発、設計等が未確定の状況であることから、現時点ではシステム内容の協議は難しいところがございます。全ての標準仕様書が公開予定である本年夏頃には、協議を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

**○17番（小野広嗣君）** まさしく標準仕様書がこの7月頃に国の方で公開されるという動きの中から、一斉に地方公共団体が動き出していくんだと思うんですね。そういった状況下にあっても、移行費用は国で全額負担をするというふうになっていますね。だから、それ以前に分かる範囲では、洗い出し等もしっかりと行っていかなければいけないと思うのですが、今回このアプリケーション開発事業者が標準仕様に従ったアプリケーションを構築して、地方自治体はインターネット越しにそれを使っていくという、そういったサービスを使うんですね。自前で調達することは必要なくなってくるんです。そうした場合、すごく便利になってくるんですけども、そういったサービスを利用する場合にセキュリティの問題はどうなるのか、責任の所在はどうなるのかということを、今からしっかり押さえておかなければいけないというふうに思うのですが、そこら辺の情報はしっかり入ってきていますか。

**○市長（下平晴行君）** セキュリティやシステムの不具合等の責任の所在等につきましては、現在行っているガバメントクラウド選考事業での状況を踏まえて、令和4年夏頃をめぐりにセキュリティ対策の方針が決定される予定でありますので、今後、国の動向に注意してまいりたいと考えているところでございます。

**○17番（小野広嗣君）** 国の動向を注視しながら進めていくということで、現段階でも私が勉強した段階でも、想定されていることというのはいっぱいあるわけですよ。そういったものは担当課のほうでしっかり現状でつかめる情報というのはしっかりつかみながら、協議を重ねていただきたいなというふうに思うんです。現在、国が示している移行、標準化していかなければいけない内容については、20業務というふうに言われていますね。ただ、地方自治体にはそれ以外に多くのシステム化されたものもありますし、今後システム化していかなければいけないとい

う課題もあるわけですよ。そういった場合、県・国と連携して、今つながっているシステムを活用して、本市でもしっかりそういったものを新たに構築できるのかどうなのか、そこを少しお示してください。これはちょっと専門的で申し訳ないけど。

○市長（下平晴行君） 国が示す標準化する20業務以外の付属又は密接に連携するシステムについても、併せて検討することとなっていますが、連携するシステムの対象については、現時点でデジタル庁より示されておりませんので、示された時点で専門部会で協議をしてみたいと思います。

また標準化におきましては、令和7年度までに移行することとされておりまして、行政内部でも関係部署が多岐にわたることから、全体の進捗管理が重要となります。また、システム構築等専門技術における部分が重要となります。

○17番（小野広嗣君） 国のこういった流れ、今、市長の答弁をお聞きしてもそうですが、いわゆる人材の確保ということは、すぐく今後大事になってくるなど、こういったデジタルを理解する職員あるいは専門職、こういったことに関しては総務省もしっかり支援すると言っておりますが、そこについてはどのように受け止めていらっしゃるのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほどありましたようにシステム構築等の専門技術における部分が多いことから、専門的知見の必要性は非常に高いというふうに考えているところでございます。

○17番（小野広嗣君） 市長もそういう理解をいただいているので、質問もしやすいわけですが、いわゆるこのデジタル専門人材のスキルというのは、それぞれの役割、業務に見合っただけで本当に細かく分かれているんですね。だから、本当に業務を洗い出して本市にとって必要な人材というのはどうなのかと、そういったものを見極めながら、こういったことに対して対策が取れるようなそういった任用の在り方というのをしっかりやっていかなければいけないというふうに思いますが、この件については、少し検討がなされているのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 標準化に限らずデジタル化の推進には、各分野の役割に見合ったデジタル人材の任用方法も含めて、適切に配置されることが重要だというふうに認識をしているところでございます。現時点では、総務省の定める地域情報化アドバイザーの鹿児島大学学術情報基盤センター教授と、包括連携協定を締結しておりますリコージャパン株式会社に外部人材として参画いただいておりますが、今後も引き続き協議をしてみたいというふうに考えているところでございます。

○17番（小野広嗣君） そのことは、3月でもそういった答弁をお聞きしていますので理解をしておりますけれども、今後はこういった専門のデジタル職員の配置ということも当然大事ですね。正職員として配置していただく、こういったことと、現状の職員のスキルアップということがすごく大事で、こういった職員に対して、このことに対してしっかりとスキルアップのための研修を行っていただきたいと、このことについては3月もお聞きしておりますので、重ねて答弁を求めておきたいと思えます。

○市長（下平晴行君） 職員の育成につきましては、令和3年度におきまして、セキュリティの

意識向上やデジタル化に関する基本研修等を全職員を対象に実施したところでございます。また、本年度におきましては、民間事業者の協力の下、若手職員におけるデジタルトランスフォーメーションに対する検討会の実施につきまして、協議をしているところでございます。

今後、デジタル技術やデータの活用が当たり前となる業務に対応するとともに、市民サービスの向上につながるよう、積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

**○17番（小野広嗣君）** 市長の思いというか、そういった前向きな答弁でありますので、十分理解をいたしました。先ほど市長も言われたように、国はガバメントクラウドへの移行にかかる流れ、これについては昨年10月に先行自治体を募集して、この4月からもうスタートを開始しますので、そういったものをしっかり注視しながらですね、こういったことについては取り組んでいっていただきたい。

あと、これまで2回ほど質問をしておりますけれども、こういったものを進めていく上では、デジタル推進室かデジタル推進課のようなものを設置して、前に進めていく必要があるということ言って、市長も前向きな答弁をしていただいておりますけれども、今後の展望についてぜひお聞かせいただきたいと思っております。

**○市長（下平晴行君）** デジタル化の推進を迅速に効率よく推進するためには、他の政策と連携を図り、総合的に取り組んでいく必要があることから、組織強化を図ってまいりたいというふうに考えております。

現在、施政方針でお示ししました政策ビジョンの実現に向け、デジタル化への推進を含め、組織の在り方について各分野で協議を進めているところでございます。

**○17番（小野広嗣君）** 今、答弁をお聞きしまして、現状については理解をいたしましたので、今後ともこの行政の効率化を図るとともに、よく言う「誰一人取り残さない」、そういったデジタル環境の構築に向けて、全力を挙げていっていただきたいと思っております。

それでは、次の質問に入らせていただきます。AIチャットボットですが、市長のほうでも先の答弁でかなり理解をしていただいて、しっかり検討していくという前向きな答弁でございました。

AIチャットボットって平たく言えば、人工知能をもってチャット、会話をして応答していくというそういった捉え方になるんだろうと思います。そうしたときに、利用者がパソコンやスマートフォンを持って質問を入力するとAIが答えていく、その質問の頻度に応じてAIはますます賢くなっていく、それを利用する職員の利便性もそれによって図られていくという流れになるかと思っております。コロナ禍の影響もあって、このチャットボットを活用したこの「AI職員」という呼び方もしますけれども、これを導入した自治体が増えているわけですが、市長は、このAI職員を配置するあるいは設置するというような視点に立った市民の利便性の向上に向けては、どのように捉えていらっしゃるのかお聞かせください。

**○市長（下平晴行君）** AIを活用することにつきましては、職員の業務効率化が図られるとともに、企画立案や住民への直接的なサービス提供など、職員でなければ真にできない業務に振り

向けることが可能となることから、行政サービスの向上にもつながるものと考えているところでございます。

**○17番（小野広嗣君）** 答弁書のほうでしっかりとまとめ上げていただいているような中身になっているかなというふうに思うのですが、市長、一つですね、このチャットボットというのは自治体のサービスとの相性が非常にいいんですね。住民と職員の双方にメリットをもたらすということがもう証明されているんですね。そういったことからいうと、そのメリットが5点ほどありますけれども、簡単に少し紹介をしながら御感想をお聞きしたいと思うのですが、一つ、チャットボットは他のAIプログラムと比べると、導入がめちゃくちゃしやすいんです。ほかのAIは費用対効果が出にくいとか、あるいはデータ整備が難しいなど様々な問題があって、本格導入が難しい。そういったことから見ると、もうこのAIチャットボットは自治体向けに商用化されているんです。ですから、すごく簡単に導入がしやすいという大きなメリットがあるんです。そういう意味では、今後の導入を検討する上では大変参考になるのかなと思いますが、いかがお考えでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** これは、先ほど言いましたように、導入することで職員の意識も高くなるという、市民のサービスもそうでしょうけれども、両方にプラスのメリットがあるのではないかなというふうに考えております。

**○17番（小野広嗣君）** 当然、市長も御存じだとは思いますが、あえて具体的にメリットをお示ししながら、その必要性、重要性をさらに深く理解をしていただきたいということでお聞きをしているわけですが、冒頭にも言ったんですけれども、24時間365日対応ができるということで、役所の窓口というのは平日の日中がメインで、土日曜・祝日は使えないわけですね。そういった中で平日仕事をされている方にとっては、日曜・祝日も土曜日も対応できる、応答できるシステムがあるというのは、すごく使い勝手がいい、市民の利便性向上が図られるわけです。そういったことは市長がお分かりですので、もうそのことに関してはお聞きしませんけれども、あと三つ目のメリットには、今市長が答弁されたのと関わりますけれども、人的な抑制といいますか、人件費の節約にもなっていくます。特にこの職員の場合、市民からの相談とかいろんなことを伺っていると、マンツーマンで対面でお答えしていかなければならない、こういったことがありますね。だけれども、その前にチャットボットを導入していると、一時に大勢の方の質問に対応できるという利便性があるわけです。そうすることによって、市長が今言われたようなほかの仕事にサービスを移すことができる。それこそこれまで私がずっと申し上げてきたAIの導入、RPAの導入、そうすることにおいて職員を減らすということではなくて、空いた時間を使って市民の皆さんのところへこちらから足を運んでいくみたいなサービス、こういったことができる。その手っ取り早いやり方が、このAIチャットボットの導入で一つは解決するなというふうに思って質問しているんですけど、考えは同じでしょうけれども、答弁を求めておきたいと思います。

**○市長（下平晴行君）** これは、その導入できた場合の考え方でありますが、先ほども言いましたように、本来のいわゆる市民に対してのサービス、これが今まで以上に対応ができるというふ



うに考えております。先ほど言いましたように、24時間365日の業務ができるというようなことも含めて、これは職員の人件費等も含めて大変メリットがあるんじゃないかなというふうには考えているところでございます。

**○17番（小野広嗣君）** 全く思うところは一緒なんだなというふうに理解をするわけですが、市長、何点かある中、その全てはここで語れませんので、あと本市でも観光にも力を入れていかれるわけですがけれども、このチャットボットというのは多言語に対応しているというのが特徴です。外国人旅行者や本市に実際住んでいらっしゃる外国人に対して満足度を上げてもらうためにも、この多言語での対応というのは必要になってきます。こういったことが可能な職員を育成とか、そういった人材を確保しようと思えば、大変な費用がかさんでくるわけですね。チャットボットの中では、もう20か国の言語に対応するというチャットボットもございますので、こういったものを導入し、市で暮らしていらっしゃる外国人の方あるいは観光客の方、こういった方に対してしっかりとPRができるものと理解をしているのですが、こういったお話を聞かれてどのように感じていらっしゃるのかお聞かせください。

**○市長（下平晴行君）** これはまさしくそういう専門の人材を活用するとなりますと、やはりそれなりの経費等もかかりますので、そういう面からすると、幅広く対応ができるというふうに感じたところでございます。

**○17番（小野広嗣君）** 市長も理解をしていただくし、うちはもう観光に対して振興計画も作り上げましたので、今後大きく前進をしていくという流れの中で必要になってくるものではないかなと思って、今お示しをさせていただきました。

あと重なる部分もありますけど、五つ目のメリットとしては、何よりも住民の満足度向上が期待できると。いわゆる電話での問い合わせというのは、職員と直接あるいは会ってもそうですけど、「こんな小さなことを聞いてどうかな」とかですね、「私が言っていることを職員は理解してくださるのかな」とか、様々な心配があってストレスも上がるんですね。やはり役所はお堅いというイメージもあるものですから、そういったことに対してチャットボットを使ってだったら、簡単にお聞きすることができる、そして市民のストレスも下がってくると、そういう意味では本当に両方にとって利便性があるなというふうに思っております。「市役所は、市内最大のサービス産業だ」というふうに市長が言われるその考え方と、全くこのチャットボットを導入することによってリンクするなというふうに思っています。

あと1点ですね、違う角度から見たときにこのチャットボットは広報宣伝活用にも使えるんです。例えば、今住民がどんなことを思っているのかとか、あるいはこれからどんなまちに志布志市はなっていきたいと思っていられるのか。例えば、志布志市もすぐアンケートを採りますけれども、これも簡単にチャットボットで得ることができます。どこが違うかということ、対面でのアンケートとか書類で出すのと違って、いわゆる本音で語れるということです。本音で志布志市のまちに対してこう思っているとかいうことを言える。だから、市の基本構想なんかもしっかり周知していくと、そのことについて意見もどんどん上がってくると、これは東京都渋谷区の「渋谷

谷みらい」というAIロボットは、そういうことで取り組んでいます。そして多くの区民から声が寄せられています。そうすることによって、市民参画の市長が目指すまちづくりというのできるなというふうに思っているんです。もう一方で若者だけではなくて、こういったAI機器を使って高齢者もそういったICTになじんでいくという効果も出てきているようでありますので、すごくメリットが多いなというふうに思っております。こういったメリットを総合的にお聞きになっての御感想をお聞きしたいと思えます。

○市長（下平晴行君） どこでも気軽にまた利用できるという面では、先ほどありましたように、いわゆる市民サービスの向上につながっていくというふうに感じているところでございます。

○17番（小野広嗣君） ちょっと質問をやり取りする中で、もう1点言い忘れておりましたけれども、角度がちょっと違いますけど、国においてはこの孤立しがちなひとり親家庭の支援強化につながるワンストップ相談体制について、実は予算措置をしているんですね。チャットボットの導入費用など、全額国の補助対象となっているんですけど、本市においてもその導入を進めるべきではなかったのかと思えますけれども、それがなぜできなかったのか。その理由と今後の導入に向けた考え方をお聞きしたいというふうに思っております。

○市長（下平晴行君） ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業につきましては、認識はありましたが詳細は把握できていなかったために、詳細を確認しましたところ、AIチャットボットの活用により、ひとり親家庭等がいつでも、どこでも、気軽に相談や情報収集ができるようになり、かつ相談者が様々な制度を知る機会の向上にもつながり、さらに相談内容を関係部署で共有することにより、支援が必要な方の把握ができ、早期支援にもつながるというふうに考えたところであります。

そのようなことから、本事業を導入している先進地を勉強させていただき、今後、市役所内の業務で導入を協議する際に、本事業の導入についても一緒に協議をしてみたいというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） 今、1点だけお示しをして市長に答弁をいただきましたけれども、年々、自治体にこのチャットボットの導入事例というのは、自治体オンライン通信等を見ましても紹介をされていますので、そういったものをしっかり見極めていただきながら、志布志市の業務を洗い出ししていただいて、このチャットボットの導入はどことどこどこが業務として可能なのか、そういったものを見極めて導入をしていただきたい。国の補助事業がこういったものでは付いているわけですので、こういったところからでもいいじゃないですか。これから導入して、その使い勝手の良さをみんなが共有して、そして範囲を広げていく。こういう在り方が望ましいと思えますので、前向きに取り組んでいただきたいと思えます。もう一度答弁を求めておきたいと思えます。

○市長（下平晴行君） どのような事業や業務に活用が可能で、市民サービス向上や業務効率化等の効果について実証実験等を踏まえて、費用対効果を勘案しながら、導入を進めてまいりたいというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） 市長のほうから、今後しっかり研究して導入をしていきたいという答弁でありましたので、理解をいたしました。

次の子育て世代包括支援センターの件でございますが、いわゆるこの有明庁舎の保健課内に今設置をされているわけですが、まだまだ市民の中では御存じない方もいらっしゃいます。設置場所については、今後検討されていくというふうにお聞きもしているわけですが、まだまだ周知については弱いのではないかなというふうに思っております。名前からして、この子育て世代包括支援センターという、どこか箱物があるのではないかなというふうに思ったりもするし、そして市の子育て支援センターがあるし、民間に委託している子育て支援センターもあって、区別がしづらい。業務の内容もそれぞれ違いがあるんだけど分からない。そうなってくると、しっかりとこの業務の周知をやることプラス、愛称なんかをしっかりと付けて市民に分かりやすいように、この周知に努めるべきではないかなというふうに思うのですが、その辺はどうなんでしょうか。

○市長（下平晴行君） 市報への掲載や妊娠届出時に赤ちゃん訪問での説明を引き続き行っていくとともに、市民に愛着のある名称など、市民へ浸透していくような取組を検討してまいりたいというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） そういった取組をしていただくということで理解をいたしましたけれども、少し今回の質問は、3月に続きしているんですけど、今回の施政方針に今度は具体的に「将来的な子育て支援センターと子育て世代包括支援センターの一体的な運営に向けた検討を行い、利用者の利便性の向上を図る」、将来的ということでもありますけど述べられております。これまで市長もやり取りの中で総合福祉センターの設置とかそういったことも考えていかなければいけないということで、前向きな答弁をされているのですが、近い将来的にはそういった中でこういったものを実現するのか、あるいはまたほかに考えていらっしゃるのか、その展望について今見えている分だけでもお示しをいただければと思います。

○市長（下平晴行君） 国は、子ども・子育てに関する様々な施策を一元化して、社会全体で子供を守り育てることを目的に、令和5年4月こども家庭庁の創設を議論しております。本市としましても、児童福祉分野、母子保健分野の連携を強化し、子育て支援体制の充実を図るための組織体制、拠点施設を検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○17番（小野広嗣君） 分かりました。今の段階では、支援体制とそれを実行できる拠点施設を検討していくという答弁だったと思いますので、それは理解をいたしました。

あと、所信表明でも市長はこう言われているんですね、「子育て世代がどの段階で、どのような支援を必要としているのか、当事者の意見を参考にしながら、効果的な支援策を総合的に検討し、さらなる子育て支援の充実を図る」というふうに所信で述べられているんですね。そうすると、それこそ課を超えた様々な分野からの協議検討、いわゆる「庁内横断的な検討協議会みたいなものをつくると私とのやり取りの中であったわけですが、それはそれで今検討されていると思いますけど、最終的にその当事者の意見というのを取りまとめるのは、どこになるのかという

のがちょっと見えないものですから、もしまだ決まっていなかったらそれでいいですよ、今後のことであれば。そこらが分かればお示してください。

**○市長（下平晴行君）** 子育て支援を実施している関係課において新規提案事業を含め、所管課で実施している事業だけでなく、関係課が実施している全ての事業の協議・検討してもらうこととしておりますが、それぞれの課内には、子育てを経験した職員や、現在子育て真っ最中の職員など、様々な当事者職員がおりますので、会計年度任用職員を含む全ての職員で協議・検討することとしております。

また、外部の当事者といたしましては、志布志市PTA連絡協議会に協力をもらう計画で、市P連会長に話をさせていただいているところでもあります。さらに、志布志市子ども・子育て会議で協議・検討をしていくこととしているところがございます。

**○17番（小野広嗣君）** そうなると、それぞれの課とか担当機関が、それぞれの共通した答えを持ち合わせるという結果になるのか、どこかが取りまとめて一つ出してくるのか、そこはどんなんですか。

**○市長（下平晴行君）** このことについては、福祉課が中心となって進めておりまして、4月21日に子育て支援策を実施している関係課、総務課、財務課、企画政策課、港湾商工課、福祉課、建設課、教育総務課、学校教育課、生涯学習課による政策調整会議を開催し、子育て支援策の見直しについての趣旨説明、見直しの進め方、スケジュールについての協議・検討をしたところがございます。

**○17番（小野広嗣君）** いろんな御意見を聞いてそれを集約するという事は打ち出されているけれども、最終的にどこが取りまとめていくのかという結論はまだ出ていないという理解でいいですね。各課では上がってくるんでしょうけども、それを最終的に取りまとめるのは、まだ検討段階ということで理解を今のところはしておきます。

あと、この子育て世代包括支援センター事業を行う上では、国は個人情報の取扱いについても本人同意が必要だと、当然ですけれども、この個人情報保護に十分留意した上で情報の集約、共有、記録の作成について適切に行い、そしてでき得る限り情報を一元化して、関係者で情報共有をして切れ目のない支援にあたるということにしておりますけれども、これは本当にすごく課題が多いなというふうに思うんですけれども、この個人情報保護について、どういうふうにこれまで取り組んでこられたのか、そして課題は何なのかお示してください。

**○保健課長（川上桂一郎君）** 妊婦さんの情報、そういう乳児の情報等ですね、様々な個人情報を取り扱っております。やはり健康とかそういった家庭の状況等がございますので、市としましてはそのような個人情報の取扱いにおいては、慎重な形で扱っております。

この対応としましては、その情報においての本人からの同意をいただいたりとか、そういった形で対応等はして、それにおいての情報の取扱いということにおいては、慎重な形で行っております。

**○17番（小野広嗣君）** これまで取り組んでみえた中で、この個人情報の取扱いについて、現場

での困ったこととか課題はなかったんですか。

**○保健課長（川上桂一郎君）** 現場において、やはりその方の様々な情報というのをその相談者からとか、そういった周囲のその情報の取得というのに、民生委員・児童委員からとか取得をする場合に、前段でまずどういった状況であるかということをも説明してから取得をしないといけないというようなことから、やはりそういったほかからの情報収集というのに対して困難を要するということがございます。

**○17番（小野広嗣君）** このことに関しては、いろんな関係者の方々が絡んで来て、そこで情報共有をしていくとなると、個人情報の取扱いというのはすごく大事になってきて、こういった様々な情報が外へ広がっていったりすると、大変なことになりますね。そういった意味では慎重にも慎重に、このことについては国も心配しておりますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思いますというふうに、要請をしておきたいと思います。

子育て世代包括支援センターでは、全ての乳幼児とその保護者に加えて、ここなんですけど、要保護児童対策の観点から18歳までの子供、その保護者までを対象としているという状況にあります。そうなってくると、医療であるとか福祉であるとか教育の分野だとか、様々な分野との関係性というものが出てきます。これがしっかり連携が取れていないと、この事業がうまくいかない。そこについての現状と課題についてお示してください。

**○保健課長（川上桂一郎君）** 本市における児童虐待等の通報による対応としまして、やはり警察関係機関と県の児童相談所等に寄せられた情報等、虐待に関する相談においては、主に福祉課、保健課でその担当と訪問をするという、同行をした形で相談を行ったり情報を収集したりして行っているところでございます。

その通報相談のケースにおいては、志布志市ではおかげさまで保護まで至っていないというケースの状況でございますが、今後は全国的にもそういった虐待に関する事案というのが深刻になってきているというところから、やはりそういった深刻な事案への対応というのでも踏まえた上で、今後担当職員等のスキルをアップしていくということは必要と考えております。

**○17番（小野広嗣君）** 今、いろいろ言っていただきました虐待のことに関しては、また機会を見つけて別の角度でも質問をしたいと思っております。

この子育て世代包括支援センターでは、特に妊娠期からということに今はなっているのですが、現実には妊娠自体で悩む家族もおられるわけですね。本市では、不妊治療に対して助成をいただいております。実績もあるかと思えます。妊娠できないことで悩んでいる、又は妊娠をするけれども流産を繰り返していくという不育症の問題もありますね。こういったことに対する相談体制は、いわゆるこの子育て世代包括支援センターで、どう対応されているのかお示しをください。

**○市長（下平晴行君）** 本市では、専門の相談窓口はありませんが、県では不妊に悩む方のために、医学的、専門的な相談や不妊による心の悩みなどについての相談窓口として、産婦人科医師や助産師が対応する専門相談窓口と各保健所に設置された一般相談窓口がありますので、内容により相談窓口を御案内することとなります。

現状は、不妊治療費助成事業に関する問い合わせはありますが、不妊に関する直接的な相談はないところであります。

○17番（小野広嗣君） この不育症に関する対応方というのは、いわゆるセンター内で議論されたことはないんですか。

○保健課長（川上桂一郎君） 不育に関する特化したことの議論はしていないところです。ただ、不妊治療の顕微授精とか体外受精とか、そういった今の治療について内容を把握をするとか、そういうことの議論はしておりますが、不育についての議論というのはしていないところです。

○17番（小野広嗣君） 不妊治療については国・県の助成に従って、私もずっと言い続けて市単独で助成をしていただいて、本当にありがたいなというふうに感謝をしているわけですが、この不育症に関してもいわゆる治療薬がありまして、飲み薬等でも助成できるということで、そのことに関して助成をしている自治体もあるんですよ。ですからそういった情報も取り入れて、本市で悩んでいらっしゃる方はいらっしゃらないのか、そういう制度をつくれればその制度に乗っかって、そのことで悩んでいる方のほうからそういった声を上げていただくと、そして対応できるということもありますので、これは前向きに、こういった情報も入れながら取り組んでいただきたいと思いますが、市長どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほど話がありましたように、不妊治療についての予算についてはしっかりと対応していくと。今おっしゃったように、不育症についてもどういう中身なのか、課長と内部で十分協議して、必要であればしっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） 先ほど少し課長だったと思いますが、職員のスキルアップという話もありましたけど、この職員のスキルアップに向けては、一般社団法人日本子育て包括支援推進機構、こういったところが研修を担当しておりますし、あと一般社団法人産前産後ケア推進協議会というのが、オンラインによる無料の勉強会もやっているんですね。こういったことも活用しながらスキルアップを図っていただきたい。この研修体制はしっかりできているんですかね。

○保健課長（川上桂一郎君） こういった子育て世代に関する研修におきましては、国・県が主催するそういったところの様々な研修会における参加等はしておりますが、今議員おっしゃったそういった特化した機関への研修というのは参加はしておりませんので、今後そういったところの情報等も把握をして、少しでも専門的な内容というのが理解できて、またそれを市民に還元できるような研修等を検討していきたいと考えております。

○17番（小野広嗣君） ぜひ、検討方お願いをしておきたいと思います。

あと市長、志布志市で年間大体230人前後の出産をされる方々がいらっしゃって、その方々のための支援プランというのを子育て世代包括支援センターが作り上げていくわけですが、ただでさえ多岐にわたる仕事を請け負っていただいているわけで、本当に現状の人的体制で対応しきれぬのかというのを心配をするわけですね。助産師さんも1名いらっしゃいます、保育士さんもいらっしゃいます、そして保健師さんもいらっしゃいますけれども、兼務の方々もいらっしゃいますね。そうした場合に、本当にこの人的体制をかなり心配するんですね。特にこの妊娠から出産、

育児となってきたときに、専門的な知識を有する助産師さんの活用というのはすごく大事なのですが、この助産師さんが少ないということも分かっています。ここにある「おっぱい相談」というのがありますけれども、これを見ると6か所ぐらい案内されていますけれども、全部他市町です。志布志市には出ていませんね。この子育て世代包括支援センターで対応できるんですけど、それ以外は全部この6か所とも他市町ですよ。こういったことについては、どういう認識なのかお示しをください。

○市長（下平晴行君） それはおっしゃるとおり、やはり「行ってみたいまち、住んでみたいまち、住んでよかったまち」というのを私は掲げておりますけれども、それに近づけるようなことに対応するためには、やはり本市としても、そういういろんな角度から対応ができるようなシステムは、ちゃんと設置をしていくべきだというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） 市長は、そういう前向きな答弁ですので有り難いと思えますけど、ちょっと確認をしますとね、やはりこれはかなり専門的な職員を揃えていかなければ対応ができない業務ですよ。そうすると、この子育て世代包括支援センター事業をやっているマネジメントシートを見ると、ここでもこう書いてあるんですよ、「必要最小限の職員と会計年度任用職員で実施している」と、「最低限の予算で実施している」というふうに、マネジメントシートにも書かれているんですね。そういったことを考えたときに、やはりしっかり今後とも正規の職員を採用して、人的体制を厚くするというはすごく大事なことです。これは国の助成制度等も活用できるものがありますので、ぜひともこれは、前向きに取り組んでいただきたいと思えますがいかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 今おっしゃいましたように、会計年度任用職員として配置をしていたわけですが、現在は、助産師いわゆる保健師を配置して業務を行っているという状況でございますので、そういう助産師の資格を持った職員の採用については、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） 理解をしました。

この項最後になりますけれども、先週の8日に、児童虐待対策や子育て世帯の支援拡充を盛り込んだ改正児童福祉法が成立をしました。そして妊産婦や子育て世帯の相談に応じる「こども家庭センター」を全国の市町村に全国展開をして配置をする。これは努力義務ですけど、国は全面的に進めていくという対応方になっていくような方向性が出ました。これについての認識をお聞かせください。

○保健課長（川上桂一郎君） 議員おっしゃるとおり、先週6月8日に、この児童福祉法等の一部を改正する法律というのが成立いたしました。これにおきまして、今回様々な児童福祉法によるもの、母子保健法によるものという、これまでの市においてもやはりその二つの法律で所管が分かれていたわけですが、今回こういった市町村においての「こども家庭センター」の設置等ですね、今回の法律の改正の内容になってございますので、今後この法律の改正の趣旨をもって組織等の改編、それに伴うもっと児童福祉、母子保健の連携というのが強化が図られるというふう

に考えております。

**○17番（小野広嗣君）** 市長、少し耳を傾けていただきたいと思いますが、今質問していることは、今後、本市にとっての政策のかなり大きな転換点にもなってきます。「組織の改編」と今課長は言われましたけれども、そういったことにもつながっていくわけですね。実は、厚生労働大臣は今後このことに対して、「自治体向けに丁寧な説明を行って周知を図っていく」と、そして「人材確保の財政支援なども含めた必要な支援を行っていく」と、その上で「設置に向けた取組を促していく」と述べているんですね。この施行というのは、一部を除いて2024年4月1日というふうにしておりますので、あえて今市長に答弁は求めませんが、こういった国の大きな動きを注視していただきながら、子育て支援に対しては全力を挙げていただきたいというふうにご要望をしておきたいと思っております。

次の質問に入ります。志布志港を市民に親しんでもらえる港にしていくということでありまして。サイクルツーリズムについては、今回そういったものが開催されるということで、それを機に市民が親しめる港を目指すということで理解をしております。その件についての質問ではございませんので、理解をいただければというふうに思います。

この志布志港の活用ということを考えてときに、志布志港には様々な国・県含めて制約があるわけですね。しかしながら、将来的には商業開発やさつきありましたクルーズ船の誘致とか、フェリーさんふらわあなども活用した取組とか、そういった連携した交流拠点を作り上げていくというのが望まれていると思っておりますね。そういった意味から考えたときの今の志布志港の位置づけというのをどういうふうに見ておられるのか、そこをまず1点お聞かせください。

**○市長（下平晴行君）** 志布志港は多くの企業が活動しており、現在は産業港としての役割が大きなものとなっております。産業機能のみならず、人流交流機能を備えた港として企業だけではなく誰もが利活用しやすく、市民が親しみやすい港として位置づけていきたいというふうにご考えております。なお、これらの位置づけには、港の開発、利用並びに保全計画を定めている港湾計画と密接に関係することから、港湾管理者である鹿児島県や国と協議をしまいたいというふうにご考えているところでございます。

**○17番（小野広嗣君）** 今、市長に答弁していただきましたけれども、そういったことを視野に入れて、今後交流拠点とか物流拠点とかというものを広げていったときに、どうしても一般車両も今後は増えていく。そして港湾内と背後地にあるこの物流の車がどんどん増えていく。そうなると、いわゆるこの港湾内をしっかりと分け合っていないと、そこにイベントでみえる市民がいっぱいいますし、観光でみえる市外の方々もいっぱいいますね。そういった方々の安全保護ということもすごく政策的には大事なことになってくるんじゃないかなと思っておりますが、そういった検討はされているのでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** 港湾計画にて定められる利用計画を踏まえ、安全対策についてしかるべき時期に、国や県並びに関係機関それから企業との協議を進めてまいりたいというふうにご考えているところでございます。



○17番（小野広嗣君） 市長、これまでも港湾関係者だとか様々な方々と協議会もつくっていますので、意見は求められていると思います。だけれども、実際ここに住む市民に親しまれると言われていきますので、志布志市の商工業者あるいは飲食店の関係者、そういった方々とやはり意見交換をし、声を聞く。そうすることによって、本市の今後の展望というのもまた見えてくるのではないかなと思いますけれども、そういったニーズをしっかりと調査していくということが大事なかと、そこらはどうお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、このことについては、商工業や飲食業並びに市民の方々の意見が非常に重要であると考えておりますので、そのような取組をしてまいりたいというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） 市長のほうでしっかりと意見もお聞きしていくということでありまして、調査をするということになってきますと、調査の手法として、サウンディング型調査というやり方があるということは当局も御存じだと思いますけれども、サウンディングの特徴というのは、ここで述べるよりも港湾商工課長も御存じですので、それも含めてこの必要性についてお答えをいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） サウンディング調査については、対話型の市場調査ということでありまして。いわゆる区有地などの活用方法の検討にあたって、活用方法について公募により民間事業者から広く意見や提案を求め、対話、意見交換を通じて事業成立の可否の判断や市場性の有無、事業者がより参加しやすい公募条件の設定を把握しやすいということでの取組でありますので、御提案いただいた内容を含め、意見集約の手段やプランの立ち上げにつきまして、今後調査・研究をしてまいりたいというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） このサウンディング調査というのは、課長と少しやり取りをさせていただきましたので、市長のお手元のほうに届いたんだろうなというふうに理解をするわけですが、今言われたように、こういった調査をしっかりとやり意見を集約する、市長が述べられたとおりですよ。そうすることによって、結局、そういった結果を踏まえて行政と地域住民、商店街そして港湾関係者、こういった方々との協働による、市長、今回言いたいのはここなんです、港まちづくりプランというようなものをしっかりと練り上げて集約して、市民と一体となって親しまれる港をつくっていく、そういった方向性が一番望ましいのではないですかね、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほど言いましたように、対話型の市場調査ということでありまして、やはり市民の皆さんとの意見交換会をしっかりと、取り組んでいくべきだというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） この件については、僕は何も難しい質問をしているわけではなくて、市長が本当に市民が親しむ港をつくりたいということは本当にありがたいなど。いわゆる市民と協働によるまちづくり、市民参画の港まちづくり、こういったものが見えてくるわけですのでね。そういった意味で、もう1点だけちょっと注文を付けさせていただければ、いわゆるどうしても行

政関係者とかになると、県も国も志布志港のことをどういうふうに発展しているのかということよく知っていますよ。だけど志布志市民がそのことを分かっているかということ、そうではない。そうでない状況の中で親しめるというのは、ちょっとリンクしないんですよね。なぜそうなっているかということ、情報伝達手段が少し弱いんです。市内外に情報を出してほしいというのがありますけど、これはそれなりに外へは出してもらっています。市民に対して今港湾の状況はこうなっています、こういうふうに発展しています、確かに市報に載る場合がありますよ。だけれども、もっと分かりやすく、市民がこの港はいい方向へいっているな、ただ港が発展するだけじゃなくて、私たち市民が遊びにいてもいいところだなと、そういう親水公園的な港であってほしいなというふうに思います。そういう意味では、情報手段が市民に向けて少し弱いと思います。その点どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） まさにそのとおりで、いろんな苦情等々も含めてくるのは、やはり情報伝達をしっかりとしていないということであるというふうに思っておりますので、その情報の提供の仕方をしっかりと、これは港だけではなくてあらゆる事業についても言えることでもありますので、その辺はしっかりと全体で、全課で取組をしてまいりたいというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） ぜひですね、今後とも港湾関係者や市民の皆様をはじめとして、関係機関の皆さんと一緒に志布志港の発展のために、また親しめる港づくりのために全力で取り組んでいただきたいと思います。

○議長（平野栄作君） ここで昼食のため、しばらく休憩いたします。午後は1時から開始いたします。

—————○—————  
午前11時56分 休憩  
午後1時00分 再開  
—————○—————

○議長（平野栄作君） 会議を再開いたします。

○17番（小野広嗣君） 次の読書バリアフリー法に関して質問いたしますが、この法が施行されて以降の本旨の取組、図書館行政の取組については先ほど教育長からお述べいただいたところがありますので、概略理解をいたしました。

そこでまず聞きたいのが、この視覚障害者や視力の弱い高齢者から資料の充実が求められていたことから、これまで大活字本を増やしてほしいとか、LLブックを増やしてほしいとか要請をしてみりました。その蔵書の推移状況についてお尋ねしたいと思います。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

現在、年次的に整備を進めているところですが、点字絵本、点字資料等につきましては54冊、それから優しい言葉や絵図・写真などをふんだんに使ったいわゆるLLブックと呼ばれるものが29冊、布で作られた絵本が11冊、それから触る絵本、これも触ってボタンの穴を通したり、ひも付けたりできるような絵本ですが、これが22冊、それから児童用の拡大文字の本が203

冊、一般向けの大活字本が1,299冊、児童用それから一般向けの大活字本は合わせて1,500冊ほど整備しているところでございます。

現在までのところ、この大活字本につきましては、利用者からのリクエスト等も多いということを知っておりますので、今後に向けてまた内容の充実等も図ってまいりたいと考えております。

**○17番（小野広嗣君）** もう少しスピードアップを図ってほしいなという内容もございませうけれども、大活字本に関してもLLブックに関しても質問時から比べるとかなり増やしていただいているということで、当局が鋭意努力されていることは十分理解をいたしました。今後とも、手厚い支援を進めていっていただきたいと要請をしておきたいというふうに思います。

さて、本題に入りたいわけですが、この法律の名称がいわゆる「読書バリアフリー法」ということで通告をいたしておりますが、これは正式には「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」というふうになっていまして、視覚障害者の方々のためだけというふうに勘違いをされがちなんです。そうではなくて、視覚障害者、全盲の方、弱視の方々そして発達障害の方、肢体不自由の方々、学習障害、自閉症の方々、様々あるんですね。最近、大人の発達障害ということも言われ始めております。国が求めているのは平たく言えば、こういった方々を含めて全ての方々にこの活字を読めるような整備をしていかなければいけない。そういった観点から見たときに、国のこの基本的な理念そして基本計画に立った視点で、本市の図書館が環境整備が整っているのかという視点で、今回質問をしております。その点についてはどうなんでしょうか。

**○教育長（福田裕生君）** 今、議員のほうから御指摘がございました法律の正式名称並びにその対象と趣旨等につきましては、私も理解をしているところでございます。現在におきましても、暫時整備は進めておりますが、これにつきましては、ますます整備の速度を速めるなどのことも考えながら、やっていくべきであろうというふうに捉えてはおります。

**○17番（小野広嗣君）** 今の教育長の答弁は理解できますので、そういった方向で進めていっていただきたいと思いますが、より具体的にお聞きをしたいと思いますが、私のほうでも質問する以上、当然少し勉強をしてこの場に臨ませていただいております。そういう意味では、お互いに共通認識を持った上でのやり取りにしていきたいなという思いがあるものですから、あえてお聞きします。であれば、視覚障害者等が利用しやすい書籍とはどういったものを指すのか、また視覚障害者等が利用しやすい電子書籍とはどういったものを指すのかお答えください。

**○教育長（福田裕生君）** お答えいたします。

視覚障害者が利用しやすい図書、書籍につきましては、例えば点字図書、拡大図書その他視覚障害者等がその内容を容易に確認することができるような書籍と定義されております。点字図書や拡大図書それから音訳図書、触る絵本やLLブックなどもその類いに入るものと捉えております。

それから障害者向けのいわゆる電子図書につきましては、パソコンやスマートフォンを使って目次から読みたいページへ移動したりとか、文字の大きさ、フォント、それから図柄の背景の色を自分の好みに合わせて変えることができたりであるとか、読み上げ機能、つまり音声で聞くこ

とができるような書籍であるというふうに捉えております。

○17番（小野広嗣君） まさしく今教育長が述べていただいたとおりのことで、私も理解をいたしておりますけれども、であれば、この国の方針を受けて、今述べていただいた視覚障害者等は利用しやすい書籍そして電子書籍、これが量的拡充されて、そして質の向上も高まっていく、それが求められているわけですが、これをますます図書としても増やしていただきたいと思います。これはまだ今で完了というふうには、僕は見ていないんですよ、そこらはどうなんですか。

○教育長（福田裕生君） 議員と同じような認識でおります。全て完了しているという状況ではなく、現在進行形であるという状況です。

例えば、視覚障害のある児童・生徒につきましても、本市において、今1名が本市の小学校に通っている状況があったりとか、そういった子供への手厚い指導等も今後しっかりと手当てしていかなければならないと思いますし、一般市民の方へのより読みやすい読書活動に親しむことができるような環境整備ということは、大事にしていく考えでおります。

○17番（小野広嗣君） 分かりました。冒頭の質問に対して教育長が、いわゆるりんごの棚を置いたりして、「バリアフリーのコーナーを設けて、そのこともホームページ等でしっかり周知を今しているところであります」というふうに言われましたので、そのことについては理解をするわけですが、一昨年この決算委員会の答弁で、先ほど申しあげました大活字本、このことについて「早急にリストアップをして、その模様をホームページにアップして御紹介をする」という答弁であったのですが、このことはその後どうなっているのでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 大活字本につきましては、その後利用者も多くて購入のリストも増えてきている状況でございます。ただし周知につきましては、まだホームページ上には掲載はできておりません。現在のところ、その1,500冊ほどの本のリストについて、ホームページ掲載のための準備作業中であります。

○17番（小野広嗣君） こういったことが議会の中で、委員会の中でしっかりやり取りをされて、一昨年ですからね、そういった答弁がなされていてそれがまだ追いついていないということは、やはり議会でのやり取りに対する軽視だと僕は思っているんですよ。そういったことに鑑みみると、今教育長が言われたように、早急にですね、確かに増えているかもしれませんが、それは有り難い話です。でもそれをリストアップして、ホームページでしっかり紹介することによって、市民の利便性が高まるということになりますので、これはしっかりと対応方を要請しておきたいというふうに思います。

それから、そのりんごの棚があって「ホームページで紹介しました」と言われますけれども、では障害者がそれに対して、「じゃあ、そうですか」と言って簡単に図書館に来て、それが閲覧できるという方もいれば、そうではない方々もいっぱいいらっしゃるわけですね。そういった意味では、視覚障害という観点から今度は見ると、点字図書だとかそういったものが少ないとなると、御存じかもしれませんが、サピエ図書館というのがありますね、もうかなり有名ですけど。ここは視覚障害者をはじめ、目で文字を読むことが困難な方々に対して様々な情報を展開してい

ます。点字であったり音声テープなどを提供し、24時間いつでも図書を利用できるインターネット上の電子図書館のことを指していますが、それについて市としてはどのような認識を持たれているのか、その活用についてはどう考えていらっしゃるのかお示しをください。

**○教育長（福田裕生君）** サピエ図書館につきましては、今後ますますその需要が高まっていくと思っておりますし、市としてもその整備に向けた調査・研究をしていくべきだと考えているところでございます。

インターネットの上の電子図書でありますので、情報として持っておりますのは、30万タイトル以上の録音・点字電子図書等がありまして、その貸し出しもできるような非常に有効な手段だというふうには捉えております。今後その周知も含めて、整備も含めて進めてまいりたいと思います。

**○17番（小野広嗣君）** 現在306の施設や団体が加盟して、情報サービスをやっているんですね。本市ではまだされていませんので、早急に加入してこの対応方をやっていただきたい。そして、そのことをまた視覚障害者等にお伝えをしていく、広報にも力を入れていただきたい。これは要請をしておきたいというふうに思います。

自治体通信オンラインを読んでいきますと、「A I 搭載機器が実現する視覚障害者の読書バリアフリー」という記事が目につきました。これは豊島区の図書館で、A I を搭載した視覚支援デバイスに注目をして導入をしているのですが、これはA I デバイスを眼鏡に取り付けて、指で示すだけでカメラが文字を認識して、合成音声で読み上げてくれるデバイスです。これを活用すれば、点訳等をされていない新刊図書や毎週発刊されている雑誌なども簡単に手に取れて読めるようになる。実際にこういうふうになっています。メガネのフレームにカメラを取り付ける、ワンタッチで取り付けられます。そしてこうやって指で差していくと、この指の周りを認識して音声で発声してくれる。点字図書が必要ないんですね。こういった優れもののデバイスをもう活用しているところもあるんです。そして、もう1点ここで言えば、ひかり文庫という点字図書館をここは整備しているんですけど、ここは設立50周年を超えております。そして視覚障害者情報提供施設として国の認可も受けております。ここでは対面朗読の支援のほか、ボランティアによる点訳や音訳等の資料制作、さらには資料制作のための人材育成まで行っているんですね。そのため利用者は区民だけではないんです。全国の視覚障害者の方々にも資料を提供されているんです。こういった最新の情報というのをしっかり入手しながら、対応していかなければいけないと思いますが、その点についてお考えを伺いたいと思います。

**○教育長（福田裕生君）** 今、議員から最新の情報等を御提供いただきました。ありがとうございます。先進の図書館等につきましては、私どもが学ぶべきことも多々あるかと思って聞かせていただいたところでございました。

先ほど申し上げましたが、本市の図書館といたしましても、こういった先進的な図書館の状況をしっかりと調査・研究させていただきながら、そして本市の関係部署とも連携をいたしまして、今後の在り方等についてしっかりと進めてまいりたいと思っております。

○17番（小野広嗣君） この件については、最後に1点だけ確認をしておきたいと思います。国は、基本計画を立てて基本方針をつくっています。そして地方自治体にも、努力義務であります。その策定を求めています。こういった計画を本市でもしっかり策定しながら、このバリアフリー法に乗った対策というのをやっていくべきだと思いますが、その点についてのお考えを伺いたいと思います。

○教育長（福田裕生君） 現在、本市におきましては第三次子ども読書活動推進計画において、障害のある子供などへの取組の方策を掲げて進めているところでございます。さらに、バリアフリー法の位置づけについても、明記して取組を進めておりますが、次年度からはこの改定に向けた具体的なアクションも起こす必要があるかと思っております。次の改定が令和7年というふうに予定しておりますので、それまでの間にこういった動きが必要になるかということ等も含めて研究を進め、検討をしてみたいと思います。

○17番（小野広嗣君） ぜひ検討を進めていただきたいと思います。先ほど教育長の答弁でありましたけど、過去にこのことにあたっては、2回、3回と質問を前教育長とか、その前の教育長から行っております。そういった意味では、それ以降の状況も僕はずっと調べております。そうすると、この自治体の電子図書館というのは、電子出版政策流通協議会が調査しているのですが、直近のデータ令和4年4月1日現在で、全国306の自治体でもう運営しているんですね。私が質問した頃と比べて格段増えています。こういった数字を見て、本市の必要性についてどう考えられるのかお聞かせください。

○教育長（福田裕生君） 昨今のこの電子機器の発展、普及、それからここ2、3年でいいますとコロナ禍の影響等で、こういった需要はますます高まってきているというふうに思っております。

本市といたしましては、先ほどから申し上げているとおり、こういった先進地区の状況等にしっかりと学びながら、本市でまずどこからできていくのかといったことも十分検討させていただきながら、整備に努めてまいりたいと思っております。

○17番（小野広嗣君） 教育長も十分その必要性は、時代に即して理解されていると思いますが、私が質問した頃に比べると、コロナ禍という時代状況は想定されていませんでした。しかしその当時から電子書籍を導入しようという動きはあったわけですね。そうするとコロナ禍になると、ますますこの状況が必要になってくるわけですね。結局この新しい生活様式という観点から、こういった問題を考えていかなければいけないですね。人に接触できない、本を取るとそのたびに消毒しなければいけないとか、様々な問題があるわけです。そういったときに電子図書館の活用というのは、全然違ってきますね。こういう新しい生活様式の視点から見た電子図書館の整備ということに関しては、どう考えていらっしゃいますか。

○教育長（福田裕生君） 様々な社会情勢の中で、こういったいわゆる直接手にしなくても、文字・活字文化に触れることができる状況というのは、整備していく必要があるということは、もう先ほどから申し上げたとおりでございます。実際これまでの手に取って読む本の充実と併せて、

こういった電子図書の整備もそのバランスをしっかりと取りながら、進めていくことが大事であるというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） いっぺんに増やせということではないですからね。予算の関係もありますから徐々にでも整備していただきたいというふうに思うわけですが、先ほど答弁にもありましたように、今年の2月から鹿児島市立図書館もスタートしましたね。全国の図書館が国が行っている事業に乗っかって取り組み始めただけでも100を超えているんですね。これは2020年に、内閣府が新型コロナウイルス臨時交付金の募集をやりました。交付金活用の事例案として、図書館パワーアップ事業と、これは電子図書館が具体的に示されたんですね。そのことが大きかったと、後押ししたんだと言われております。この図書館パワーアップ事業というのは、なぜ検討されなかったのかなと思っております。これは、地方公共団体が蔵書を増やし、また蔵書情報のオンライン化やインターネットでの予約、郵送による貸し出しなど、読書環境の充実に向けた取組を実施するのに、必要な経費に充当することができるとされているんです。この件については、どういう御認識だったのでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 今、御指摘のあった交付金の活用につきましてですけれども、当時どういった形でその交付金を事業に充てるかという検討はなされたというふうに受け止めております。本市においては、ちょうどコロナ禍に差しかかった時点でございましたので、書籍の消毒器それから空調清浄機などの整備等に充てたというふうに認識しております。

なお、今後につきましてもこういった交付金を活用した電子書籍等をはじめとする、いわゆるバリアフリーの図書につきましては、その必要性に応じながら整備を進めてまいりたいと思っております。

○17番（小野広嗣君） 私としては、こういった新しい生活様式の時代に、こういった観点からの導入というのはできなかったのかなと、すごく残念だなと、本当に市民に寄り添った検討がなされていないなというふうにつくづく思っており、今回質問しているんですよ。電子書籍は今回初めてではないですからね、ずっと質問してきていますのでね。

それはそれでいいとして、少し角度を変えていきますと、最近のデータを見ていくと20代から60代までずっと見ていくと、読書をほとんどしないという世代が増えてきています。これは1か月に読む紙の書籍の量がゼロというデータまで出ていて、非常に驚いています。こういった時代状況に鑑みた御感想をぜひお聞かせいただければと思っております。

○教育長（福田裕生君） 読書につきましては、読むことによってその知識を蓄積していくこと、そして心が耕されること、その効果等についてはもう皆さんも御承知のことかと思っております。

一方で、今、議員御指摘のあった読書量の減少化問題につきましては、例えば本市の小・中学校においても、同様の実態が把握できたところでもございました。昨年度、本市小・中学校において、読書冊数の調査をいたしました。令和元年度と比較しましても、総体的に冊数が減少しているという状況が見えたところでもございます。それがこういったところに原因があるのかということにつきましても、分析を進めて対応すべきだろうと思っております。現在進めているところでもございま

す。

今後については、先ほど申し上げました、いわゆるこれまで整備されていた図書館にある手に持ってページをめくる本の整備と併せて、なかなかそれがままならない状況の方々も、例えば電子図書であったりとか、それに近いような媒体を使って読書に、文字に親しむという活動ができる環境を整備することは、重要なことだと認識しております。

**○17番（小野広嗣君）** 教育長、今、紙媒体に限らず今回質問しているように、電子書籍もあればオーディオブックも耳からも聞けますね。こういったものがあって、インターネットの情報等を獲得するためにタブレット等もありますよ。これを図書館内で貸し出している自治体もあります。本市はそれもやっていません。「簡単にできることなのにな」と僕なんかは思ってしまうんですね。そういうことを考えたときに、外出が困難なこういう状態のときに、そういった施策にしっかり目を通していくということがすごく大事だというふうに思うんですけども、今後これを導入していく上で、計画的な進め方ということがあろうかと思えます。そういったものも今少しお持ちであれば、お聞かせいただきたいと思えます。

**○教育長（福田裕生君）** 現時点において、どの時点でどこまでという具体的なことは申し上げることはできない状況です。先ほど申し上げましたように、今後令和7年の改定に向けて来年度から具体的なアクションを起こそうと考えておりますので、そういった中で例えば協議会などを設けるなどして、幅広く市民のニーズを捉え、そして時代の必要性に応じた整備の在り方をつくってまいりたいと思っております。

**○17番（小野広嗣君）** もう一回聞かせてください。国の助成金などを活用して、こういった電子図書館を整備して、さっきのバリアフリーもそうですし、市民の利便性を高めて整備していくという方向性の考えをお持ちなんですか。

**○教育長（福田裕生君）** その考えは持っております。

**○17番（小野広嗣君）** であれば、鋭意本当に教育委員会又は学校関係者全てですね、そして志布志市民を取り巻くこういった読書推進の環境状況、こういったものを含めながら議論をし、今の時代状況から見たときに、これは本当に必要とされていますよ。だから、「今必要と考えている」ということでありますので、前向きな取組を進めていただきたいと思いますというふうに思っておりますけれども、あと一つ、この「市民と一緒に学ぶ図書館」という最新の記事があります。これは、どこの記事かといいますと、指宿市の図書館の記事であります。これは先進的な取組を実施している図書館などに送られていますライブラリ・オブ・ザ・イヤーという、毎年やっているものです。2021年で指宿の図書館が大賞を受賞しているんです。ここは少し本市と違ってしまっかね、民間委託をやっているんですね。だから少し手法は違います。ここでは先進的な取組をいっぱいやっていて、市民の利便性に応じているから、こういった大賞を受賞するまでになっているんですね。本市も頑張っているんですよ、レベルからいって、本市の図書館行政が遅れているという言い方は、僕は決してしているつもりではありません。だけれども、全国には先駆的なところがいっぱいありますので、そういったところをしっかりと学びながら、こういったもの



り組んでいって図書館行政を充実させていただければと思いますので、最後に答弁を求めておきます。

○教育長（福田裕生君） 本市の図書館につきましては、職員が一生懸命様々な情報を取りながら、本市にできることということで鋭意取り組んでおります。本市の図書館につきましては、県内でもいろんな別の図書館から問い合わせをいただくなど、ある意味先進的なことも進めている状況でございます。

今、議員から情報提供がございましたような、例えば指宿市の民間委託されている図書館であるとか、隣の県の図書館であるとか、様々な環境整備をされている図書館等も多数ございますので、そういったところの情報もしっかりと取りながら、本市にできることはどこであろうという視点も持ちながら、進めてまいりたいと思います。

○17番（小野広嗣君） 理解できる答弁でありましたけども、お隣の県というのは、都城市の図書館のことを指していらっしゃるんだろうなというふうに思います。私も行ってきました。結構、あそこには足を運んでいますけれども、本当に市民に親しまれていますよね。そういった図書館行政を推進していただくよう要請して、質問を終わります。

○議長（平野栄作君） 以上で、小野広嗣君の一般質問を終わります。

質問席消毒のため、しばらく休憩します。



午後1時27分 休憩

午後1時28分 再開



○議長（平野栄作君） 会議を再開いたします。

次に、3番、稲付洋平君の一般質問を許可します。

○3番（稲付洋平君） 改めましてこんにちは。稲付洋平でございます。本日もよろしくお願いたします。マスクを外して質問させていただきます。

それでは、通告書に基づき質問させていただきます。先日、志布志港の国際コンテナ取扱量が過去最多の11万686TEUという記事を拝見しました。また、原木輸出量は42万1,791m<sup>3</sup>で、前年から3.5%減少したものの12年連続で国内1位を維持し、志布志港が世界に向けて大きく動き出しているところを感じたところでございます。大型船が絶え間なく入港し、多くの企業が立ち並ぶ志布志港ですが、その一方で漁業は、後継者不足、高齢化が進んでいる状況であります。また、地球温暖化により志布志湾の海中環境も変化しつつあります。

今回この一般質問に向けて、4月から5月にかけて志布志町夏井付近から菱田川河口付近まで、独自に潜水調査を実施したところでございます。水深4mから5m付近では海藻が確認できますが、それ以降の水深については、サンゴや泥が目立ち、環境の変化に気付いたところでした。今後、安定した漁獲量、担い手の確保、様々な課題がありますが、志布志市以外の市町村についてどのような活動をされているのか独自にいろいろ調べたところでございます。御存じの方もいら

っしゃるかとは思いますが、鹿児島県内之浦町では、イセエビを活用した祭りが盛大に行われており、地元の水産業、卸売業、飲食店の活性化につながっているようです。このような祭りは、活性化以外にも地名を発信する良い機会につながり、観光客の増加も期待されるのではと考えます。また、宮崎県の青島周辺では、平成25年から平成27年にかけて合計140基のイセエビ礁を設置し、平成25年の漁獲高と平成26年から令和3年までの漁獲高の年間平均を比較すると、イセエビ礁以外で漁獲されているイセエビも含めた数値になりますが、8.4%増加という結果が出ているそうです。このような結果を踏まえ、イセエビ礁を継続的に整備していくことにより、イセエビがまちづくりの一つの材料になるのではないかと考えております。以上の内容を踏まえ、漁業振興について2点質問いたします。

それでは1番目、今年度「枇榔島沖にイセエビの増殖場を整備し、水産資源の維持・回復を図る」と施政方針で述べておられますが、今後も継続的に整備していく考えはないか、市長の考えをお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 稲付議員の御質問にお答えいたします。

今年度実施の鹿児島湾大隅地区広域整備事業は栽培漁業や資源管理等で連携して沿岸域に増殖漁礁等を整備し、再生産の促進や稚魚の生残率の向上を図り、水産資源の維持回復を図る事業となっております。今年度の事業実施にあたり、平成26年度に漁礁設置の要望を県に上げており、今回事業実施になったところであります。

イセエビは、志布志漁港の漁獲金額で上位ですので、今後も県に漁礁設置の要望を上げていきたいというふうに考えているところでございます。

○3番（稲付洋平君） 今、市長答弁でありました今年度実施の事業の概要について、もう少し詳しくお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 県営事業での実施で、大隅地区の5か所に増殖場を設置予定であります。志布志市におきましては、枇榔島沖に5基から6基の漁礁を設置予定しているところであります。

○3番（稲付洋平君） その漁礁設置における市の負担金額については、お幾らぐらいになるのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 枇榔島沖に設置予定の漁礁に1,000万円の工事費がかかる予定であります。工事費の10分の1の100万円が、県への市の負担金となっているところであります。

○3番（稲付洋平君） 今、市長から答弁いただきました県への負担金が10分の1ということは、少しでも市の財源支出を抑えながら有効的な事業かと思っておりますので、引き続き要望のほうをお願いしたいと思います。

今質問しましたイセエビ礁について調査する中で、水産庁のホームページに水産資源環境・生態系の維持・回復の仕組みを支える水産多面的機能発揮対策という事業がありました。この事業は、磯焼け対策、サンゴ礁の保全、魚介類の放流活動、海洋環境調査、漂流漂着物の回収・処理などを支援するものであります。また、水産庁の事業において、カーボンニュートラルに向けた取組の推進として、船舶への電力供給設備の整備、藻場の保全・創造も含まれており、有効的な

事業かと思えます。ただし、このような事業を展開していくためには、協議会の設立が条件になるなど課題もたくさんございました。今後、国・県・市・漁協と連携し、仮称ではございますが、志布志湾再生プロジェクト協議会などを立ち上げるなどして、漁業の振興にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。市長の考えをお示してください。

○市長（下平晴行君） そのことについては、漁業者の対策として取組をしてまいりたいというふうに考えております。

○3番（稲付洋平君） それも引き続きお願いいたします。

では、次の質問項目であります、新規漁業就業者に対しての支援資金制度を設けることはできないかという質問を行う経緯について、少し説明をさせていただきます。

漁業を始める際、まずは志布志漁業協同組合理事会での承認後、加入に伴う出資金が必要になります。また、漁業の採捕種類ごとに毎年組合許可料を支払います。そのほか船舶、漁具の購入など、様々な経費が必要になります。もちろん、漁業以外の様々な業種においても、事業を行うにあたっては経費がかかりますが、先ほどお話しさせていただきました漁業の現状を踏まえたと、少しでも若者が興味を示し、担い手確保・育成につながるためには、何らかの形で対策を打つことが重要でないかと考えます。以上の内容を踏まえて、次の質問に入らせていただきます。

新規漁業就業者に対して、市独自の就業支援資金を設けることはできないか、市長の考えをお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 漁業の新規就業者への支援でございますが、鹿児島県と鹿児島県漁業協同組合連合会がかごしま漁業学校を設置し、原則4か月の研修を行い、漁師を目指すにあたってのきっかけづくりから、漁業体験、就業の可否判断や技術の習得を経て漁業に就業し、漁村に定着するまでの一連の支援を行っております。

この漁業学校は、鹿児島県内で就業される方が対象で、受講料は無料となっております。漁業へ新規就業を考えている方には、この漁業学校へ入校してもらい、漁業へ就業してほしいというふうに考えているところであります。

また、かごしま漁業学校において研修を受けた方なら、全国漁業就業者確保育成センターが事業主体であります青年就業準備給付金事業で、150万円の給付金を受け取ることができますので、この給付金を活用していただければというふうに考えているところでございます。

○3番（稲付洋平君） 今、市長答弁にありました青年就業準備給付金事業の要件について、もう少し詳しく説明をお願いいたします。

○市長（下平晴行君） 給付金の要件は五つございまして、一つ目が、都道府県が認める漁業学校等において研修を受けること、二つ目に、これまで漁業を経営したことがないこと、三つ目に、常勤の雇用契約を結んでいないこと、四つ目に、就業予定時の年齢が45歳未満であること、五つ目に、学校卒業後、3親等以内の親族の下で就業しないこと等が必要であるということでございます。

○3番（稲付洋平君） 答弁があったかごしま漁業学校の詳細について、もう少し説明をお願い

いたします。

○耕地林務水産課長（河野穂積君） お答えいたします。

ただいま御質問のありましたかごしま漁業学校ですけれども、先ほど市長が答弁しましたように、鹿児島県と鹿児島県漁業協同組合連合会、県漁連と申しますが、これが連携をして設置運営をするものでございます。

研修内容につきましては、まず入門研修というのがございます。これは基礎的研修それから漁業体験を実施するものでございます。受講資格については特に問われてはおりません。この入門研修を修了された方につきましては、漁業の就業を前提とした短期・中期・長期の研修を受けることが可能というふうになっております。

以上です。

○3番（稲付洋平君） 詳細について、ある程度理解をしたところでございます。様々な研修を受け、漁師を目指す若者が少しでもこの志布志市に移住・定住してくるのではないかという思いから、この質問をさせていただきました。

最後の質問です。漁業の新規就業者に市独自の補助金を創設できないかお伺いしたいと思っております。

○市長（下平晴行君） 農業には市独自の新規就農支援金がありますが、漁業に準じた支援ができないか、これは調査・研究をしてまいりたいと思っております。

○3番（稲付洋平君） 調査・研究という答弁をいただきましたけれども、ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。次の質問項目でありますガバメントクラウドファンディングについて、少し説明させていただきたいと思っております。先ほど小野議員からありました、ガバメントクラウドとはちょっと意味合いが違いますので、詳細を説明したいと思います。

ガバメントクラウドファンディングとは、政府、自治体が行う寄附制度であります。自治体が抱える問題解決のために、寄附金の使い道をより具体的にプロジェクト化し、そのプロジェクトに共感した方たちが寄附を募る仕組みになります。また、仕組みとしてふるさと納税が利用されているため、寄附金の金額に寄附金控除が適用されます。ガバメントクラウドファンディングは、総務省でも推奨されており、近年注目を集めている事業です。このガバメントクラウドファンディングとふるさと納税の違いについて、何が違うのか気になる方もいらっしゃるかと思いますので、もう少し説明させていただきます。

通常ふるさと納税では、返礼品の種類、内容に重点をおいて寄附先を選びます。一方、ガバメントクラウドファンディングは、企画・プロジェクトに対する支援が前提となります。参考までに九州管内のガバメントクラウドファンディングの事例がありますので、2例ほど紹介いたします。

1例目は佐賀県の事例です。どんな境遇の子供たちも見捨てない、佐賀県初の「子ども救済システム」というプロジェクトがあり、近年問題視されている子供の貧困問題に対する活動資金の

プロジェクトが開始され、目標金額以上の資金を調達することができたそうです。もし、この制度を取り入れることで、もしかしたら以前一般質問しました「ワイルドパーク」が建設できるかもしれないという夢と希望を持っております。

2例目は、曾於郡大崎町の事例です。日本発で唯一の公立日本語学校を営む北海道東川町と曾於郡大崎町の二つの町が連携し、それぞれのまちがこれまで培ってきた知識・経験を提供し合い、協働することで、日本の社会とつながりながら世界各地で直面する資源リサイクル問題に挑戦するグローバルに活躍する人材の育成に取り組み、あらゆる人々が安心でき、幸せに暮らせる社会を実現することができる社会システムの構築と人材の育成を目指すガバメントクラウドファンディングも成功しているようです。

このような事業を志布志市も挑戦していくことで、財源を少しでも市民サービスに反映できるのではないかと私は考えます。以上の内容を踏まえて、次の質問に入らせていただきます。

新規事業を計画の際、自治体が資金調達のために行うガバメントクラウドファンディングを本市でも取り入れていく考えはないか、市長の考えをお示してください。

**○市長（下平晴行君）** 本市の財政運営にあたっては、「入るを量りて出ざるを制す」を基本方針として取り組んでいるところであります。コロナ禍の影響や災害等により、今後さらに厳しい財政運営を強いられることも十分に想定されることから、新規事業の実施にあたってはその財源確保が非常に重要な課題であります。

現在、本市におきましては、その財源確保を様々な用途に活用することができるふるさと納税の推進に努めておりますが、議員御指摘のガバメントクラウドファンディングによる資金調達につきましても、他自治体の成功事例等も参考にしながら、今後も事業内容を見極めながら、必要に応じ取り組んでまいりたいというふうに考えております。

**○3番（稲付洋平君）** 今答弁にありましたガバメントクラウドファンディングのメリット、デメリットを、どのように考えていらっしゃるのかお聞かせください。

**○市長（下平晴行君）** メリットとしては、実施する事業の内容に共感された方から、寄附額が目標に達した場合、市の財政状況に関わりなく事業を実施することができるということでありませう。

デメリットとしては、寄附額が目標に達しなかった場合、事業実施のために市の持ち出し分が発生することとなります。また寄附金の用途に対して共感された方からの寄附であるため、他の自治体に類似する事業がある場合には、必要な寄附額を募ることが困難な場合が想定されるというふうに考えております。

**○3番（稲付洋平君）** メリット、デメリットは、もちろんあるかと思えます。今後十分に検討、討議していただきたいと思えます。

それでは、これまでの歳入確保の取組状況について少しお聞かせください。

**○市長（下平晴行君）** ふるさと納税以外の取組としましては、市報しぶしへの広報掲載をはじめ、市ホームページへのバナー広告、公用車の広告ラッピングまた未利用財産の売却や貸し付け、

受益者負担による手数料等の確保に取り組んできているところであります。

○3番（稲付洋平君） 今後さらなる歳入確保の取組が必要ではないかと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） 歳入確保の取組はもちろん大切なことでありますが、一方で歳出の面から職員一人が徹底したコスト意識の下、事業の優先度評価を行い、所期の目的を達成した事業の廃止を前提に、整理・統合・縮減を徹底し、市に必要な新規事業を打ち出すことも大切であるというふうに考えております。

○3番（稲付洋平君） 今、市長答弁でありましたように、ぜひ財源確保の上でもこのガバメントクラウドファンディングに積極的に取り組んでいただき、「志布志市は楽しそうだね、おもしろそうだね」という、ほかの市町村が真似したくなるような、そういうまちをつくっていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（平野栄作君） 以上で、稲付洋平君の一般質問を終わります。

ここで、2時まで休憩いたします。



午後1時50分 休憩

午後1時59分 再開



○議長（平野栄作君） 会議を再開いたします。

次に、5番、南利尋君の一般質問を許可します。

○5番（南 利尋君） こんにちは。南利尋でございます。

コロナ禍においても、若者たちの活躍は元気と勇気を与えてくれます。一昨日、本市出身の池村寛世プロが国内ツアー完全優勝で2勝目を挙げました。庁舎にも垂れ幕があるように、外岩戸晟士君が世界大会出場を決めました。気合が入ります。私も負けてはならないと、先日、久々にゴルフに行きました。自分の運動不足と筋力・体力の低下を痛感いたしました。いろいろ調べてみますと、運動不足は筋力・体力・気力の低下と老化を加速させるとありました。一方、体脂肪や悪玉コレステロールなど、悪いものだけが増えるということでした。その中でも一番運動不足で増えるのは、皆さんお分かりになりますか。運動不足で一番増えるのは愚痴だそうです。昔から、「口を動かさないで手を動かせ」とか言われます。体を動かさないと口ばかり動かして、愚痴が増えて体重も増えるそうです。運動不足は、人間関係にも悪影響を及ぼすということにもつながりかねません。体を動かしているときは、口は動かさないと思います。運動不足は、健康にも人間関係にも良くないので、体を動かすことを心がけましょう。ストレスがたまったり人間関係に悩んだりしたときは、思いきり太陽の下で運動することも、一つの得策かもしれません。

通告に従って、質問させていただきます。森林伐採について伺います。施政方針の中にも、「林道の適切な管理に努め、機能維持を図る」とあります。伐採後の林道の現状をどのように把

握されているのかお伺いします。

○市長（下平晴行君） 南議員の御質問にお答えいたします。

市内至るところの山林で伐採が進んでおり、大型トラックで伐採した立木を林道等の道路を利用して運搬しているところでもあります。重量が重い大型トラックが運行することで、舗装が剥がれている箇所があるというふうに聞いております。

林道の補修であります。伐採業者に瑕疵がある場合は、伐採業者に指導をしておりますが、大型トラックが通行したために舗装が破損した場合は、伐採業者に舗装補修の依頼はしてはおりませんが、林道の使用方法が著しく適性を欠いたために生じた損傷については、その使用者に対して原状復帰させ、又は損害賠償を求めると伐採業者に通知し、舗装を傷めないように鉄板を敷くなどの対策をお願いする場合があります。

○5番（南 利尋君） 伐採後の林道の現状をどのように把握されているかということなのですが、今答弁にありましたように、私たちは伐採作業が行われた林道の現場に呼ばれて、補修工事の要請を受けることが何回もあるわけですね。現場に行ってみますとアスファルトが破壊され、今ありましたように道路脇に捨ててあったり、陥没した箇所などが多くあるのが現状なわけです。コンクリートが割れたり、U字溝が潰されて側溝が機能していない箇所も点在しております。埋め戻しをせず、そのまま放置され、崖崩れ等が発生している箇所も点在しております。埋め戻しされていない作業道路跡から山水が流れるようになり、雨が降るたびに石や木の枝などが道路に流れ出したりしております。私たちは先日まで田床集落の県道工事がありましたので、林道柳井谷鎌石線を1か月以上そういう迂回路として使うようになっていたわけですね。そのときに、夜とかに初めて通ってみると、本当に伐採の大型トラックが通った後がそのまま残っておりまして、道路のセンター部分にもうアスファルトが飛び出た状態のところは何か所もありまして、車体の底をこすったという方が何人もいたわけですね。私もそのこすった1人なんですけど、暗闇で見ると、全くいつ、どういう事故が起きても分からないような状態が、林道柳井谷鎌石線だけでも相当な箇所があるわけですね。その辺の現状が本当にあるわけで、埋め戻しもしていないような状況の場面もあります。市長はこの状況をどう思われますか。

○市長（下平晴行君） 先ほども言いましたように、これはいわゆる林道というのは森林の整備・保全を目的として、林道はできているわけでありますので、当然使うなということではできません。おっしゃるように、やはりそういう損傷を及ぼした場合は、最低限埋め戻しをしたりするなどの対応は、しっかりとしていただけないといけないのかなというふうには思っているところでもあります。

○5番（南 利尋君） ですよ、私も本当に同感なのですが、伐採業者は市内業者だけではないんです。市外の業者も結構行っているわけです。林業関係者や地域の方々にお伺いしますと、業者によって作業のやり方が全く違うということなんです。ある業者は、伐採現場から離れた場所に土地を借りて土場を作るわけですね。中型車で作業現場との間を往復して、木を持ち出すわけですね。土場から大型に積み替えて出荷していくような状況があるわけです。業者によって

は、雨の日でも相当狭い道でも大型を作業現場まで乗り入れて、雨が降ろうが道路状況がどうだろうがですね、とりあえず作業をしている業者もあります。山を切って作った、今市長も言われました埋め戻しをする業者もあるわけです。しかし、埋め戻しをしないでそのまま撤退する業者もいるわけですね。私は先ほども言いましたように、伐採現場の近くの林道の補修の要望を受けることがあるのですが、所管課に「ここをお願いします」といってお願いしても、すぐ現場までは行ってもらえるんですね。検討はしてもらえるわけです。でも、予算が足りないということで、なかなか補修に着手できないという場所もあるわけです。林道の整備事業には、本市の一般財源が充てられているわけですね。その業者が傷めたところに対して、一般財源で賄われているわけですね。現状で、この整備しなくてはいけない箇所は本当に多く点在しているわけです。森林伐採が増えれば増えるほど、間違いなく今以上の財源を確保しなければならない状況になるわけです。早急に対策を講ずるべきだと私は考えますが、見解をお伺いします。

**○市長（下平晴行君）** 林道は先ほども言いましたように、林業振興のために整備した道路であるわけでありますが、ただ、規制をするということは基本的にはできないというふうに思っておりますが、後のそういう損傷した箇所の補修については、やはりしっかりと求めていくことが大事ではないかなというふうには思っております。後でまた話が出てくると思いますが、これは伐採届をしたときに、やはりそういうことも含めて掲載はしてあるようでありますので、そこ辺も含めた今後の取組として、先ほどおっしゃいましたように、例えば、土場を持って大型車がそこまで運ぶというような業者もいるということで伺いましたけども、そういう道路があるから運べるんだというその道路の有り難さと申しますか、そこ辺も含めて、これは内部で、林道の管理の在り方についても協議をしてまいりたいというふうに考えております。

**○5番（南 利尋君）** 市長も中山間地域にお住まいなので、いろんな林道の現場を見られたことがあると思うのですが、良識的な伐採作業をやった業者と、悪質とは言いませんが、そういうほったらかしで行った業者の違いというのは、現場を見ればすぐ分かるわけですね。だからそういう意味でも、しっかりと今伐採届を出すときにいろいろ話をしてということがありましたが、本市独自のそういう条例、要項、要領などを設けて、進入を妨げることはできないということの答弁がありました。例えば、道の細い強度の弱いような林道には土場を作って、そこから積載車は、ダンプとかはほかのときに通る車両もあるわけですから、進入禁止にはできないわけですね。だけどそういう作業を行うときは「大型の積載はこれ以上はできませんよ」とかですね、例えばそういう作業が終わったら埋め戻しをしっかりと行うとか、宮崎県はほとんど埋め戻してあるわけです。志布志地域は特にそうですけど、埋め戻しをしていないところがあります。私のところの田んぼも二度ほど災害で工事をやっていただいたんですが、もう上がそういう作業道を通したところで、崖崩れが起きるわけですね。結局、それは予算を使ってやらなければいけない。それが埋め戻しがされていけば、余計なそういう予算は要らないということになるわけです。これが国の予算であろうが市の予算であろうが、国民の税金なわけですから、そういう意味でもですね、例えばこれ以上の大型の木材の積載車両は進入禁止とか、例えば作業を行ったら必ず埋め戻



しを行うとか、最後は所管の部署が伐採終了届をいただいて「終わりました」と言ったときに、現場をしっかりと見て確認をして、後の事後報告ではなくて、そのときに「ここを傷めたから、これを修理してください」とかですね、そういうしっかりとしたものをつくっていかないと、どんだん伐採が進めば進むほど、林道は破壊される可能性が高くなるわけですから、これは前に曾於市が取扱要領でしたっけ、あれを日本で初めて作成したときに、全国ネットでニュースに出たんですね。もう要項とか要領ではなくて、条例を制定しましたぐらいのやはり木材の輸出日本一のまちなわけですから、しっかりとしたそういう林業に対する取組が必要だと思いますが、見解をお伺いします。

**○市長（下平晴行君）** 先ほど言いましたように、林道の利活用というのは、そういういわゆる山をどう整備していくかということを含めてなのですが、今ありましたとおり、その規制はできないと思うんですけども、ただ、先進地でどういう形でその道路の補修等をやっているのか、そこ辺は十分今おしゃいましたように、やはり協議する必要があるのかなというふうには思ったところではありますので、その事例等を確認しながら、林道の確保と申しますか管理に努めてまいりたいというふうに考えております。

**○5番（南 利尋君）** これはもう中山間地域の住民にとっては、林道だけではないわけですね。林道に直結する農道だったり、結局集落内にある農道とかは、もう市がそういう補修をするという状況ではないわけですから、農道は共益によって造られたということがありますので、自分たちで修理しなければいけないという場面なんですね。でも業者に頼んでもなかなか修理をしないで撤退したというところも、結構事例があるんですね。そういうところも所管課のほうで調査していただければ、いろんな事例があるということも分かりますので、その辺も含めて本当に喫緊の課題だと思いますので、ぜひ、持続可能な森林伐採を行っていくためにも、安全・安心な林道機能の維持を図るためにも、早急に前向きな検討をしていただくように要請しておきます。

新しいまちづくりについてお伺いします。志布志インターチェンジ開通などにより、来訪者の増加が期待できると考えますが、どのようなまちづくりを進めていく考えかをお伺いします。

**○市長（下平晴行君）** これからの新しいまちづくりといたしましては、令和4年3月に策定した第2次志布志市総合振興計画後期基本計画に、「稼ぐ志布志市をつくとともに、安心して働けるようにする」「ひとや企業とのつながりを築く」「結婚・出産・子育て・教育の希望をかなえる」「魅力的で、安心して暮らせるまちをつくる」を重点プロジェクトに位置づけ、七つの基本目標に横断的に関連づけて、計画的に取組を進めているところでございます。また、所信表明でも「稼ぐ志布志をつくり、安心して働けるまち」「安心して子育ての出来るまち」「魅力的で安心して暮らせる持続可能なまち」などの取組を述べたところでもあります。

東九州自動車道、都城志布志道路や志布志港などのインフラ整備が進み、交通アクセスが向上することでヒト・モノ・カネ・情報が交流し、大きな経済効果が期待されます。このような地理的優位性を最大限に生かし、志布志港を活用した食品、農林水産物の輸出促進やイベント、歴史遺産等を生かした観光など、様々な取組を進めてまいりたいというふうに考えているところでござ

ざいます。

**○5番（南 利尋君）** インターの開通後、確実に来訪者は増加しております。市内事業者の方々に伺うと、「人は増えたかもしれないが、事業には全く関係ない」とかですね、「休日は国道を通る車が激減した」などと言われる方々がいらっしゃいます。多くの市民は、鹿屋市、都城市などに経済活動に出向くようになりました。ストロー現象が顕著に表れております。今ありました第2次志布志市総合振興計画後期基本計画の中には、一次産業の振興の中で、市民の目標として「地場産品を積極的に消費して地産地消に努めましょう」とあります。商工業の基盤強化・商業の振興では、「地元の商店で買い物をしましょう」という市民の目標があるわけです。全く振興計画の目標とは真逆の現象が起きているわけです。しっかりとこの状況を把握して対策を講ずるべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

**○市長（下平晴行君）** 現在、組織機構再編プロジェクトチームを立ち上げて、組織の在り方について協議を行っているところであります。関連する業務について連携や課題、必要な政策などを議論しながら、組織のあるべき姿の討論を進めております

今後のまちづくり政策も含め、市民サービス向上に向けた全庁的な組織再編を進める中で、必要となる組織についての検討をしまいたいというふうに考えております。

**○5番（南 利尋君）** ぜひですね、その対策を講じられるようなそういう取組をしていただきたいと思います。今のコロナ禍もそうなんですけど、高速道路が開通して皆さんもそうだと思うんですね、志布志市で買い物をすることもあるけど、以前よりも休日は高速を使って、都城市、鹿屋市に行き出したという方が多くなっているわけですね。だから、そういう面からも早急に対応をよろしくお願いします。

次に、「稼ぐ志布志」を実現するために、ハード面からはどのような施策に取り組む考えかをお伺いします。

**○市長（下平晴行君）** 近年、東九州自動車道、都城志布志道路が開通し、本市と鹿屋、都城方面を結ぶ交通アクセスが格段によくなってきております。また、コロナ禍による近場観光へのニーズも相まって、今年のゴールデンウィークは市街地からダグリ岬公園方面へ向かう国道で交通渋滞が発生するなど、人流に回復の兆しが見えてきております。この行動範囲が広がってきているというふうに感じているところであります。

そのような中、特に中心市街地の発展地域として位置づけているJR志布志駅周辺につきましては、企業立地、店舗や商業施設の誘致を含め、第2次志布志市総合振興計画や都市計画マスタープランなどと整合性を図りながら、今後のビジョンを模索してまいりたいというふうに考えているところであります。

**○5番（南 利尋君）** 後期計画が今年策定されたわけですが、その目標とはどんどん真逆の状況が今生まれているという現象もあるわけですね。例えば、本庁機能が志布志庁舎に移転して何が変わったのかということ、よく聞かれることがあるんですね。いろんな取組もこのコロナ禍によって遅れている場面もあると思うんです。だけど、私は本当に質問されることがあるんです。

「何が変わったんだよ」という話で、私は「行政手続などがスムーズにできるようになった」とか、「港湾関係との連携がスピーディに行われるようになった」とか答えているわけですね。これは現実にそうなったと思うんですね、結果、そういう改善はいろいろあったと思うんです。しかし、市民の中にはですね、何人かと言われれば何人と数字は分からないのですが、いろんな方が「もっと活気が出ることを期待していた」とか言われる方も結構いらっしゃるわけですね。市長は、今おっしゃったそういう拠点づくりが必要であると言われておりまして、その後期基本計画の中でも、そういう拠点をつくっていかうということで、いろいろ事業を進めていらっしゃると思いますが、例えばこういうものを作ってこうしたいという、一つでもいいから具体的な事例を挙げてお示してください。

**○市長（下平晴行君）** 今までの南議員の質問では、今途中なんですね、高速道路、東九州自動車道それから都城志布志道路、そして港の開発等々整備がされております。先ほど言いましたように、組織機構再編も含めてプロジェクトチームを設置したという説明をいたしました。そういう中で特化して何をするというのは、その中で組織再編をして、その組織の中でどういうまちづくりをしていくのかということをお先ほども言ったところでありますので、特化して何をしたいというのではなくて、志布志市は本当に地理的優位性をどう生かすかということになりますので、そこは今途上だという形で受け取ってもらって、今のような質問も結構でございますが、そういう形での取組をしているところであるということでございます。

**○5番（南利尋君）** 途上ということで、これからいろいろですね。でもスピード感をもってやっていかないといけないというのは、これは本当に現実なんですね。いろいろ近隣自治体でも、今、24億円かけて串間市が道の駅を造りましたが、最初は僕も「大丈夫かい」と思っていたのですが、結構いろんな方が利用されていて、あそこの観光案内所を訪れて、その地場産のものを買って、都井岬とかそういう流れができていますね。行くと、日南市の「ジャカラダの森」とかいうところに寄ったりして、また買い物をして宮崎市のほうにというそういうコースが、その拠点を作ったことによって新しい人の流れができていますね。

この前、同僚議員の方から声をかけていただいて、曾於市の財部高校の跡地を利用した新しいまちづくりをするということで、22億円の予算を国の補助金などを活用しながら、畜産研究の施設とか馬を飼って、馬でどうのこうのしてとか、その中でもいろんな新しい人の流れをつくっていかうという計画が、22億円かけて今計画されているわけです。

この前、新聞にこういうのが入ってまして、パン屋さんの記事なんです。曾於市にできたんですね。このビラには「曾於市の皆様、ついにこの味がやってきました。パンを通じてまちを元気にします」と断言してあるわけですね。まちを元気にしたいと思いますじゃないんですよ。まちをそれだけ強気に事業を展開される方が、今度曾於市に来られるわけですね。そのベーカリープロデューサーの岸本拓也さんという方がいらっしゃいまして、その方は、全国に70店舗以上、まちおこしでそういうパン屋さんをどんどんオープンさせていらっしゃるわけですね。やはりオリジナリティがあるなと思って、いろんなところでうけるんだなと思ったのは、例えば幾つかパン

屋さんの名前ですね、これは店の名前ですよ。「考えた人すごいわ」「パンダが笑ったら」「許してちょんまげ」「アゴが落ちた」「街がざわついた」「口どけの朝じゃなきゃ！！」「題名のないパン屋」「どんだけ自己中」「これ半端ないって」「夜にパオーン」「あらやだ奥さん」「わたし入籍します」これは店の名前なんですよ。店の名前をこういう看板を上げて行列ができています。そういういろんな情報をキャッチすれば、全国展開でどういうまちづくり、どういうまちがそういう拠点にそれを置くことが必要かというのが分かってくるわけです。例えば大崎町も、ジャパンアスリートトレーニングセンターができて、その特化した事業にいろいろ取り組んでいるわけですね。先ほどもありました、私も何回も言っています国内初の日本語学校を北海道東川町といろんな連携をしながら事業を進めている。そういうパイオニア的な方々と組んで何かをやる、みんなを何かをやったからやり出そうということではないわけですよ。例えば2、3年前まで志布志市は、市の予算を計上しながら黒豚三昧井を売り出しましたよね。通告はしていないので、港湾商工課長大丈夫です。「今、どこで食べられますか」ということなんですよ。あの黒豚三昧井は何軒食べられますか、どこで食べられますかということなんです。志布志市のグルメを売り出すちりめん三昧井を志布志市は売っていると、じゃあちりめん三昧井はどこで食べられるんですかということなんです。居酒屋さんで予約限定ということで、黒豚三昧井を受けるところもありますが、じゃあ志布志駅周辺、夏井地区、そういうところでじゃあどこで食べられるんですかというPRもなされていないわけですよ。有名なラーメン屋さんがありますけど、5時で閉まりますよね。すごく強気な商売をやって成功されているんだなということもあるわけです。だから、そういう弱気になるのではなくて、強気に「一か八か」という言葉はいけなかもしれないかもしれませんが、そういうスペシャリストと組んだ経済活動の拠点の在り方というものをスピード感をもって取り組むべきだと思うんですね。例えば、サンポートしぶシアピアがありますよね、まちづくり公社の運営するアピアがあります。アピアの土地を去年市が購入しました。いろいろ経営を一生懸命頑張ってくださいありがとうございます。志布志市民はイオンに行くわけですよ。鹿屋市のヒマラヤスポーツに行くわけですね。鹿屋市、都城市からイオンに来られる方というのは何人いるかということ調べてみていただければ、「入口でどこから来られましたか」ということを調べてみれば、どれだけの比率で志布志市の人口が、近隣自治体の経済活動に流れているかということもはっきり分かると思うんです。だから、そういう時期が過ぎたらもう知りませんではなくて、黒豚三昧井がやはりどんぶり王になったわけですから、それも継続して支援していかなければいけない。その「海のまち志布志、みなとまち志布志」というフレーズもありますから、海産物のそういうちりめん三昧井もしっかりとPRしていかなければいけない。その拠点をどこにするかということもですね、絞っていけばいけるほど、この場所にどういう事業者を入れれば、志布志オリジナルの拠点づくりができるかということまで含めて、しっかりと精査していかなければいけないのではないかなと、それもスピード感をもって取り組んでいくべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 私も南議員が言うように、しっかりアンテナを張って、どういう形で民

間が活用できるのかということでは、模索しているということでございます。そして、課長会等でもしっかりとアンテナを張って対応していこうということでも話をしているところでありますので、先ほど言いましたように、組織再編も含めて、職員それぞれがしっかりとその部署部署の業務だけではなくて、今話があったように、志布志市がどうやって活性化ができていくのかも含めてですね、全課でしっかりと取組をしまいたいというふうに考えております。

**○5番（南 利尋君）** ぜひですね、そういうアンテナをもうグローバルに張り巡らせてやっていただきたいと思います。昨日も西江園議員の質問の中にありましたが、職員の方が実際そういう今にぎわいを創出している場所ですね、しっかりとそういう調査・研究をしに行っていて、子育て世代の職員の方、若い職員の方、そういう分野的ないろんな年代的にジャンルがあると思いますので、それをユニバーサルデザインができるような全ての年齢層がそこに集まれるような、そういう施設の在り方をしっかりと検討していただいて、スピード感をもって検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

もう間に合わないんですが、来年かごしま国体が開催されるわけですね。新しい事業として県内初となる日本最高峰の自転車ロードレースが本市で開催されるわけです。体育施設のあるあそこの体育館周辺には、飲食できたり、志布志市の特産物などを購入できる施設が全くないわけです。であれば、「稼ぐ志布志」の一環として、大会期間中、志布志大物産展を開催するべきではないかと私は考えるんです。前も提案したのですが、その辺を稼ぐ力の一環として開催すべきではないですか、見解をお伺いします。

**○市長（下平晴行君）** おっしゃる市道香月線は、今年度2月下旬に開催されるプロの自転車ロードレース開催予定地や、来年度開催される国体の会場へつながる動線でもあります。協議に参加される選手やスタッフ、その関係者、競技観戦者が集まることが予想されますが、本市といたしましては、地元産品を購入できるブース等をイベントの集客予約予測を基に出店希望を調整し、効率のよい形で経済効果を生み出せる環境づくりに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

**○5番（南 利尋君）** ぜひですね、本当に二つの大きな大会があるわけですから、何十年に一度の国体だったりですね。もしかしてそのロードレースで志布志市が好評であれば、またすぐに志布志市でやってくれという話にもなるわけですから、現状では、志布志市のコンビニで弁当を買って、ジュース飲んで帰りましたの世界になるわけですから。だから、「物産展があつてこういうものがあつて志布志市はすごかったよ」と、「もうスーパーで買う米よりも全然おいしかったから、米買ってきたよ」的なそういう農産物、畜産物いろんな6次産業に取り組んでいるそういう地場産のものをアピールできるような物産展を、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

その効果を上げるには、その大会出場者に対してダイレクトメールで志布志市を売り込むということですね。ある程度国体も選手が決まっているわけですね、選手団も決まっているわけです。そういう方々に対してとか宿泊所に対してとか、志布志市のアピールできるようなパンフレット

だったり、そういうダイレクトメールの割引券が、「黒豚三昧丼を食べると200円割り引きます」とか、「ちりめん三昧丼を食べると、有明茶が付いてきます」とか、そういういろんな特典を付けたダイレクトメールをしっかりとその参加者、参加関係者に情報発信するべきではないかと、そういうものにも取り組むべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

**○市長（下平晴行君）** 参加していただくための事前のそういう情報発信は、大変必要かなというふうに思っております。そして、来ていただいて志布志市の特産品等も知っていただく、そして買っていただくというような流れを作っていけばいいのかなというふうには思っておりますので、しっかりと情報発信をしてまいりたいというふうに考えております。

**○5番（南 利尋君）** ぜひですね、志布志市をアピールする大きいチャンスだと思いますので、前向きに取り組んでいただくことを要望しておきます。

以前にも提案させていただきましたが、大原地区に物産館を整備すべきではないかということでお伺いします。市長答弁で、「民間の事業者が取り組んでいただければ有り難い」ということが、この前の答弁であったわけですね。私は、とりあえず何人かの事業者の方に聞いてみたんですね。「大原地区でどうですか、物産館的なものを経営してもらえませんか」という話をしたらですね、「大原地区の商業施設整備は絶対に必要だが、自社では難しい」というような意見が、何人かの方からあったわけですね。物産館の整備の提案をこの前させていただいてから、意外と僕はどこに立っていても目立つんですね、全然面識のない方から「大原地区にそういう物産館を造ってくださいよ」という、高齢者の方々や僕ら同世代の方々から、結構「あなた誰ですか」というような人からも、意外と声をかけていただいてお願いされたんですけど、私一人では予算も何もないのでできないのですが、今回は、私の考えた整備計画案を提案させていただきたいと思えます。

リアルにですね、大原地区の県道沿いにあるパチンコ屋の跡ですね、市長はお分かりになりますよね。あの施設を活用して物産館を整備して、地産地消を促し、地元で買い物をしてもらって来訪者の経済活動の拠点として利用してもらおう。この整備計画は総合振興計画にある一次産業の振興、商工業の基盤強化、商業の振興の目標に貢献できる施設になると考えます。私も結構忙しいんですが、その物件の管理会社にいろいろ問い合わせてみたんですね。建物と駐車場で1か月で70万円の賃借料らしいです。空調設備や冷蔵庫、流し台などは、今、本市も取り組んでいるリサイクルとかリユースされたものが、リサイクル屋さん結構あるんですね。今、大変厳しいコロナ禍の状況で、廃業された方が結構全国的に多いものですから、そういう厨房設備とか空調は結構あるわけですね。そういうリサイクル、リユースされたものを設置すれば安価で整備できるわけですね。パチンコ屋の跡なので結構広いわけなんです。それを例えば15分割ぐらいにして、テナント制にするということですね。ただ持ち込んで、自分の家で弁当作ってそこで並べてもらったりとか、6次産業のものを来店してもらったりとか、後ろに厨房とかあるわけですから、魚をさばいてもらったりとかすればですね、広さ的にいけば15分割ぐらいはできるんですね。そうすれば、一つの事業者に対して四万五、六千円で貸し出すことが可能になるわけです。新たに起業

したいという方がいっぱいいらっしゃるわけですね。資本をいろいろ検討されている方もいらっしゃると思いますが、資本のかからない事業が提案できるようになるわけです。市民に仕事をつくり出すということも、行政の役割だと私は考えております。例えば、高齢者が作った野菜や漬物、団子などが出品できれば、高齢者の生きがいにもつながると考えます。JAあおぞらで取り組んでいる甚平倶楽部事業の松山・志布志バージョンにもなると考えます。「最小限の予算で最大限の効果を上げる」という答弁を前回市長がされました。この市長答弁に沿った事業になるのではないかと考えるわけですね。市長、私の事業計画はどうでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** 今、聞いている中では大変いいなと思うのですが、それは市が取り組むということではなくて、先ほど言いましたように、民間からそういうような取組ができればいいのかなというふうには思っているところでもありますので、私もテレビを見ながら、そういう地元の特産品とかの成功事例等々をよく見ているわけですが、あとは経営の仕方、運営の仕方をどうしていけばいいのかということで課題になるわけでもありますので、そこ辺は十分内部でもそのことが取り組めるのかどうかですね、もちろん投資効果、投資的なものも含めて協議をしていかなければいけないのではないかなと思っているわけですが、考え方としてそういうことができるのであれば、内容的にはいいのではないかなと思ったところでもあります。

**○5番（南 利尋君）** これはですね、本当に大原地区周辺とか中山間地域、松山地域、伊崎田地区とかそういう方々の切実な願いなんです。下までおいて買い物するのがなかなか大変だと、そして大原地区は本当に高齢者がいっぱいいらっしゃるんですね。新しい住宅もいっぱい建ち出しているんです。新しいまちが大原地区周辺で形成されている状況なんです。そこに対して買い物をするところがないという現状があるわけで、前はあったわけですね、そこが集中して中山間地域の方々から大原地区の方々から利用されているわけです。だから、本当に民間がとか行政でとかではなくて、これはスピード感をもっていろいろ検討していただかないと、昨日の質問にもあったと思うんですけど、今いろんな施設の中で直営でできないかという、そういう事業もいろいろ検討されることもあると思うんですね。これは、直営でテナントを貸し出すという単純なことなんです。そこでしっかりとした決まりを作って貸し出すと、入店するときはこちら、退店するときはこちらとかですね、そういうことをしっかりと打ち出してやれば、市内事業者というのは本当に一生懸命頑張っていると思います。そういう変なことをする方は一人もいらっしゃらないと思うんですね。それを民間業者そういう新しい起業をしたい方を手助けするという意味でも、しっかりと前向きに検討していただくということは、私は重要だと思っていますので、もう一回その辺の取組の姿勢を、市長の気持ちをお聞かせください。

**○市長（下平晴行君）** 先ほど言いましたように、市がそういう投資をしてできるかどうかですね、そこ辺は内部で十分協議して対応してまいりたいと考えます。

**○5番（南 利尋君）** ぜひですね、前向きに検討していただくことを強く要望しておきます。市内で新たに起業する事業者に対して、公平性を重視した補助事業に取り組むべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 創業者に対する補助事業は、これまで創業支援事業として商店街モデル地区を対象に実施していましたが、昨年度はスタートアップ商工業者応援事業として、商店街モデル地区以外の地域を対象に実施したところでございます。

本年度はこの創業に対する補助金を一本化し、創業者等応援支援事業として、市内全域を対象に実施しており、補助率も従来の5分の3から3分の2に引き上げております。総合振興計画においても、商店街における新規出店者の増加を目指しておりますので、商店街モデル地区を重点的に支援することとし、モデル地区で商業する飲食店は、既営業者も補助対象としているところでございます。今年度の事業の申請並びに相談の状況を分析しながら、市内で新たに起業する事業者に対する支援として、どのような形が一番良いのか、次年度の事業実施に向けて、再度検討して取り組んでまいりたいというふうに考えてところでございます。

○5番（南 利尋君） 私は前にも、市長も検討していくということで答弁いただいたことがあったんです。現状で、私はモデル地区が悪いとかいいとかという話ではないわけです。この後期振興計画を作成した中で、「稼ぐ志布志」をつくっていくというそういう下で、志布志市をつくり上げているわけですから、そうすることによって、例えば松山地域で商売をやります。モデル地区の何分の1になりますぐらい、今の現状はその比率からいけば少ないわけです。この前当初予算が可決されましたけど、その事業の予算が可決されて執行されると思うのですが、例えば、有明庁舎の周りで何かをやられる方がいらっしゃったとしますよね、モデル地区も有明地区も志布志市内の事業者なわけです。例えば、友恵寿司からこっちで商売をやられる方と、金剛寺の近くで商売をやられる方も同じ市民で事業者なんですね。だから、現状で何年もこのモデル地区というくくりで、いろいろ予算付けがされているわけですが、夕方から夜に通ると意外と閑散としているんですね。だけど、駅前とかそういうところを通ると、意外と人が集まってにぎやかなところもあるわけですね。駅前の現状でいけば、市道香月線沿いで事業をやるとしますよね、その志布志庁舎の下の通りで事業をやるとしますよね、補助率は違うわけですね。市民から言わせれば、同じ事業者から言えば、何でということになるわけですよ。同じ取組をしてやろうとしていること、これからの志布志市の在り方がJR志布志駅から市道香月線沿いに「新しい拠点をつくります」ということも、しっかりとうたっていらっしゃるのに、その新しいまちづくりの拠点の場面に参加しようという意思を持って創業しようとしていらっしゃる方と、モデル地区に住んでいらっしゃる方のその補助金の給付の在り方が違うということの現状に、みんなが矛盾を感じているわけです。であれば、モデル地区を安くするとかそういうことではなくて、例えば3分の2を補助しますという事業があれば、松山地域でやったり有明地域でやったり志布志でやったり、3分の2の補助事業になるということをみんなで、オール志布志で取り組んでいける、必ずですね、運動不足の方もそうなのですが、モデル地区以外の方もそうなのですが、愚痴が出るんですよ。「やはりあそこはこうだよな」「あそこだからこうだよね」という話は絶対出るんですよ。だから、愚痴も何もなく、みんながオール志布志でそういう新しいまち志布志、活気のある志布志をつくるために、若者も高齢者の方々もみんなで行き届くよということを考えてとき



に、補助事業の在り方を一律にするのは当然の考えだと私は考えます。多くの市民の方々がそういう意見を私に要望されてきます。市長、今年はまだ決まっているわけですから、来年度からしっかりとその方向性を考えていただいて、取り組んでいただけませんか。見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） なぜ差額を付けているかということですね、やはりその場所の現状の在り方を、いわゆる全くないところに1件支援しても、その活性化にならないわけです。だからその投資する効果、これをどうしたらその効果が表れるかということでの、いわゆるモデルというのを立ち上げをしているところでもありますので、そこ辺は十分に理解していただいて、取組体制がなぜこうなるのかということと、その一帯の活性化、空き店舗のいわゆる活用をどう進めるかというようなことでの取組をしてきているところでもありますので、そこ辺が今年そういう取組をしていく中で問題、課題が出てくるとなれば、やはりそこはまた見直していかなければいけないだろうというふうには考えているところでもあります。

○5番（南 利尋君） その考えも分かるんです、分かるんですけど、例えば、いきなりどこかにその施設を建てて商売をやるということで、そのモデル地区の在り方はどうなのかという今の答弁がありました。例えば、極端な話でこのパン屋さんがありますよね、このパンさんを八野地区に造ったって人は来ますよ。この事業者に対して「八野地区でパン屋さんを出店してくれないか」と、例えば名前が「ほっとけないよ」というパン屋さんだったらほっとかないでしょう、みんな。みんな並びますよ。だからそういう新しいオリジナルのそういう事業を立ち上げるためにも、それなりの資金がいるわけですよ。モデル地区の在り方のその予算付けは分かるんです。分かるんですけど、その同等で、例えば、新しく松山地域の新橋地区に何かの店舗ができました、有明地域のどこかに何かできましたということで、そこが新しい活性化を生む事業につながる可能性も出てくるわけですよ。だから、もう一回そういうモデル地区はモデル地区の事業の在り方、新しい拠点づくりは新しい拠点づくりとしてのそういう予算付けの取組でなければ、例えば、夏井地区でこれから市のほうでも新しい夏井地区に対しての観光振興計画の中でも、いろいろあるわけではないですか。だから、モデル地区で商売をやる人と夏井地区で商売をやる人の補助額は一緒だよということでやれば、どっちでやってもその夏井地区でやったのを、今度はこの地域商店街でやる可能性も出てくるわけではないですか。このモデル商店街でやった事業を夏井地区で支店を出そうという方もいらっしゃると思うんですね。そういう頑張る方々に対して、市長は「頑張るところにはしっかりと協力していく」ということをおっしゃいます。だから、頑張っている方には同等の予算の在り方というのが、私は必要だと思うのですが、その辺の考え方はどうでしょうか。見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） それも一理はあるかというふうに思います。ただ、今、取組をしていることがやはり人の往来があって、にぎわいが創出される、そういうことを考えた場合に、いわゆる観光資源や食といった目的が必要になるかどうかと、いわゆる集団というかその事業が1件だけではなくて、空き家も含めて空き店舗も含めて、利活用がされるのではないかというような考え方であるわけではありますが、そういう市民の皆さんが不公平だということの意見が多いとすれば、

そこ辺も含めてどういう形での支援の設定の仕方ですね、そこは内部で十分精査をしていかなければいけないのではないかなというのは思ったところあります。

○5番(南 利尋君) ぜひですね、僕のキーワードは「新しい拠点づくり」ということなんです。だから今、市が麓地区の新しい歴史のまちづくり事業として、いろいろ今度600万円以上かけてバーチャル技術を活用したものを導入してということで、人を呼び込むということで予算案が計上されていますが、その600万円の予算に対しても、そのCGを作れば人が来るという前提、そういうある程度見込んで事業をされると思うんですよ。では、今そのCGを作って、麓地区にすごく人が訪れるようになりました。では、そういう飲食店がどこにあるかということなんですよね。そこは早急に急がなくてはいけないという現状があるわけなんです。そこで、来て、缶コーヒー飲んで、トイレ使って帰りました。「志布志市のあのCGはすごかったですよ」と言われても、「経済効果がどこにあったの」という話になるわけです。その地元の地産地消を行ってもらうためにも、やはりそういう山城の事業が進むのであれば、その志布志小学校付近に、昔は商店街とかいろいろありましたよね。今、魚屋さんが空き店舗になっていたりするようところが何軒もありますよね。ああいうところで、「港の近くだから、ちりめん三昧丼をここで提供しよう」と言ったときに、モデル商店街と同じような予算があれば、モデル商店街をペイントしてあったので、あの辺は歩く歩道の中に入るわけですから、そのまちづくりの中に対してもそういう事業者が立ち上がってくる可能性も出てくるわけですよ。これからやはりそういう経済効果を踏まえた在り方をしていくには、市内の事業者がコロナ禍から脱出して元気になっていただかなければいけないということがあるわけですから、その辺もしっかりと踏まえた上で、全市民を補助するという意味でも、前向きな検討をよろしくお願いいたします。

次に、環境行政についてお伺いします。

高齢者の多い地域では、ごみの分別と搬出の在り方が喫緊の課題になっています。どのような対策を講じる考えかをお伺いします。

○市長(下平晴行君) 高齢者等のごみ分別困難者の対策につきましては、現在、ごみ出し困難者対策事業により自宅からの搬出を支援しているところであります。

またこの事業から漏れた、障害もなく介護の認定を受けていない方でも、高齢化に伴い分別が困難になっている方がおられると認識をしております。このような方への支援の方策を検討するため、社会福祉協議会及び地域包括支援センターの協力を得て、介護事業所の利用者等にアンケート等を実施しているところであります。

今後その結果を基に、現在、関係部署で協議を行い、高齢者が自宅で自立した生活が送れ、安心してごみ出しができるよう支援してまいりたいというふうに考えております。

○5番(南 利尋君) 今回はですね、そのごみ出しがなかなか難しくなったという場面で、身近な事例を挙げて質問させていただきます。このプリントをお渡ししたのですが、同僚議員の方にもちょっと回覧で見ていただきたいのですが、私の住んでいる柳井谷自治会の現状なんです。柳井谷自治会は、もうすごく有名なところで20戸ほどの山奥の集落なんです。柳井谷自治会は、もうすごく有名なところで20戸ほどの山奥の集落なんです。柳井谷自治会は、もうすごく有名なところで20戸ほどの山奥の集落なんです。柳井谷自治会は、もうすごく有名なところで20戸ほどの山奥の集落なんです。

沢」とも言われることもあるわけですね。とても魅力的な場所であります。半数以上は自治会を脱退された高齢者の方々なわけですね。以前は、本当に本市の手本となるようなごみ出しが行われてきた地区なんです。でも、最近は半分以上がもう高齢者になって、大変な状況になっているわけです。故意に決まりを守らないという人は、本当に一人もいらっしゃらないわけです。高齢者になってごみ出しができないということですね、このプリントを見てもらえればいいのですが、なかなか7時から8時に出せなくて、リサイクルの担当をされている方も、広場の前をちゃんと車が入れるように、火曜日ですから日曜日ぐらいから開けてくれているわけですね。なぜかといいますと、高齢者がごみを出せないから、娘さんとか息子さんが市街地から来て、日曜日にそのごみを軽トラに積んで、その場所に捨てて、持っていかれる方もいらっしゃるわけです。なぜかといったら、その入口はもう出していいですよという準備はできています。高齢者の方は、自分の家が一番遠い方で500m以上あるわけですから、そういう方はそこまで行けないわけですね。その方がいろんなごみを分別して、その息子さんとかが持ってそこに出すような状況もあるわけです。この写真を見てもらえれば分かるんですけど、この医薬部外品的なそういう高齢者が肩が痛いから、これを飲んだら治るんじゃないかみたいなそういう空きビンとかが混合しているところもあるわけですね。これも正直いって、誰がこういう状況になっているかというのものはっきり分かるわけですよ。これは自治会長に、「議会でちょっといろいろ提案します」ということで、許可をもらっているんですけど、何か厳しい書き方だなと僕は思うんですけどね、「名前は姓だけではありません」と「姓と名です」とかですね、すごいことを書いていらっしゃるんですけど、自治会長は本当に頑張っているんですけど、さっきおっしゃったそういう地域包括支援センターとか社会福祉協議会に依頼している状況が、これからどんどん確立されているいろんなことが行われてくるかもしれないですが、この高齢化率が例えば10%というのと、約3,000人ですね。これが30%となると1万人近くになるわけではないですか。その中の半分がちょっとごみが大変だということ、もう5,000人ぐらいになるわけです。これは地域包括支援センターと社会福祉協議会だけでは、絶対対応できない人数になってくるわけです。だからこの辺もいろいろな状況を見ると、ただ、ごみの分別とかごみ出し困難者の方が増えたから、じゃあそういう方をお願いしてやっていただきますというようなですね、そういうことだけでは、どんどんいろんな問題点をもっともっと出てくるような気がするんですね。だから、私は本当に「5R」は大事だと思うんですよ。思うけど、もっと27品目にこだわらずに、誰一人取り残さないようなごみ出しの分別の在り方もしっかりと早急に検討すべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

**○市長（下平晴行君）** 南議員が「5R」を理解していただいて、大変ありがたいなというふうに思います。私もごみ分別の在り方で、27品目には絶対こだわっていません。そういうことでちょっと答弁させていただきます。

現在でもごみ出し困難者への対応は行っておりますが、高齢者などごみの分別ができなくなってきた方への対応も行っていかなければならないというふうに考えております。分別の在り方や

分別が困難な方には、生ごみ以外のごみを専用の袋に入れていただき、回収後分別する仕組みが取れないのかどうか、新たな事業も含めて高齢者が安心してごみ出しができる支援について、関係部署と連携しながら、引き続き調査・研究してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○5番（南 利尋君） 僕もですね、「5R」は分かっていますよ。僕は、洋服が5Lなので5は分かっているんです。RかLかどっちだったかなと思ってですね、「5R」でした。

その品目にこだわるというのも分かるんですが、できないという現実を一番しっかりと見なければいけないということなんです。そのビニールだったんだけど、その方々は紙に見えたりすることもあるわけですね。だから、それを具体的な細かいところまでなぜできなくなったのか、なぜ困難になったのかということもいろんな聞き方をして、じゃあどうすれば自分でできるようになりますか的な、優しいそういうアンケートも採るべきだと思うんですね。「こんなだったら私もできるんだけどね」とか、「これだったら俺もできるよ」みたいな高齢者の方々のそういうことを踏まえて、何歳以上はこういう出し方も可能だとかですね、もう地域包括支援センターとか社会福祉協議会だけでは絶対2、3人の方で市内全域を「今日は山重に行きます」「明日は四浦に行きます」というのはできないわけですよ。だから、現実的に考えたときに、しっかりとそういう関係機関と連携を取ることも重要ですが、そういう現実に出していらっしゃる方々の意見をしっかりと聞かないと、完璧な対策の在り方というのはできないと思うんですね。例えば、今は高齢者の方々のいろいろな本当に喫緊の課題になっているわけですから、それもしっかり取り組んでいかなければならない。

この前、志布志市にUターンしてきた若者たちといろいろ話していて、ごみのことでいろいろ話をさせてもらったことがあったのですが、その若者たちが言うには、「小・中学校のときにごみ出しについていろいろ学習したが、志布志市以外に住んでみるとリサイクルするものはリサイクルして出して、あとは可燃ごみ、不燃ごみというような出し方でした」と、「志布志市に帰ってきたらごみ出しが本当に大変ですね」という意見もあったんです。これは何人言っていたかという話ではないですから、意見があったということなんです。本市以外に住んだ経験のある方々は、ほとんど同じようなことをおっしゃるわけですよ。あそこはこうで、あそこはこうだよということですね。だから、そういういろんな意見が市内にはいっぱいあります。もう中山間地域の方の中には、もうはっきりと「俺は焼却しているんだよ」という方もいらっしゃいます。もう「強気に言わないでください」という話を僕はするんですけど、本当にいらっしゃいますよ。だから、例えば、今度総合振興計画の後期計画ができましたよね。そういうものを策定するときに、必ずアンケートとか取ると思うんですよ。その中でもごみに対しての、もっとこうしてほしい、ああしてほしいという意見・要望というのが必ず上がってくると思うんですね。だからそういう意見もしっかりと把握した上でですね、志布志市のごみ出しはこれですよということではなくて、何歩譲ってか分からないですけど、「じゃあ、ここはこうだから、こういう点はこうしてみましようか」とかですね、本当にいろんなアンケートとかいろんな要望・意見を少しでも聞き

入れて、多少の見直しということで今回は質問させてもらいますけど、多少見直していかなければいけないのではないですかね、見解をお伺いします。

**○市長（下平晴行君）** 見直しは先ほど答弁したとおりで、いわゆる生ごみは入れないで、ほかのものは一緒に入れて出すということなんです。そこは理解してもらっていますか。逆質問ではないですからね。さっき私が答弁したのはそういうことなんです。

今のを答弁いたします。平成11年度から旧志布志町で資源ごみ分別回収をはじめ、その後拡大し現在のスタイルになったところであります。市民の皆様には「美しい地球を子供たちに」の気持ちで取組をお願いしており、今ある資源を長く使うことで、SDGsにもあります持続可能な社会につながっていくと思っております。持続可能な社会をつくっていくためには、ごみの再資源化を図ることが必要であり、さらなるごみの削減を図るために「5R」です。「リフューズ」、ごみになるものは断る、持ち帰らない。「リデュース」、ごみを削減する、ごみになるものを減らす。「リユース」、何回も利用する、繰り返し使うということです。「リペア」、修理して長く使う。このことをしっかり取り組んでいただいて、最後に「リサイクル」、再資源化、再資源に利用するという「5R」に取り組んでいかなければならないというふうに思っているところであります。

なお、ごみ出しの在り方については、リサイクルされる分類や分別種類の簡素化や市民の利便性を図るため、いつでもごみを出せる常設のごみステーションの設置についても調査・研究してまいりたいと考えております。

そして先ほどの質問の中の答弁については、もう一回話をしますけれども、私どもが考えているのは、高齢者ですね、これは一般廃棄物については市が収集しなければならないというふうになってるわけでありますので、生ごみ以外の資源物、それを一緒に入れて出すことはできないかどうか、そういうことです。だからどこかに頼むとかではなくて、その袋に入れて出していただいて、それを市が収集するという流れにできないかどうかということ、調査・研究しているということであります。

**○5番（南 利尋君）** 議会は協議会に替えられないのですね、後でまた担当課にお伺いさせていただきます。

よく聞く脱炭素とかSDGsという理念は分かるんです。だけど、考えてみてください。ごみ出しだけがSDGsではないんですよ。例えば、森林の在り方だったりとか排気ガスの問題だったりとか、いろんなことでカーボンニュートラルとかそういうのに取り組んでいかなければいけないという場面で、もう何かいろんなところでごみ処理だけがすごく脱炭素なんだということではなくて、いろんな観点からですね、やはり取り組むということ。ごみも今の最新技術でいろんなことをやっているわけですから、この質問に戻りますけど、とりあえずそういう高齢者の状況を見て、生ごみと資源ごみは一緒にできないかということを検討しているということをおっしゃってくださいました。

[何事か呼ぶ者あり]

○5番（南 利尋君） 後で聞きに行きます。

例えば、そういう状況を見て変えていくということなんですよ。だから私が言いたいのは、いろんな市民の意見を把握した上で、市民の言いなりになるということではなくて、そういう中でももっと重要性のある問題点をしっかりと調査・研究して、新しいそういうものに取り組んでいけないかということなんですよ。一番大事なのは「市民が主役のまちづくり」と市長がおっしゃいますので、市民の声が一番力強い行動につながるわけですから、その辺もよろしくお願いたします。

前回定例会でも質問しましたが、本市における埋立て処分場の在り方を再度検討すべきではないかということでお伺いします。

○市長（下平晴行君） 前回の答弁のとおり、焼却施設を造る考えはありません。市民の皆さんには、「混ぜればごみ、分ければ資源」を基本に、ごみの分別に取り組んでいただいております。今ある資源を長く使うことがSDGsにもあります「持続可能な社会」につながっていくと思います。

今後も市民の皆様の御協力をいただきながら、ごみの再資源化を図り、今ある処分場を長く使っていきたい、そして変えることができるものについては、先ほどありましたように、しっかりと内部で協議をしながら、取組をしまいたいというふうに考えているところでございます。

○5番（南 利尋君） 先日、同僚議員と所管課の方々に、そおりサイクルセンター、松山有機工場、埋立て処分場を視察させていただいて、詳しい説明をしていただいて、本当に一生懸命取り組んでいらっしゃるなということに改めて私も感じたところでした。そおりサイクルセンターでペットボトルや空き缶など、大崎町、志布志市だけのものではなくて、曾於市、日南市、串間市の分までリサイクルされていることを私は初めて気付いたんですね、もっと勉強しなければいけないかもしれないけど。近隣自治体のものを委託されて、そおりサイクルセンターでリサイクルしているという状況をですね、初めて視察させていただいて気付いたものですから、いろんな近隣自治体ともそういう資源ごみ関係に関しては、委託したりとか委託されたりするという事業も現状ではあるんだなということも、新たに発見させていただいたところでした。前回の市長答弁で、「ゆくゆくはごみゼロを目指していきたい」とありました。ごみゼロを目指すのであれば、埋立て処分場の在り方が本当に重要課題になってくるわけですよ、埋めるものがなくなっていくということですから、あとは「5R」と堆肥にすればいいわけですから、なくなるということは市長の構想でしょうけど、今では、もういろんな分野で技術開発がもうすごいことが、想像できないようないろんな開発がされているわけですよ。例えば、ガラス製品は今分けていますよね。高齢者もいらっしゃいます、透明のビンと色ビンは別個でとありますけど、今は技術開発で全部粉碎して、道路の材料になるわけですね。ガラスは一般ごみで、割れたものは新聞紙に包んで出してくださいと、何かの安全な容器があって、ガラス製品は全部そこでいいですよというような話になれば、それを回収して粉碎すれば新たな資源になるわけですよ。それがゼロに近づくという一つの方法ですよ。例えば、マスクやティッシュ、布切れの焼却灰、作る作らないで

はないですよ、焼却灰は今建設資材の材料に練り込んで使っているという技術開発が進んでいるわけですね。例えば、現在は木材の焼却灰は畑の肥料になるそうです。何かと何かを化合してそうなるんでしょうけど、最新技術を活用すればですね、本当に埋立て処分場の在り方が全く変わっていくわけですね。高齢者などもそうですけど、市民のごみ分別の負担軽減も図られる可能性も出てくるわけですね。だから、埋立て処分場の在り方が変われば、ごみゼロに近づける可能性が出てくると思うのですが、そういういろんな調査・研究をしっかりと行っていただいて、ごみ埋立て処分場の在り方を検討をすべきではないでしょうか、見解をお伺いします。

**○市長（下平晴行君）** その件についてはおっしゃるとおりであるというふうに思います。これは、先ほど答弁しましたように、現状の分別の在り方がこのままでいいのかどうかということは、今、質問されたようなことも含めて、答弁させていただいたところであります。

この活用の仕方ではありますが、私のごみゼロにしていくというのは、今埋立てをしている処分場のいわゆる木とか金属とかゴムとか、最終的にはそういうものまでできるということでのごみゼロという考え方です。

そういうことで大量生産、大量消費による大量のごみを処分する前に、先ほど言いました「5R」の取組、これをしっかりと再度定着させていただいて、持続可能な社会のための最終処分場にしなければならないというふうに考えております。いわゆる最終的には、リフューズ、リデュース、リユース、リサイクルという、再資源化は最後なんだという考え方ですね。これはもう南議員も理解していただいているので、大変ありがたいと思います。

そういうことで、既に先ほど言ったことなのですが、埋立て処分しているごみの減量化を含め、ごみゼロに向けて新たな環境に優しい処分方法についても、先ほど言いましたような高齢者対策も含めて、引き続き調査・研究してまいりたいというふうに考えております。

**○5番（南利尋君）** 前向きなそういう調査・研究をしていただいて、何度も言いますが、市民の意見・要望をしっかりと把握された上でいろんな事業は展開されることが、オール志布志をつくり出す要因だと思いますので、その辺をしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

本市では、先ほど志布志港ではどんどん輸出入が増えているという話もありましたよね。そういうことに伴い、深掘りしたりとか延伸したりして、いろいろ聞いてみると、志布志港で何tまでしか下ろせないからどこかで下ろして、志布志港には最後に入って、志布志港で一般廃棄物が出たりするときにいろいろ対応しなければいけないとかいうこともあるわけですね。これからは大きいタンカーとかそのまま入ってきて、そのまま帰っていくわけですから、一般廃棄物が増える可能性も出てくるわけですね。予想もしないような「今までこんなごみなかったよ」というようなごみも対応しなければいけない状況になってくる可能性も出てくるわけですよ。だから、やはり港湾関係のいろんな事情もしっかりと事前予測をしながら、そういう対応もしていかなければいけないという状況があるわけですね。話を聞くと、やはり大崎町も独自で埋立ての在り方の新しい調査・研究視察をしているということもお伺いしました。本市でもどうにかならないかという調査・研究をされていて、いろんなことに取り組んでいますよということも勉強させて

いただきました。であれば、大崎町もそういう埋立てに対していろんな視察をして、何がいいのかなということをやっているわけですから、簡単に言えば、この前の担当課の課長の答弁でありました「志布志市だけでは何も決められませんよ」という話があったわけですよ。であれば、曾於南部厚生事務組合においても、しっかりとこの埋立ての在り方、埋立て処分場の在り方をもう一回調査・研究して、もう一回いろんな最新の技術をしっかりと取り入れた持続可能な処分場の在り方を調査・研究しましょうよというような、そういう取組も必要ではないかと考えますが、見解をお伺いします。

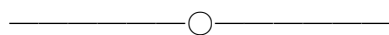
○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、予算についても曾於南部厚生事務組合議会というのがありますので、そこで議論していただいて、決定をしていただくというような流れになっておりますので、これは、大崎町、志布志市が単独でできるものではありません。そういうことを踏まえて議会等でも説明をしながら、またこの事業について変更の場合は、またその理解を得て取組をしていかなければいけないというふうになっておりますので、そこ辺は十分大崎町とも連携をしながら、取組をしてまいりたいというふうに考えております。

○5番（南 利尋君） ぜひですね、前向きな検討をよろしくお願ひします。

私が今回の質問で提案したかったことは、安全・安心な市民環境の維持を図り、「稼ぐ志布志」の実現に向けて、市民の意見や要望をしっかりと把握して、「未来へ躍動する創造都市 志布志」、さらに輝く「ひと」、「まち」、「みなど」、「ふるさと」を目指して、オール志布志で取り組むべきではないかということでありました。市長の見解をお伺いして終わります。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、「稼ぐ志布志」ということで、私も八つの政策ビジョンの中にしっかりと取り入れておりますので、そのことを頭に入れながら、志布志市の活性化に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（平野栄作君） 以上で、南利尋君の一般質問を終わります。



○議長（平野栄作君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

明日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで延会します。

お疲れさまでした。

午後3時24分 延会



## 令和4年第2回志布志市議会定例会会議録（第4号）

期 日：令和4年6月15日（水曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

日程第3 一般質問

丸 山 一

東 宏 二

隈 元 香穂子

市ヶ谷 孝

小 園 義 行

鶴 迫 京 子

出席議員氏名（20名）

1 番 永 田 梓	2 番 栢 山 晋 司
3 番 稲 付 洋 平	4 番 隈 元 香穂子
5 番 南 利 尋	6 番 市ヶ谷 孝
7 番 青 山 浩 二	8 番 野 村 広 志
9 番 八 代 誠	10 番 小 辻 一 海
11 番 持 留 忠 義	12 番 平 野 栄 作
13 番 西江園 明	14 番 丸 山 一
15 番 玉 垣 大二郎	16 番 鶴 迫 京 子
17 番 小 野 広 嗣	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 福 重 彰 史

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 溝 口 猛
教 育 長 福 田 裕 生	総 務 課 長 小 山 錠 二
財 務 課 長 折 田 孝 幸	企画政策課長 西 洋 一
情報管理課長 岡 崎 康 治	港湾商工課長 假 屋 眞 治
税 務 課 長 濱 田 茂	市民環境課長 留 中 政 文
福 祉 課 長 木 村 勝 志	保 健 課 長 川 上 桂 一 郎
農政畜産課長 大 迫 秀 治	耕地林務水産課長 河 野 穂 積
建 設 課 長 鮎 川 勝 彦	松 山 支 所 長 上 原 健 太 郎
有明支所長 北 野 保	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 和 佐 浩 教	農 業 委 員 会 事 務 局 長 中 水 忍
教 育 総 務 課 長 萩 迫 和 彦	学 校 教 育 課 長 上 木 勝 憲
生涯学習課長 江 川 一 正	危 機 管 理 監 萩 原 政 彦

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 松 永 憲 一
調 査 管 理 係 長 大 田 和 隆	議 事 係 長 末 原 和 幸

午前10時00分 開議

○議長（平野栄作君） これから本日の会議を開きます。

○

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野栄作君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、南利尋君と市ヶ谷孝君を指名いたします。

○

#### 日程第2 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（平野栄作君） 日程第2、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内市町村の長及び議員のうちから、市長区分6人、市議会議員区分6人、町村長区分4人、町村議会議員区分4人から構成されています。現在、広域連合議会議員のうち、市議会議員から選出する議員について1人の欠員が生じているため、選挙の告示を行い、候補者の届出を締め切ったところ、市議会議員から選出すべき人数を超える2人の候補者がいましたので、広域連合規約第8条第2項の規定により選挙を行います。

この選挙は、同規約第8条第4項の規定により、全ての市議会議員の選挙における得票数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第33条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人の告知は行えません。

そこでお諮りします。

選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定しました。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（平野栄作君） ただいまの出席議員は20人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条の規定によって、立会人に南利尋君及び市ヶ谷孝君を指名いたします。

候補者名簿を配ります。

（候補者名簿配布）

○議長（平野栄作君） 候補者名簿の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 配布漏れなしと認めます。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

(投票用紙配布)

○議長(平野栄作君) 投票用紙の配布漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平野栄作君) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(平野栄作君) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

○事務局長(藤後広幸君) それでは順にお願いいたします。

1番、永田梓議員。2番、栢山晋司議員。3番、稲付洋平議員。4番、隈元香穂子議員。5番、南利尋議員。6番、市ヶ谷孝議員。7番、青山浩二議員。8番、野村広志議員。9番、八代誠議員。10番、小辻一海議員。11番、持留忠義議員。13番、西江園明議員。14番、丸山一議員。15番、玉垣大二郎議員。16番、鶴迫京子議員。17番、小野広嗣議員。18番、東宏二議員。19番、小園義行議員。20番、福重彰史議員。12番、平野栄作議員。

○議長(平野栄作君) 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平野栄作君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。南利尋君及び市ヶ谷孝君、開票の立会いをお願いいたします。

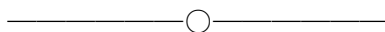
(開票)

○議長(平野栄作君) 選挙の結果を報告します。

投票総数20票、有効投票20票。有効投票のうち、下川床泉君17票、畑中香子さん3票。以上であります。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)



### 日程第3 一般質問

○議長(平野栄作君) 日程第3、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、14番、丸山一君の一般質問を許可します。

○14番(丸山 一君) おはようございます。会派、志みらいの丸山一でございます。実は先日ですね、一般質問の原稿を一生懸命書いておりましたところ、前からこのようなメモがまいる

して、よく見たら「会派、志みらい」と書いてありまして、よっぽど僕が前に間違っただのか、答えたのか、会派名が書いてありました。老人扱いでございました。ふりがなが振っていないのが幸いなんですけども。

それでは通告に従いまして質問をいたします。まずは1番目、農道の改良についてであります。野井倉土地改良区内の3号水路沿いにあります農道は、農業従事者はもとより、有明中学校の生徒の通学路としても利用されておりますが、幅員が狭く非常に危険であるので、安全性向上のためにも拡幅工事を行う考えはないかの質問であります。

**○市長（下平晴行君）** 丸山議員の御質問にお答えいたします。

議員お尋ねの農道は、平成10年頃に地域住民より、児童・生徒が安全に通学できるよう要望があり整備しましたが、耕作者も頻繁に利用することから、時期や時間帯によっては歩行者が車両に接触するおそれがある箇所でもあります。

農道の拡幅については、接続する市道が交差点であり、横断歩道でもありますので拡幅は困難であり、道路の付け替えで実施することになるというふうに考えております。

したがいまして、現況の利用状況が大きく異なりますが、関係者の同意が得られれば、道路の付け替えは実施可能ではないかというふうに考えているところでございます。

**○教育長（福田裕生君）** 野井倉土地改良区内の3号水路沿いの農道につきましては、有明中学校の生徒が通学路に使用していることについて現況を確認いたしました。農道と水路との間等に草が繁茂している状況であり、場所によっては見通しが悪いところもありましたが、通学路としては危険度が高いというようには感じられなかったところでございます。

また、学校側も農道の現況は十分に把握しており、自転車で通学する際は必ず一列で通行すること、農業用機械に接近する際や横断歩道を渡る際は、自転車を降りて、押して通過することなどの指導を徹底しているとのことでございました。

**○14番（丸山 一君）** この問題提起をいたしました農道は、今市長も答弁しておられましたけども、野井倉土地改良区内の農道でありまして、軽トラが止まれば、横を子供たちが抜けられないぐらい狭い農道なんです。そこから今度はトラクターも下りていったり、田植え機も下りていったりという状況なんですよね。ですから、我々がそこで作業に従事する場合には子供たちに配慮をしまして、子供たちが通る時間帯は避けようと、軽トラを停めるときにも少し路肩のほうに寄って停めると、何とか子供たちが自転車で抜けられる状況なんですよ。ですから、ものすごく心遣いしております。教育長が言われましたとおり、農道は通学路として併用してはいますけども、有明中学校まで約3kmぐらいあるんですよね。そのガードパイプから出てくる草等に関しましても、我々野井倉土地改良区もしくは野井倉南部保全協議会におきまして、草刈りをするんですよ。ガードパイプから草が出ていると、子供たちが夏場はこの草で腕を切るとかいうこともありますので、そこまで我々は配慮して、年に2回ほど草刈りもしているわけです。あくまでも中学生を中心にして、我々は仕事をやったりとか日頃の心遣いもやってきているわけなんです。ですから、今回はそこをですね、せめて広げてもらえないだろうか。今までも僕は何回も一般

質問しましたが、3号水路は今、土水路としてかなりでかいですから、あれを整備することによりまして、水路が狭くなることによって道路が拡幅できるし、農道も確保できるのではないかと、ということで、何回もお願いをしたんですけども、3号水路に関しては用水路としての位置づけであって、それに対する補助事業はないということで残念ながら諦めたんですけど、ただ、合併したときに分かったんですけど、松山地域方面は、すごく農道とか水路とかちゃんと整備されているのに、何でこの同じ志布志市内でこういうのができていないところがあるのかというのを第一に考えたんですよ。それからいろいろ延々ありましたが、3号水路改修に関しましてはもう諦めましたので、できれば農道をあと1mもしくは1.5mほど広げることによりまして、子供たちの通学の際の安全性も向上するし、農業従事者も急勾配の乗入口があるんですよ。僕は、あそこはトラクターで上がるのも大変だと思うんですよ。田植え機械も下りるのはいいけど、田植え機械を上げるのにはあれは多分、上に3人ぐらい乗らないと上がらないんですよ、それぐらい勾配はきついんですよ。特にあの防災無線があるところですね。ですから、今回1.5mもしくは2mほど農道の拡幅工事をしていただきまして、子供たちの安全性と農業従事者の安全性を確保するために、ぜひお願いをしたいと思っているんですけど。

**○耕地林務水産課長（河野穂積君）** お答えいたします。

ただいま御質問の農道につきましては、平均で2.4mほどの幅員となっております。今おっしゃられたように、そこに農業用の機械でありますとか、そういったものが入ったときに、歩行者との接触というのは十分危険な状況になるのではないかと、いうふうには思われます。

ただ、今おっしゃいましたように、1.5mから2mほどの拡幅ということになりますと、総幅員で約5mほどの道路にはなろうかと思えます。そうなった場合、今農道が接続している場所と、市道の一丁田・宇都鼻線の交差点に直結しているような状況でございます。当然、交差点協議等も必要になってくるかと思えます。そうなった場合に、横断歩道の延長線上ということもありますし、交差点付近ということもありまして、そういった類いの拡幅に伴っての許可というのは下りにくいのではないかと、これまでの経験から申しますとそういう感覚を持っております。

また、この農道の乗入口というふうに考えたときに、道路法24条でいいます道路工事施工承認の承認基準というのがありますけれども、これにつきましては、「横断歩道から前後5mは許可をしない」という規定もございます。市にも承認基準の内規というのがございます。そこにもうたっておりますので、拡幅というところでは非常に難しいのではないかと、今の段階では考えているところでございます。

**○14番（丸山 一君）** 今の答弁にありましたとおり、道路拡張をしますと、宇都鼻線との接続になるというのはもう重々想像できます。となると、多分公安委員会が関係してくると思うんですよ。ですから、そこはものの考え方であって、何も交差点まで5mで拡幅して接続する必要はないわけですよ。その信号の手前、田んぼが1mありますよね。その田んぼの乗入口のところから南側にやればいいわけですよ。何も5mでぼんと取り付けるとなると、いろいろ問題がありま

すよ。でも今既設の農道でそこまでは何とか行けるわけですから、その部分は残しておいて、1枚目の田んぼの乗入口から南側のほうをやれば、別に問題はないのではないですか。何も杓子定規にものを考える必要はないんですよ、これは便宜的措置として、その部分だけは残しておいて南側を道路改良すれば、別に公安委員会のことなんか考えなくてもいいかと思うんですけど。

**○市長（下平晴行君）** ただいま課長が答弁したように、農道については難しいと。先ほど議員が水路改修の件について御質問がありましたけれども、水路改修については、用地や受益者負担についての同意が得られれば可能であるということでございます。

**○14番（丸山 一君）** 今市長が言われましたけど、3号水路の改修については、地権者等の同意が得られればオッケーということですか。

**○耕地林務水産課長（河野穂積君）** ただいま市長が申しましたのは、3号水路ということではございません。農道に付属して排水溝が付いております。それは現況で今議員がおっしゃったように、全部5mということではなくて、部分的に拡幅というようなことを考えられるとした場合に、その側溝を幾らか改修をしていくと。例えば側溝を農道の範囲内もしくはもう少し用地が必要であれば御協力をいただいて、その水路が現在入っておりますのが、水路用の側溝ということで、水を流すためだけの側溝でございますので、非常に加重的には車両が乗ったりそういった部分については、非常に弱い側溝でございます。ですので、考え方としまして、その水路用を道路用の側溝に変えるなどして、部分的に拡幅をしていくとか、そういう方法は考えられるのではないかとということで、今、市長が答弁をしたということで考えております。

以上です。

**○14番（丸山 一君）** 後で言おうとしていたんですけども、実際、防災無線のところから南側に入っておりますのは、今、課長答弁にもありましたとおり、水路用なんですよ。多分あれが先ほどの答弁では、平成10年度頃に施工されたということなんですけど、実際の農道のところの用水に水路用トラフを入れたことは理解ができるんですよ、当時は多分、トラクターも小さかったと思うんですよ。ところが現在はトラクターも大きいんですよ。ですから今の大型トラクターもそこを乗らないと実際通れないわけなんですよ。乗ると今度は蓋板の蓋を割ってしまうわけですよ。そうすると、乗った人から「一ちゃん、また割ってしまった」と電話が来て、僕は走って行って確認をして、担当課に電話をして、「ちょっと悪いけど、中学生が帰ってくるから、カラーコーンか何か置いて落ちないようにしてくれよ」と言って、その都度担当課も大変なんですよ。僕らが言うたびに走ってきて、素早い対応をしてくれますから、それは有り難いんですよ。ですから、今言われたとおり、今入っている水路用を道路用にするしかないのかなと。そうならば、我々「多面的機能交付金でやるか」と、改良区の事務所でもそういう話になっているわけです。でもやはり「4mは必要だよな、この時代に」というのが皆さんの御意見なんですよ。ですから問題を提起したわけですね。それがどうしても駄目だということになりますと、今課長答弁にありましたとおり、水路用トラフをですね、水路用KWから道路用KDに変えて、今の敷設の場所より30cmほどちょっと外側のほうに、地権者の同意をいただいて広げれば、少しは解消できるの

かなという気はしていたんですよね。それしかないのであれば、市のほうでそれは施工できますか。

**○耕地林務水産課長（河野穂積君）** 今、申し上げましたように、一つの手法として部分的な拡幅ということを検討するとなれば、そういった方法も考えられるということでございます。

ただ、事業を実施するに伴って、地元の負担金というのも当然出てきてまいりますし、用地の提供というのももちろん協力をいただかないといけないということになります。そういったもろもろの問題と申すか課題を、地元と協議をしながらやっていく方向では、一つ考えてみるべきことではないかなと。また、地元が「それでいい」とおっしゃるのであれば、地元で協議をしながらどういった方法がいいのかというのは、協議をしていきたいというふうには考えているところでございます。

**○14番（丸山 一君）** 道路拡幅が難しいのであれば、僕も最終的にはそれしかないのかなと考えていたのですが、それしかないのであればもうしょうがないですよね。先ほど教育長が言われましたように「危険性はない」という感じでおられて、僕たちはですね、地元の間人というのは、中学生の子供たちが行くのに帰るのに、ものすごく危険性が高いから、僕らは心配をして「道路拡幅してほしい」とか言うのは、常日頃みんな思っているわけです。だから農業従事者もその時間帯を避けて、そこに車を入れたりとかトラクターを入れたりとかいうこともなるべく避けようというのが共通認識なんです。そこまで気を使っているんですけども、教育長は、あの農道が危険性はないという認識なんですか。

**○教育長（福田裕生君）** 私も実際現場を見させていただきました。そして学校ともこれまでの経緯も含めて、いろいろ状況を聞いたところでした。広ければ広いなりにそれは安全性はより高まるとは思いますが、現状において約2.4mから2.5mほどの幅でございましたし、時間帯によってはいろいろ配慮をいただいているというのも、これは学校側からもずっと聞いておりました。そういったことがベースにあることからすると、危険性が高い状況ではないという意味合いでの答弁でございました。

それから一方では、こういう声も聞かれてまいりました。「広いことによって、今度はスピードを出したくなるという状況も、中学生、高校生レベルでいうとあるんですよね」といったような声も聞こえてきたというのも、これは事実でございます。ですので、学校側としては今の拡幅においてルールを作って、ルールというのは子供たちに対するルールです。一列になってとか対向の車があるとか停車中の車がある場合は、必ず降りてとかそういうルール、マナーを守らせながら、走行させるということに教育的な意味を持たせて指導しているということでの答弁でございます。

**○14番（丸山 一君）** グリーンロードのところにある信号ですよね、あれも時間差が相当でかかったんです。子供たちが行くほうの時間帯には、車で3台ぐらいしか通れないぐらいの間隔だったんです。それで子供たちが中学校から帰ってくる時に、信号が変わったものだからあわててしまって、そしたらぶつかっていったわけです。そして何人かの子供たちが田んぼに落っ



こったわけです。そういう事例がありまして、僕は総務課に申入れをしまして、「信号の時間差を平等にしてくれ」と。例えば「片方が10秒で片方が2秒とか、そんなのおかしいだろう」と。「だから10秒、10秒にしてくれ」という申入れをしまして、総務課はすぐ対応してくれまして、そういう時間差はなくなりました。

それと高速道路ができたときに、有明中学校の教頭先生が来られまして、高速道路の下に草が繁茂していたんですね、通学路のちょっと横ですけど。そしたら子供たちが見通しが悪いだろうと、教頭先生がビーバーを持ってこられて草刈りを始められたものだから、「ああ、ああいうところまで配慮するのか」ということで、我々は野井倉南部保全協議会が、「今度は信号まで草刈りをしてやろうじゃないか」と僕らもやったわけなんです。常日頃、僕らも中学生の通学路というのが一番念頭にあるんですよ。ですから、そういうところはもう非常に配慮をしております。ましてや3kmの草刈りも、僕らは言われないのに僕らがやっているんですよ。本当は中学校関係者があればやるべきですよ。昔はPTAの方たちがやっていたんです。それを約20年ほど前から、中学校のPTAの方たちもやらなくなったものだから、見るに見かねて僕ら野井倉南部保全協議会でこれを行っているわけですね。ですから、やはり学校関係者とすれば、今の道路としてそれ以上広げられないのであれば、やはりしょうがないですよ。であれば、子供たちも「広がれば危険性がある」とか言われれば、それは僕ら議員としては何の対応もできないですよ。実際、通山保育園のところも砂利道だったものを舗装道路にしたおかげで、今度は「車の通りが速くなった」と言ってきて、「じゃあ、元どおり砂利道に戻すか」と私は冗談で言うんですけどね。そういうところまで教育長の答弁でありますと、それは僕らも対応に非常に苦慮しますよ。僕らはあくまでも中学生を対象にして考えているわけです。そういうところは、少し御配慮いただければと思うんですよ。

もうこれ以上言いませんけれども、既設の水路用トラフを道路用トラフにして、地権者の同意をいただいて、少し30cmか40cmぐらいずらせば、あの信号から南側のほうはちょっと広がります。ましてや農道と田んぼとの高低差は1.5mぐらいあるわけですよ。そういうところの乗入口というのは非常に危ないんですよ。ですから、そこは僕はまた地権者とも相談をいたしまして、そこは対応していきたいと思えます。

次に、飯山地区から通山地区までの農道について、農業従事者の利便性向上につなげるために、拡幅改良工事を行う考えはないかについてお伺いをします。

○市長（下平晴行君） 議員御質問の地区は、野井倉開田のほ場で、昭和30年代に整備された10a区画で、農道も狭く、水路も土水路の箇所がまだ多数あり、維持管理に苦慮されていると感じております。

このような環境の中、本地区については多面的機能支払交付金を活用し、非農家を含めた保全活動を実施されていることにつきまして、地域の皆様に感謝いたしたいと思えます。

さて、野井倉開田の再整備については、野井倉、下段地区を約48ha、肆部合地区を約15haを完了したところであります。また、上門地区約55haを現在整備中であります。完了した地区の方々

からは「単独の農道整備では、大型機械の導入や農地の集積・団地化が困難であることから、道路・水路・農地を一体で整備する必要がある」との声を聞いております。

したがいまして、本地区についてもほ場整備事業を導入し、地区一帯の整備が必要ではないかというふうに考えているところでございます。

**○14番（丸山 一君）** 農業に関しましてですけど、私自身も早期米を5反歩作っております。5反歩作らないと、いろんなことで必要に迫られて作っているんですけども、実際、今のお米の価格では採算は取れていないんですよ。皆さんは御先祖の田んぼが残されているから、「荒らすと隣の皆さんに迷惑をかけるからいかん」ということで、作付けしていますけれども、いわば食いぶち米として1反歩もしくは2反歩ですよ、それだけはやろうと。あとは貸していますよ。年齢的な問題もあって作付けをやめた人たちも結構おられる。そういう人たちも貸し出しているんですね。農地中間管理機構のほうを通じたり、いわば友だち同士という形もありますけど、そうやって貸している。借りた人たちは今度はどうするかというと、1反歩であったところにもう一枚貸していいよということになると、この2枚を1枚にされるんですね。もう1枚出てくると、今度はそれを3反歩を1枚にしたり、4反歩を1枚にしたりとかいうのを、今、農業生産法人の方たちは自分たちの力でやっておられる。なぜかという、これはもともと採算性が取れませんから、そういうことによって必要経費を少しでも少なくしようということ、一生懸命やっておられるわけですね。そういうことを考えて、僕も十数年前になりますけども同じ質問をしたんですよ、「ちゃんとしたほ場整備をするまでもなく、農道の直線化だけでも整備してほしい」と。そして、「農業従事者の生産性を上げてほしい」ということを申入れをしたわけです。そのときは飯山からグリーンロードまでの約150mぐらいができたわけですね。そしたら、地元のその周りの地権者はもとより、周りの方たちも「すごく便利になった」と、「良くなった」ということで、すごく喜ばれたんです。ところが「その後どうするのか」と言ったら、「もうそこはできません」という一言だったんですね。ですから、また十何年ぶりになりますけれども、ひとつ皆さんのためにもですね、そこをできれば直線化、歩道拡張をしていただかなければならないと。実際ですね、稲刈り後に私などの仕事がばっと出てくるのは、先ほど市長の答弁にありましてとおり、野井倉土地改良区内の水路はほとんどが土水路なんですよ。そして農道は狭い、農業機械は大きくなっているということで、特に傷むのがほ場整備内の交差点なんですよ。交差点は機械が回転することによって、非常に傷むんですよ。ですから、僕らは多面的機能支払交付金のほうで、あの交付金があるおかげで9月半ば頃から12月近くまで、ずっとその改修、改修をやっているわけですね。ですから僕らのためにもですね、皆さんの作付けのためにも、そこを1本だけでもいいから、とりあえず直線的な工事ができないか、再度お願いします。

**○市長（下平晴行君）** 先ほど申し上げましたとおり、地区一帯での整備が理想であります、今後、受益者や地域の方々から御意見を伺い、道路整備だけで地域の問題が解決することが可能であれば、検討する必要があるというふうに考えております。

**○14番（丸山 一君）** 今、市長答弁にありましてとおり、「関係者の方たちが同意をするので

あればやってみましょう」という有り難い答弁でありますので、今度、野井倉土地改良区の理事会がありますので、そこでまた僕が提案をいたしまして検討したいと思います。

次に、一丁田・志陽・飯山・吉村の各地区へと通じる市道には、街路灯があまりにも少ないと感じます。実際に、夜間は非常に暗い現状となっていることから、増設等の対策ができないかお願いをいたします。

**○市長（下平晴行君）** 道路照明灯におきましては、犯罪の防止等を目的に校区公民館、自治会が設置する防犯街灯と夜間における交通事故を防止するため、交通量の多い幹線道路、交差点、自治会と自治会を結ぶ道路に設置をし、市が管理をする街路灯があるところであります。

街路灯につきましては、交通量や地域の実情を踏まえ、緊急性、必要性、重要性を検討し、優先度を判断し設置をしているところでございます。

**○14番（丸山 一君）** 12年ほど前になるんですけれども、志陽自治会と吉村地区のあの給食センターがあるあの裏の地区の方たちから相談がありまして伺ったところ、冬は特に日が落ちるのが早いから、子供たちが帰るのにもう5時15分頃は暗くなりますよね。そこで「子供たちのために、ぜひここに防犯街灯を付けてくれないか」ということで相談があったんです。それで担当課と相談しましたところ、「設置の2分の1は補助ができます」ということだったんですね。合併後はですね、合併前は全部付けてくれたんですけどね。自治会は小さいから設置も難しいと、もしも付けたとしても今度は月々の電気代ですね、1灯当たり224円だったか、たしかそのくらいなんですよね。それも吉村自治会総数は9戸ですから、それも難しいだろうということで、「難しいのであればしょうがないな」ということで諦めていたわけです。ところが、1か月ぐらい前になりますけれども、9時半頃に蛍の発生のことを僕は調査に行きまして、その帰り道に気になっていたから通ってみたんです。通ってみたところ、「なんだ、12年前と変わらんじゃねえか」と、ずっと暗いわけですよ。それこそテレビで言う「ポツンと一軒家」ですよ。街灯がぽつん、ぽつんとあるわけです。住宅はそれなりにぱらぱらとはあるんですよ。街灯は本当にぽつん、ぽつんですよ。300mか400mに1個しかないんですよ。下から見ていると、LEDに替わっているから、「なんだよ、LEDに替えたんだったら、これは市道だから、市が管理するのかな」とよく見ると、赤いシールが付いていないんですよ。ということは、「なんだこれは、自治会の管理になっているのか」と、「自治会が管理するんであれば、これはこれ以上増やせないな」と。幹線道路ですから市道なんですよ。であれば、防犯街灯ではなくて街路灯としての対応を市のほうで何とかできないかという、地域の皆さんの代弁者としてのお願いでございます。

**○市長（下平晴行君）** 先ほども申しましたが、街路灯は、交通量の多い幹線道路、交差点、自治会と自治会を結ぶ道路を対象とし、防犯街灯は、自治会内の照明等の設置につきましては、防犯街灯として自治会や校区公民館での設置をお願いしているところでございます。

その設置に対しては、防犯街灯設置事業、設置後は、維持管理に対して防犯街灯維持管理助成を行っておりますので、その活用をお願いしたいというふうに考えているところでございます。

**○14番（丸山 一君）** 10年ほど前になるんですけれども、志布志高校か尚志館高校の子供たち

が一丁田のほうから上がってきて、その自治会に入る道路から我々がいた農道に入ってきたんですよね。「君たちは何で舗装道路を行かぬえのかよ、あそこの舗装道路が走りやすいだろうが」と言ったところ、子供たちは何て言ったと思いますか。「おじちゃん、この農道のほうが走りやすいよ」と言ったんですよね。その農道は、農地・水・環境保全向上対策事業によって、車の轍があつて軽トラも腹をこするぐらい農道を、僕らが不陸整正をして碎石を入れて、転圧した直線道路だったんですよ。そしたらそこに子供たちが来て、「これは暗闇だから走れぬえだろうが」と言ったら、「おじちゃん、あそこはですね、道路が曲がりくねっていて、街灯もぽつんぽつんしかないから、かえって危ないんですよ」と、農道だから直線だから碎石をびしゃっと僕らはしめていたから、そっちのほうが走りやすいと子供たちは言ったんですよ。これが10年前です。ですから、そういうことをいろいろ考えたり、十何年前と変わらないのであれば、この際市のほうで、市長もいろいろ答弁されましたけども、何とか前向きな対応をしていただければと。あとはその維持管理に関しましては、僕も自治会の方たちを何とか協議をしますよ。もう一回お願いします。

**○建設課長（鮎川勝彦君）** 今、御指摘の道路は飯山志陽1号線であろうとしているところでございます。自治会内におきましては、先ほど市長が申しましたように、防犯街灯での設置をお願いしたいところでございますが、この道路は、一丁田・宇都鼻1号線又はグリーンロードとの交差点等もあり、そこには街灯がないようでございますので、そういった交通量の多い幹線道路との交差点等を先に整備できないか、また検討していきたいと考えているところでございます。

**○14番（丸山 一君）** 今、課長答弁がありましたけど、飯山志陽1号線と吉村中次線ですよ、これが途中で別の市道にも出ますけど、大体つながっていつているわけです。ずっと道が暗いんですよ。ですから、ここをぜひ対応をお願いしたいと。併せて、市内にもやはり同じような20戸数の自治会というのは結構あるわけですね。たしか僕は数字で覚えているのは、20戸数ぐらいの自治会は15か20ぐらいあったと思うんですよ。であれば、同じようなことが起きている可能性がありますので、そこのところの調査をされまして、ぜひとも対応をお願いをしたいと思います。

次にいきます。安楽地区公民館は、隣接する山宮神社の駐車場を使用しているような状況となっておりますが、別途、専用の駐車場を確保すべきと考えるのですがどうでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** 安楽地区公民館には駐車場はなく、長年山宮神社の御好意により、公民館の利用者も駐車場を御利用させていただいて、誠に有り難く思っているところでございます。

議員御指摘の専用駐車場につきましては、必要性を感じております。準備を進めるように指示をしたところでございます。その詳細につきましては、教育長より答弁いたします。

**○教育長（福田裕生君）** 今、市長から答弁がありましたとおり、山宮神社の御好意により、公民館利用者も神社の駐車場を利用させていただいております。

安楽地区公民館専用の駐車場の設置につきましては、これまでも地域の方から要望をいただいております。その要望を踏まえ、公民館の利用者の状況、周辺の土地の状況等を調査し、教育委員会といたしましても、「専用の駐車場が必要である」との結論に至ったところでございます。

そこで、本年度整備に向けて土地を選定の上、不動産鑑定の予算を計上し、準備を進めているところでございます。

○14番（丸山 一君） 今答弁がありましたとおり、市のほうでもそうやって前向きに考えておられるのであれば、非常にありがたい。実際、僕も山宮神社の氏子でありまして、僕らの地区は、年に一回氏神祭りをやるんですね。そのときに宮司さんから言われたのが、「専用の駐車場であるんだけど、山宮神社でイベントがあるときにはお願いに行って、何月何日何時頃は何々をやりますので、駐車は御遠慮いただきたいという申入れをずっとしてきた」と言うんですよね、自分たちの専用の駐車場でありながら。だから、そういうことを考えますと、そういう相談がありましたので、今回こういう提案をするわけですけども、教育長ですね、よく考えていただきたいのは、公民館の裏には、昔60年ぐらい前ですよ、僕の同級生がいたんですよ。今やぶになっていますけど。そこは、多分2軒だったと思うんですね、公民館の裏とこちら農協の安楽支所の裏側、あそこに2軒あったと思うんです。2軒ともものすごいやぶになっているわけですよ。ですから、関係者に聞きますと、「じゃあ、どうするんだよ、これはまた開いて住むのか」と言ったら、「いや、もうそこに住む気はございませんよ」という返答がありましたので、「市が相談したときには乗ってくれないか」と言ったら、「いいですよ」と。「ただ、相続の関係がありますから、そのスムーズにぱっとはいかないと思うんですよ」ということは確認をしておりますので、そこはいろいろあるでしょうけどもですね。そこを専用駐車場というと多分あそこは2,000㎡ぐらいあると思うんです。ですから、あそこをそういうふうになれば地区の方たちもすごく助かるし、山宮神社も助かると思うんですけど、そこをぜひ参考にさせていただければと考えるんですけど。

○教育長（福田裕生君） 今、議員御指摘のことにつきましては、教育委員会といたしましても地権者との協議も含めて、今後進めてまいりたいと考えております。土地の広さとしては、およそ1,500㎡ぐらいではなかろうかというふうに認識しているところでございます。

○14番（丸山 一君） 今答弁をいただきましたので、ぜひ確保すべき努力をしていただいて、専用駐車場にさせていただければと思います。

次に、最後になりますけれども、現在、通山地区内にありますふれあい広場のトイレは和式であるんですけども、高齢者の利用も多いことから、これを洋式化する考えはないかについて伺いをいたします。

○市長（下平晴行君） 通山ふれあい広場は、高齢者のグラウンド・ゴルフや地域の子供たちの遊び場として利用されております。また、東屋も整備されており、地域住民の憩いの場としての役割を担っております。今後も地域の皆さんだけではなく、たくさんの方々に気持ちよく利用していただけるよう、トイレを含めた環境整備に努めてまいりたいというふうに思います。トイレ洋式化とともに、水洗化も検討してまいりたいというふうに考えております。

○教育長（福田裕生君） 通山ふれあい広場につきましては、高齢者のグラウンド・ゴルフや地域の子供たちの遊び場として利用されております。また、東屋も整備されており、地域住民の憩

いの場合としての役割も担っているというふうに認識しております。今後も地域の皆さんだけではなく、たくさんの方々が気持ちよく利用していただけるよう、トイレを含めた環境整備に努めてまいりたいと考えております。

○14番（丸山 一君） もう「やる」という答弁でありましたので、ここで終わってもいいんですけど、それでは格好がつかみませんので、もうちょっと申し上げますけれども、先ほど答弁にありましたとおり、この広場は通山地区の高砂長寿会を中心にした20人から30人の方たちが、週に3回ほどグラウンド・ゴルフを楽しんでおられます。実は、私も高砂長寿会のメンバーであります、年齢的にですね。私も会費を払っております。「グラウンド・ゴルフにも来てくれ」と言われておりますけれども、「俺もそんなに暇じゃない」という感じで断っております。それと、少々私のプライドが許しませんので、参加はしておりません。だけど、今教育長の答弁にありましたとおり、地区の子供たちもよく遊んでいるんですよ。その環境を維持するためにも、80歳前後ぐらいのじいちゃん、ばあちゃんたちが、一生懸命整備等をされているわけです。それでグラウンド・ゴルフをしたりして、「疲れたな」とトイレに行きますと和式で、「これは、のさん」と。もう年齢的なことを考えるとそうなんですよ。ですから、ぜひですね、そこを洋式化。もう市長が「やる」と言いましたから、それ以上言いませんけれども、トイレを洋式化をして、できれば農村集落排水があそこの近くまでたしか来ているはずですから、そこに接続するか、あとは合併浄化槽にするかですね、そういう対応をしていただきたい。

それとあのトイレの壁が問題ありまして、どうも壁が気密性が保たれていないというか、あまりにも材質が悪いのか、どうも問題があります。それと、付いている錠前がいつも壊れるんですよ。だから3個あるうち1個ぐらいしかいつも使えないんですよ。いつも壊れてドアが開かなくなる。それと、この間も言われましたけど、「一ちゃん、水道がつこがならんとよなあ」と言うから、「なんでよ、水道きちよっじゃねか」と、「3か所ぐらい蛇口があらよ」と言ったら、「いや、水漏れしてるんですよ」と、「そんなら早く言ってくれよ」と言ったんですけどね。だからそここのところも、もうちょっと経年劣化はあると思うんですけども、そういうところもちょっと対応できますか。

○教育長（福田裕生君） トイレ、それからトイレのあるその建物についても、実際私も確認をしております。和式の便器が今4基、小便器が1基ですけども、和式の便器1基はたしか使えない状態になっていたと思いますし、今議員がおっしゃいました扉の問題等々、いろいろと考えていかなければならない箇所もあるやに認識しておりますので、今後につきましては状況をしっかりと把握した上で、担当課とも十分に協議をしながら進めてまいりたいと思います。

○14番（丸山 一君） もうやるということで、これ以上申し上げませんが、ほかに市内にはこういう似たような公園等はいっぱいあると思うんですね。そういうところがどういう状況になっているのか僕は調査していませんけども、できればこの際そういう調査をされまして、対応をお願いしたいと思います。

それともう一つお願いがあるんですけども、地区の方たちから言われたときに、この所管課は

どこかというすごく悩むわけですよ。「どこかな、企画政策課じゃないよな、教育委員会かな、建設課やったかな」といろいろ思いますので、できればですね、所管課名を書いた札でも公園等については立てておかれれば、僕らにいちいち来られて、僕らも一生懸命調査してどうのこうのというよりも、担当課の名前が書いてある札があると、その方たちもすぐ対応ができるかと思うんですが、そこまでお願いできますか。

○教育長（福田裕生君） 施設管理の重要性や市民の方々が安全に快適に使っていただくためにも、今御指摘のあった所管課の掲示等につきましては、こちらのほうでも考えてまいりたいと思います。

○14番（丸山 一君） ありがとうございます。

それでは次にもう最後です。指定管理者制度を活用した運営はできないかについて、市長答弁をお願いします。

○市長（下平晴行君） 通山ふれあい広場などの農村総合整備モデル事業で整備された広場等につきましては、利用される地域で草払い等の管理をお願いしているところでございます。

現在は、老人クラブの皆様管理をいただいているところでありますが、今後さらに少子高齢化が進み、地域での管理が難しくなるという意見もあることから、通山ふれあい広場の管理の方法について、地域の老人クラブと協議を重ねてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○教育長（福田裕生君） 通山ふれあい広場につきましては、地域で草払いやトイレ清掃などを定期的に行っていただいております。とてもきれいに利用していただいております。このことにつきましては、心から感謝申し上げます。

市長答弁にもありましたとおり、今後は地域の状況を把握しながら、地域と一緒に効率な、効果的な施設管理の在り方等について考えてまいりたいと思います。

○14番（丸山 一君） 実際60歳過ぎから80歳過ぎぐらいのじいちゃんばあちゃんたちが、一生懸命健康増進のためにグラウンド・ゴルフ等に励まれて、子供たちも一生懸命遊んでいるわけですね。そのグラウンドの状態を維持するために、ときどき私に依頼がありまして「一ちゃん、黒土がもっとよなあ」と言われるから、僕は黒土を2 t ダンプにまた積んで走っていくわけですよ。「あとは広げかたは自分たっでしやんよ」と、そしたら一輪車部隊ですよ、じいさんたちが。腰を曲げたじいさんたちが一輪車でずっと走って行って、広げていくんですよ。芝刈りももう70歳後半の方たちですよ、5、6人で一生懸命草刈りをされているんですよ。そういうので今の公園がきれいな状態で保っておられる。それはもう彼らの努力にも感謝しますし、市のほうでもそういう認識でおられるのであればありがたいんですけども、あと一つですね、「この際だから、指定管理にしてもらわなにかいな」という高砂長寿会の申入れがあったわけですね。できれば、自分たちが常に日頃利用しているところだから、自分たちで管理をしてみたいというのも多分あると思うんですよ。前にもあったんですけど、枝を切ったりするのも、当時の有明教育分室のほう管理だというのが分かりまして、お願いをして切ってもらったんですけども、指定管理

をすることによりまして、その方たちが「できることは自分たちでやろう」という意欲に燃えておりますので、この指定管理をできればできないかなということなのですが、市長どうですか、できますかね。

○市長（下平晴行君） 指定管理者といたしましては、令和3年度に設立しました通山校区公民館、通山校区コミュニティ協議会が受けていただければ、その管理をお願いできればというふうを考えてはいるところでございます。

○14番（丸山 一君） 実際、通山校区コミュニティ協議会が発足したわけですから、僕も考えているのは、協議会が了解すればいいだろうというのは思います。了解の上で委託をするとかいう形になるかと思うんですね。そこはまたいろいろ協議をしていただければと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（平野栄作君） 以上で、丸山一君の一般質問を終わります。

ここで、5分ほど休憩いたします。



午前11時03分 休憩

午前11時08分 再開



○議長（平野栄作君） 会議を再開いたします。

次に、18番、東宏二君の一般質問を許可します。

○18番（東 宏二君） 真政志の会の東宏二でございます。

下平市長の2期目がスタートし、新しい副市長が選任され、志布志市民の方々も大変期待をしていると思われま。志布志市の発展のためと市民の福祉向上に努めていただければと思っております。よろしくお願ひします。

質問を通告していたしましたので、通告順に質問をしてみたいです。

定住対策について伺います。定住対策には、住宅政策などほかにもあると思います。今回は高校、大学を卒業された方々が本市に定住していただくための奨学金の返還支援でございます。奨学金を活用して大学などに進学される方も多と思います。奨学金の返還支援をしていくことによって、人口増につながると思いますが、市長の考えをお聞きします。

教育長に伺います。コロナ禍で奨学金を活用される学生も多いと思いますが、今の状況と今後の見通しをお示してください。

○市長（下平晴行君） 東議員の御質問にお答えいたします。

少子高齢化により人口減少が急速に進行している中、地方からの人口流出への対策としては、若者の地方定着の取組がとりわけ重要と認識をしているところでございます。コロナ禍を機に、改めて地方への関心が高まるとともに、その影響により収入が減ったことに伴い、奨学金の返還が困難になっている現状を踏まえ、奨学金を活用した若者の地方定着の促進を図るため、所信表明におきまして、市外に進学した若者等が、地元に戻るための後押しとなる奨学金返還支援制度



を検討する旨を申し述べさせていただいたところでございます。

奨学金返還支援制度の検討にあたりましては、本市の実情に応じ、効果的かつ効率的な運用が図られるよう、早期実現に向けて取り組み、人口減少に歯止めをかけるための施策を推進してまいりたいという考えでございます。

**○教育長（福田裕生君）** 現在、本市の奨学金制度につきましては、有用な人材を育成するため、経済的理由によって就学困難な者に対し、進学、通学しやすい環境を整えるための支援を目的に貸与型の奨学金を運用しております。

本年度の申請者数は80人、貸与金額は4,530万円で、前年度に比べ申請者数は3人減、貸与金額は60万円の増となっております。

また返還につきましては、令和3年度では、返還予定額3,284万3,804円に対し、現年度分3,204万8,904円、令和2年度以前の過年度分が81万2,800円、合計で3,286万1,704円が返還され、収納率は97.4%となっております。

今後につきましては、市長部局とも十分に協議を重ねながら、より良い在り方について検討してまいりたいと思います。

**○18番（東 宏二君）** 私、平成30年と令和元年にこの質問をしております。市長からの答弁もいただいているわけですが、今回、市長が言われたように、施政方針の中で取り上げていただいております。本市でも、人口が3万人を切っているような状況でございます。この志布志市の人口がどんどん減っていくと、まちもさびれ、活気がなくなります。やはり交付税とかいんなものでマイナス分が増えてくると思います。若者がいないことによって活気がなくなるまちは、発展をしないということでございますので、やはり若者が来て、やはり志布志のまちを引っ張っていくぐらいの気持ちの若者が帰ってきてくれればと思っています。

市長が今言われたように、施政方針の中で「奨学金の返還支援を検討する」ということでございますが、この検討ということはもう前向きだと思いますが、このことについて来年度ぐらいに予算が出るのか、いろいろな協議をしないといけないとは思いますが、その辺はどうでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** この取組については、本年度中に制度設計をして、来年度の予算化に向けて取り組んでいくという考え方でございます。

**○18番（東 宏二君）** 志布志市に合った形で支援をしていただくものではないかなと思ってはいますが、薩摩川内市はいち早くですね、ここにありますが「奨学金の返還を支援します」ということで、インターネットから取ったわけですが、すごくいい政策をしておられると思います。いろいろな形で検討されて、いい奨学金の返還支援制度を確立していただければと思っています。その辺のことは市長、どうでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** これは先ほど言いましたように、制度設計の検討をしているということですが、いわゆる企業版ふるさと納税を使ったことができるのかどうか、それから企業からの支援を巻き込んだ取組ができるのかですね、これは内部で十分検討して、先ほど言いましたように、来年度予算化してまいりたいというふうに考えております。

○18番（東 宏二君） 前の質問でも企業のことも言っておりますが、なかなか志布志市ではそういう状況にはないというように感じているのですが、工業団地が整備され4工区まで完売しておりますので、そういう大きな業者が来ることによって、そういう奨学金の支援をされている会社も来るかと思いますが、そういうことで志布志市に若い人がやはり残っていただくということでございますので、コロナ禍で家庭も大変厳しいような状況になっておりますので、このことについては、人口が3万人を切ったということでございますので、私が令和元年と平成30年の国の地方交付税の金額をお聞きしたのですが、現状で分かっているならば令和3年、令和2年の志布志市の交付税は、計算すれば今一人当たり幾らぐらいになるのでしょうか。

○財務課長（折田孝幸君） 直近の決算であります令和2年度ベースで、普通交付税をその測定単位であります平成27年度の国勢調査の人口で算出しますと、おおむね一人当たり18万9,100円となるところです。ちなみに令和3年度につきましては、普通交付税が国税の収入増によって増えておりますので、令和2年度の国勢調査人口で除した場合には、おおむね一人当たり22万円といった算出になってまいります。

○18番（東 宏二君） ありがとうございます。平成30年で大体20万円ぐらい、令和元年で19万3,000円ぐらいということで、以前お示しをいただいたわけですが、大体そういう状況になっていると思います。このことについては、市長、志布志市に10年、一人おられると一人当たり200万円ですね、また家庭を持たれ子供がお生まれになると2人、3人、4人となるとその4倍、800万円、一人で志布志市に住んでいただいてそういう交付税が交付されるわけでございますので、このことについては、しっかりとこのことも加味しながらやはり取り組んでいただければと思っておりますが、それと6月7日でしたかね、志布志市有明地域のほうで企業合同説明会があったということをお聞きしておりますが、どのくらい方々が来られましたか。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 6月7日に有明総合体育館で開催されました就職合同説明会でございますけれども、志布志港周辺に立地する企業、製造業、物流倉庫業などが来まして47社に参加いただいたところでございます。来場者なのですが、高校生、大学生、社会人そして保護者の方々合わせて100名でございました。今年度は平日の開催ということもございまして、近隣の高校の協力を得られまして、高校生が67名参加いただいたところでございます。

○18番（東 宏二君） ありがとうございます。財務課長も港湾商工課長も通告しておりませんでしたけれども、ありがとうございます。

そういうことで47社100名、前に聞いたときは41社60名ぐらいということであったわけですが、100名ということはずごく地元で働きたいという方々が多いということでございます。奨学金もございますが、高校生などで奨学金を借りずに学校に行かれている方も多いと思いますが、残っていただく高校生であれば、何かの一時金とかそういうような形で支援していただくことも大事ではないかと思いますが、これは通告しておりませんので、答弁はよろしいですけれども、そういう形で、やはり志布志市に残っていただく方々が、一番財政面もですけども、志布志市の企業に対してもやはりプラスになる志向が多いですので、その辺も加味しながら検討していただければと思

っています。

また教育長、今4,530万円、80人ということでございますが、今後まだ増えていくのではないかなと思いますが、教育委員会の試算というか考え方ですよね、ちょっと3人は減ったということでございますが、少子化によってこのことも減っていくのではないかなと思いますが、この辺の教育委員会の捉え方ですね、奨学金の今後の動向はどう見ておられますか。

**○教育長（福田裕生君）** お答えいたします。

令和4年度につきましては80人でした。令和3年度が83人、その前の令和2年度が100名を超えておりました。ここ2年間は20名ほど減っている状況ではありますが、貸与金額としては4,000万円を超える状況になっております。

借りられる方々は、やはり月々の多い金額を選択されて、それを就学のために充てておられる傾向が強いかないというふうに捉えているところでございます。こういった傾向は、おそらく今後も続くのではなかろうかと思えます。

一方で、返済額につきましては、年々収納率は上がっております。令和3年度が先ほど申しました97.4%、その前も96.6%というふうに、95%を超える収納率でありますので、これはまた十分この制度の在り方を理解していただいた上で、こういった状況をつくりたいものと考えております。

それから、将来的に志布志市で就労していただけるような、そういった子供たちに大人になっていただくということはとても大事なことでと考えておまして、教育委員会といたしましては、特に小学校、中学校の教育活動の中にいわゆるキャリア教育、職業をどう選択していくかということ意識した学習も大事にしているところでございます。中学校においては、それぞれの学校で職業体験を必ず組み入れるようにしておまして、市内の企業の方々の協力を得ております。それから本年度につきましては、教育委員会がやっております志学教室の中で、夏休みを使いまして、志学教室生に市内の企業の協力を得て、職業体験や企業の概要等について説明をいただくような場を設けようと思っているところです。これにつきましては、港湾商工課とタイアップをいたしまして、やはり市内企業の魅力というのを大きく発信していくこと、それを子供たちがしっかりと理解しながら、その後の高校、大学等での学びをしてもらうことを大事にしていく必要があろうかという考えの下でございます。

**○18番（東 宏二君）** 今、高校生でも中学生でも職業体験ということがございまして、やはり志布志市内の業者に、職種がいろいろスーパーとか消防署とかいろいろございます。そういうところに体験をされて、今言われたように、やはり志布志市はいいところだなというような教育も必要だと思っております。

それと、この奨学金は、市長もいつも言われますが、「志布志市はいい制度だ」と、「無利子だ」ということでいつも発言をしていただくんですが、有り難いことで無利子ということで大変活用しやすいような条件になっていますが、志布志市の奨学金を貸し出される金額というのは、最高で幾らですか。奨学金の利用される方で、一人最高額が幾らまでは活用していいですよというこ

とですか。

○教育総務課長（萩迫和彦君） 奨学金の貸与額につきましては、高校生は1万5,000円と定額でございます。それ以上専門学校とか大学生につきましては、月3万円と5万円のどちらかを選択することになりますので、高校生がそのまま進学して大学4年間借りられると、月額を掛けていただければ、百四十何万円とかそういった金額になるところでございます。

○18番（東 宏二君） ということは、高校が月1万5,000円ずつ3年間借りて、また大学に行くときに、今度また3万円か5万円を借りて継続ですよ。そしてまた大学院まで行くと、またそれが継続になるということは、これを借りた場合、最高額は幾らになりますか。

○企画政策課長（西 洋一君） 今回奨学金の御質問がありましたので、その辺の計算をさせていただいたところではございました。先ほど教育総務課長のほうが答弁いたしましたように、月額最高5万円ということになります。4年制の大学、それから大学院に行った場合6年間ということですので、月額5万円×12月の年額60万円、その掛ける6年間ということで、最高で総額360万円という試算となっております。

○18番（東 宏二君） めいっばい借りたときには360万円ということですね、分かりました。

それと、私もいろいろほかの地域の奨学金制度を出してみたのですが、やはり優等生、医者になるとかそういう学力のすごいば抜けたとか優秀な方々には、特別にこの奨学金制度を別の枠でつくっておられる市町村もあるのですが、我が志布志市ではそのことはまだ取り組んでいないと思いますが、今後そのことについてはどう考えておられるか、今後のことですね。

○教育長（福田裕生君） そういった状況をつくっておられる市町村への聞き取り等はまだしていないところではございますので、先進的にやられておられるところの状況等もお尋ねしながら、本市にとってはどうなのかというような検討は進めてまいりたいと思います。

○18番（東 宏二君） 今、志布志市でもいろいろ医師不足とか産婦人科とか精神科とかいうのが少ないわけではございますので、優秀な方々がそういう道に進まれるということであれば、やはりそういう別枠のものも大事ではないかと思っているので、今後またそういう考え方もやはり必要ではないかと思っております。

それと、志布志市の子供たちがやはり小さい頃から我がまちに残ると、親の教育もいろいろあるかと思いますが、その辺の教育も小・中学校までが市の教育委員会の責務とか責任なのですが、その辺をやはりしっかりと学校教育の中でも植え付けていただいて、一人でも志布志市に残っていただくようなことをやっていただければと思っていますが、今後またそういうのも授業に取り入れながら、その辺のことも大事だと思いますがどうでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 今、議員が御指摘くださったことは非常に大事なことでございまして、私どももそのことを念頭に置きながら、学校教育を進めているところでございます。

学校のみならず、幼稚園・保育園のときから含めて、志布志市の良さを子供たちがしっかりと感じながら学びを進めていくような状況を、学校は学校として、教員集団がやはり作っていく必要がありますし、また、保護者それから地域の方々にも、子供は大人を見て育っていきますので、

子供が憧れとなるような大人であり続ける、そういったことも、これは大人である私たちに課せられた責務なのかもしれないなと思っているところでございます。一体となった取組を今後とも進めてまいります。

○18番（東 宏二君） ありがとうございます。

それと今後工業団地が全部完売をして、第5工区までを計画をされているのではないかなと思っておりますが、やはりこの4工区まで来て、それと志布志市と誘致契約をされて、大迫団地とかああいうところにまた新しい会社ができいくわけですよ。その辺でどのくらいの従業員というか、労働をされる方々が必要なのか、その辺の見通しはまだついていませんか。それと、この前47社ぐらい来られた方々で、どういう職種の方々が来られたかちょっとその辺を併せてお願いします。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 現在、基本協定を結んでいらっしゃる企業とか、それから当然、安楽工業団地では既に地鎮祭をされて着工をされている会社等あります。そこについては、立地協定を結んだときに60人規模とか10人とかいうことは計画書で挙げておりますが、実際まだ募集はかけておりませんので、はっきりした人数は把握していないところでございます。

それから、今回参加された企業はどういうところかということでございますが、47社ございまして、製造業であれば飼料会社とかサイロ会社、それから倉庫業、貿易関係です。物流については当然港関係の倉庫業関係が入っております。それから海運業、それ以外も医療福祉ということで福祉法人とかも来ております。それから自動車販売業ということでディーラー、そして金融業、あおぞら農協とかそお鹿児島農協、そしてあとは畜産業ということで酪農関係、肥育関係、あと宿泊業、建設業、コンサル関係、それから官公庁のほうも志布志市役所含めて参加しているところでございます。

○18番（東 宏二君） 多彩な職種の会社が人材の売手市場ということで、大分確保されるような会社が多いと思います。そういうことでございますので、市長から言われたように、今年、来年中にはこの奨学金制度の返還支援確立をですね、早めにしていただければと思っております。もう一回市長、最後に。

○市長（下平晴行君） 先ほど若者のいわゆる地元回帰と申しますか、その促進を図るということでのこの制度を活用していきたいということでありますので、制度設計をしっかりと立てて、より多くの若者が帰ってくるような取組をしてまいりたいというふうに思います。

それから、もう一つ質問されていなかったのですが、子供たちが帰ってくる要因は何なのか、できないのかということでもありますけれども、私が職員時代に岩手県花巻市に研修に行ったときに、3日間お釈迦祭りみたいな祭りをするわけですね。この3日間は学校も休みなんです。その祭りをするので、地元に戻ってくるというようなことをお聞きしておりますので、やはりそういうイベント等も、地域のことを一緒になって取り組むことも大切なのかなというのは思ったところであります。

○18番（東 宏二君） いいことを聞きました。志布志市もお祭りがお釈迦祭りとか花火大会と

かいろんな行事、また来年は「燃ゆる感動かごしま国体」もございますので、そういうところに地元の子供たちを呼んで来ていただいて、「志布志市はこういうところだよ」「サッカー場もあるんだよ」とか、いろんなこともアピールしながら、一人でも多く、人口が3万人をまたぶり返すような形で、取組をしていただければと思っております。前向きに答弁をしていただきましたので、次にいきたいと思えます。

次に、農業行政についてであります。サツマイモ基腐病の影響で、生産者など深刻な問題となっていると思えます。喫緊の対応が求められていると思えますが、今後の支援や対策についてお伺いします。

**○市長（下平晴行君）** サツマイモは地域農業の基幹作物として、台風などの自然災害に強い防災営農上重要な作物であり、土地利用型作物でもあります。

まずは、サツマイモ基腐病対策であるほ場に菌を「持ち込まない」「増やさない」「残さない」の三つの対策を推進するとともに、国・県からの支援策を活用しながら、サツマイモの産地の維持及び経営継続のため、耕作放棄地とならないよう関係機関と連携をより一層図って情報収集に努め、防止対策に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

**○18番（東 宏二君）** 今回の補正予算でも県の出資金で、サツマイモ基腐病蔓延防止のための事業やいろんなものが出ておまして、また、その他のほうで薬剤散布とか薬剤購入とかいろんなものが出されております。いかに地元の農家にとってサツマイモ基腐病が大変かということは、もう言うまでもなく市長も分かっておられると思えます。また、農家もいろんな形で燻蒸をしたりとか、種イモの更新をやったりとかいろんな苗を導入されて、サツマイモ基腐病が出ないように頑張っておられるのですが、これが難しいことであって、なかなか解決方法がないということで、県議会の西高議員がうちに来られまして、私もちょっと聞いたのですが、「私も県で一般質問したんですよ」と、「なかなか難しいのですが、県も一緒に取り組んでいきますので、市としてもやはり独自の改革で、いろんな研究をしながら取り組んでいただければ」ということをお聞きして、その中で言われたことが、ジャガイモを作って、その後にゴボウ、その後にもう一つがちょっと思い出せないのですが、そして4年目にサツマイモを作れば、このサツマイモ基腐病は消えるというようなことを言われましたので、「大根はね」と言ったら、「大根は重いから駄目だ」と、大根というそういう重たいものは、運賃が半分以上取られるから、自分たちがこの鹿児島県内で使うのであればいいけども、東京や大阪に送るのであれば、半分以上はもう運賃にかかるから大変だということで、農業収益が減るということでちょっと重たいものではなくて、軽いそういうやつがいいのではないかということをお聞きしたのですが、これは、志布志市でサツマイモが駄目であれば何かいい作物を、農協とかJAとかそういう中で協議をされたことはないですか。

**○市長（下平晴行君）** 畑かん重点推進品目の露地野菜では、サツマイモと同一時期の栽培作物としてカボチャ、ゴボウ、ショウガ、玉ねぎ、イモ類として馬鈴薯があるところでございます。

また、代替作物を推進するにあたりましては、作物によっては機械導入等が必要となる場合が

ありますので、そこ辺の考え方でどのような取組がいいのかということで、検討はしているところでございます。

○18番（東 宏二君） 検討をしているということで、なかなか難しい問題だとは思っておりますが、それと今までこのサツマイモ基腐病が出なくて大体一反当たり3 tから3 t 500kgぐらいの収穫があったのが、去年は1 tもなかったという畑もあったということをお聞きしております。収入が500kgで大体3万5,000円だと、一反歩で7万円しかないというので大変厳しい経営を強いられている。それと、農薬とか機材とか資材とかすごく高騰しているということで、大変厳しい経営だということで、大分このサツマイモ生産を辞められた農家もあるということを知っております。また、私の親戚の者も食用サツマイモを作っていましたが、もう規模を3分の1にしたということで、子供も他の仕事に出したということを知っているんですけども、これはちょっと農家にも、市としての何か援助の手段というのはないですか。その辺どうですか。

○農政畜産課長（大迫秀治君） 実際、議員おっしゃるとおり、通常反収でいけば500kgの大きな袋が大体6本とか7本とか3,000kgから3,500kgというところの中でございますが、大体平均半分といったような状況でしたので、昨年につきましては、そういったところを鑑みて一反歩当たり3,000円の補助、それから国が推奨する取組に対してプラス2,000円で一反歩当たり5,000円の補助を昨年度は実施したところでございます。また、現在、令和4年作につきましては、国の助成等がありまして、昨年度末から取組の受付等をしておりまして、現在既に163件の農家に1億2,674万2,000円が交付済みでございます。また、今申請中でございますが、170件の農家に約1億349万7,000万円ほどの申請中で、もう少しすれば振り込まれるのかなというような状況でございます。

○18番（東 宏二君） 国の補助ということで163件で1億円相当のお金が振り込まれたと、今回また170戸に1億300万円でしたかね、お金が振り込まれるということでございますが、市としての支援というのは大変厳しいかもしれませんが、去年は3,000円されたと、県が2,000円で合計5,000円を補助したということですよ。違いますか。

○農政畜産課長（大迫秀治君） 3,000円と2,000円ということでございますが、両方とも市の単独事業で実施をしているところでございます。

○18番（東 宏二君） 3,000円は単独事業ですよ、合わせて5,000円ということでしたよね。これは何件ぐらいの農家にこの5,000円というのは去年は補助をされたのですか。

○農政畜産課長（大迫秀治君） 件数としましては196件、金額で4,891万1,000円補助をいたしたところでございます。

○18番（東 宏二君） 専業でサツマイモ農家が196件あるということで理解していいんですか。まだほかにも補助ができなかった農家もあるということですか、どうですか。

○農政畜産課長（大迫秀治君） こちらが把握しているというか、いろいろな取扱い業者さんに確認したところ、200件以上のサツマイモ農家さんがいらっしゃるという認識ではございますが、若干そこからまた減っているのかなというところではございます。

○18番（東 宏二君） ということは、二百何件あるかもしれないけれど申請がなかったと、申請漏れがあるということで理解して、申請があればそういう合計5,000円の補助を出すということではできたということですよ。

〔農政畜産課長（大迫秀治君）「はい」と呼ぶ〕

○18番（東 宏二君） はい、分かりました。ということであれば、やはり、そういう申請の仕方もう一回担当課としては、しっかりと農家さんに行き届くような通知、いろんなやり方でそういう補助金がありますよということをつかえるように、そういうことも大事だと思っております。

それで3,000円がもう精いっぱいですよ、これを見ると、まだ市としてはですよ。市が5,000円ということですよ、先ほどの話で2,000円が県という答弁があったものだから、私の耳がちょっとおかしかったのかなと思って。もう一回改めて説明をお願いします。

○農政畜産課長（大迫秀治君） 再度説明申し上げます。

3,000円につきましては、サツマイモを令和3年産として作った方については、10a当たり一律に交付をしたところでございます。2,000円プラス加算につきましては、国が進める取組、サツマイモ基腐病に対する取組をしていただいた農家さんにつきましては、それに2,000円を（停電のため録音不能）

○議長（平野栄作君） 停電のため、しばらく休憩します



午前11時46分 休憩

午後1時00分 再開



○議長（平野栄作君） 先ほどの停電についてお知らせします。午前11時46分頃、庁舎周辺及び志布志町内之倉地区、志布志町帖地区及び有明町伊崎田地区で発生した停電は、正午前に復旧いたしました。原因については、九州電力が調査中とのことであります。議会中継システムが正常に起動していることが確認できましたので、会議を再開いたします。

企画政策課長より、午前中の奨学金の貸与額についての質問に対する答弁に誤りがあったため、訂正の申出がありましたので、発言を許可します。

○企画政策課長（西 洋一君） 先ほど、東議員の奨学金の返還支援制度についての御質問の中で、「市の奨学金を借り入れた場合の最高額は幾らか」という御質問がございましたが、この答弁といたしまして、「大学院の6年間分で、360万円が最高額です」というふうな答弁をいたしました。これに高校の3年間分の借入額が含まれておりませんでしたので、高校3年間で月額1万5,000円×12月の年額18万円の×3年間で、高校3年間で総額54万円になります。こちらに先ほどの360万円を加えまして、合計で414万円に訂正をいたします。大変申し訳ございませんでした。

○議長（平野栄作君） 発言の訂正については、会議規則第67条の規定によって、議長の許可を得てすることになっています。



企画政策課長の発言の訂正申出は、これを許可します。

○18番（東 宏二君） 午前中の停電で、午前中で終わる計算でございましたが、昼からも質問を続けてまいります。

このサツマイモ基腐病はですね、大変難しい病原菌だと思っておりますが、やはり農家数は減らないように、生産者が減らないようにですね、やはり国・県の対応も必要ですが、市の対応もしっかりとやっていただいて、志布志市のサツマイモということで一生懸命取り組んでいただければと思っております。また、この前の報道でもございましたが、焼酎も10%から15%値上がりということで、サツマイモの不作ということでございますので、その辺もしっかりと対策を取っていただきたいと思いますが、そのことについてどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 基本的には国・県の事業を活用してまいりたいというふうに思っておりますが、まずは耕作放棄地とならないようサツマイモの産地の維持、経営継続のための取組を推進してまいりたいというふうに考えております。

○18番（東 宏二君） 先ほどの奨学金返還支援のことでちょっと漏れたことがあります、よろしいでしょうか。

〔議長（平野栄作君）「はい」と呼ぶ〕

○18番（東 宏二君） 市の奨学金を活用して、大学とか行かれている方も多いと思いますが、80人ということでございましたが、金融機関と民間団体からの借り入れをされている方もおられると聞いております。このことは、この奨学金返還の支援にあたるのか、このことについて、市長もう一回お願いします。

○市長（下平晴行君） このことは、別枠でのいわゆる制度だというふうに考えております。

○18番（東 宏二君） そういうことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後になります。サツマイモ基腐病の拡大により作付け面積の減少で、耕作放棄地が増加する一因となっています。本市における耕作放棄地の解消に向けた取組や対策についてお聞きします。

○市長（下平晴行君） 先ほども申しましたけれども、まずは耕作放棄地とならないようにサツマイモの産地維持、そして経営継続をしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○18番（東 宏二君） あのですね、市長、松山地域とか志布志地域もちろんなんですけれども、話があるんですよ。「私は5反ばかり畑を貸しているんだけど、サツマイモ基腐病でもう農家さんが作らないと言って困っている」という相談が何人かございました。また、私どもの近くにもちょっと見て回ったら、やはりそういうもう畑が出ております。また、山間部に行くとそういう畑が多いと思ひます。私の同僚でありました前の議員にも聞きましたけども、「私どもも、もう便利の悪いところやらそういうところはもう返す」ということで、耕作放棄地になりつつあるということをお聞きしたので、このことを取り上げて質問をしているわけでございます。これがですね、もしそういうことになると、有害鳥獣被害が大分増えてくると思うんですよ。山間部であればイノシシなどが増加して、やはり作物を荒らす原因にもなると思ひますが、このことも

やはり考えておかないと大変なことになると思うんですが、この耕作放棄地にならないようにということで、今、市長も答弁をされましたが、具体的な対策、どういうふうな対策なのかちょっとお示し願いたいと思います。

**○農政畜産課長（大迫秀治君）** 議員おっしゃるとおり、農家の皆様から今そういったように、「もう作らない」ということで、「作ってくれないだろうか」というそういったところがありながらも、なかなかその需要に応じた耕作ができないというようなところで、困っているところがございます。

先ほど市長が申しましたとおり、まずサツマイモ基腐病対策をしっかりとしながら、産地として維持をするような形で取組を強化していきたいと考えております。

**○18番（東 宏二君）** 今答弁を聞くと、まだ対策はできていないと、難しい問題だと私も思っていますが、急に言って何がいい作物か、この畑に何が合っているかというようなことも難しいと思っておりますが、やはりこのことを早く解消しないことには、今ウクライナ情勢ですね、本当に小麦が倉庫に眠ったまま、出荷できない、輸出できないという形で、もう自給自足の時代が来るのではないかと、もう外国に頼ることがちょっと難しくなるのではないかと思っているんですよ。だからやはり我々志布志市もですね、農地が多くありますので、この土地をフルに活用した作物の選定、また病気の入らない作物、またサツマイモ基腐病の解消、こういうことも早急に取り組んでいかないとですね、食料自給に対しては日本国全体的な問題になると思います。けれども、やはり志布志市は南九州の食料基地と言われているところがございます、昨年度の生産量は全国で5位でしたかね、そういう生産量を持っておりますので、だんだんサツマイモ基腐病とかそういう病気で耕作放棄地になれば、本当に大変なことになると思いますが、改めてもう一回、どういうことで取り組まないといけないということは、担当課としてどういうふうにやっていくのか、市長としてどういう作物を今後選定して、早めにそういう作付けをしていくのか、その辺をやはり考えていかないと、耕作放棄地がまだ増えていきますよ。そこで、市長の考え方をお示し願いたいと思います。

**○市長（下平晴行君）** 仮称ではありますが、有明支所に農業サポートセンターを設置して、そのことも含めて全体的な現状の農業の在り方をしっかりと対応していきたいというふうな考え方があります。

それから、「みどりの食料システム戦略」という事業に取り組むようにしておりますが、このことも先ほどおっしゃいましたように、自給率がカロリーベースで37%ということでもありますので、この戦略の計画は、それぞれの自治体はその農業に対する目標を持って計画書を策定するというふうになっておりますので、本市の自給率の在り方も含めて、先ほどおっしゃいましたように、今までは海外から飼料、肥料、あらゆるものを輸入しているわけでもありますので、そうでなくて、やはり国あるいは本市でできるものはしっかりと作付けすることで、担い手も確保できるわけでもありますので、そういう全体的なことも含めて、耕作放棄地にならないような取組をしてまいりたいというふうに考えております。

○18番（東 宏二君） それはもう本当に、市長の言われるとおりでと思っております。有明支所に農業サポートセンターを設置する予定であるということは聞きましたので、それと、やはり商社系の企業が農業に参入していただく取組も大事だと思います。個人ではなかなか2町歩、3町歩の耕作をしても、生活がままならないと思います。であれば、大きな会社組織が来て、やはりそういう遊休農地などを提供して、大きな農業を展開していただくことも大事だと思いますが、市長、その辺はどう思われますか。

○市長（下平晴行君） ある事業者が作物を作っていただくために、自費で機械等を購入して無償で貸し付けをして、その対価として品物を搬入していただいているというような取組をしている事業者もおりますので、このことについては農林水産省なども研修に来ているようでありますので、そういう事業者の拡大と申しますか、今おっしゃったような、いわゆる個人事業ではなくてそういう事業者の確保と申しますか、耕作放棄地をなくす一つの方法でもあるのではないかと思いますので、両面で担い手育成とそういう企業誘致の取組方も含めて、調査・研究して耕作放棄地にならないように取組をしてまいりたいというふうに考えております。

○18番（東 宏二君） そのとおりでと思っております。今は「ただでもいいから作ってください」という地主さんもいるみたいです。ただというのはあまりいけませんけれども、今市長が言われたように、ただで会社とかそういう組織が来ていただくのであれば、やはり市がその地主さんに対して、高額でなくてもよいと思いますが、一反歩5,000円でも、幾らかでもそういう貸し賃を地主さんにお支払いして、やはりスムーズな事業ができるような形を取っていかないと、「ただや、何も貸せんど」とか、そういう方も中にはおられると思いますので、その辺も庁内で協議しながら、前向きな取組をしていただければと思っております。

その中で、やはり今大迫団地に、野菜のカット工場とかいろいろなものができてくるようでございます。大きなデパートとか商社とかいろんなところで契約栽培をすれば、やはりいろいろな形で耕作放棄地も少なくなると思います。今、白菜とかキャベツとかそういうのが、大分増えてきているようでございます。そういう形でそういうところがあれば、市長がトップセールスをしながらコロナ禍も徐々に収束をするような気配でございますが、まだ少し続くと思いますが、そういう中でいろんな形を取って、やはり耕作放棄地又は有害鳥獣が出ないような農業のやり方、また補助をしながら、そういう形で取り組んでいってほしいと思いますが、市長どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほどの説明の仕方が悪かったと思うのですが、無償でというのは土地ではなくて、機械類です。トラックそれからトラクター、そういう機械を無償で、いわゆる農家というのは、経営にはそちらのほうに経費がかかるということがあるわけでありまして、そういう事業者がいるということで、土地ではありませんので、すみません、よろしく願いいたします。

それと併せて、今おっしゃいますように、やはり耕作放棄地をなくすためにどういう取組がいいのかということでは、先ほど課長のほうでも説明がありましたとおり、全体的にどういう取組

がいいのかということも含めて、今のいわゆる「みどりの食料システム戦略」も含めてですね、しっかりと関係機関との連携を取りながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○18番（東 宏二君） 今、市長が言われたようにですね、地主さんには少々でもそういう形で貸し賃を払えるような対策を取りながら、機械が無償ということでいろいろな形の政策があると思いますので、そこはちゃんとやっていただければというふうに思っております。

また、この畑かんが整備されている遊休農地がいっぱいあるんですよ。何のために畑かんを整備したのかということで、十文字原地区付近も串間市の方々が食用のサツマイモをもう作らないということで、大分空き地が多くなっていると聞いております。そういうことで、空き地ができない、耕作放棄地が出ないように、今後しっかりと対策を取っていただければと思っております。最後に、市長の考えをもう一回お願いします。

○市長（下平晴行君） おっしゃいますとおり、畑かんでもいわゆる水の利用ができる、水を活用した作物等々を含めて、農政畜産課のほうでも内部では十分協議をしているところでありますので、そういうことを含めて、耕作放棄地が増加しないように取組をしてみたいと思いますので、また御指導をよろしくお願いいたしますと思います。

○18番（東 宏二君） これで終わります。

○議長（平野栄作君） 以上で、東宏二君の一般質問を終わります。

ここで、質問席消毒のため、しばらく休憩いたします。



午後1時16分 休憩

午後1時17分 再開



○議長（平野栄作君） 会議を再開いたします。

次に、4番、隈元香穂子さんの一般質問を許可します。

○4番（隈元香穂子さん） 皆さん、こんにちは。隈元香穂子です。

先の選挙では、「皆さんを笑顔に」をスローガンに初めての挑戦でしたが、たくさんの皆様の御支援で女性議員の一人として議席をいただくことができました。政治は、日々の暮らしの中で、政治と関わりのないものはありません。女性の視点を大いに取り入れ、分かりやすい情報をお届けできるよう心がけてまいります。議会中継を御覧の市民の皆様にも興味を持っていただけるよう、手の届く市政を目指した質問をしてみたいと思いますので、市長はじめ執行部の皆様方にも、どうか分かりやすい答弁をお願いいたします。

通告の1件目です。子ども食堂につきまして、現在、子ども食堂が全国的に広がりを見せており、新聞にも関連記事が掲載されることが随分増えているなど感じているところです。長期にわたるコロナ禍で、親の失業や減給が追い打ちをかけ貧困の問題は深刻であり、私たちの志布志市でも、子ども食堂を利用するに値する子供が増えていると容易に想像できますが、子ども食堂に

対して、市長がどのようにお考えかお示してください。

○市長（下平晴行君） 隈元議員の御質問にお答えいたします。

本市におきましては、志布志子ども食堂が1か所運営されており、現在の活動内容は、コロナ禍により会食を行わず、お弁当の配布を行っていると同っているところであります。子ども食堂を運営されている皆様には、心から感謝を申し上げます。

そのような中、本市としましては志布志子ども食堂に対して支援は行っていないところではございますが、コロナ禍における運営において様々な事案が発生していると伺っておりますので、まずは運営者との意見交換の場を設けたいと考えております。その意見交換の内容を踏まえまして、市が食堂運営に必要と考えられる支援については、しっかりと支援していきたいというふうに考えております。

○4番（隈元香穂子さん） 鹿児島県の子育て世代の貧困率は全国3位、母子世帯では約40%が貧困だという報告がされています。志布志市発行のSDGsアイデアブック、「あらゆる場所のあらゆる貧困を終わらせたい」とうたい、トップバッターとして出てくる子ども食堂のページに、志布志市内の小・中学生の準要保護児童・生徒数の割合が、平成25年から平成30年までの5年間で約5%増加しているとありますが、さらにそこから4年が過ぎ、コロナ禍も相まって、状況はさらに悪化しております。市長は所信表明の中で「家庭教育は全ての教育の原点であり、基本的な生活習慣や善悪の判断を身に付け、思いやりのある心など豊かな人間性を育む重要な役割があるから、各家庭の自主性を尊重しつつ、家庭の教育力を高めるための支援に取り組む」とおっしゃいました。この部分の支援とはどのようなものをお考えでしょうか、お示してください。

○市長（下平晴行君） 私はかねてから、学校教育もちろん大事であります。基本的には家庭教育が大事だと、そしてその人の個性を伸ばす、家庭教育と個性を重視した取組が必要であるというふうに考えております。

この家庭教育というのは、この子ども食堂にも直結しているというふうに思います。それはいろいろ事情があろうかと思いますが、先ほど言いましたように、本当に子供たちが困っているのであれば、それはそれでしっかりと対応していかなければならない。親が食事を作らないような家庭もあるのではないかと、そういう面ではやはり家庭教育です。その親も家庭で、そして大人になって親になってきたということから考えますと、やはり家庭教育があって、自分がしっかりと見守っていかなければならない子供を、私は家庭教育がそのことを教えているんだというふうに思っておりますので、その家庭教育が大事だと言っているのはそういうことでもあります。

○4番（隈元香穂子さん） できるのに作らないという親は、別に置いといてですね、親は働きに出て、子供は学校に行くという、そんな当たり前だと思われていることができない人がいます。ましてや生きていくのが精いっぱい、食べることに必死だとすると、家庭の教育力どころではないはず。子供の貧困についての市長の思いは、今ので大体理解いたしました。

現在活動中の志布志子ども食堂利用者の中で、引きこもりがちで不登校だった少女が、この4月から登校し始めましたし、お母さんに至っては働き始めていらっしゃいます。この事例は、教

育長も御存じのことだと聞いております。

子ども食堂の名称で全国的に周知されてきましたので、貧困家庭の子供たちだけのものという誤解や偏見があるかもしれません。またその誤解や偏見のために、利用したくてもできずにいらっしゃる方も多分いらっしゃいます。実際には、地域のお年寄り、障害のある方などの利用もあり、礼儀、しつけ、思いやりなどを教え学ぶ食育の場でもありますので、「地域交流食堂」と呼ぶ方がより理解できるのではと考えます。子供を含めた地域の皆様の交流食堂という位置づけで考えた場合、市長の思いに変化が生まれますでしょうか、お尋ねします。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、いろんな形での貧困も含めてですね、それを求めている方もいらっしゃるかどうかというふうには理解をしているところでありますので、そういう地域交流も含めて、その子ども食堂がどういう関わりを持っていくのかですね、これはすごく私も大事なことであろうというふうには思いますので、そこをしっかりと頭に入れて、取組をされている団体にそのような話を聞いて、先ほど言いましたように、支援ができることであればしっかりと対応してまいりたいというふう考えております。

○4番（隈元香穂子さん） 前向きなお話ですので、こちらとしても本当にありがたい思いながらですが、一応こちらの質問するにあたっての経緯、状況などを踏まえてお伝えしたいことがたくさんありますので、質問を続けます。

「子供は宝」、「子供の未来に投資せずして、まちの発展はない」と同僚議員の皆様もおっしゃいますが、「子供は宝」と誰もが認識するところです。「誰一人取り残さないまちづくり」に則れば、手を差し伸べるべきことのひとつではないでしょうか。「飽食だ」と言われて久しいこの時代、食べ物を無駄にする人が存在する反面、安心して御飯を食べられない子供や、欲しがらる子供に与えてあげられない親がいることも確かです。

現在活動中の子ども食堂が1軒ございます。ここから2分で行ける場所にありますが、市長はその子ども食堂に一度でも行き、活動の様子を御覧になりましたか、お伺いします。

○市長（下平晴行君） お聞きはしておりますが、現地は確認しておりません。

○4番（隈元香穂子さん） 市長は聞かれたことを先ほどおっしゃったようですが、コロナ禍で食堂に集まって会食することができなくなり、今はお弁当での配食になっております。容器類の購入などプラスアルファの出費があるようですが、私財を投じてでも利用者のために続けていくと頑張ってくださいしています。毎月第2土曜日、長期休業中は毎週土曜日、子ども食堂で50食から100食、しぶし生活自立支援センター「ひまわり」に約20世帯分の50食、その他の世帯6世帯分、個人に3名分、出張子ども食堂として森山旧JA支所に年に3、4回、終業式の後など50食を運ばれております。運営開始から延べ8年間継続して御支援いただいている状況です。出張子ども食堂を含めて、これだけのことを続けていらっしゃるのですが、実績に対してはどのようにお感じでしょうか、お示してください。

○市長（下平晴行君） 先ほど言いましたように、この運営をされている皆さん方には、大変感謝をしているということでございます。

○4番（隈元香穂子さん） 理想を言えば、各小学校近くの一つずつあることが望ましいのですが、まずは、現在進められている地域コミュニティ協議会の中に構築されることを提案いたします。異世代交流の中で学ぶこと、地域の中で育てられること、先にも述べましたが食育を通して、しつけや心の成長を育てていくことがいかに大切であるかを考えるとき、地域のサロン活動として取り入れていけば、そこに「自助・共助・公助」の輪が出来上がっていくものと考えます。挨拶から始まり挨拶で終わる、そんな当たり前のことを地域全体で教えてあげる、それこそが地域コミュニティの持つ最大の力だと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 地域コミュニティ協議会とは、地域の問題解決や地域の魅力向上について、自分たちでできることを地域自ら市と対等な立場で実施していく組織となります。まずは、地域内の課題等の一つとして、子ども食堂の必要性やニーズなどを各コミュニティ協議会に理解していただき、その上で子ども食堂を自ら実施していこうという合意形成が図られた場合は、事業実施につながるというふうに考えております。

○4番（隈元香穂子さん） 参考までに、認定NPO法人全国子ども食堂支援センター「むすびえ」が、昨年行った全国調査では、「運営する子ども食堂の主な目的について」という箇所、「子供への食事の提供」が9割、「多世代交流・地域まちづくりの一環」との答えが6割となっております。困窮家庭の子育て支援や見守りとともに、虐待をはじめとする家庭内異常など、交流を通して各世代や地域の課題に気付く場としても機能しているようです。

食材の調達においては、全国子ども食堂支援センター「むすびえ」、国の備蓄米の開放や全国フードバンク推進協議会、協力企業様からの寄贈などを含め、地域で採れた野菜などを持ち寄り、現在既に実績を持っていらっしゃる志布志子ども食堂のノウハウをもって連携を取りながら進めていくということで、代表の御理解を得ております。まずは、松山町泰野地区でぜひやりたいと手を挙げてくださったところがあり、現時点で県への届出も終わり、夏休みから実際に開始予定です。各地区にお願いにお伺いするつもりでしたが、地域コミュニティ協議会の中で進めていけば、一斉に整うことになりすし、志布志市挙げての子ども食堂、地域交流食堂の開設は話題性もあり、大々的に周知されていくことによって、貧困家庭に限らず、田舎暮らしの中で地域住民との温かい交流を目的とした移住もあるのではと期待されるようです。視点を広げて可能性を探ること、こちらは大切なことだと考えますが、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） まさにおっしゃるとおりでございます。地域の活性化を図るために、自分たちで稼いで地域を良くしていこうという考え方が、協議会の在り方であります。そういう今おっしゃったようなことを含めて、これは先ほど言いましたように、コミュニティ協議会が理解して受け入れていただければできるわけで、行政と対等という立場でございますので、押しつけはできません。しかし、今おっしゃったようなことをお話をしていけば、理解されるのではないかというふうには思ったところでございます。

○4番（隈元香穂子さん） こちらも参考ですが、今月10日、兵庫県明石市の泉市長が、この方は以前パワフル過ぎて、パラハラ問題に発展したことがある市長ではございますが、今回こども

家庭庁に関する参考人として、参議院内閣委員会に出席されました。子供政策に熱意ある取組をし、少子化に歯止めをかけ、出生率を1.7%まで引き上げ、流入人口は7割増となり、税収は32億円増、中核都市ではありますが、「いろんなことにお金を使っているが、子育て支援に力を入れていくことで地域経済が活性化してお金が回るので、貯金も積み増ししている。お金がないからせこいことをするのではなくて、お金がないときこそ子供にお金を使うんです」とおっしゃいました。「子供を本気で応援しないと、応援するふりでは何もしえない、また本気で応援しないと申し訳ない」とまでおっしゃっております。多くの画期的な政策とその結果に目を見張るばかりですが、もちろん子ども食堂は全ての小学校校区にあるそうです。「こういった事業は地域に丸投げするのではなく、ボランティア活動にも公的な助成をしてください。そうしないと継続できません。市の行き届かない部分にボランティア活動が生まれているのだとしたら、感謝の思いで助成してください」という趣旨のこともおっしゃっております。現在では、近隣自治体の加古川市をはじめ、明石市の例に倣って、子育て支援に力を入れる自治体が増えています。子育て支援に注力し始め、不動産価格の上昇を見ている自治体が、続々と生まれているようです。実績のある自治体の良きを学び、「稼ぐ志布志」を目指す本市も本市なりに取り入れ、実践していくことも大切な一歩だと考えます。これについてはどうお感じになりますか。

**○市長（下平晴行君）** 兵庫県明石市長のこのいろんな取組を私も確認をしているところでありますが、おっしゃるとおり、子育て支援をどういう形でしていくのか、これは市を挙げて取組をしていくということで私もビジョンの公約の中にも入れておりますので、全体的に全課でこのことも含めて、子ども食堂の支援の在り方も含めて、「子は宝」ということで取組をしてまいりたいというふうに考えております。

**○4番（隈元香穂子さん）** 「市を挙げて取り組む」という市長の言葉がありましたが、本当に展開を強く希望します。市長が施政方針で述べられた、「市民の皆様の生活の下支え」となるべき子育て支援の一環である子ども食堂、地域交流食堂のさらに前向きな展開を希望いたします。私も本気で応援してまいりますので、どうか御理解ください。

次に、子育て支援について、子供の遊び場の確保と遊具環境の充実についてお尋ねします。

現在志布志市でも、子供が安全に遊べる公園が幾つかありますが、特に大浜緑地公園のアピア下部分について、子育て世代の皆さんから数多く寄せられる要望を申し述べます。この場所については、「令和3年4月からグラウンド・ゴルフを行う場所と遊具周りのボール遊びなどをするスペースをしっかりと区切っていく」とのことでしたが、現在、しっかりと区分けができていますかお示してください。

**○市長（下平晴行君）** これはおっしゃるとおり、昨年度にグラウンド・ゴルフの敷地をこの子供の遊ぶ場に広げたということで、今プランターを置いて、その利用をしてもらっているということでございます。

**○4番（隈元香穂子さん）** プランターで仕切っているということで、私も現地を確認いたしましたが、プランターで仕切りをされたことについては、公共のスペースですからあまり明確に線



引きをすることは好ましくないのかなと承知した上で申し上げます。

グラウンド・ゴルフ使用申込みのたびに、担当課が利用される方々に場所の混在を避ける旨を伝えるという手間が省けるように、移動することのできない遊具などで明確にしていけばさらに良いのではないかと思いましたが、いかがでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** このプランターについても植樹をするのか、今のところ分かりやすいようにはしているのですが、後でまた言いますけれども、これからのいわゆる子供たちが遊ぶ場を今の状況でいいのかということで、内部でも協議をしているところです。もうちょっと広げていく、あるいは駐車場を設置していくとか、内々では話をしているところでもありますので、そういう取組がどういう形でできるのかですね。

それと先ほど言いましたように、プランターで分けているということでもありますけれども、他の利用者が見分けがつかないことから、分かりやすく景観を損なわない方法を検討していきたい。また、先ほども言いましたけども、そのエリアの見直しそれから駐車場の在り方、そういうものも見直しをしていきたいというふうに考えております。

**○4番（隈元香穂子さん）** プランターですと劣化のこともございますし、また欠けていくとケガもしますので、そこは今答弁いただいたように、前向きに検討をお願いいたします。

グラウンド・ゴルフを楽しまれる方から、離れて遊ぶように注意されたりして、怒られたと解釈される保護者の方がいらっしゃるようです。「子供をのびのびと遊ばせたくても、行きづらい現状はまだまだゼロではない」とお話もお聞きしました。境界がしっかりと認識され、混在することなく使われ、改善されていくのだとしたら、それがかなったときには、行きたいけど行けずにいらっしゃる方に向けて、ぜひ市報やホームページ、LINEなどで市民の皆様にお知らせいたしたいと思います。こちらはいかがでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** おっしゃるとおり、やはり情報を発信していないからいろんな苦情等も来るわけでもありますので、しっかりホームページ、LINE、あらゆる形で情報提供してまいります。

**○4番（隈元香穂子さん）** 人が集まる活気のある場所として、市民の皆様の憩いの場所になるように、より良い改善が行われていくように強く希望します。

次に、小・中学生や大人が楽しめる遊具の導入についてお尋ねします。大浜緑地公園は、早朝からウォーキングやジョギングなど、市民の健康増進、体力づくりの場として幅広く利用されております。現在設置の遊具は、どちらかという幼児向けのものが多いようですが、全国的に健康志向、高齢化を背景に、大人向けの遊具を設置する自治体が増加しています。市民の皆様が親子で、夫婦で、お孫さんと、もちろんお一人でも軽い運動をすることができる遊具、子供を遊ばせている間にストレッチなどができるような遊具の設置ができないものか、市長のお考えをお示しくください。

**○市長（下平晴行君）** 現在、志布志市の都市公園の遊具は、対象年齢が3歳から12歳までの幼児及び児童が主な対象であります。おおむね3歳から12歳の体格を参考に製造された製品を設置

しているところであります。安全な利用を啓発するため、幼児の3歳から6歳と児童の6歳から12歳の範囲で年齢を区別し、各遊具に目安となる対象年齢をシールにて明示をしているところであります。表示された年齢以外の方が利用できないということではありませんが、幼児年齢の子供の体格を参考にして、安全基準で製造されているため、必要に応じて保護者等の付き添いの上、安全に注意して利用をしていただきたいと考えております。

中学生以上の遊具であります、これは鉄棒程度となりますので、今のところは考えていないところであります。

**○4番（隈元香穂子さん）** 鉄棒とかはもちろん必要だと思いますが、自治体で本当に今健康志向、高齢化を背景に、ちょっと体を軽く動かす程度ですが、そういった遊具がたくさん場所に設置されております。またそこを目指して集まる方もいらっしゃるとお聞きしております。写真の用意ができたならよかったです、本当に簡単なもので考えておりましたので、ぜひ中学生の鉄棒ではなく、大人向けの遊具ということで、もう一度検討をお願いします。

実際に、「子供が小さい頃は行きましたが、今はほとんど行かなくなりました」との声があります。「夏休みなどの長期休業中も、うちでゲームばかりしてます」という声の聞かれる小・中学生も、コロナ禍の自粛ムードから外で遊ぶことがめっきり減っております。せっかくすばらしい公園があります。コロナ感染リスクの少ない自然の中で、のびのびと体を動かしてストレスを発散してもらえよう、大人も子供もぜひとも利用できる、利用しやすい、そういった公園づくりを前向きに検討してくださるようお願いいたします。

次に、これからの時期、炎天下での屋外遊びは熱中症などのリスクがあり、なかなかまた利用しづらいかもしれませんが、休息の取れる場所、急な雨をしのげる場所として屋根付きのスペース、休息場所を作っていただくことはできないかお示してください。

**○市長（下平晴行君）** アピア下の遊具周辺に4基のベンチが設置されております。そのうち2基は木陰となっておりますが、あとの2基は樹木の腐食により伐採をしておりますので、日陰がない状況であります。

今後は、幼児等が遊ぶ近くの木陰にベンチを移動するか、新たに設置できないか検討してまいりたいというふうに考えております。

**○4番（隈元香穂子さん）** それでは木陰を中心に、屋根付きの休息場所というのは特に考えていないということよろしいですか。

**○市長（下平晴行君）** 今のところは考えていないということでございます。

**○4番（隈元香穂子さん）** 残念ながら、本市にはこれといって特徴のある公園もないわけですが、お隣大崎町のあすばる公園や、霧島市の児童施設のような大がかりなものを造ってほしいと申し上げているわけではありません。まずは人が集まる場所づくりとして、「志布志市で公園といえば大浜緑地公園です」と言えるくらい、市民の皆様が集いやすく活気と笑顔溢れる公園になるよう、より良い改善が行われていくよう、屋根付きの休息場所も併せて検討していただきますよう、強く希望します。

次に、未就学児の特別支援についてお尋ねします。志布志市に特別支援学校を設置する件につきましては、前向きに検討がなされているところですので、今回は小学校入学前、未就学児の療育についてお尋ねします。新たに児童発達支援事業所の開設があると耳にしましたが、それはいつ頃開設の予定で、対象児童の年齢はどうなるのかお答えください。

**○市長（下平晴行君）** 本市における未就学児の療育につきましては、児童発達支援事業により発達特性のある児童やその可能性のある児童に対し、個々の発達状況や発達特性に応じた療育支援が行われているところであります。

6月1日現在、68名の児童が市内2事業所及び市内事業所で事業を利用しております。また乳幼児健診事業やプレイ教室、保育所等への循環支援専門員整備事業において、療育支援が必要な児童の把握を行うなど、早期発見、早期支援を行っていることから、本市におきましても早期発見、早期支援の理解が浸透し、療育及び療育医療の需要が増加してきているところであります。

そのようなことから、本定例会において療育支援事業所の開設支援や体制づくりのための補正予算を計上させていただいており、今後も保育所等や療育支援事業所、関係部局が連携して児童及びその御家族の継続的な支援を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

**○福祉課長（木村勝志君）** ただいまの御質問につきましては、今回補正予算を計上させていただきました事業につきましては開設の見込みのことだと思っておりますが、今回児童発達支援事業所につきましては2か所計上させていただいておりますけれども、今のところまだその開設するところが決まっているということではございません。様々な相談は来ておりますが、そこを誘致に向けての今回の予算ということで計上させていただきました。

対象児童につきましては、未就学児ということになりますので、小学校に入学するまでの未就学児が対象になるということでございます。

**○4番（隈元香穂子さん）** おっしゃいますように、未就学児の発達支援は早期発見、早期指導が不可欠です。この時機を見逃して後悔される保護者の方がいらっしゃるという現実があります。今ある未就学児の施設、現在2か所だと思っておりますが、待機がある状態だとお聞きしたのですが、市長にその認識はございますか。

**○福祉課長（木村勝志君）** このことにつきましては、補正予算を計上するときに、市長にもいろいろ説明を申し上げているところでございます。やはり志布志市におきましても、療育の必要性等が浸透しておりまして、利用を希望される保護者、子供さんが増えてきております。そのような中で今2か所はございますけれども、やはりどんどん人数が増えてきておりますので、若干年齢によっては待機が生じているような形もございますので、今回2か所分を計上させていただいたところでございます。

**○4番（隈元香穂子さん）** 平成18年と令和元年の人数の比較で、自閉症は6.5倍、注意欠陥多動性障害が15倍、学習障害は11.5倍に増えています。今2005年に発達障害者支援法が施行され、発達障害が多くの方々に認識されるようになり、学校の先生、幼稚園の先生、保育士、皆さんがかつては「わんぱくな子」「乱暴な子」「落ち着きのない子」とただ言われていたような子供

たちが、「発達障害ではないか」というふうに言われるようになり、受診を勧めることも増え、どんどん発達障害という子供たちが増えているということになります。未就学児の療育がいかに大切か熟考いただき、十分な受皿を用意していただきますようお願いいたします。市長いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） このことについては、やはり早期発見、早期支援というようなことでの対応で、発達障害の児童が増えてきているということでもありますので、先ほど課長が申しましたとおり、そのことについての対応をしっかりしてまいりたいというふうに考えております。

○4番（隈元香穂子さん） 施設の開設を検討されるとき、専門指導員、児童発達支援管理責任者など、資格取得者の少ないことにも気付かれると思います。専門職としての資格取得についても、積極的に支援していただいて、子供たちが十分な療育を受けられるよう配慮してくださるようお願いいたします。未就学児については以上になります。

通告の順番が一つ飛んでしまいましたので、元に戻りまして、児童館の必要性について質問いたします。

現在2か所ある子育て支援センター「はぐくみランド」、「たんぼぼ・ハウス」については、未就学児のみの利用となっており、放課後児童クラブについては、仕事などで日中留守宅になる子供たちの預かりとなっております。当然未就学児でもなく、放課後児童クラブの利用対象でない子供たちも数多くいるわけで、年齢の制限、日中留守宅になる、ならないに限らず、そういった「枠組みのない誰でも安心して利用できる児童館がほしい」との声も多く上がっております。本市における児童館に対しての位置づけなど、市長の思いをお示しくください。

○市長（下平晴行君） 児童館につきましては、児童福祉法に規定されている児童厚生施設の一つで、18歳までの子供に対して地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し又は情操を豊かにすることを目的とする児童福祉施設でございます。

本市におきましては、市が直接設置している児童館はございませんが、主に未就学児の親子が利用している子育て支援センターを設置しており、現在、子育て世代包括支援センターとの一体的な運営に向けた検討を行っているところであります。

今回御提案いただいた、雨天時でもあらゆる子供たちが安心して遊び、学べる、利用のしやすい機能を持たせることも、併せて協議・検討してまいりたいと考えております。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

児童館につきましては、児童福祉法第40条に規定される児童厚生施設の一つでございます。子供たちに健全な遊びの場を提供し、健やかな成長を図り、情操を豊かにすることを目的とした施設でありまして、赤ちゃんから中高生まで、また親子でも利用でき、多くの人々が集い、触れ合いの場となる施設と認識しております。

育児のことやいじめ、不登校などの子育てに関する悩みや体験したことを話し合ったり、相談し合ったりする機能を併せ持たせることも可能ですので、子育て中の保護者の方にとっては、非常に有益な施設になろうかと考えているところでございます。

○4番（隈元香穂子さん） 随分前になりますが、健康プラザの1階を開放して、お年寄りと交流できる遊びの場として利用できていたのですが、現在ではコロナ禍もあり、使用できない状況が続いております。もし御存じでしたら、こういった場所の再開のめどを教えてください。

○福祉課長（木村勝志君） その話は議員からもお伺いしたところでございますが、社会福祉協議会にも若干尋ねたところがございますが、過去に囲碁を高齢者と子供と一緒に行うイベントとかを行っていたということで、今の職員もそこまでしかちょっと認識がないということで、そこにはちょっと確認ができなかったところがございます。

○4番（隈元香穂子さん） 囲碁をするスペースでですね、何人かのお年寄りがいらっしゃる中で、交流を含めて子供たちが遊んでいたということでした。ただ、子供たちの遊びは、子供の人格の発達を促す上で欠かすことができない要素で、遊びの持つ教育効果はほかで補うことができないものです。子供たちは遊びを通して考え、決断し、行動し、責任を持つという自主性、社会性、創造性を身に付けるものですから、子育ての中にあってはとても重要なものです。児童館は遊びを保障する活動をするところとして存在するのですが、併せて子育て世代のお母さんたちが一番欲しいと思っていらっしゃる、先ほど言われました志布志市にはない雨の日の子供の遊び場でもあるわけです。雨の日に子供たちを遊ばせる場所がないというお話の中で、他地域の子供たちも受け入れてもらえる児童館に連れていっていらっしゃる方、有料でもボールプールなどのある遊戯施設に連れていかれる方、大型商業施設のゲームセンターで遊ばせるため、「出費がかさんでいます」とおっしゃる方、様々なお話を伺いました。いずれにせよ共通して言えることは、市外に出向くことで発生する交通費、外食費、利用料などの出費、子育て世帯の家庭にとっては大きな負担であります。これについてはいかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほども言いましたように、子育て支援センターと子育て世代包括支援センターを一体とした運営をしていくと、その中に今おっしゃったような子供たちが安心して遊び、学べる、利用しやすい機能を持った施設といいますか、そういうものを設置をしていきたいというふうに考えているところであります。

○4番（隈元香穂子さん） 市長のお考えの中に、「子育て支援の充実につきましては、子育て世代のニーズを踏まえ、現在の子育て支援策を総合的に検討・見直しを行い、子育て世代に寄り添った施策を推進するとともに、ファミリー・サポート・センター志布志で実施する相互援助活動に関する利用者アンケート調査により、要望のあった事項について協議を行い、必要な見直しをする」とあります。こういった利用アンケートは今までもなされてきたと思いますが、これまでに協議・検討されたことはあるのか。あったとしたら、どのような協議・検討であったのかお示してください。

○福祉課長（木村勝志君） 今、議員からありました施政方針の中身のアンケートの部分につきましては、ファミリー・サポート・センターの相互援助活動の内容のアンケートを行ったということで記載して、若干分かりづらかったと思いますが、そちらのほうでアンケートを行った結果を踏まえて、相互援助活動の内容を広げていこうということで記載したところがございます。

子育て支援につきましては、現在、子ども・子育て支援事業計画というのを作っておりますので、その中で様々なアンケートを行った結果や、いろんな自由意見というのも記載されておりますが、今回、施政方針の中にもありますように、「子育て世帯の支援策につきまして全体的に協議をして、見直し・検討を行っていく」ということで、市長も述べられておりますので、そこを今福祉課が中心となって行っておりますので、今後関係課を含めまして、またさっき市長も申し上げましたが市P連の協力をもらいながら、いろんな形で検討していきたいと考えております。

○4番（隈元香穂子さん） 「はぐくみランド」を拡張して云々というような話も聞いてはおります。あちこちに点在しているところを一つにし、体験の場、交流の場、遊びの場、子ども会や母親クラブなどの地域組織活動の基地として、先ほど市長もおっしゃいましたが、また志布志市の子育て支援の拠点施設として、子育て世代包括支援センターや子育て支援センターの機能を組み込み、御検討いただければと考えます。これでよろしいでしょうか。

○市長（下平晴行君） そのとおり進めてまいりたいというふうに考えております。

○4番（隈元香穂子さん） 特に大がかりなものでもなくてもいいし、今ある社会資源を活用しても構わないのですから、志布志市は総力を挙げて、子育て世代の味方になろうという気概を見せてくださるよう提案いたします。

次に、津波対策について申し上げます。3.11の超巨大地震がもたらした大災害については、10年以上経過した今でも、復旧事業が続いているという現状は皆様御承知のとおりです。

そこでお尋ねします。現在、地震学会におかれても地震大国日本の地震予測は、いろいろな角度から検討・議論がされておりますが、特に今私たちに関連する地震は、南海トラフ大地震になります。4月には日向灘沖での地震が発生し、いよいよ南海トラフを身近に感じることになりました。体感震度の大きさに身を固くしましたが、津波の発生に至らなかったことは幸いだったと思っております。巨大地震発生時には、志布志市、串間市、肝付町、東串良町沿岸地域を対象に、3mから7mの高さの津波が押し寄せるのではないかと推測されています。最悪の事態を想定した対策も大いに必要とされるべきだと考えます。

そこで、夜間の満潮時、悪天候という最悪の事態を想定した訓練実施などについて、市の政策をお示しくください。

○市長（下平晴行君） 地震・津波防災訓練につきましては、これまで東日本大震災の発生以降、平成23年度から11月5日の津波防災の日を中心に、日中に実施をしているところであります。令和2年度、令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、これまでの住民が参加する津波避難訓練は行っておりませんが、市内一斉のシェイクアウト訓練を行ったところであります。

市におきましては、災害対策本部の設置運用訓練を実施し、災害対策本部員である課長級の参集訓練や防災関係機関との情報伝達訓練などを行ったところであります。これまでは、日中に訓練を実施しておりましたが、夜間における訓練につきましては、まずは防災関係機関と地域の代表者の方の御意見を伺って、対応してまいりたいというふうに考えております。

○4番（隈元香穂子さん） 海面が満潮時間と重なり、しかも夜間に、さらには雨天時に起きることもあるわけですし、昼夜問わず前川、安楽川、菱田川に津波が遡上する場合、奥地に入るほど高さを増していくことは東日本大震災でも実証されております。沿岸の避難困難地域にお住まいの市民の方々の避難対策として訓練が行われておりますが、夜間の満潮時を想定した場合のお年寄り、介助が必要な方々、小さなお子さんがいらっしゃる御家庭、家族同様のペットと一緒に避難される方、今述べられた答弁で、「万全の策が講じられているのか」と感じましたが、もう少し踏み込んだお考えをお示してください。

○市長（下平晴行君） それぞれで説明申し上げますが、いわゆる津波緊急避難ビルについては、標高の表示と一体となった避難ビルの方向を示す看板を電柱に設置していると、そして避難ビルの距離について表示をしていくということでございます。

また、津波緊急避難ビルの指定の基準としましては、鉄筋コンクリート又は鉄筋コンクリート構造であるような建物について設置をしているということでございます。

○4番（隈元香穂子さん） 昨年8月に、志布志地区の皆様から市長宛てに提出された要望書の中にもありましたが、私が見聞した緊急避難場所とされているビルでも、避難誘導の案内図がビルの壁面に1か所あるだけでしたので、防災マップを確認していらっしゃる市民の方、本市を訪れている他県・他地域の方にも分かるよう、該当するビルへの道順を指し示しておくことは大事な備えだと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） おっしゃいますとおり、表示していないものについては、更新や増設、表示内容の追加、変更など、市民に分かりやすい表示をしてみたいというふうに考えております。

○4番（隈元香穂子さん） 停電で明かりのない状況で、混乱することなく安全に避難場所に行きつくのかも疑問であるところですが、防犯街灯をLEDに変更される過程で、太陽光発電システム活用などの施策は講じられているのでしょうか。いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 現在、夜間の避難の目標となるよう、上り坂の途中などのソーラーで発電し、停電時でも点灯可能な電灯を11基設置しているところでございます。

○4番（隈元香穂子さん） 夜間訓練につきましては、避難困難区域内の病院、老人保健施設など、各自治会と連携し、まずは代表の方々に参加していただくというお話で、避難後の受け入れ対策、衛生管理、環境整備まで、災害時の混乱を最小限に抑えることができるよう、細やかな問題点の検証を進めていく必要がありますが、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは、近隣の企業も含めて、かねてからのお願いをして、そういう突発的な災害等が発生した場合に、協力をしていただくような取組をしてみたいというふうに考えております。

○4番（隈元香穂子さん） 市の職員の皆様も、災害時、担当課で非常時の体制、役割が割り振られているとお聞きしています。おそらく災害現場では、リーダー的存在になられることと想像いたしますので、部署異動などで担当が変更になるのであれば、その都度確認しておいていただ

きたいと思います。

次に、備蓄状況、衛生環境の確保・対策について質問いたします。災害発生の昼夜を問わず、避難先における備蓄状況、衛生環境も気になるところですが、先日新聞に、トイレについての自治体アンケートがありました。39%の自治体がトイレ不足だとありましたが、志布志市はいかがでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** 現在の市の備蓄状況につきましては、平成27年に策定した志布志市災害時備蓄計画に基づいて、年次的に整備をしているところであります。

主な備蓄品は、アルファ米などの食料品、マスクやタオルなどの日用品、投光器や簡易ベッドなどの避難所で使用するもの、またプライベート空間の確保や新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため、パーティションなども整備をしているところであります。

昨年度は衛生環境の確保のため、また避難所における新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、発熱などの症状があり、感染者と疑われる方とトイレを分離して使用できるよう自動ラップ式トイレや、換気用の大型扇風機を購入したところであります。

今後も引き続き避難所でのニーズを把握しながら、備蓄品を整備していくとともに、適正な管理に努めてまいりたいと考えております。

**○4番（隈元香穂子さん）** 救助隊の到着、物資援助がなされるまでの間、たくさんの方々が不自由な生活を余儀なくされる避難所生活ですので、細かく用意されたいものですが、現在、備蓄されているものをほかにお示してください。

**○危機管理監（萩原政彦君）** 現在、備蓄されているものの主なものになりますが、食料品でいいますと、御飯類の使用期限が5年のもの、それとレトルト食品になりますけれども、使用期限が7年というもの。飲料水につきましては、十分充足するように備蓄を進めているところでありますが、これら食料品、飲料水につきましては、使用期限が定められておりますので、備蓄がなかなか進みづらいところ、食品ロスの問題等もしっかりと取組ながら、備蓄量を管理していく必要があると認識しているところでございます。

**○4番（隈元香穂子さん）** また、災害は起きてみないと、体験してみないと分からない部分が多くあるはずですが、高齢者がトイレを我慢して水分を取らずに体調を崩されたと、そういった二次被害を避けるよう十分な用意をお願いいたします。

また、女性の視点を取り入れた災害対策として、粉ミルク、大人用おむつ、尿取りパッド、子供用おむつ、生理用品など消耗品の用意、あと、おむつ替えスペースや授乳スペースの確保などがあると思いますが、使用後のおむつ、生理用品などごみの処理まで、いずれも女性の意見を取り入れていただきたい部分です。

現在、防災担当部署に女性職員がいない自治体が、鹿児島県でいうと67.4%だそうですが、本市の防災担当部署には何人の女性職員がいらっしゃるでしょうか。お示してください。

**○危機管理監（萩原政彦君）** 防災担当であります危機管理業務を担います総務課の危機管理室においては、女性の職員はいないところでございます。



○4番（隈元香穂子さん） 志布志市には、女性消防団員もいらっしゃいます。女性消防団員の方々や女性職員の気づきなども取り入れ、しっかりと準備を整えておいてくださいますようお願いいたします。

コロナ禍の影響もあり、ペットを家族の一員として飼われる方が増加しました。現在、東日本大震災の後、立入禁止区域内においては食事を与えることもできないペットが悲惨な目に遭い、家族としてはいたたまれない状況であるわけですが、飼い主としては、避難所に連れていくことにためらいがあると思います。これらについては、何らかの対策が取られていますでしょうか。

○市長（下平晴行君） 一昨年の7月豪雨や昨年も「ペットと一緒に避難をしたい」との相談をいただいたところでございます。基本的にはゲージを持参いただいで避難をお願いするところですが、ゲージが使用できないペットもおります。また動物が苦手な避難者もいらっしゃるのではないかと思いますので、ペットと同伴して避難が可能な場所を別途確保してまいりたいというふうに考えております。

○4番（隈元香穂子さん） そういった小さいところまで心遣いをいただければ有り難いと思います。津波対策につきましては、これまでも議会において多くの質問が出ているわけで、緊迫感が失われることがないよう、「備えあれば憂いなし」「誰一人取り残さない」という市長の思いを強く落とし込み、最善を尽くした志布志市は、一人の命も落とさずに済んだとの結果が出るよう、行き届いた対策を熟考していただきたいとお願いして、質問を終わります。

○議長（平野栄作君） 以上で、隈元香穂子さんの一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩いたします。

—————○—————  
午後2時13分 休憩  
午後2時22分 再開  
—————○—————

○議長（平野栄作君） 会議を再開いたします。

次に、6番、市ヶ谷孝君の一般質問を許可します。

○6番（市ヶ谷 孝君） 皆さん、こんにちは。本日4人目の一般質問となります。スムーズに進めば、もしかしたら5人目があるかもしれませんが、せつかくの機会ですので、気にせず私らしく、私のペースで進めさせていただきたいと思っております。

前回、3月定例会でも着けさせていただきましこちらのネクタイなんですけれども、3月で皆さんに見ていただいたので、本日はいいかなと思ったんですけれども、この6月定例会から溝口副市長が執行部席に座っていらっしゃいますので、ぜひとも溝口副市長にも見ていただきたいという思いで、本日も着けさせていただきました。どうぞ今後ともお互いに市政の発展のために頑張ってもらいましょう。よろしく申し上げます。

改めまして、会派、志みらいの市ヶ谷孝でございます。私、今年40歳になりました。中国の思想家の大巨人に孔子、孔丘ですね、という方がいらっしゃいます。儒教の創始者でございますけ

れども、その方の言行録をまとめた論語という経典がございまして、その中で、弟子が先生の言葉を聞いて書いてありますので、孔子が、「子曰く、吾十有五にして学問を志し、三十にして立ち、四十にして惑わず、五十にして天命を知り、六十にして耳に順（したが）い、そして七十にして心の欲するままに行動しても矩（のり）を踰（こ）えず」と述べられて、73歳の生涯を終えられました。私自身も振り返ってみて、15歳のとき、日本の子供たちは大体そうですけれども、中学、高校時代、学問に従事しまして、私自身は30ではなく32歳のときに、この市議会議員という職責をお預かりすることになりまして、現在40歳を迎えております。まだまだ浅学非才の身ですので、迷うことも多々ありますけれども、私なりに一生懸命頑張って執行部席の皆さんとともに、また同僚議員、市民の皆様とともに、この志布志市がより良いまちになるよう力を尽くしてまいりたいと思っております。

本日もその心を根底に持ちながら、通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。本日は1項目のみ、テーマは高齢者福祉、その中でも配食支援について、できるだけ簡潔な質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

通告書の文言が少し言葉遣いがおかしいので、少しかみ砕いて申し上げますけれども、ここ近年、日本全体で高齢化が進み、また核家族化が進行といたしますか、もう随分前から率が上がりまして、高齢者、特に一人暮らし、独居の高齢者の方であったり、高齢者のみの世帯が増加をしている傾向にございます。その中で、特に高齢者向けの食事や食品の支援、配送サービスというもの的重要性がますます高まってきているものと感じております。そのような中、志布志市では、この配食支援に係る事業を幾つか実施をしていらっしゃると思います。まずは、この配食に係る事業の状況をお示してください。

**○市長（下平晴行君）** 市ヶ谷議員の御質問にお答えいたします。

食の自立支援事業及び配食支援事業につきましては、調理が困難な一人暮らし高齢者等に対し、毎日の食事を提供し、自立した食生活の栄養改善を図り、併せて安否確認を行っているところがあります。また、利用者の健康状態の悪化等、緊急を要する変化が認められた場合は、関係機関への連絡を行うなど、非常時の対応も行っていると認識しております。

高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、バランスの取れた食事の提供と高齢者単独世帯等の見守りは、安定的かつ継続的に実施されるべきというふうに考えているところであります。

配食支援の在り方や高齢者ニーズへの対応については、利用者、委託事業者等の意見を参考に、今後、調査・研究をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

**○6番（市ヶ谷 孝君）** ちなみに、今申しいただきました食の自立支援事業、そして介護保険の特別会計のほうで実施しています配食支援事業ですね、こちらはここ近年、令和2年、3年でもいいんですけれども、例えば利用者数であったり、延べの総食数の推移というのはどういふふうになっていますでしょうか。

**○保健課長（川上桂一郎君）** 御質問にお答えいたします。

まず、この配食支援事業におきましては、議員おっしゃるとおり、一般会計事業予算での食の自立支援事業、それと介護保険特別会計予算で配食事業というのを実施しております。

まず、食の自立支援事業におきましては、これは令和3年度の実績となるのですが4,948食、事業費におきまして148万5,879円という実績でございます。ちなみに令和2年度におきましては、1万400食提供がございました。事業費におきましても373万7,478円ということで、令和2年度に對しまして令和3年度では、半分以上の実績というような形が見えております。

また、配食支援事業におきましては、令和3年度におきまして2万2,354食、金額にしまして809万9,787円、令和2年度におきましては2万5,581食、事業費におきましては1,143万4,106円ということで、これにおきましては、令和2年度に對しまして令和3年度がおよそ12%ぐらいの減というような状況でございます。

○6番（市ヶ谷 孝君） こういった事業を単純に委託の金額が下がっているから、いい、悪いとかではないと思うんですけども、この数字上減少している、この要因はどう分析されていますか。

○市長（下平晴行君） 死亡や入所により、利用者が減少していることと、それから民間配食業のサービスの参入により、事業利用の新規申込みが減少したことが原因ではないかというふうに考えております。

○6番（市ヶ谷 孝君） 今、市長がおっしゃいました民間業者が参入してきていると、そもそも国自体が、在宅介護とか在宅医療を推し進める方針の中で、全国的にもこういった配食サービスに対する民間の参入というのは増えている傾向にあるのかなと思っております。

ちなみに現時点といたしますか、令和3年度末でもいいんですけど、市内でこういう配食サービスを実施していらっしゃる業者数というものはわかりますか。

○市長（下平晴行君） 市外業者含めて、市内の配食に對応可能な民間事業者は9業者あるところであります。

○6番（市ヶ谷 孝君） 分かりました。

すみません、多少順番が前後します。冒頭の市長答弁でもありましたけれども、改めてお伺いいたします。市長御自身、この配食支援というものを、その重要度をどういうふうに受け止めていらっしゃいますか。そのお考えをお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 先ほども申しましたように、配食事業によって毎日の食事の提供と見守りが行われているということで、高齢者単独世帯等の方が住み慣れた地域において、在宅で安心して暮らし続けることができる、そのように考えております。

○6番（市ヶ谷 孝君） まさしくおっしゃるとおりですね。こちらが第2次志布志市総合振興計画の後期基本計画、こちらの中でも住民アンケートを取られていらっしゃって、「高齢者福祉の中で充実してほしいこと」というランキングに、持っていらっしゃる方は136ページに載っています。そこで、1位は「移手段の確保等」が挙げられていて、この「食の自立支援事業」のほうで充実をしてほしい第3位に入っているわけでございます。この中では具体的に触れられて

おりませんけれども、この食の自立支援事業を充実させてほしい、この充実という要望をどういう方向性だと捉えていらっしゃるでしょうか。食の自立支援を充実させるということは、どういうふうになってほしいと住民が思っているというふうに捉えていらっしゃるでしょうか。

**○保健課長（川上桂一郎君）** 食の自立というか市民への配食の充実という意見ですが、市としては、選択肢があるとか金額、食材とかそういった充実とかいうことと、あとはやはり今そういう買い物の支援というような、できれば配食と一緒に何か別なものが届けられるとか、今コロナ禍で、外出を控えるという状況も考えられておりますので、やはりそういったところも踏まえた上で、配食とは別な意味の充実というのものもあるのではないかというような意見だというふうに捉えております。

**○6番（市ヶ谷 孝君）** まさしくおっしゃるとおりですね、通告書にも書かせていただきましたけれども、利用者の方のニーズって、どんどん多岐にわたってきているなというふうに実感しております。私自身もですね、市内の民間業者さんに少しお願いをして、配食といいますか配達に同行させてもらったこともございます。実際にどういう形でお配りしているのかを目のあたりにして、こういったところまで、一人ひとりの個人のニーズに合わせて対応されているんだなというのを実感したところでございます。

それと同時に、配食サービスというのは、お弁当そのものの金額もそうですし、例えば今委託されている業者さんもそうでしょうけれども、配送に係る配達費であったり、冒頭市長もおっしゃってました見守りというところも、この配食事業の重要なファクターであると、その見守りの経費という部分も含めて、金額、コストが計上されているものと思っております。

そういった観点から、この配食事業という業界ですかね、そもそも採算が合うと思いますか。

**○保健課長（川上桂一郎君）** 今、市の委託事業として1食当たりの価格が大体800円前後で想定をしております、市の委託料として課税、非課税負担額がそれぞれなのですが、大体500円、600円という御負担をさせていただいております。ですので、その配食の業者におきましては1食当たり800円の単価だということで、今のところその1食当たり800円というので採算は取れているというふうな認識はしておりますが、その委託業者も市のこの配食の事業だけではなくて、それ以外での配食の事業という民間独自での取組も行っておりますので、やはりそういった形も網羅した中での事業費だというふうに考えておりますので、今後それにおいて今委託をされている業者が、令和3年度に通年事業をいたしました。そういったところからも、またこの質問を踏まえてそういった採算の関係というのも聞き取り調査をする、また、今、食料費とか原油が上がったりとかで、やはりそういった採算ベースとかでもやっていけるのかということも併せて協議等を行っていきたいというふうに考えております。

**○6番（市ヶ谷 孝君）** おっしゃるとおりですね、当然市から委託を受けて契約をする場合というのは年間契約で、単価等も年度途中ではなかなか変更できないのかなという中で、今おっしゃったみたいに食材費であったり、燃料費の高騰は重くのしかかっているのかなと、やはりこの配送サービスというのは、市内全域で考えますと、当然配達コースにもよりますけれども、相当

な距離を毎日走られるのかなど。これはおそらく今の業者さんの前、社会福祉協議会さんがやった頃もコース分けはしているけれども、やはり車1台当たり1日何十キロも走るとかいうことがあったかと思います。

今度は一般論ですけれども、公的なアンケートでこういった配食サービス業の事業所にヒアリングをした際、大体口を揃えて返ってくる回答が、配食サービスというのは、例えば自治体から委託を受けて実施するときでも、「委託費に対してコストは基本的に合わないよね」という回答が多く見られるようでございます。多くの事業所において、なかなかですね、それこそ「この配食サービス業だけでは継続が厳しい」、「やめざるを得ない可能性というのを感じている」というふうな回答をされる業者さんが多かったというふうにも実際回答が出ております。

本市でも、これは前市長の時代、社会福祉協議会に委託をしていた頃の話になりますけれども、やはりこの事業は、コスト的にもかなり厳しいものがあると。その当時も民間に見積りをさせると、実際単価が相当上がってしまうと。しかし一方でこの配食サービス業というのは、単純に御飯を届けるだけにとどまらず、見守り等含めて様々な要素を含んだ業務ですので、サービスの質を低下させることはできないと、コストをカットすれば自然とサービスの質が落ちると。ただ、「それはどうしてもできないよね」と「ある程度予算がかかるとしても、現状しっかりとこの事業を継続していく必要があるよね」というような回答があったと記憶しております。

本当にこの配食サービス業というのは、市民の命に関わる大事な事業なのかなど、厳密には食の自立支援事業については、一般会計の基金からほとんどの金額が財源として出ておりますけれども、また介護保険についても国・県から補助金が下りてはいるわけですがけれども、いずれにしてもそれなりに大きな金額が投じられているのかなど、減少傾向にあってもですね。この食の自立支援そして配食支援事業、ひっくるめて配食関係事業と言いますけれども、そこにやはり予算を大きな額を投じる意味というのはどう考えていらっしゃるでしょうか。市長、お願いします。

**○保健課長（川上桂一郎君）** 冒頭、市長の答弁にもありましたように、やはりこの食の自立支援というので、在宅においての生活支援の重要な取組だというふうにも考えておりますし、先ほども申し上げましたが、買い物に行けない交通弱者の方とか、やはり日常生活する中で一番重要とされるのが食でございますので、そういったところについて、それを安定した持続的に供給できるというような意味合いから、この食の自立支援事業、配食支援事業というのは、やはり行政が関与をして、その生活を支えていくということが目的だと考えております。

**○6番（市ヶ谷 孝君）** おっしゃるとおり、この配食支援事業というのは、「社会インフラ」と言っても差し支えないぐらいの重要度を持った事業だと思っております。冒頭市長もおっしゃっていましたが、「安定的に継続的にこの事業をしっかりと推進をしていく」、そのためには言葉は悪いですけど、ある程度予算がかかったとしても、しっかりとそこにお金を投じて進めていく必要があるのかなど思っております。市長御自身がよくおっしゃっていらっしゃいます「入るを量りて出ざるを制す」とありますけれども、この事業については、やはり冒頭おっしゃってました「住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続していただく」、そのためには、サービスの質の

低下はあってはならないことであると思っております。

先ほど申し上げたとおり、実際に配達に同行させていただいて、運転手の方と話をしたときもですね、「こういう事業って、当たり前にもやっても採算が合わないよね」という話が始まって、ただ、そんな中でも「やはりこういう事業って、誰かがしないと地域がもたないよね」という、「やはりお弁当を待っていらっしゃるお客さんがいらっしゃる、多少赤字が出たからといってやめることはできないし、自分たちも責任を持ってやり続ける覚悟を持っているんだ」という話をされておりました。「ボランティア、社会貢献みたいなものだよ」という話もされておりました。一昔前は、CSRという言葉が流行ったというか、よく文言が使われたと思います。コーポレートソーシャルレスポンスビリティですね、企業の社会的貢献ですけれども。今はもうこの言葉はSDGsという大きな枠に含まれてしまって、なかなか聞くことはございませんけれども、まさにこの配食事業というものは、その存在自体が社会貢献の一環であるというふうに思っておりますし、事業者当人たちもそういう認識でやっていたらというふうに伺っております。先ほど保健課長も答弁されました。行政としてしっかりとこの社会インフラを守って存続していくためにも、しっかりと仕組みを作って、必要な予算をそこに投じていく必要があると考えております。

令和2年9月末でしたね、この配食サービスはもともと社会福祉協議会さんが委託を受けていらっしゃって、先方からの要望といいますか、話がござまして、そこで一旦撤退されて、今実際に委託を受けていらっしゃる民間業者さんへ変わったという経緯がございます。その当時も、社会福祉協議会さんが撤退されるということで、「現在その事業、サービス、支援を受けていらっしゃる方々はどうなるんだろう」という不安と、おそらく担当課は相当御苦労されたと思いますけれども、新しい業者さんが決まってほっとしたその安心感というのを今でも覚えております。全員協議会でも説明いただいたと思います。ただ、同時にそのときに思ったんですけども、現在も1社の民間業者さんに委託をされておりますが、民間参入も増えてきて、市内の状況も大きく変わってきております。そういった中で1社に指定で委託をする、そこにこだわる必要もないのかなというふうにも感じているところでございます。まずここについて、市長の見解をお願いします。

**○市長（下平晴行君）** おっしゃるとおり、1社では何かがあった場合に、その業者で対応できるのかどうか、そこも含めてですね、もし複社で対応する場合に、2社相手がいるわけですが、その数の問題やら、今おっしゃった社会インフラも含めて、運営の仕方ですね、そこは内部で十分協議してまいらなければいけないのかなというふうには思っているところでございます。

**○6番（市ヶ谷 孝君）** それはおっしゃるとおりですね、先ほど申し訳ないながらも社会福祉協議会のお話をもしましたが、そういったこともまたあり得ないとは限りませんし、また、このコロナ禍の状況下でもございます。食品を扱っていらっしゃる現場ですので、これはあくまでも万が一の可能性ですけれども、例えば食中毒が事業所であった場合、しばらく営業ができなくなりますので、その間でもお弁当を待っていらっしゃる方々は引き続きいるわけですから、複

数業者でこの事業を担っていただければ、応急的な対応もですね、もう片方の業者さん、しかもほかの業者さんで対応もできるかなというふうに思ったものですから、そういったリスクヘッジの観点。あとは、業者数の推移のところでも御答弁いただきました。民間業者が入ってきて、利用者さんのほうからも選択肢が増えて、自由な又はニーズに合わせた選択ができるようになってきていると思っております。そのことも市の委託として複数の業者に入っていただければ、利用者さんからみてもそれぞれの事情に応じて業者を選ぶこともできると、そういった事業度も上がるという意味でメリットがあるのかなというふうには思っております。もちろん1社単独での委託と違って、複数業者が入る場合、先ほど市長もおっしゃいました、どういった仕組みを作り上げていくのが、利用者にとっても事業者にとってもまた市にとってもベストなのか、そこはもうしっかりとヒアリングをして、それぞれに協議を重ねて作り上げていただきたいと思います。そういった答弁がございましたので、ぜひとも協議を進めていただきたいと思います。

他の自治体では、複数業者に委託をお願いしているところは結構な数ございますし、当然それぞれ地理的であったり、人口分布の問題だったり全然状況は違いますので、それぞれの自治体ごとに例えば1地区1事業者であったりとか、そういった情報等もぜひとも拾っていただいて、その上で本市に合った形がどういう形なのか、もちろん業者さんが何社参入を希望されるのかもまだ分かりませんし、そこも含めてしっかりと話し合っ、形を詰めていただきたいと思います。

再度確認いたします。そういった形で進めていただくという形でよろしいでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** そういう形で進めてまいりたいと思うのですが、やり方として先ほど言いましたように、どういう形でやるのかというのは協議してまいりたいと思いますが、例えば見守りをしていただいているその費用の分を支援するとか、何らかの形で対応できるのではないかなと考えておりますので、内部で十分協議をして進めてまいりたいというふうに考えております。

**○6番（市ヶ谷 孝君）** その答弁をいただきまして、私の本日の一般質問の大筋は終了いたしました。

最後に2点だけ確認をさせていただきます。まず1点なんですけれども、現状、食の自立支援事業は利用者の要件として75歳以上という年齢制限といたしますか、区切りがあると思います。配食支援事業のほうが90歳であると思いますけれども、特にこの75歳というほうについて、これは75歳とした特別な理由、経緯等があるのでしょうか。お願いします。

**○保健課長（川上桂一郎君）** まず、食の自立支援事業の対象者ですが、議員おっしゃるとおり、75歳以上の一人暮らしの者また75歳以上の者のみの世帯に属する方というのが大きく決められております。これにおきましては、この事業というのが合併のときからも続いている事業でありまして、やはり当時、その75歳以上という後期高齢者を主に対象とすべきというところから、この75歳以上というのが定められたところがございます。

それから、もうかなりの期間も経ちましたので、先ほどいろいろ利用者等の調査等も行うというところで、どういった方が民間で利用されているのかということも踏まえて、この75歳以上に引き続き取り組んでいくのか、やはりちょっとまだ年齢を下げるべきか、ほかにもこの中に、

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に規定する障害者とか、満65歳以上で入院をされていた方が在宅に変えられて、すぐには食の準備もできないという方等も対象にしておりますので、まだほかにもこのような一般会計事業予算のこの自立支援の対象者においては、ちょっと検討をしたいというふうに考えております。

**○6番（市ヶ谷 孝君）** 最後です。2点目の確認になります。この配食支援事業、まだどういふふうな形になるか分かりませんが、内部で検討して新しい形ができればそれに越したことはないなと思うんですけども、現状でもそうですし、これからもそうです。例えばケアマネジャーさんであったり、医療法人、社会福祉法人の関係団体、担当課、地域包括支援センター、連携体制はしっかりと取っていただいて、繰り返しになりますけれども、複数業者が委託で入ってきますと、そのあたりの連携、振り分けだったりもろもろ考えて、一番大事なことは誰一人取り残さない社会、この高齢者についてもそうですし、実際この複数業者委託でお願いしている自治体さんは、なぜ複数業者をお願いするのかとなったときに、利用者から見て先ほどあった多様化するニーズに対応できるような体制づくりも一つでありますし、又は特に中山間地域が含まれる都市がそうなんですけれども、広域に居住されている高齢者の方を誰一人取り残さない、網羅できるような形で事業を、サービスを提供するために、複数業者による委託をしているんだよという話もございました。

本市におかれましても、もしもそういう方向に進むのであれば、もちろん抜けられないと思いますけれども、しっかりとそのあたりも考えて進めていただければと思います。この連携体制は現状でもしっかりと取れているということでもよろしいでしょうか。

**○保健課長（川上桂一郎君）** まず、この介護保険の特別会計予算事業での配食支援事業におきましては、対象者がやはり要介護認定を受けている要支援者であるというような形で、やはりその介護認定の情報というのが入ります。それに基づきまして、居宅支援事業所であるケアマネジャーさんたちが訪問とかですね、そういった形でやはり食の提供が必要な方においては、この事業の周知を図っています。

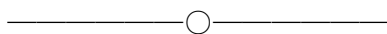
食の自立支援事業におきましては、やはり一般会計予算事業であるということで、そういったところにおいては、民生委員の方の意見等もいただけるようになっていきますので、そういった面からもそのサービスを受けるという連携体制はできているところでございます。

**○6番（市ヶ谷 孝君）** 分かりました。あくまでもこれは参考資料ですけども、報告書、これがどうこうという話ではないんですけども、いろんな報告書で述べられております。この配食支援事業を進めるにあたり、行政の役割の一つとしてしっかりとした広報活動です。ここを例えば利用者もそうですし、実際この配食サービス業を利用開始をしようとするときのきっかけですね、御本人さんが希望されることもございますし、御家族の方、遠方に住まれている方が実家のお父さん、お母さんが心配だから、そういった配食サービスを頼んで見守りをしてもらって、「何かあったらすぐに報告がされる体制を取りたい」という方もいらっしゃるし、今あったケアマネジャーさんが判断をして、配食サービスを受けるのが適当であるといった形で申し込ん



で来られる方もいらっしゃいます。もしくは、担当課であったり、地域包括支援センターの方に直接そういった話があって、そこから紹介をするケースもあるかと思っております。しっかりとしたそういった一人ひとりのニーズに対応できる体制を整えていただいて、今後もこの配食関係事業が、本市の高齢者の自分らしい生活を支えるライフラインの一つとなることを祈念いたしまして、私の一般質問を終了いたします。

○議長（平野栄作君） 以上で、市ヶ谷孝君の一般質問を終わります。



○議長（平野栄作君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

明日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで延会します。

お疲れさまでした。

午後2時57分 延会

## 令和4年第2回志布志市議会定例会会議録（第5号）

期 日：令和4年6月16日（木曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

小 園 義 行

鶴 迫 京 子

出席議員氏名（20名）

1 番 永 田 梓	2 番 栢 山 晋 司
3 番 稲 付 洋 平	4 番 隈 元 香穂子
5 番 南 利 尋	6 番 市ヶ谷 孝
7 番 青 山 浩 二	8 番 野 村 広 志
9 番 八 代 誠	10 番 小 辻 一 海
11 番 持 留 忠 義	12 番 平 野 栄 作
13 番 西江園 明	14 番 丸 山 一
15 番 玉 垣 大二郎	16 番 鶴 迫 京 子
17 番 小 野 広 嗣	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 福 重 彰 史

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 溝 口 猛
教 育 長 福 田 裕 生	総 務 課 長 小 山 錠 二
財 務 課 長 折 田 孝 幸	企画政策課長 西 洋 一
情報管理課長 岡 崎 康 治	港湾商工課長 假 屋 眞 治
税 務 課 長 濱 田 茂	市民環境課長 留 中 政 文
福 祉 課 長 木 村 勝 志	保 健 課 長 川 上 桂 一 郎
農政畜産課長 大 迫 秀 治	耕地林務水産課長 河 野 穂 積
建 設 課 長 鮎 川 勝 彦	松 山 支 所 長 上 原 健 太 郎
有明支所長 北 野 保	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 和 佐 浩 教	農 業 委 員 会 事 務 局 長 中 水 忍
教 育 総 務 課 長 萩 迫 和 彦	学 校 教 育 課 長 上 木 勝 憲
生涯学習課長 江 川 一 正	

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 松 永 憲 一
調 査 管 理 係 長 大 田 和 隆	議 事 係 長 末 原 和 幸

午前10時00分 開議

○議長（平野栄作君） これから本日の会議を開きます。



### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野栄作君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、南利尋君と市ヶ谷孝君を指名いたします。



### 日程第2 一般質問

○議長（平野栄作君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、19番、小園義行君の一般質問を許可します。

○19番（小園義行君） おはようございます。日本共産党の小園義行でございます。

国会が終わりました。政府が提出した法案全て可決と、26年ぶりということ、穏やかな国会だったのかなというのがありますが、一方、中身はそれとは真逆に、本当に国民の暮らし、そういったものに対する考え方がそれぞれ違うということを感じました。一方で、国会も終わって参議院議員選挙に向かって、それぞれの政党が選挙モードに入っているというふうに新聞、マスコミが報じております。そうした中で、この国会の中でロシアのウクライナ侵攻に向けて岸田総理大臣が、防衛費の大幅な、相当な増額と、そういったことをアメリカのバイデン大統領との間で約束をするということもありました。一方で、それぞれの政党が、憲法に自衛隊の明記をするということがうたわれておりました。二つの政党はそれに関しては何も言っていないが、残りの政党はそれぞれに憲法改正に向けてのそういったことを新聞報道等で報道されておりました。私たち公務員には、国会議員をはじめとして、憲法尊重擁護の義務がうたわれております。そういったことを踏まえたときに、ロシアがウクライナに侵攻した、そのことで力対力のそういった軍事対抗ではなくて、日本国は憲法9条で戦争をしない、放棄していると、そういったことをもって外交努力によって自国の安全と平和を守っていく、そういった努力をすべきだというふうに私たちは思います。また一方で強硬なことには、核の共有というまさしく考えられない、そういったことまで国会の中で各政党がいろんなことを言っております。政党というのは、国民に責任を負うというのが私たちの考え方ではありますが、そういったことが受け止められていないのかなということがあります。本当に日本は平和憲法の下で、軍事対軍事、力対力、そういったことでのいろんな問題を解決するためには、外交の努力によって私たちは力を注ぐべきであるというふうに思います。今ここで、私たちがこうして議論している間でも、ロシアはいまだにウクライナに対して軍事侵攻しております。そういったことを含めて、しっかりと日本が果たすべき立ち位置、その役割を果たしてもらいたいものだと、国においてはそうであります。そういうことで、私たちもこの前選挙がありまして、それぞれ約5か月経ちます。住民の皆さんから寄せられる声をしっかりと受け止めて、当局にお届けをして、実現のために努力をしていく、それは執行部の

方も私たち議員も同じ「いいまちづくりをしたい」というその思いからだというふうに思っております。今回も何項目か通告しておりましたので、順次その点において質問をしたいと思っております。

まず、商業振興についてということで、国が2023年10月からインボイス制度を実施しようとしております。これは昨年の9月議会でも質問をして、市長の受け止めは理解をしているところであります。この議会の中でいろいろ受け止め、そして免税業者への思い、そして周知はどう図るのかというようなことで、市長のほうも免税業者への皆さんへの心配やいろんなことは答弁としてあったわけですが、昨年の6月に総務省から県を通じて協力依頼があったと、認知度はまだ低いと認識していると、各種団体に案内の計画をしているということで、それを受けてどういった対応が取られて今日を迎えているのか、まず答弁を求めます。

**○市長（下平晴行君）** 小園議員の御質問にお答えします。

インボイス制度については、昨年10月より登録申請が始まっており、国税庁のホームページに特設サイトが設けられ、熊本国税局においても説明会が開催されている状況であります。課税売上高が1,000万円以下の免税事業者につきましては、事業の実態を踏まえ、課税事業者の登録をどうか判断していただくこととなります。

市といたしましても、事業者の皆様が制度を理解し判断していただいた上で、準備を進めていただけるように、引き続き関係団体と連携してまいりたいというふうに考えているところでございます。

**○19番（小園義行君）** 税務署そして県いろいろでしょう。市としては、このことについてのいわゆる住民の皆さん、免税業者を含めて全ての業種に関わるわけですけど、今税務課に行くと、「10月から始まりました」と「インボイス制度登録をしましょう」とお願いしますということで、具体的に市としては、それぞれのこのインボイス制度、適格請求書保存方式、これは業者の方々も含めて、まだまだ市長が答弁されているように、よく理解がされていないというのが実情ではないかなと思います。私たちも何回か勉強をしたんですね。実際に市が呼びかけてそういう説明会なり、そういったものやっておられるのかというのを、さっきの市長の答弁でよく分からなかったんですけど、具体的には市が商工会等に呼びかけて、何かやったというそういうことがあるんですか。

**○市長（下平晴行君）** 大隅税務署より提供のありましたパンフレットを関係部署に配置しているところであります。また庁内においても、インボイス制度に関連する部署の職員で構成するチャットルームにおいて、常に情報共有をしているところであります。九州農政局のオンライン研修について情報共有しましたところ、担当部署が市ホームページに掲載し、市のLINEでも更新情報として掲載された例があるところであります。

**○19番（小園義行君）** そういう努力をしてきたということですね。ざっくり言うと、私がここで話をする必要もないかもしれませんが、インボイス制度は、これは売手側から請求された場合に、適格請求書を交付する義務があるわけですね。買手側は適格請求書に基づいて消費税の仕入税額控除を計算し、その証拠資料としてインボイスを保存することが義務付けられている。こ

の適格請求書は、登録事業者だけが発行できるインボイスに税務署からもらった13桁の番号を記載しないとイケないわけですね。登録業者だけが発行できるわけですね。登録番号を取得するには、登録申請が今始まっていますが、令和5年3月31日までが申請の期間だということでもあります。その後にはちょっとそれぞれやり方が変わってくるわけですね。そういうことで、それまでに登録申請してくださいよと。申請できるのは消費税の課税業者だけなので、免税業者はまず課税業者になることが必要だということですね。これまでこの課税業者だった人たちも申請は必要なわけですね。こういうことでいくと、免税業者で現在1,000万円以下の方々は、インボイス制度から除外されてしまうことになるという心配があるわけですね。免税業者はインボイスを発行できないが、消費税を請求できるかは取引相手次第だということですね。したがってインボイスを発行できない免税業者からの仕入れは、仕入税額控除ができないと、ざっくり言うとそういうことになるわけですね。あと来年3月31日までということですね、いろんな心配がありまして、相談とか来ていますね。実はこのインボイス制度をするにあたって、現実には今こういうことが始まっているんですよ。その業者がどういう業種であるかは言いませんよ。ここに、こういうふうに書いてあります。「適格請求書発行事業者登録番号、インボイス登録のお願い」と、これは向こうの方ですね、買う、売る、いろいろあります。これでは、例えば車のオークションとかそういうのをやりますね、そうしたときに「オークション取引においては、会場の参加者のインボイス登録番号の把握が必須となるため、当組合まで登録番号を御連絡いただきますようお願い申し上げます」と、「インボイス登録番号の連絡をいただけない場合、令和5年10月1日以降のそういったものに参加することができなくなりますので御了承ください」と、これは言葉は悪いけど法に基づいてやろうとしているところですよ、圧力。でも基本は、それがないと参加できないと、仕事ができなくなるということですね、さっき私がちょっと言いましたそういう心配があるわけですね。そういったことについては、しっかりと免税業者の方、さっき「関係の課」と市長がおっしゃったんですけど、農業から全てに関わります。最近ですね、農協に関しての特例が出されて、消費税インボイス制度における農家の農協等特例ということですね、農協でいろんなものを売ったり買ったりしているわけですね、それでここに二つのことを言っています。無条件委託方式、農業者が農協等に対し、売値、出荷時期、出荷先等の条件を付けずに販売を委託する。共同計算方式、同一品質で日別、市場別で異なる場合は平均価格で計算する。こっちが1,000円でこっちが800円だと900円であるとそういうことです。そういうときはいいですよ。あと、このインボイス制度の中で、そこから除きますよというのがですね、ここに約9項目ほどあります。これは一つ一つもう言いませんけど、質屋を営む者はインボイス発行事業者でない者からの買い物の取得とか九つ。これは、インボイスのあれがなくても普通のそれでいいよというようなことです。こういったこと等をしっかりとやらないと、さっき言いましたように、現実には、もうそれぞれの免税業者のところにこういう形で来ているわけですね。それが本当に分からないでいくと、どういうことになるんだろうかと、そこについてはしっかりと行政も徴収義務はありますが、こういったものに対してしっかりとお知らせをするというのは大事だろうと思うんですよ。そこについて、もう一回市

長お願いします。

**○市長（下平晴行君）** このことについては、先ほど議員のほうでおっしゃいましたとおり、この免税業者の方たちの取引のそういう中止を受け入れられるのか、あるいはまた消費税分の値引きに応じて取引を継続してもらえるのか、またインボイスを発行できる課税事業者になるのか、なれるのかという、そこ辺も含めて先ほどおっしゃいましたように、この内容についてしっかりと市民の事業者に対して、免税事業者、課税事業者に対してのいわゆる説明をしていくことが必要ではないかというふうに考えております。

**○19番（小園義行君）** ぜひですね、いろんな機会に農業をされている方、ここも1,000万円以下の方々は、どうしてもそういうことになっていくわけで、お願いします。

今回、このインボイス制度は2回目ですけど、議会で取り上げていろんなことを質問させていただくことで、住民の皆さんにも届けばいいなというふうに私は思っているところです。そこで、今回具体的にこのインボイス制度が実施された場合に、志布志市のシルバー人材センターがありますね、あそこの運営にどういった影響が出るというふうに、当局としては踏んでおられるんですか。

**○市長（下平晴行君）** インボイス制度実施に伴い、シルバー人材センター会員が課税事業者となり、適格請求書発行事業者の登録を受けた場合、新たな納税義務と煩雑な事務負担が生じ、収入が減ることで会員のモチベーションの低下や退会者の続出を招き、シルバー人材センター事業の運営が衰退するおそれがあるというふうに思っているところであります。

また一方、会員が引き続き免税事業者のままだった場合、シルバー人材センターに消費税の負担が生じることとなりますが、公益法人であるシルバー人材センターの運営は、収支相償が原則であり、新たな税負担の財源がないところでございます。その財源確保のために発注料金を値上げし、発注者に負担を求めるとなると、シルバー人材センターへの発注量が減少する可能性があり、いずれにしましても、シルバー人材センターの事業運営に大きな影響を及ぼすことが考えられるため、市としましても、シルバー人材センターとの情報交換を行うなど、今後の情報に注視をしてみたいというふうに考えているところでございます。

**○19番（小園義行君）** 今、市長の答弁がありましたように、全国のシルバー人材センターから「やはりこのインボイスは大変だからやめてほしい」と、そういった意見書が242の議会で上がっているということです。シルバー人材センターだけではないですよ。一つそれを見ても、志布志市のシルバー人材センター会員の方々は、高齢になって生きがい対策、そういったこと等を踏まえてシルバー人材センターは始まって、会員が努力をして経営がされているんですね。今、市長がおっしゃったように、公益目的事業の収入が適正な費用を賄う額を超えてはならないと、市長から答弁のあった収支相償と、これだと言葉が悪いけど、払う分以上の余計にもうけては駄目でしょうと、そうすると、依頼された方にも住民にもあれだし、いろんなところに影響があるからこういうことがきちんとうたわれているんですね。そうしたときに、このインボイス制度が始まったら、会員さんが「もう登録をやめよう」「もういいよ」って、「じゃあ、直接僕は何か取

引するわ」みたいな、そういうことになってしまうと、シルバー人材センターの運営そのものに問題が生じてくるわけですね。では、そこだけに市として何か補填するとしたら、これまたおかしなことになるでしょう。だからぜひね、これについてはそういった受け止め方をしていると、インボイス制度が導入されたら大変だという認識でいるという理解でいいですか。

○市長（下平晴行君） はい、そのとおりでございます。

○19番（小園義行君） 市長、そうであればぜひね、これはいろんな分野、農業から漁業から全てに関わってきます。そういった意味で、あらゆる分野の免税業者の皆さんを守るために、国に対してもしっかりとこれは中止をすべきだという声を上げるべきだということで、昨年9月議会でも、「市長会等を通じて声を上げていきたい」というようなことでありました。ぜひ、市長会を通じて声を上げるというときには、市長自身がこのことについてどう認識して、これは問題だねということがないようお願いもできないわけですよ。だから私は、国がいろんな政策、施策をする際に、我がまちに住んでいる住民やそういうところにとって、あまりいいことでないという、そういったときには、地方自治体がそれを守る防波堤になって、きちんと我がまちの住民を守るという、この姿勢が市長に与えられている一番の権限なんですよ。そこについては、市長自身もこのインボイス制度については、少し問題ありとして、やはりきちんと市長会に上げて声を上げていただくと、そういったことをお願いできませんか。

○市長（下平晴行君） このことについては、前回にそういうことは行ったとかできないのかということでありましたけれども、この要望案の提出条件として、喫緊の課題を踏まえた切実な要望事項であるかということが問われるというようなことで、要望・提案は大変難しいということでありましたけれども、これは、やはり内部でこれを要望する以上は、先ほどおっしゃいましたように、どうということが懸念されるのか、そのこともしっかり精査してするとすれば、そこはまだ、ちょっと時間をいただいて対応していきたいなというふうには考えております。

○19番（小園義行君） 市長自身もこのことについては、やはり問題ありという認識ですか。

○市長（下平晴行君） 最初は免税業者1,000万円以下ということでは、公正ではないかなというような考えを持っていたわけなのですが、これをずっと確認してみますと、シルバー人材センター事業のような問題が起きてくるという、これは免税事業者、課税事業者含めてもう少し中身をしっかりと、事業の在り方ですか、これを私自身も中に入り込んで対応していかないと、これはちょっとその免税事業者も含めて大変、志布志市も一事業者でございますので、そこ辺のことをしっかりと内容を勉強しながら、対応していかなければならないような事業であるというふうに感じているところでございます。

○19番（小園義行君） その立場をぜひ堅持して、努力していただきたい。日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、中小企業家同友会全国協議会、全国青年税理士連盟もろもろですね、これは問題であるから少し延期とか中止、廃止してほしいというような声がいっぱい出ています。ぜひですね、その立場でやってほしい。基本このインボイス制度は止められるわけですよ。インボイス制度の導入をやめれば、これは問題はなくなるわけですけど、インボイスではなくて現



行と同じ帳簿方式で計算できますよと、それでいいよということになるといいわけですね。「免税事業者からの仕入れは現行どおり税込み計算ができることとする」こうすると、これはまたいいわけですね。インボイスの番号記載について、希望事業者に番号を付与する仕組みにしたらいのという思いがあります。一番手っ取り早いのは、今、全ての政党で「消費税を減税してください」というのは、それぞれの政党もう共通です。野党と言われると変ですけど、全ての自民党、公明党含めて、我がここの議会でも「消費税の引上げをやめてください」という陳情を全会一致で採択したこともあります。そういった意味で、この消費税を8%以下の減税をして複数税率をやめれば、インボイス方式は要らなくなるんですよ。複数税率にしているからそういうことになるわけで、それをやめていけば、このインボイス方式というのは要らなくなるんですよ。これをずっとやるということは、やがて消費税を引き上げていくという、その基本的なところでもう収めますというね、そういうものにしていくような気がしてならないものですから、今、市長がおっしゃったようなそういう立場で努力していただいて、国へもしっかりと声を上げていただきたい。このことについてはそういう中身を勉強していく、少し勉強したらこうだと、一番分かりやすいと思ってシルバー人材センターをお願いしたんですよ。そこについてはぜひ、シルバー人材センターの運営そのものが立ちいなくなるということではいかなからですよ、そこについてはよく考えていただきたい。努力をするということでしたので分かりました。

あとですね、今、大変値上げとかいろいろなことで中小事業者の方々は苦勞されているわけですが、我がまちは、商業振興対策協議会設置に関する条例というのはあるんですけど、小規模企業振興基本法に基づいて、しっかりと小規模企業振興基本条例、そういったものを本市もつくって、我がまちは大企業というのはほとんどないわけですが、その大企業に対しての役割をきちんと法律は求めています。そして、そういう小さなところを我がまちではどういうふうにして守って発展させていくという基本の理念のところをね、やはりちゃんとうたったほうが私はいいと思うのですが、ここについて小規模企業振興基本条例を制定して、我がまちの業者の方々を守っていくよという、そういったものをつくるというような考えはありませんか。

**○市長（下平晴行君）** 国において、平成26年小規模企業振興基本法が制定され、地方公共団体の責務として、「小規模企業の振興に関し施策を策定し実施すること」などが明記されており、この基本法を基に自治体で条例が制定されているところであります。

本市では、第2次総合振興計画並びに第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、数値目標を定め、商業振興の取組を進めているところであります。

また、市商工業振興対策協議会条例に基づき、商工業者の代表や学識経験者等の意見を伺いながら、本市で大半を占める中小企業者に対する事業を展開しているところであります。

条例の制定に関しましては、商工会等とも協議しながら、その必要性や内容について先進自治体等を参考にしながら、検討してまいりたいというふうに考えております。

**○19番（小園義行君）** 県内の市の中でも、これは結構できているんですよ。それはなぜかと言ったら、そのまちの中小業者を守りたいという思いがあるからですよ。今、市長から答弁があ

りましたように、商工会の方々含めてですね、ぜひ前向きに取り組むという、検討するという  
ことでしたので、ぜひこれについては努力をして、我がまちの中小業者の方々をしっかりと守って  
いくと、そういうことで理解をします。ぜひその立場で取り組んでください。「いつまでにやれ」  
とかそういうことは言いませんよ、ぜひですね、前向きにやるというそういう答弁でいいですね。

○市長（下平晴行君） はい、そのとおりでございます。

○19番（小園義行君） 今、市長がそういうふうに取り組んで、「我がまちの中小業者の方々を  
しっかりと守っていく」という答弁がありましたので、理解をして次に進みたいと思います。

マイナ保険証ということでお願いをしました。マイナンバーカードに健康保険証の機能を持た  
せるマイナ保険証、本格運用が昨年10月に始まったわけですね。一旦はその半年前だったんで  
すけどうまくいかずに、半年遅れで去年10月から始まったわけですが、現在の我がまちの状況、カ  
ードリーダーの設置医療機関、そしてマイナ保険証がどういった状況にあるのかと、その現状に  
ついてお願いします。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、昨年の10月からマイナンバーカードの健康保険証利  
用の本格運用が開始され、今年7日にデジタル庁から発表があった「デジタル社会の実現に向け  
た重点計画」の中では、令和5年4月から、オンライン資格確認の導入を原則義務付けるとなっ  
ており、将来的に保険証の原則廃止を目指すとの内容になっているところであります。

議員御質問の本市の現状でございますが、マイナンバーカードの交付率が、5月31日現在で1  
万2,484枚、約40%の交付率となっているところでございます。今後の計画では、令和6年度末  
には運転免許証と一体となる予定でございますので、デジタル化の進展による市民の利便性向上  
を図るため、引き続きマイナンバーカードの普及促進に取り組んでまいりたいというふうに考え  
ているところでございます。

○19番（小園義行君） 今、約40%のマイナンバーカードの発行枚数だということですか。約4割  
ですね。そこで、このカードリーダーは医療機関、薬局、いろんなところにどれぐらいの数が設  
置されているのですか。それと併せて、マイナ保険証として登録されている数が把握されてい  
るのであれば教えてください。

○市民環境課長（留中政文君） マイナ保険証が利用できる医療機関は幾つあるのかというこ  
とでございますが、5月29日現在で、市内の医療機関は14か所で利用できることとなっております。  
内訳としまして、病院が1か所、医院が3か所、歯科医院が4か所、薬局が6か所、合計14か所  
でございます。

マイナンバーカードの保有者で、保険証の利用申込者数はどのぐらいかということございま  
すが、厚生労働省のホームページには全国の利用申込者数が公表されておりますが、都道府県単  
位、市町村単位では公表ができないということで、県を通じて回答があったところでございま  
す。5月29日現在で、利用申込者数が約850万人、うち全国の交付者数が5月31日で5,657万人とい  
うことで、約15%の方が利用申込みという状況でございます。

○19番（小園義行君） 今、答弁がありましたように、我がまちの方たちが、国はそれで進めよ

うとしているけど、どれくらい持っているかもつかみにくいわけでしょう、簡単に言うとね。仮に、国がいろんなことをやるんですけど、全体が見えない状況の中で進めていると。そのことによって各自治体の職員が振り回されている。大変な思いをしながらこれをやっているということですね。

そこで少し教えてください。4月からマイナ保険証を利用すれば、診療報酬を加算するという制度が導入されたんですよね、各医療機関ですよ。そうしたときに、これまでの患者の負担は、それをするによってどうなるのか教えてください。

○保健課長（川上桂一郎君） 御質問のマイナンバーカードを利用することによっての診療報酬加算についてですが、まず診療の初診においては21円、再診において12円、調剤薬局等での利用の場合は9円の加算があるというところでございます。

○19番（小園義行君） ということは、保険証だとその負担は増えないけど、マイナ保険証だと増えるということですよ。実際新聞報道だと、マイナ保険証を使うと23円の負担になるというようなことだというふうに載っていました。今、加算としてこういうことだから、患者負担にはならないということではなくて、患者にも負担をさせるということですよ。

○保健課長（川上桂一郎君） そのとおりでございます。

○19番（小園義行君） そこで、ちょっと具体的に教えてください。普通に僕が国民健康保険の保険証を持っていますね、そして私がマイナ保険証に変えたとしますよ、そこで保険証だと送ってきますので役所に行くことはないですよ、マイナ保険証になるとどういうふうになるのですか。

○保健課長（川上桂一郎君） マイナ保険証になりますと、もう保険者の情報が入っていますので、国民健康保険であれば、ずっと国民健康保険に資格があればそのままになります。もし、国民健康保険から社会保険とかに変わる場合には届出がありまして、その後またその届出の後の保険の情報というのが、マイナンバーカードのほうにひも付けられるということになりまして、です。今、国民健康保険と後期高齢者医療保険におきましては、年に一回8月から翌年の7月までの有効期限ということで、更新ということで議員おっしゃるとおり郵送しておりますが、その郵送というのがなくなるということでございます。

○19番（小園義行君） 協会けんぽとかは今課長がおっしゃったように、うちの息子もそういう協会けんぽのそれを持っていて、一回発行を受けたら、やめるか会社を代わるか、そこが別なものに変わったときには、新しくまた出るわけですね。ずっと更新なんてないですよ。保険証は僕がわざわざ役所に行くことはないけど、マイナ保険証になると、これは基本的には電子証明書というのが組み込まれるわけですね。それでいくと、必ず5年に一回は役所に行かないといかんというこれが出てくるんです。なぜかという、5年で期限が来るからですよ。そこについて今課長がおっしゃったこととちょっと違うけど、現実にマイナ保険証になるとそういうことになっていく。「デジタル化をするから役所に来なくていいよ」と言いながら、一方ではそういうことになっている。これね、全然住民のことなんか考えてないよというのを僕は心配するものだから、

ちょっと聞いているわけですよ。更新についても、必ず5年に一回は行かないといかん、普通のやつだと一回も行くことはない。そして今度は病院ではどうなるんですか。病院では、ただ保険証を「はい、お願いします」と言ったら、向こうの看護師の方が受け取って「分かりました」と言って、月一回払っておけば後はもういいよね。でも、マイナ保険証になると今度はどうなるか、よく分かっていますか。

**○保健課長（川上桂一郎君）** マイナンバーカードになりますと、医療機関に先ほどカードリーダーという設置がありますので、それにそのマイナンバーカードを使用することによりまして、その方の個人の情報とかの受付がなされまして、医療機関窓口での業務の時間というのが、短縮がなされるというようなことでございます。

**○19番（小園義行君）** 課長、大変ごめんなさいね、逆ですよ。毎回ですね、マイナ保険証をカードリーダーにかざさないといかんのですよ。それをかざさない、前に進めないわけです。なぜかという顔認証とそこに暗証番号を登録するか顔認証をしないとイケないと、このマイナ保険証だとそうなるわけですよ。だからね、非常に病院の負担も増えてしまう、患者さんの負担も増えるというのがそういうことだというふうに思うんですね。そこでは、そういった問題が起きてくるということを考えて、実際に国がどうなるのかというのを示さないで、課長も答弁がなかなか難しいでしょう。「デジタル社会だからやれやれ」と言って、結果始まっているにもかかわらず、どうにも前に進まない、進めていいか分からない、地方自治体の職員を非常に困らせているわけですよ。それが問題だと私は思うんです。だから本来だと、きちんとしたグランドデザインを出して、「これがこうなったらこうなる」ということも、きちんと伝えないとイケないのではないですかね。現実には、このカードリーダーがあって、そこにマイナ保険証、電子証明書が入ったものをかざして、「小園義行だね」と向こうがしたら「どうぞ」となっていくんです。普通の保険証だったら、ぱんとお願ひして、「はい、どうぞ」と言ってそれで終わりですけど、毎回をそれをしないとイケないという不便さもある、このマイナ保険証はですよ。そして、今度は電子証明書がその5年で切れたときに、切れまして、そこは簡単に交付にならないわけですね。その間、10日なりかかるわけでしょう。そうしたときに紛失したり期限が切れたら、病院では受診を10割負担でしないとイケないということになるんですか。そこらについても国からちゃんと何か来ていますか。

**○保健課長（川上桂一郎君）** 今、議員御質問の件については、ちょっと内容は把握していないところでございます。

**○19番（小園義行君）** おそらくこれね、ほとんどの自治体がそうだと思うんです。去年の10月から始まっているわけですよ。それで具体的にそうなったときに、我がまちの住民がマイナ保険証の登録を申請してこうなっていると、それも自治体でつかめない、そういった状況の中で職員の方が一生懸命仕事をされている。言葉は悪いけど、させられていると言ったほうがいいんですかね。そこで、なぜこんなことを聞くのかというと、実際はマイナンバーカードというのは任意なんですよ、法律で義務ではないんですよ、義務じゃないから当局の方は難儀されているでしょ

う。この前のぼっぼマルシェでも、あの雨の中で「マイナンバーカードを作ってください」と一生懸命されている。任意だから、簡単に「はい」というふうにはならない仕組みなんですよ。でもそれを国が今度、うまくいかないものだから来年4月からさっきあったように、義務化するんですね、医療機関にね。そういうことをしてやっていく、これは当局の職員の方たち、本当にマイナンバーカードの担当なんかしたくないよという、そこはよく考えてほしいんです、国が何かやるときは、私たちはちゃんとしたグランドデザインを示して、そして、こういうふうになるからこうしてくださいというような具体的にやってくれるようなものでないと、まずいでしょ。しかも、さっき市長の答弁がありましたけど、保険証をなくしていくと、これは国会の審議を経ないで、厚生労働省の省令でやろうとしている。これがまた職員の方たちは大変なことになるわけですよ。私がここで分からないから聞いてもそういうことで「まだ伺っておりません」という答弁ですよ。始まっているのに分からないということは、国はやはりよく考えてほしい。

もう一つ、ちょっと具体的なことを聞きますね。高齢化社会ですからね。特別養護老人ホームなどに入ったとき、今は保険証の預かり証を作って私が預かっていますよとなるんですけど、今度はこのマイナ保険証、カードは他人が扱うことはできないからですよ、これは非常に難しい仕事をまた特別養護老人ホームの職員もだけど、こっちもさせられてしまう。そういう思いがあるんですけど、そこについてもまだよく分かっていませんよね、どうですか。

**○市民環境課長（留中政文君）** 基本的にはマイナンバーカードは本人が持つものとなっておりますので、そういった入所された方とかそういったケースについては、基本的には家族の方等が保管するべきものかなというふうには思っておりますが、今のそういう具体的にこうだということは、ちょっと分かっていないところでございます。

**○19番（小園義行君）** 市長、よく考えてください。職員は、分からないことの仕事をさせられているというふうに思うんですね。一昨日もやり取りがありましたけど、地方自治体情報システム標準化法によって、国の基準に沿ったシステムの改修ですね。私はあのやり取りをお互い聞いていて、実際に、我がまちは2年前に基幹システムを更新しているんですよ。そして、単年度ずつのあれだけど、そのシステムを5年間使っていくという言葉が悪いけど契約をしているというのと、こうしなさいというのではないと思うけど、単年度更新でいくんでしょけど、2年前に変えたその基幹システムを国のそれに基づいて変えろといったって、非常に僕は難しいことがある。幸いなことにうちは、あと3年したときに5年ですので、そこでこうやっていくという点ではいいでしょうけど、非常に職員の方たちは二つのそのシステム、国が二重のものを、二重要請ですよ、それはそうした統一したものをやる時、100万人の都市も2万人の都市も同じものをやれというわけですから、非常にこれは難しい仕事をさせられているなと思うんです。そういった意味で、国はやはり新しく政策を変えていくときは、グランドデザイン、そういったシステムを刷新した後のきちんとした将来像を自治体にちゃんと示して仕事ができる、そしてそのことによって国民から信頼されていないと、このデジタル化社会というのはうまくいかない僕は思います。だから、今の国の政府のやり方は信頼できますか。できないではないですか、当局だって。だか

らぜひ、国には「もっと私たちに分かりやすいそういったものを示してくれ」という声を上げないと、分からないまま仕事をしているんだったら、不安でしょう。私は、職員が非常に困ると思うんですよ、市長、そこらはね、市長会とかでもきちんとこういうものについては声を上げてほしい。本当に我がまちの職員に、心を病むような仕事をどんどんしなさいと、これではいかんでしょ。やはり分かって明確にして、こうだねというものにしていくために、国にはちゃんと言わないと、まずいじゃないですか、市長。

○市長（下平晴行君） 今おっしゃるように、昨年10月からスタートしている中で、明確な方向性というのが、ある部分は見えていない部分もありますので、そこ辺を含めて今おっしゃいましたように、どういう形で国に伝えられるのか、国会議員等々もいらっしゃいますので、そこ辺も含めて内部で十分協議をしてまいりたいというふうに考えております。

○19番（小園義行君） 仮に、住民の方が「こいはどげんすつとな」と来たとき、回答ができないようなものではまずいでしょう。実際もう始まっているから、「俺もこれにしたいからしてくれ」と、非常に国はもっとね、しっかり信頼が持てるようなやり方にしてくれるように、声を上げないといけないというように思います。ぜひね、今市長がおっしゃった答弁で、そういう立場で頑張ってやっていただきたいというふうに思います。このマイナンバーカードは、あくまでも法律で義務化されているわけではないからですね、任意なんですから。それについては、個人情報の保護とかいろんなことが絡まってそういうことになっているわけで、そこについてはマイナ保険証とかね、そういったものに突き進んでいくといったら、先は何を目指しているのかなというのが透けて見えているじゃないですか。ぜひね、これを国にしっかりと職員が安心して仕事できるように声を上げてください。ぜひ、そういう立場でしたので、次にいきたいと思います。

次は、教育行政についてということをお願いをしました。二つのものが近々で出て、両方関係するなという思いがありました。これについて、国が4月27日付で支援学級の子供を対象に「週の授業時間の半分以上を目安に支援学級で授業を行う」として、通常学級での授業を半分以下にするよう通知を出したということが新聞にありましたので、私は、私の長男が知的障害があって、保育所から普通の小学校に入学して特別支援学級、そして特別支援学校、そういったもろもろをいっぱい経験させてきてこういうのを見たときに、「どうなんだろうね」という思いがあって質問していますので、よろしくお願いします。

そういうことで、本市の特別支援教育に対する基本的な考え方をまず教えてください。

○市長（下平晴行君） 特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条例に基づくインクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われることが重要であります。

本市におきましても、障害者の権利に関する条約の批准や障害者差別解消法施行を踏まえて、障害のある子供と障害のない子供が、可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、一人ひとりの教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備しているところであります。

また、自立と社会参加を見据えて、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場を選択できるよう、各関係機関との連携を図っているところであります。

詳しくは、教育長がお答えいたします。

**○教育長（福田裕生君）** お答えいたします。

志布志市内の小・中学校におきましては、共生社会の形成に向けた障害者理解を推進するために、障害のある子供と障害のない子供との交流及び共同学習を積極的に推進しております。

全ての学校において、特別支援教育についての教職員の研修を図るとともに、個別の教育支援計画や移行支援シートなどを作成そして活用し、移行期の連携を充実させ、就学前から学校卒業後まで切れ目のない支援体制の構築に努めております。また、基礎的環境整備を進めるとともに、本人及び保護者の意向を十分に踏まえた合意形成を図り、特別支援教育支援員の配置など適切な合理的配慮を提供することで、障害のある子供が一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導支援を受けられるように努めているところでございます。

そのために、本市におきましては、特別支援学級における授業時間を画一的に定めるのではなく、その子供に最も適した学びの場を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備しております。個々の児童・生徒の特性の状況や程度を十分に踏まえ、一律的な指導にならないよう特別支援教育コーディネーターを中心とした学校支援体制をしっかりと整備し、大学教授それから養護学校、医療関係者にも助言をいただきながら、より良い学びの場をつくっているところでございます。

**○19番（小園義行君）** 今、それぞれ現状も含めて答弁をしていただきました。これを僕も読んでですけどね、お持ちですよ。実際に私の子供が、当時、特別支援学級なんて言っていないのでね、特殊教育と言っていましたから。そのときもここに書いてあるとおりのことで、特別支援学級に行っているけど、大半交流だといってそっちのほうに行って、そこでの授業を全然とは言わないけど受けなくて、大半は通常学級で、当時は親学級と言っていました。そこで過ごしている。それはわざわざ特別支援学級をつくった意味があるのかということで、前から言っているよと、これをもう一回今回ちゃんとやるからねとアンケートを取られたんですよ。その結果ですけど、具体的にそうしたときに、ただ心配するのは、この「週の半分以上を特別支援学級で」と限定してしまうと、この字づらがそうですからね。そうすると例えば一学級最大8人ですよ。そこで、3年、4年、5年の子供がぱんとそこに来たときに、「担任の先生1人で大丈夫かな」という心配があるんですよ。半分以上そこでやれとしたらね。そこについては、今教育長の答弁があったように、「画一的に我がまちはやっていない」というそういう理解で、先生方の負担とその子供一人ひとりのそこについては、きちんと担保していますというそういう理解でいいんですか。

**○教育長（福田裕生君）** 本市におきましては、先ほど申し上げたとおり、特別支援教育を行う上で最も大切なことは、とにかく一人ひとりの教育的ニーズをしっかりと私たちが把握した上で、

教育の場を提供するというところでございます。

一方で教職員も担任、いわゆる親学級の担任、特別支援学級の担任、それから本市におきましては各学校に特別支援教育支援員も配置しておりますので、そういった方々との連携を密にしながら、偏りのないそれから画一的でない、一律的でない教育の在り方ということを追求をし、子供たちを育てている状況でございます。

**○19番（小園義行君）**　そういうふうに努力をされているというふうにも私も理解をしたいし、そういうふうにも努力されていると思うんです。うちの長男は今44歳になりますけど、ここに書かれているこれは全部読めます。意味が時々分からないのはありますよ。そして私が一緒に知的障害者相談員をさせていただいております、向き合っている子供たちはみんな大人です。でも心は6歳から7.5歳B1というところで、その子供たちが車の免許も持っていますね。当然字が読めないと試験に受かりませんのでね。それは、当時のその先生たちが、今教育長がおっしゃったように、一人ひとりの子供の能力に応じて、それを伸ばしていくという基本的なところを踏まえておいていただいたから、うちの子供たちも基本はこれが読めるわけです。だからこれから先、言葉は悪いんですけど、特別支援学級というのがどんどん増えていきますよね。それがあがるがゆえに、今、特別支援学校をここにも造ってという陳情が出たりするわけですのでね。ここについては、当局の受け止め方としては、この通知が求めているような画一的なことはやっていないし、一人ひとりに寄り添っているという理解でいいのか、もう一回お願いします。

**○教育長（福田裕生君）**　一人ひとりの状況にしっかり寄り添った教育を提供しておりますし、これからもそのことを大事にしていきたいと思っております。子供が今どういう状況であるのかということと、その子供を保護者としてどういう力を付けさせたいかということなどを基に、その子に応じた学習指導の計画書も作ります。短期的に、中期的に、長期的にどういったところをとりあえずのゴールとしていくかということをもとに求めながら、時間割を作成し指導を重ねてまいりますので、今議員のほうからおっしゃられたような一人ひとりをとにかく大事にしながら、教育活動の展開をこれからも進めていくつもりでございます。

**○19番（小園義行君）**　私たちも、学校の先生、親学級の先生、そういう方々と一緒になって「微分積分を解けるように成長させてくれ」なんてそんなことは誰も思っていないんですよ。毎日学校に楽しく行けて、ほっとする場があって、それなりに持っている能力が少しずつでもいいから伸びてほしいと、それだけで学校に「しんちゃん、頑張るんだよ」と言って送り出したんです。ぜひですね、今おっしゃったような立場で努力をしていただきたいと、そういうことだというふうにも今それを理解しました。これは非常に難しい仕事ですけど、先生たちにね、きちんとしたそういう立場を堅持しておいていただきたい。

では、二つ目です。新任の教員の先生が採用後10年目までに特別支援学校や特別支援学級で2年以上の指導経験を積むことを求める、これも通知が出されていますけど、このことについての受け止め方をちょっとお願いします。

**○市長（下平晴行君）**　共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のために、学



学校教育が果たすべき役割や特別支援教育を受ける児童・生徒数の増加を踏まえ、全ての教師が特別支援教育に関する理解を深め、専門性を持つことが重要となっております。また、特別支援教育において、蓄積されてきた個別最適な学びと共同的な学びに関する知見や経験は、障害の有無にかかわらず、学校教育全体の質の向上に寄与するところであり、学校教育関係者の資質の向上を図り、特別支援教育に関わる教師を増やしていくことが、学校教育を変えていくための鍵であるというふうに考えております。

ただし、先ほど答弁しましたとおり、特別支援教育を行う上で大切なことは、障害のある子供一人ひとりの障害の特性に合わせ、その教育的ニーズに応じ、最も適した学びの場を提供することであるというふうに考えているところであります。

その点を踏まえ、本市でも対応していきたいというふうに考えております。

詳しくは、教育長が答えます。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

現在の状況につきまして、少しお伝えしたいと思います。

現在、志布志市には全小・中学校に特別支援学級が設置され、50学級、167人の児童・生徒が在籍しております。平成29年度は25学級、65人の在籍でしたので、この5年間で学級数は2倍、在籍数はおよそ2.5倍となっております。また、特別支援学級担任は50人おりますが、そのうち特別支援学校の教員に必要な免許を持っている割合は、小学校で28.8%、中学校で26.7%であります。全国的に見ましても、特別支援学校での免許保有者は31%となり、個々の障害に応じた教育的ニーズの多様性・複雑化に伴う特別支援教育対象者の増加への対応が課題となっております。

そこで、本市におきましては、各学校の状況に応じまして、これまでも計画的に特別支援学級担任やいわゆる交流学級での担任等の経験を積み、児童・生徒の特性に応じた指導方法等が多くの教員に身に付くよう、校内人事の工夫をお願いしてきております。また特別支援教育コーディネーター研修会、特別支援教育支援員研修会を行うとともに、県総合教育センターが行う特別支援学級担任1年目教員研修会や短期研修講座への参加を促進、それから市校長・教頭研修会における特別支援教育に関する研修の実施、各学校における特別支援教育に関する講師を招聘した研修会を実施させるなどして、全ての教師が特別支援教育に関する理解を深められるよう、専門性を高められるよう努めているところでございます。

○19番（小園義行君） そういう状況だということです。実際この通知を、結構厚いやつで私もいろいろ全部読ませてもらってあれですけど、普通ですよ、今年志布志小学校に採用になりました22歳、20歳もおられるでしょう、そして4年間ここにいますね。次5年目に、鹿児島市内の特別支援学級か学校に転勤、学校はもういいですよ、特別支援学級がある学校に転勤されたときに、次から6年、7年間おられるわけで、そこで2年間か1年間、必ず10年以内ですから、次の2校目では、2年間の経験をしないといけないということですよね、この通知が求めているのはね。「新任から10年目までに2年間の経験を積みなさい」ということです。そうしたときに、非常に心配をするのは、その新しい先生たちのそういった精神的な負担と併せて、今度はそこで学

ぶ子供たちがいるわけです。そこに、仮に最大8人いたとしたら、新任の先生がそこに行って、この特別支援教育が必要な子供たち一人ひとり違うから、その一人ひとりに対して寄り添ってやるというのは、非常に国が求めているこれは難しいのではないかと、これまでそういう経験をさせてもらった人間としてですよ。だからぜひね、ここについては「学校の先生になりたくないな」と、そういうふうにならないように、これはやらないといけない。さっき答弁がありましたけど、資格をお持ちの先生が小学校で28.8%、中学校で26.7%ということですね。併せてまた大事なのは、あくまでも子供たちがいて先生がいると考えるのか、先生がいて子供がいると考えるのか、あくまでも子供が主人公ですよ。そうしたときに、子供一人ひとりに寄り添うという意味で、この10年間で2年以上の経験を積むというのは、非常に学校の先生をされている、されてきた、上木課長もそうです。これ簡単にいかないでしょうと僕は正直思うんですけど、だからぜひここについては、よく先生が全国で9,000人足りないというね、担任も置けないとその状況があるわけで、こういったものを本当に何で国は今どきこんなものを出すんだらうと、特別支援教育というのを非常に軽く思っているのではないかと。そして9,000人足りないのを手っ取り早く埋めるために、こういうことをやっているのではないかという気がしている。それについてコメントは求めませんが、ぜひですね、こういうのはおかしいという学校の現場の先生たちに聞いても、僕は先生のなり手がますますなくなるのではないかなと思います。

そこで、大変申し訳ないんですけど、さっき担任が50人ほどだとおっしゃいましたね、臨時的任用の先生はどれぐらいになりますか。正規の先生と臨時的任用、1年で交代される先生がいますね、それはこの50人のうちどういう比率になりますか。

○教育長（福田裕生君） 今ちょっと手持ちでその資料がございませんので、後ほど答弁させていただきます。

○19番（小園義行君） これは全国平均のやつが書かれていますね。そこでいくと、小学校、中学校で、臨時的任用の割合というのがですね、全国でアンケートを取って、小学校だと11.6%、中学校は10.9%、普通学級ですね。そして特別支援学校は16.92%、これぐらい高いわけですね。臨時的任用、一年限りというそれを繰り返していくんです。これでは、やはり特別支援教育に関わる先生が、他の先生と比べて長期的な、長い意味での視野に立って要請がされているというふうには思えないですよ、この数字がですね。志布志市もおそらくどういうことになるか分かりませんが、そういうことかなという思いがあって質問しました。

そこでもう一つ教えてください。学校は、校長先生に全てが委ねられています。市内には、二十幾つの学校がありますね。特別支援学級がある学校の校長先生たちは、どれぐらいの先生が、1年でもいいけど特別支援教育に関わって、校長先生になっておられるか、それはありますか。なければいいけど。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

本市の21人の学校長の中で、まず特別支援学校の免許を有しているものは数名であったかと記憶しております。これまでの教職経験の中で、教諭の時代それから教頭も含めてですね、学級担

任の中で支援学級を担任したとか、支援を要する子供の交流学級の担任であったかの具体的な人数は把握しておりませんが、これはもう経験則で申し上げますが、半数以上は具体的な関わりを持った経験があるというふうに捉えております。また管理職になってからも、現在の学校におきましては、教頭も管理職も特別支援学級の子供たちとの関わる時間というのは、以前と比べるとかなり長くなっております。直接補助的な関わりをしたりとかいろんなことがありますので、その専門性は、職務を続けながら磨いてきているというふうに捉えております。

○19番（小園義行君） 私が事前に、直接いろんなそういう具体的なことを聞きますよと伝えておけばよかった、ごめんなさいね。これは全国のやつで、ちょっと今私も言いました。特別支援教育に関わっている教職経験について、特別支援学級、そういったものの経験がない校長先生、小学校では70.6%、中学校だと75.4%と国が示しているんですね。そうすると、そういう経験のない校長先生が特別支援教育を含めた学校の経営をしている。だから幾ら校長先生であっても、経験がない中で非常に難しいのではないかと、だからやはり特別支援教育というのを、一番最初に市長も教育長も答弁ありましたが、そういう立場で考えたときにどうあるべきかと、これは国や県が考えることなんですけど、実際に私たちは子供がそこで先生から授業を受けるという立場ですので、そこについてはやはりもっと大事にしてほしいという思いがあります。そういったことで、少しこのことをどういうふうに捉えられているのかなと思って、そういう意味では、当局としてはよく私たちの思いに答える答弁でありました。でも、その経験のない校長先生が悪いとか、そんなことを言っているわけではないからね、そこは間違わないでくださいよ。だからぜひ、一人ひとりの子供に寄り添って、しかも障害があるというその子供たちを何とかして社会に出して、安定的に生活をしてほしいということでの特別支援学級なり学校があるわけですから、そこについてはそれを指導していく立場の先生たちに求められるのは何かというのを、国が言っているわけですね。そこで経験して通常学級でも力を発揮してねという、それが今回のこれだと私は思うんですよ。だからぜひですね、先生たち一人ひとりが、本当にインクルーシブ教育を推進していくと国が決めて出しているのですから、それについては国も努力をしないといかんなんて思って、市の現状が少し分かりましたので、ぜひですね、これで終わりということはこの教育はありません、ずっと続きます。特別支援教育が始まって、今やっと15、6年ですかね。そういった意味で正式にきちんとしてやるとなった以上は、国も県も努力をしていただきたいと。そうしないと、ここで働いている先生たちが苦勞させられるし、子供が難儀をするわけですよ。ぜひそういう立場でやってください。あとの資料については、議長のほうで取り計らいしていただければいいと思います。ぜひですね、一人ひとり取り残さないというその立場での努力をしていただきたいというふうに思います。

次にいきます。農業振興ということで、水田活用の直接支払交付金助成制度が変わることの影響を3月定例会で質問をしました。そして約4,300万円ほどのそういった影響があるということで、生産者、農業をされている方々への、言葉は悪いんですけどそういう補助が止まるとかいろんなことで、そこについての生産者への説明がどういうふうにして、また生産者のほうからど

ういった反応があったのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

**○市長（下平晴行君）** 令和4年第1回志布志市議会定例会において、水田活用の直接支払交付金に係る令和4年度の見直しについて御質問をいただき、本市への影響を答弁させていただいたところでございます。

見直しに係る内容としては、令和4年1月に県により、担当者会資料が示され、自治体からの質問等により3月に再度詳細情報が示されたところであります。志布志市農業再生協議会として、制度変更に係るチラシを作成し、営農計画書送付に併せて、対象者へ周知をさせていただいたところでございます。

また、生産者の皆様の御意見としては、「機械が大型化しており、水稻の管理について困難な水田がある」「水利費用を払っているのに、なぜ交付対象外となるのか」。また、畜産業の方からは、「飼料作物しか耕作しないために、農地の返還を考えている」との意見等をいただいたところでございます。

**○19番（小園義行君）** 今、市長の答弁があったように、当然そういう反応だと思うんですよ。私もこれをいただきました。令和4年度から水田活用の直接支払交付金助成制度に変わりますとあって、これをもらってそのままにしたらすよ、生産者から見たら、「役所は何してんだ」となると思うんです。そこで、志布志市農業再生協議会の中で、その後どんな議論がされて、これに関して市としての考え方をどういうふうに国に伝えたりとか、そういうのはどんな議論がされたんですか。されていなければいいけど。

**○市長（下平晴行君）** 議論する場として、おっしゃるとおり志布志市農業再生協議会がありません。令和4年度の見直しについては協議していない状況となっているところであります。今後、幹事会及び会員の皆様に意見書の提出を依頼して、意見集約を行い、本市の影響を検証しながら地域の実情に応じた制度設計について、農政局や県と意見交換をしていきたいというふうに考えているところであります。

また市民への情報発信としては、再度見直しに係る内容でチラシ等を作成し、対象者に周知するとともに、意見を集約した上で国に声を上げていきたいというふうに考えております。

**○19番（小園義行君）** ぜひそういうことがないと、農家の方々からは「市は何もしてくれんやな」という信頼関係が壊れると駄目ですよ。今市長がおっしゃって、まだやっていないということでしたが、ぜひね、こういうことでやはりみんなで協議して、ちゃんと意見を上げようと、そういうものが大事だと思います。今市長がそういう方向でやるということですので、これについてはぜひしていただきたい。そうしないと農家からの信頼とか、そういうのが全く行政に対してなくなったら困りますよ。ここについてはぜひお願いします。やるということでしたので、これについては分かりました。

では、最後です。地域の持続的発展ということで、この関係で私はこれまでこの振興計画が策定されるときに質疑をさせてもらいました。それぞれ志布志市の振興計画で、そのときに校区ごと、例えばここだと「四浦校区はどうなっていくの」とそういう議論して、それが全部集まっ

て志布志地域、松山地域、有明地域。そして「全体を積み上げて志布志市の振興計画になったんですか」と言ったら、「その校区ごとのやつはやっておりません」ということの答弁でありました。でも、少子高齢化で人口が減っていくという状況の中では、次の振興計画をつくるとかいろんなときには、校区ごとにちゃんとやって、どういう現状になっているのかとそこら辺をしっかりと考えた上で、全体の振興計画が積み上がっていかないと、取り残されていく地域がたくさんあるんじゃないかと思います。そういった考え方について、まだ先ですけどね、どういうふうにお考えですかというのを聞いておきたいです。

**○市長（下平晴行君）** 令和3年度末に策定しました第2次志布志市総合振興計画後期基本計画につきましては、前期基本計画の実績評価や本市を取り巻く社会経済情勢等を踏まえつつ、市民アンケート調査、審議会の設置、まちづくり委員会からの意見聴取など、幅広く市民からの意見を反映した計画となるように、議論を重ねてきたところでございます。

また、松山地域、志布志地域、有明地域の各地域の個性や魅力、特長に応じた長期的なまちづくりの方向性を示した都市計画マスタープランとも整合を図りながら、策定を進めてきたところであります。

各校区の振興につきましては、現在市内全域でおおむね小学校区単位に進んでおります地域コミュニティ協議会の設立の中で、各校区の振興計画となる10年後の将来像を達成するための地域まちづくり計画が策定されてきているところであります。

人口減少や少子高齢化の進行に対応するため、地域ができることは地域で、地域でできないことや行政でやるべきことは市が実施するというように、役割分担をしながら、共に住みよいまちづくりの当事者として協力・協働する「共生・協働のまちづくり」として地域まちづくり計画に基づいた様々な振興策が協議会により実施され、市としてもその活動を支援しているところでございます。

**○19番（小園義行君）** そういう立ち位置なんですね。例えば具体的に、四浦地区を一つ例にとって考えてください。8世帯13人ぐらいいか今住んでおられませんかね。どういうふうにあそこで住民の幸福度を上げるために、次の振興計画なり考えたときに、今の四浦地区をどういうふう認識されているんだろうと、せせらぎの里があっといういろいろありました、盛り上がってね。そういったこととか学校跡地の利用、そして福祉サイドのそういった健康の問題、そういったものについては、今の状況でいいですからどういう受け止め方ですか。そこをどうやって生かしているかとされているんですかね。

**○市長（下平晴行君）** 四浦地区につきましては、今おっしゃったように8世帯約12、3名の方が住んでいらっしゃるということで、ほかの校区との協議会というのはちょっと難しいのではないかとこのように考えております。そうした場合に、どういう形で四浦地区の市民の皆さんを守っていけるのかということでは、おっしゃるとおり、私も本当に真剣に考えております。

そうなりますと、例えば指定管理者制度の話もありますけども、これも直営でやるのか、そしてそういう制度で守っていくのかと全く同じで協議会を立ち上げるのか、それとも市が直接直営

的な形で運営ができないのかどうか、そういうことも含めて、しっかりと「誰一人取り残さない」ということを明記しておりますので、そういう全体的なことを考えて、どういう形で守っていいのかということについて内部で十分協議してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○19番（小園義行君） ぜひですね、難しくなればなるほど直接関わらないと、民間が悪いという意味ではないんですけど、そこには利益の追及があるから、当然そこに手が出なくなるんですよ。ぜひ市長が今おっしゃったように、真剣にそのことについては、今後市の振興計画をやる際に、本当に校区ごと一つ一つをですね、例えば山重校区はどうなんだろう、そこも含めて真剣にやっていただきたいというふうに思います。

教育長、今市長の答弁がありましたね。学校がある校区とない校区がありますので、そこについて教育委員会としても、意見をどんどん言わないといけないと僕は思っているんですよ。そこについての教育委員会としての考え方をちょっとお願いします。

○教育長（福田裕生君） 教育委員会といたしましても、市長部局とはしっかりと連携を取る必要があると思っております。特に職員が、例えばこの地域だと自分がそこに住むとすれば、どういうまちづくりを考えるだろうとかですね、具体的な思いを抱きながら、地域の方々の声をしっかりとくみ取って、そしてできることを着実に進めていくような、そういうスタンスというのが大事になってくるだろうというふうに考えております。

○19番（小園義行君） 今回、いろんなお願いをしました。ぜひ、これから先、少子高齢化社会が来ます。そしていろんなところで、過疎というか人口が減少していきます。でもここに住めんと言ったって、みんなそこで幸せになりたいわけですので、そういったことを踏まえて幸福度を上げていく、「誰一人取り残さない」という下平市長の政策をどんどん進めてほしいと思います。終わります。

○議長（平野栄作君） 以上で、小園義行君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。11時40分に再開いたします。

—————○—————

午前11時28分 休憩

午前11時38分 再開

—————○—————

○議長（平野栄作君） 会議を再開いたします。

ここで、教育長より発言の申出がありましたので、これを許可します。

○教育長（福田裕生君） 先ほどの小園議員の質問にお答えいたします。

本市の学校における特別支援学級は50学級ありますが、その50人の担任の内訳でございまして。正規の教員が34人、臨時的任用教員が16人です。小学校におきましては、その特別支援学級の臨時的任用教員の割合は34.3%、中学校においては26.7%でございました。

それから管理職の特別支援学校の免許保有者は、校長が4、教頭が1でございまして。

○議長（平野栄作君） それでは次に、16番、鶴迫京子さんの一般質問を許可します。

○16番（鶴迫京子さん） 皆様、改めましてこんにちは。鶴迫京子でございます。

環境行政について質問いたします。

本市は、資源ごみリサイクル率が市レベルで日本一を継続中であります。このことは、市民の皆様のご協力と行政職員の方々の努力によって、環境施策にお墨付きをいただいていると言っても過言ではありません。しかしながら、一方では高齢化社会におけるごみ問題は、認知症等、病気などを要因として、ごみの分別はしかり、不法投棄やごみ屋敷化など様々な課題を抱えております。今回ごみ問題につきまして、3人質問しております。多種多様な市民のニーズに応える当局の難しさも懸念されますが、遠い将来ではなく人生100年時代がもうすぐそこまで近づいてきています。ごみ対策事業もいま一度より良き方向へ見直し、改善する時期に来ているのではないのでしょうか。市民の声、特にごみ分別に対する不満の声にしっかりと真摯に耳を傾け、少しでも寄り添い、問題解決に向けて改善し、幾重にも取組を複合し、実施していく時期が来ているのではないかと感じております。

それでは、マスクを外して質問をさせていただきます。

今回は、環境行政だけ1点に絞り、6項目ほど質問いたします。

まず1項目目、ごみ出し困難者のための対策事業について伺います。まずごみ出し困難者とはどういう方々を言うのか、利用できる対象者の条件とその手続き方法についてまずお示しください。また、併せもって過去3年間の利用状況をお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 鶴迫議員の御質問にお答えいたします。

ごみ出し困難者対策事業は、平成18年に要項を定め、高齢者や心身に障害のある方でごみステーションに持っていくことが困難な場合に搬出の支援を行っているところでございます。

この事業を利用するためには、本市に住所を有し、介護保険法等に基づく居宅サービスを現に利用し、本人及び同居者全員が家庭ごみをごみステーションに搬出することが困難で、周りの方からの協力が得られない要介護認定を受けている方、又は障害の程度が1級又は2級に該当する方等を対象としているところであります。

本事業を受けるためには、利用申込書を提出していただき、審査の上、収集する家庭ごみの種類や曜日を決定しているところであります。

収集については、シルバー人材センターに委託しており、自宅を訪問して玄関先など決められた場所に出されたごみを回収し、利用者が加入する自治会のごみステーションに運んでいるところでございます。

なお、過去3年間の利用状況であります。令和元年度が42名、令和2年度が41名、令和3年度が54名の方が利用なさっているところであります。

○16番（鶴迫京子さん） 今、この利用できる対象者の条件とその手続き方法について、詳しくお示しいただきました。その中で、過去3年間の利用状況ということで、令和元年度が42名、令和2年度が41名、令和3年度が54名という報告がありました。そしてその手続き方法と申しますか、申込みということで、介護保険法に該当する要介護認定を受けた方と条件がもろもろありま

した。その審査の上で、要介護認定を受けた人だけが利用できるわけでありますので、この42名、41名、54名という数になっているのかも分かりませんが、この高齢化社会の中で長寿命化が図られ、在宅医療もどんどん進んで、国もその方向へ進みを広げるようにということになっていますが、ましてコロナ禍で利用者は年々増加傾向にあるのではないかなと推測しておりましたが、そうではない42名、41名、54名ということであります。この利用者との数ですね、自分の中ではもっと多いのではなかろうかと想像していたんですね、ごみ出し困難者で介護保険も認定されて、そういう条件に合っという方々がまだもっといらっしゃるのではないかな、そして年々増えていっているのではないかなと思いましたが、実際は現状はそうではない。このことを、どのように担当課としては捉えていらっしゃいますか、お聞かせください。

**○市民環境課長（留中政文君）** お答えいたします。

先ほど市長が申し上げました、令和元年度が42名、令和2年度が41名、令和3年度が54名ということで、令和3年度につきましては、増加はしているところでございます。このごみ出し困難者対策事業を平成18年に始めた当初と、基本的に条件は同じなのですけども、実際そのおうちを訪問して、その方との聞き取り等をしていく中で、判定にばらつきがあるといけないというようなことで、令和2年度から介護保険法による要介護認定以上という基準にしたところでございまして、実際このごみ出し困難者対策事業のこの条件に達していない方については、またそれに近い状況の方においては、ほかの例えば社会福祉協議会が行っています、「おやっときーびす活動」とか、シルバー人材センターの家事支援事業とか、そういった事業もございまして、そういったところを紹介して、御利用いただいているという状況でございます。

**○16番（鶴迫京子さん）** 次の質問で聞こうかなと思っていました、少し今説明がありましたが、そこをもう少し詳しくお聞きしたいと思います。

この事業の開始時期が、平成18年度とおっしゃいましたですかね、いつですかということと、また利用するにあたり最初から今の条件であったのか、ということも先ほど令和2年から要介護認定以上の方という報告があったわけですが、これまでのそうなった経緯、その中の内容をもう少し詳しく教えてください。どういう課題があっというふうに変えられたのか、そこをお知らせください。

**○市民環境課長（留中政文君）** 令和2年度にこういった見直しをしていったわけなんですけれども、その中で、実際職員なりヘルパーさんといった方と一緒に、その対象者のところを訪問いたしまして、聞き取り等をしていくところなんですけれども、実際そういう方がもう一人とか、世帯全員がごみ出し困難な状況、また周りに支援する方がいらっしゃらないとか、そういうような条件もあるところで、令和2年度までは聞き取りをしていく中で、対象者にするか、対象者にしないかというような判断も実際行った職員等、またばらつきがあるというような、個人の受け取り方も違うというようなこともあるんじゃないかというようなことがありまして、一つの基準を明確化したほうがいいのかというようなことで協議を行いまして、令和2年度からそういった明確化をしたほうがいいのかということで行ったところでございます。



○16番（鶴迫京子さん） 令和2年から変わった経緯はよく理解しましたが、その目線というのは行政担当当局と申しますか、市民側ではなくてこちら側の判定する側の方の都合の課題が生じて、いろいろそこでそのことを協議されて、そしてその結果今のようなことになっているということで理解したのですが、そのときに市民側、そういう方々のところをもう少し深く掘り下げて、一人ひとりのその状況をどうしたらみんなが利用できるような、もちろん判定は難しいかもしれませんが、そして個人差の感じ方とかレベルもいろいろありますので、それはそれですごく理解いたします。しかしながら、そこをそうならないような、その工夫はどうにかしましうかとかにならなかったんですか。例えば、その利用される対象者になるかならないかというところに訪問した場合、そのチェックシートと申しますか、みんなが同じチェックシートというか問診というか、そういうものをみんなが同じものを持っていて、そこに該当する一つ一つをその方から聞き取っていくということで、そういう協議にはならなかったのでしょうか。

○市民環境課長（留中政文君） その令和2年度までのそのチェックシートと申しますか、そういったものを持って行って、対象者のそういう状況の聞き取り等を行っております。その当時はチェックシートみたいな形での様式を定めておまして、それに基づいて判断はしていったところでございます。

○16番（鶴迫京子さん） チェックシートもあって、そしてそれでもなおかつ難しい課題で、そして判定がばらばらになるということで、その根本的な一番の課題と申しますか、一番困ったことは何だったんですか。そういうちゃんとした同じチェックシートを使って行って、それを要介護認定の条件をいっぱい付けて、そうして区分しなければいけなかったその最大の課題というのは、何だと思われませんか。

○市民環境課長（留中政文君） 直接私もそういうチェックシートを用いて、自宅に訪問した経験はちょっとないのですが、実際上がってきたそれぞれの書類等を見た中で判断して、判定をしていたということで、要支援の方もいらっしゃいますし、要介護の方もいらっしゃると、またその中で家族の状況とか「近くに家族の方がいらっしゃって、ごみ出しはその家族の方がしていますよ」と、そういう頻度とかもありますし、その家族の方も程度というところであれなんですけれども、頑張れば持っていける状況の方もいらっしゃるし、もう本当に難しいという、ごみステーションまで持っていくのは困難とかですね、そういった状況もそれぞれ各人であろうかと思っておりますので、そこら辺を明確化して基準を統一したほうがいいのではないかというようなことで、見直しをしたところでございます。

○16番（鶴迫京子さん） やはりその対象者というか申請者の方々は、大変多かったんですかね。申請者数がすごく多くて、そしてそれをまたチェックしたり対象者を絞り込むというか、そういう作業がすごく業務量として多くなったというようなことでしょうか。

○市民環境課長（留中政文君） この事業は平成18年から始まりまして、その当時から徐々にそういう申請があつて、ある一定数ずっと、例えば令和元年だったら40名程度という方がいらっしゃって、また新規で令和2年から令和3年で10名程度は増えている状況なんですけれども、そう

いった申請が上がってくる、またそういった情報をいただいて訪問された包括支援センターの方とかから情報をいただいて、申請書を出してもらって審査をしているというようなことでございます。

○16番（鶴迫京子さん） それでは、ただいまのこれまで経緯を踏まえまして、次の質問に移りますが、2項目目、本市で分別方法が分からなかったりして、ごみ出し困難を来している方々のうち、利用できていない実際の状況というのと、市がそういういろいろなもろもろの条件を付けて、市が行っているごみ出し困難者のための対策事業を利用している方々との数には、大変乖離があるのではないかと考えます。市の対策事業について、実情に沿ったきめ細やかで使い勝手のよい事業内容へ見直すことができないかお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） ごみ出し困難者については、本人から申請をいただき、対象となる条件をクリアした方に対して、支援を行っているということでございます。現在は、主に介護事業所や地域包括支援センターへ相談があり、該当する条件を満たすようであれば、本人の意思を確認し申請をいただいているところであります。

ごみ出し困難者の条件を満たしていないため、ごみ出しの支援が必要な方の利用ができない、できていない状況にあるとのことですが、そのような方は「自助」又は近所の方々からの「共助」によって申請に至っていないことも考えられるところでございます。

ごみ出しの負担を少しでも減らすためにも、この制度を利用していただくように情報提供し、しっかり行っていきたいというふうに考えているところであります。

また、高齢化とともに、ごみの分別が難しくなっている方もおられると認識しております。ごみ出し困難対策と併せて、現在、関係部署で協議を行っておりますので、皆さんが安心してごみ出しができる体制を構築してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（平野栄作君） ここで、昼食のため暫時休憩いたします。午後は1時から再開いたします。



午前11時57分 休憩

午後1時00分 再開



○議長（平野栄作君） 会議を再開いたします。

○16番（鶴迫京子さん） 先ほどの市長答弁によりまして、「自助・公助・共助」ということを答弁されましたが、まだ具体的に事業内容を見直す内容にはなっていなかったかと思えます。昨日の同僚議員の南議員の質問に対しまして、「ごみ出し困難者対策の方々に対しましては、一般ごみ、生ごみ以外の資源ごみを見直す」というようなことがありました。そして、昨日はそこまででした。その後を市長に聞きたいのですが、どのように検討されているのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 調査・研究をすると答弁しております。これはですね、いわゆる生ごみは別に、そして資源ごみとなるものを一括して入れるという考え方なんです。それを、例えば量

なのか、大きさはどうしたらいいのかという、まだ調査・研究段階で、これは私の考え方であるわけですが、そういうふうにもこれも年齢的なもの、いろんな条件が出てくるといふふうに思いますので、そこは十分協議をして取組をしていきたいと。ただ、考え方としては、そういうふうにも生ごみを別途、そして資源ごみになるものを一括して入れて出すことはできないかという考え方でございます。

**○16番（鶴迫京子さん）** 昨日の答弁によりまして、少しいろいろ考えてみたのですが、その方法というのはすごくごみ出し困難者にとっては、分別ができないわけですね。やはり要介護認定を受けていらっしゃる方ですのでできません。そして、今の方策も、結局はやはりごみ出し困難者の方々のための条件に合った方々をそこで拾うということで、資源ごみを一袋にするということで、その見直しですね。私が今質問している、利用されていないそこも拾ってくださるのでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** これは、今、年齢というのは高齢者の方々をどこまでかという、ですからごみ出し困難者も併せてですね、これは検討していかなければいけないということで、いわゆる高齢者の皆さんが年齢を重ねるごとにごみ出しに大変苦慮されていると伺っておりますし、27品目という品目数についても、これがいいとか悪いとかいうことは申し上げませんが、そういうふうにして皆さんが協力していただいているということには感謝しているわけありますけれども、そのことの分別の仕方について、どう今後取り組んでいくのかということについて内部で協議を、調査・研究をしてみたいということでございます。

**○16番（鶴迫京子さん）** まさしくそのところに視点を当てて協議されまして、より使い勝手の良い、市民にとって分別リサイクル率日本一だと誇れるまちなのですが、そのこと自体をすごく誇りに思えないというような状況もありますので、そしてまた子育て世代の若い方とか、それから高齢者だけでなく共稼ぎ家庭とか、いろんな家庭などでこのごみ出しというのは大変ななっていますし、家が広いおうちはいいですけど、狭いところに住んでいらっしゃるなら、もう家の中がごみでいっぱいになるわけですね。そういうこともいろいろ含めまして、本当に今市長の答弁は、すごく前へ進む答弁だったかと思うのですが、そのことは大体どういう時期まで協議・検討されて、どういうところに形としてあらわれてくるのでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** ちょっと誤解してもらっては困るのですが、私は若い人たちがどうこうということではないんです。若い人はSDGsということで、「5R」をしっかり取り組んでほしいということでもあります。ごみ出しができない高齢者の方、これも年齢をどういう形で分けていくのか、先ほど言いましたとおりなんです。ですから、これをいつまでと言われるとこっちは答えられませんけども、内部で調査・研究していこうということで、これはもう2年ぐらい前からこの方向性をどうしていくかということでは、内部では協議をしているわけですが、これはいろんな課題がありますので、そこ辺は十分協議をしていい方向で取組をしていきたいというふう考えているところでございます。

**○16番（鶴迫京子さん）** 協議される中で、先ほども答弁がありましたが、本市内では市が行っ

ているのは、ごみ出し困難者対策事業であります。社会福祉協議会で「おやっときーびず活動」とか、シルバー人材センターでは「おまかせサービス」とかそういうのいろいろありますよという答弁でありましたが、そのこと自体も知っていられない方もいらっしゃるんじゃないかと思えます。そして、その社会福祉協議会とかはやはり民間ですので、有料でありますよね、ワンコインいるのではないですかね。市が行っているのは無料ですよ。だからそこにまた今度は差が出てきたりしますので、そしてまた社会福祉協議会もシルバー人材センターも民間で頑張っていってほしいので、そこら辺のすみ分けとかいろんな課題もあろうかと思えます。だからそこはいろいろ協議されまして、使い勝手のいいものにしていただきたいとは思いますが、まず市民が、そういうごみ出し困難者のための対策事業をやっているよということを、大勢の方が知らないのではないかと思います。知らないことには、もちろん利用はできません。そこで、もっと周知広報に力を入れるべきだと考えますが、その周知広報の在り方、方法をお伺いいたします。

**○市長（下平晴行君）** おっしゃるとおりだと思います。いろんな形で事業を進めるときには、やはり情報提供をしっかりと進めないと、いわゆる偏ってしまうというようなことも、そして事業がうまく進まない、これは情報の在り方になってくるだろうというふうに思っております。これは、衛生自治会という組織があります。そちらのほうではもちろん、これも市民の皆さんが加入をしていらっしゃるか、加入をされていらっしゃる方もいらっしゃると思うのですが、自治会によっては全戸が加入しているわけでありまして、まずその体制づくりからPRしていくと、そしてホームページ、LINE、あらゆる形で情報提供して、市民の皆さん方が理解できるような取組をしていくように考えているところでございます。

**○16番（鶴迫京子さん）** 衛生自治会の一環の事業であります。よく承知しておりますが、その中で、まず自治会単位で周知していくというようなことでの答弁でありましたが、やはり一つの情報提供とか申しますと十分ではないわけですね、いろんな手段を取らないと、困っている末端まで届きません。ですので、やはり老人クラブ、サロン、公民館事業、いろんなことを志布志市は一生懸命やられていますので、そういうところでもこのホームページとかケーブルテレビとか行政告知放送、チラシとか市報とかそういうことの周知方法と、それが答弁では返ってくるのですが、そこ以外のものもいっぱい使わないと届きません。こういうものの周知方法といたら、大体20%から30%ぐらいしか見ていないし、情報を得ていないよというそういうアンケートもありますよね。だから、そこでもう満足しているのではなくて、そういうことを今質問しているわけですが、いかがですか。

**○市長（下平晴行君）** これはまさにおっしゃるとおりでございます。そういうあらゆる組織に呼びかけをして、もちろん老人クラブ、サロン等々いろいろ組織がありますので、その周知方を図ってまいりたいというふうに考えております。

**○市民環境課長（留中政文君）** 今、市長が申されたとおりではございますが、またこれ以外に、環境学習会も市民環境課のほうでは行っておりますので、そういった中でも周知をですね、こういった事業がありますよということも、しっかりと周知していきたいというふうに思います。

○16番（鶴迫京子さん） 今、市民環境課長から環境学習会のほうで情報提供していますよ、周知していますよということでありましたが、担当は違いますが企画政策課でやられている出前講座というのがありますよね。そういうところで、このごみ出し困難者対策事業とか、後で触れませんが、資源ごみの特別収集とかいろんなごみという問題、そのことに対しての内容があるのでしょうか。

○市民環境課長（留中政文君） 今年「環境ってなに」というテーマで、実は本日の午前中も出前講座があったところでございますが、そういった中で、今までそこが足りていなかった部分があると感じておりますので、今後、環境学習会とか出前講座の中で、しっかりと周知していきたいというふうに思います。

○16番（鶴迫京子さん） ごみ出し困難者対策事業についてはこれくらいにしますが、まず、このごみ出し困難者対策事業という、この「ごみ出し困難者」というネーミングが、私だけなんでしょう、ごみ出し困難者と聞いただけで、いろんな家庭を訪問したときに、家のごみ出しが困難になってごみ屋敷化している、そういうのがすごく頭にぼっと出てくるんですね。だからごみ出し困難者は、先ほど答弁のあった利用者41名、54名とかそういうもんじゃないというのを、本当にこの目で見ていますので、もっと対策事業にしっかりと向き合っていっていただきたい。そしてその先ほどから何度も言いますが、知らないと利用できませんので、周知というのは、チラシを出したり告知放送したりで終わったら、周知でも何でもありませんと私は思うんですね。だからそのことを出した後、それが一人ひとりにしっかりとそのことが届いて、そしてそのことがどうということだよと理解されて、初めて周知したと思うんですね。だからそこをもっと真剣にですね、やっていただきたいと思います。これでごみ出し困難者は最後ですが、いかがですか。

○市長（下平晴行君） これはまさにおっしゃるとおりでございます。あらゆる情報媒体を使って周知をしていきたい、そしてそのことが情報提供で終わるのではなくて、やはりその確認、チェックもしながらですね、どういう状況で受け取られているのかどうか、そこも含めて取組をしてまいりたいというふうに考えております。

○16番（鶴迫京子さん） それでは次に移ります。

3項目目、毎月一回の資源ごみ収集予定日以外に、ペットボトル・プラスチック類・空き缶類・その他の紙類の4品目だけについては、自治会の希望があれば、毎月一回の特別収集が利用できることになっております。そこで、本市内の自治会での特別収集の利用状況は全体のどれくらいか、数値をお示しください。また、これまでの特別収集の周知広報の方法をお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 特別収集は月一回の資源ごみ収集日以外に、希望する自治会に対し、毎月一回追加してプラスチック、ペットボトル、空き缶などの資源ごみを資源ごみ袋に入れて回収する資源ごみだけを回収する取組であります。市内の約4割、158自治会で御利用をいただいているところであります。

特別収集を市民にどのようにお知らせしているかについては、毎年、志布志市ごみ分別収集カ

カレンダーを事業者の協賛により作成いただいておりますが、その中に特別収集について掲載をしているところであります。また、相談のあった自治会には、特別収集の説明を行っておりますが、市民に対しての特段のお知らせはしないところでありますので、今後、自治会使送やホームページ、そして先ほどありました老人クラブ、あらゆる組織の媒体を使って情報提供していきたいというふうに考えております。

○16番（鶴迫京子さん） 今、158の自治会ということで、4割程度という報告がありましたが、まずその4割程度の報告をお聞きされまして、高いと思われますか、低いと思われますか。感想をお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 高いとか低いとかというのはちょっと分かりませんが、ただ、半分に近い集落が希望をされているということがあるのかなということでは、やはり求めていらっしゃる方が半分いるということでの理解をしているところであります。

○16番（鶴迫京子さん） ちなみに突然ですが、大変失礼かと思いますが、ここの議場に44人ほど入っているわけですね、議員が20名と担当当局が24名の合計44人いますが、皆さん自治会に属していらっしゃると思いますが、その自治会の中で特別収集をされている自治会に属されているかどうかをちょっとできましたら、されているというところは挙手をしていただけたらなと思いますが、いかがですか。

○市長（下平晴行君） 私がやるんですか。

○16番（鶴迫京子さん） 議長お願いします。

○市長（下平晴行君） そんなふうにしていただければ、大変ありがたいです。逆質問ではないです。

○議長（平野栄作君） 執行部だけですか。

○16番（鶴迫京子さん） 全体で特別収集を行っている自治会に属している方が、自分の自治会はしていますよというところは、ちょっと手を挙げていただきたいなと思ひまして。

○議長（平野栄作君） 参考までに、実施していらっしゃる自治会にお住まいの方は挙手をお願いします。

[挙手]

○議長（平野栄作君） よろしいですか、こういう状況です。

○16番（鶴迫京子さん） ありがとうございます。議長申し訳ありません。先ほど市民全員では4割ほどということで、一応この議場では5人でしたか、その5自治会ということでありますので、ちょっと本当はしっかりお一人お一人に聞いて調査したらよかったのですが、もう端的にすぐできる調査をやりましたところ5名ということで、やはりこの特別収集というものの周知徹底が市長から答弁がありましたように、事業者のカレンダーに「特別収集日があります」というのが書いてあるだけで、なかなかこれを広報として周知徹底はなされていないのではないかなと思います。それで、これまでの周知広報の在り方が十分と思っていられるかもしれませんが、私、個人的には不十分ではないかなと、市長から答弁があったように、あと6割というかそのやって

いないところがいい意味で捉えたら、今からしたら便利になる、利便性向上になってとても市民が喜ばれるのではないかと、知らなかったがために出せなかったということになりますので、とてもいい取組じゃないかなと前向きに捉えたいと思います。

それでは、手前味噌で自分の自治会のことを言うわけではありませんが、第一火曜日が特別収集日となっているんですね。そして資源ごみの4品目、ペットボトル、プラスチック類、空き缶類、その他の紙類は、緑の資源袋に入れて名前を書いて出します。それこそ南議員からありましたように、姓だけ書きます。「鶴迫」と書いて出しますので、その4品目は袋に入って名前を書いて出しますので、もちろんごみ当番が要らないんですね。もう違反ごみには赤いラベルがぱつと貼られて、何が違反ですよと書いてあるし、出した人は必ず夕方とか「私のは持っていかれたかな」と思って見に行きます。ですので、ごみ当番が要らないので何も誰も不便さはないんですね。だけどそこらあたりを「月二回出すということで、あるんだよ」と言っても、またごみ当番が行ったりとか、何かそういうことまで自治会長さん方が考えられたりするのかもしれませんが、そんなことは決してありません、月に二回出せるのですから、ただもう利便性だけです。そして1か月間、家にごみを置きっぱなしにしなくて済むのです。家族の多い世帯は家の中も外もスペースが広がり、家中がごみの山でいっぱいにならなくて、不快にならずに済みます。ちなみに、結局6月の特別収集日の第一火曜日も、4品目がたくさん出ていました。特に夏場はペットボトル、缶、ジュース類とかそういうプラスチックとか多くありますので、大変皆さん喜んで出されますので、ぜひ、この使い勝手の良い取組がある中で、この周知広報がしっかりなされていないばかりに、自治会によっては利便性に差が生じている現状は、大変いかがなものかなと思います。もっとしっかり市のほうで、このことを力を入れて、何度も言いますが市民に公平に便利さを提供すべきではないかと考えます。

そして、特別収集というのを周知広報するにあたり、先ほどカレンダーに書いてありますよと、そしてそれをサロンとかいろんなどころでお知らせしますよということでありましたが、それをもっと一歩踏み込んで、「特別収集日ではなくて、資源ごみの4品目は、月に二回出せるんですよ」というところから入って、そして、「いや、うちはもう小さい集落だし、人もそんなに困っていないから出さないよ、利用しないよ」と、希望しない自治会がありましたら、そっちの必要ないところに申し出てもらって、月二回は特別収集をするというような逆の発想で、それぐらいの考え方で周知していけば、全然難しくないのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） それはできないことはないのですが、やはりそうするためには経費の問題等々もありますので、今は月二回ということになるわけでありまして、先ほどありましたように、まずはこの特別収集の進め方をどういうふうに理解していただくのかということで、まずこのことを取組をしてまいりたいというふうに考えております。

○16番（鶴迫京子さん） まず、進めたいということでありまして。大変ありがたい答弁だと思います。そのためには、ただ、先ほどから何回もごみ出し困難者でも言いましたが、周知するだけではなくてということで、そのためには各自治会長さん方にしっかりこういうことですよと内容

を周知して、自治会長さん方は自治会員の方に、この特別収集の情報を自治会員一人ひとりの方に情報を落として、そして皆さんの意見を聞きながら利用するかしないかを決める。この流れができていないところが多々あるので、知らないで利用していないということになっているのではないかなと推測します。これまでいろんな自治会の方に尋ねましたが、「ええ、そんなのがあるの」って「私は知らない」「うちのところではやっていないよ」「初めて聞いた」と、本当に聞いたところで「やっているよ」と言うところに出会ったことがないんですね。私もいろんなところに出向いていますので、ごみのことはすごく気になりますので、いろんな方に聞いています。そういうことですので、自治会員の方々は利用したくても、「何にもそういう話もないから、できないよね」ということで、自治会で申請がなければ利用できません。市のほうで大変使い勝手の良い仕組みを考えられながら、もっと利用者を増やすことにも力を入れるべきだと思います。そうなりますと、私もまた後でいろんな質問をしますが、そして同僚議員もしました、「ごみ出しの場所をもっと確保してくれ」、そして「いろんな手だてを考えてください」ということをまた私も後で述べますが、そういうことに対してもプラスになるのではないかなと、自分の自治会で月二回資源ごみを出せるということは、自分の住んでいるところの近くで出せるということですので、そういうことを利用できたら、サポートしぶしアピアまでまた持っていかなくて済むかもしれません。だから、市の行われている事業というのは、やはり市民に寄り添って、市民のためにいろんなことを発案して考えてされるわけですので、どうやって市民がそれを利用できるかということを考えて、最後までしっかりやっていただきたいと思います。

それでは、これまでの周知方法も聞きましたし、これからの周知方法というのは変わりなく、先ほどの答弁と一緒にしょうか。

**○市長（下平晴行君）** 答弁は一緒でございますが、とにかく今おっしゃるように、最後までどうか、我々もいい加減にしているわけではありませんので、一生懸命情報提供をしながら、進めてまいりたいというふうに考えております。

**○16番（鶴迫京子さん）** それでは、4項目目に移ります。

自治会のリサイクルステーションに設置されている金網のボックスは、重さがあることから、開閉時に手を挟んでしまうなどケガにつながった例もあります。高齢者や子供にとっても扱いやすい形状・資材に改良していく考えはないかであります。通告書にはこのように書いておりましたが、それから調べましたところ、この金網ボックスの設置者は衛生自治会で、市としては衛生自治会に助成しているとのことでありました。助成額のことも含めまして、希望する自治会が扱いやすい軽い形状の金網ボックスの上部の蓋の部分、取り換えるための手順や、購入先、金額など、詳細に教えていただければなと思います。本会議はケーブルテレビ等で中継されていますので、御覧になっていらっしゃる方も「そういうのがあるのか」ということで、「じゃあ、うちの自治会で取り組んでみようかな」と思われると思います。ですので、詳細にお示しください。

**○市長（下平晴行君）** 各自治会のごみステーションに設置されている金網のボックスは、先ほど説明がありましたとおり、各自治会で設置管理をしていただいているものであります。市で指定



した規格はなく、その形状は様々であります。御質問のように高齢者には蓋の重量が負担となっている現状は認識をしているところであります。

一方、市衛生自治会では、ごみステーション整備充実事業として補助事業を実施しており、ごみステーションボックスの新設のほか、補修、改良や防犯カメラの設置など、ごみステーション環境衛生全般が対象となります。先ほどありましたように、それに対して、市から市衛生自治会に補助金を交付しているということでございます。なお、過去にこの事業を活用し、蓋のみをアルミ製に軽量化する改修をした自治会もあります。ごみ排出の環境改善をしていただければというふうに考えております。

市としましても、衛生自治会と連携して補助事業の周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

**○市民環境課長（留中政文君）** 補助事業の内容についてお尋ねでございました。先ほど市長が申しあげましたとおり、市の衛生自治会のごみステーション整備充実事業という補助事業がございまして、この補助の対象は、衛生自治会のごみステーション設置又は維持管理に係る経費ということで、補助の額は、1ステーション当たり3万円とすると。ただし、設置管理費が6万円以下の場合は2分の1に相当する額ということで、2分の1の額で3万円を限度というようにしております。

市長も申しあげましたが、実際、ボックスの蓋の改修をしているところもございまして、その実績として、1か所当たり工賃税込みで2万2,000円程度で設置できているようです。どこが付けたのかということについては、また個別にお尋ねいただければというふうに思います。

**○16番（鶴迫京子さん）** 衛生自治会で行われているごみステーション整備充実事業を利用できるということでもあります。そして担当課長から、今詳細に金額まで教えていただきました。2万2,000円ということでもありますから、形状はそこでいろいろでしょうが、その半分1万1,000円で一応自治会として希望すれば、衛生自治会のほうに申請できるということでもありますか。確認です。

**○市民環境課長（留中政文君）** はい、そのとおりでございます。

**○16番（鶴迫京子さん）** 大変これは貴重な情報ではなかろうかと思えます。高齢化社会になりまして、うちの自治会もさることながら、本当に皆さん高齢になりまして、一番最高齢は95歳ですかね、そういう方もいらっしゃいますので、明日は我が身ですね。自分もそうですが、あと10年経過したらごみ出し困難者対策事業の該当者になっているかも分かりませんので、衛生自治会の事業ではあるかもしれませんが、しっかり情報として、市民が助かる利便性のある一つのこととして、先ほどの環境学習なりそういうところでも落としていって情報を提供して、「こういう金額でできるんですよ」「こういう事業をやっていますよ」ということを、衛生自治会のことは衛生自治会にお任せすればということは、循環型ですので思っていらっしゃらないと思います。市長は特に循環型社会を目指してこられた方ですので、ぜひそういうように情報提供を周知徹底していただきたいと思えます。

それでは次に移ります。ちょっと自宅のパソコンを使って印刷したためサイズが小さいんですけど、拡大する時間がなかったので、市長にお渡しします。8項目目に移ります。

福岡県直方市では、民間の金属リサイクル業者が、それは同市の中央公民館に設置しているのですが、テレビ報道に出たのは市役所でした、市役所の敷地内に資源ごみリサイクルボックスを設置して、年末年始を除き、市民はいつでも持ち込むことができます。その場所で誰でも会員登録を行い、端末機器で受付をして、外のボックスに入れれば完了です。新聞紙、段ボール、金属、スチール缶、小型家電、パソコン、携帯など、持ち込んだ人にはその品目や重さに応じてポイントが付き、コンビニやレストランで使えるギフトカードに交換できる特典付きです。通告書には「電子マネーに交換できる」としていましたが、テレビを見ていた私の思い違いでしたので、訂正方よろしく願いいたします。直方市の取組は、市民の方も「市役所にはよく出向くので便利です」とのことで、また市のほうは「ごみの処理費が軽減され、民間は効率的に集められる」とのことで、このように官民協働で市民の利便性向上に寄与しており、これぞまさしく近江商人ではないですが、「三方よし」の取組だと私は考えます。本市でも先進事例に倣って取り組む考えはないか、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 御質問の取組は先ほどおっしゃいましたように、直方市の「ecoぴっと24」という施設で、市が公有地を無償貸与し、運営会社が資源の売却益を受領する代わりに、経費を負担し、排出した市民は排出量に応じてポイントを受け取り、ギフトカードと交換できる仕組みのようであります。福岡県内に4施設を運営し、ほか3か所はコンビニエンスストアの駐車場内に設置され、24時間排出可能ですが、防犯カメラがあるにもかかわらず、不法投棄などがあるようであります。直方市の施設は、9時から14時の開設で、1か月ほど経過するがトラブルはないとのことであります。また、同会社の担当者に確認したところ、現状ではまだ採算が取れておらず、さらに福岡県内にある自社の中間処理施設までの輸送コストを考えると、県外への進出は検討していないようであります。

また、この取組の本市への導入については、市民の皆様に様々な排出場所を確保することで、サービスの向上につながることは理解するところでありますが、今後も各自治会の協力を得ながら、特別収集などにより排出機会を増やすとともに、常設の資源ごみ拠点回収所設置の調査・研究を進め、資源ごみを排出しやすい環境の整備を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○16番（鶴迫京子さん） 直方市は、テレビでは市役所ということでしたが、市長が答弁されたように、中央公民館とか公共施設のところに設置しているんですね。そして今まだ始まったばかりなので、その結果が出ていないということではありますが、今回この環境行政について質問するにあたりまして、本市は再資源化がもう定着していますね、24品目の分別などそういうのがですね。すばらしいことだと思います。私たちの自治会も、分別やきれいにすることが楽しみになるぐらいになっています。でもそういうところというのは一部ではないかなと思うんですが、そういうことでしっかり出来上がっているのですが、それだけに頼らずにいろんな方法で、この

直方市もいろんな方法をやっているんですね。リサイクルボックスもその一つですが、うちはちゃんとできているからそういうところは必要ないと思うのですが、拠点施設をまちの中にいっぱい作って集団回収をやっているということで紹介しますが、結局老人クラブとか公民館それから自治会、そしていろんな団体、小さい団体でもいいですね、そこが市役所にちゃんと申し出れば「うちにも来てください」、「ここに回収場所を提供しますよ」ということがあれば、すぐということではないでしょうけど地権者がオッケーということで申し出て、オッケーが出たらそこに申請書を出して、そしてそこでごみ回収場所、集団回収を何か所もやられているんですね。昔、志布志市でもありましたね、それをやった団体には奨励金が出る、それも一つのワクワクですよ。量や品目によって奨励金が出るということで、昔、旧志布志町時代にやっていたよ。合併後の志布志市でもありましたが、面倒な面もありますが、その団体に奨励金が出るということで、そういう取組もされています。集団拠点施設の回収とかですね、そして、もちろんそれをやっているから、ほかの決められた曜日の回収、そういうことはやっていないよということではなくて、それはそれでやられている。ですので、あの手この手を使って市民の利便性が向上するような対策に取り組まれています。だから、皆さんどの自治体もやはり手探りの状態でやられているんだと思いますが、やはりそういう待ちの姿勢ではなくて、打って出て、やるという、やはり市民には、何かその姿だけでも市役所の本気度がしっかり届きますよね。ですので、そういうことをすごく期待しまして、ちょうど見直す時期に来ているのではないかなということで質問しています。今までの取組は大変素晴らしいと思いますが、それにプラスして何かこうもって複合的に市民を応援するというので、多分今の志布志市は、ちょっと不満が多すぎるんだと思います。私はワクワクすることはあまり聞いたことはありませんので、やはり先ほどのポイントを付けるなり、そして奨励金ではないですけど、そこまではもう前にやっていますので、そういうことはもうなくなったのですが、市民にごみ対策が大変だなという思いでなくて、ワクワクしながら参加できるという、そして自分にも利便性があるということで、そういう事業をしっかり推進していただきたいなと思いますが、最後です。

**○市長（下平晴行君）** おっしゃるとおり、市民のニーズに対応して、取り組むべきことはしっかり取り組んでいくべきだというふうに思っております。今のまがいいということでもありませんので、そういう先進地事例等々も確認しながら、いいものは取り入れて対応してまいりたいというふうに考えております。

**○16番（鶴迫京子さん）** 今、市長の前向きな答弁で、先ほどのごみ出し困難者対策事業を良き方向に改善されることを期待いたします。やはりごみ出し困難者の方を誰一人取り残さない、一人ぼっちにさせない、ごみ屋敷の中で住まわせないというような思いで、しっかり取り組んでいただきたいなと思います。

それでは、最後になりますが6項目目に移ります。有明地域の農村公園である高下谷親水公園は、公園の中でも何かしら癒やされる公園です。しかし、木造トイレが老朽化しており、安全面や衛生面でも大変心もとない状況になっています。農村公園ということで、所管課は耕地林務水

産課となっていますが、いつ頃農村公園ができたのか、これまでの経緯とその公園の管理体制は  
どうなっているのかをお示しください。その上で、親水公園の名前にふさわしい、おもてなしの  
心溢れる新しいトイレを設置し、抜本的な整備のための予算を計上し、農村公園から近隣住民は  
もちろん多くの方に安心して親しまれる公園によみがえらせるべきだと私は考えます。市長の見  
解をお伺いいたします。

**○市長（下平晴行君）** この公園は、県営中山間地域総合整備事業、有明べぶんこ村地区で整備  
を行い、平成10年度から利用しております。なお、この条例上の正式名称は「清流の里高下谷農  
村公園」で、農業用ため池を一体的に整備することで、親水公園の役割を有し、地域住民のみな  
らず市外・県外からの利用者も多い公園となっております。日常管理については、有  
明町土地改良区と年間委託を締結し、池や広場の清掃に加えトイレ清掃も実施しているところ  
であります。

トイレにつきましては、平成10年3月1日に建造されたことから、昨年度職員による目視調査  
をしたところ、大きな変化は見られず、健全であると判断したところであります。また、清掃に  
ついては週二回、月曜日、金曜日に実施しておりますが、利用者から苦情等があった場合は、す  
ぐに対応できる体制に努めているところであります。

**○耕地林務水産課長（河野穂積君）** 事業の内容について御質問がありましたので、ここで説明  
をさせていただきます。

この事業は、先ほど市長が答弁しましたように、県営中山間地域総合整備事業、地区名として  
は有明べぶんこ村地区でございます。事業期間ですけれども、平成7年度から平成13年度の完了  
までとなっております。事業費としましては、完了の事業費で14億3,240万円となっております。  
高下谷公園のみではなくて、有明べぶんこ村地区ということで、有明地域ほぼ全域をカバーする  
ような地域を設定して事業をしていったということでございます。農村公園の完了につきましては、  
平成10年ということでございます。

以上です。

**○16番（鶴迫京子さん）** 質問通告を出しましたので、担当課のほうでちゃんとしっかり見に行  
かれまして、また目視で調査したところ、私も質問していますが、別段老朽化も激しくなくてと  
いうことでありましたが、果たしてそうでしょうか。老朽化というか、木造トイレのトイレ自体  
は大丈夫なんですけど、全然傷んでいませんでした。しかしながら昨日も行ってきましたが、私  
がなぜ通告しようかと思ったのは、本当に行って「トイレを使いたくないな」と思うぐらい、ト  
イレのまず細かいことにはなりますが、便器が、先ほど平成10年からということありますので20  
年以上経っているわけですね、多分そのときから全然そのままの交換もされていないのではない  
かなと思います。昨日行って、本当にきれいにお掃除はされておりました。「掃除して、これ」と  
いうぐらい、「本当に皆さん利用されるのかな」と思うぐらい、そして今度は、その前に行った  
ときには水道が壊れていたんですね。利用して手を洗うところも壊れていて水が出ない、そして  
その横にあるただ水道管のところで洗うようになっていて、それはもう聞き取りのときに「直し

ましたよ」ということで、「あっ、直ったんだ、良かったな」と思って昨日使おうと思ったら出ないんですね。優しく扱っていたら出ないんですよ、力を入れて扱ったら、やっと水が出るんですね。もうびっくりしまして、直っているとは思ったんですけど、「えっ、これって直っているのかな」と思いながら、そしてその手洗い場も、もう本当に管理組合の方が幾ら一生懸命掃除をされても取れないんだと思うんですね、黒ずみというか何というか。だから、まずその便器交換をしていただきたいと思います。そして男性のトイレは和式しかありません。それはそうですね、やはり開設の経緯を今聞きましたが、農村公園としてできたわけでありますので、農家の方々がやはり農作業の途中とかいろいろな雨靴のままとかですね、そういうことで和式のほうが便利だったのかもしれませんが、市長もお認めになっていらっしゃるようです、あそこは今あまり農家の方を見かけないんですね。私もしょっちゅう行きますが、会社勤めの方がお昼休みの休憩とかですね、そして午前10時とかそういうときには、休憩でいろんなところの会社の車や乗用車が本当に多く停まっています。そして私は近隣住民の方に聞いて回ったんですね。そしたら、親水公園ですのできれいな水がありますよね、あそこで保育園の子供たちが来て水遊びをしたりとかそういうことでにぎやかに遊んでいるという、遊具もすごく立派なのがありますので、そういうこともお聞きしました。そしてまた、高下谷地区にお住まいの方たちの孫たちが遊びに来たときはあそこが遊び場だといって、連れていくんだよということで、近隣住民の方にも大変親しまれているし利用されています。小学校の子供たちも遠足とかそういうことで来て、現在はコロナ禍だからちょっとどうかと思いますが、それまではあったということで、そして、ずっと以前は蛍で相当有名でしたよね。だから、ホームページで親水公園ということで、蛍に親しむということで地域の方も一生懸命取り組まれて、すごく有名なところになりましたね。だけど皆さんもその子供たちが大きくなって、今は蛍も藻の繁殖が影響して見かけなくなったということがありますし、「あまりきれいすぎるところにも蛍の幼虫の餌であるカワニナは育たないんだよ」ということもまたお聞きしました。だから、そういう意味合いでここにも書きましたが、そちらの目視で調べたところでは大丈夫だよということだったんですけど、私、個人的にはまた昨日行って、つくづく「いや、そうじゃないよね」ということで、しっかりこれは訴えないといけないということで、衛生面は今言いました。安全面というところでもちょっと質問したいと思いますが、安全面というところで、あそこに外灯が7、8基ぐらいあると思うのですが、あの外灯は何基今ついているか御存じですか。点灯の状況ですね、明るさの不足、消えているところとかあるのではないのでしょうか。

○耕地林務水産課長（河野穂積君） 大変申し訳ございません。手元に今資料を持ち合わせておりませんので、後ほど答弁させていただきたいと思います。

○16番（鶴迫京子さん） あの高下谷公園の近隣の方からお聞きしましたら、7、8基ぐらいある外灯が2本か3本ですかね、芝生のふれあい広場がありますね、そういうところの2本ぐらいしかついていないよと、そしてそれはもう半年以上というか大分前からついていなかったりするし、そしてその都度その都度、市役所に言うんですけど、そのときはすぐしてくださると。でも、

多分LEDではないんだと思うんですが、LEDでしょうか。

○耕地林務水産課長（河野穂積君） LEDではなくて、水銀灯であるというふうに認識をしております

○16番（鶴迫京子さん） そこにまた原因もありますね。半年ぐらいついてるんだけど、すぐまた消えて真っ暗になっていると。そしてそうやって「もう2、3基しかついていないよね」と。それで「もう言っても言ってもそういう状態なので、もうここ2、3年言わなくなった」とおっしゃっていました。ですので、そういう安全面、そして私は木造トイレの衛生面でこうしてくれということを行いました。公園に7、8基あるのに2基か3基ぐらいしか夕方に外灯が灯らないんですよ。市長、どう思われますか。そして防犯トイレには何と書いてあると思いますか。御存じですか、ここの木造トイレの、もちろん使われたことがあると思いますので。

○市長（下平晴行君） 私も今年の1月にあの辺を回りましたので、トイレも使わせていただきました。昼でしたので、あまりそういう不便さは全く感じなかったのですけれども、先ほどありましたLEDの取り替え、そして男性の便所のことについても交換をしていきたいというふうには考えておりますが、これは土地改良区が一応管理をしておりますので、そこと協議をして対応してまいりたいというふうに考えております。

○耕地林務水産課長（河野穂積君） 先ほどの照明の件ですけれども、これはブレーカーにタイマーが付いておまして、タイマー式になっております。使用容量の関係でブレーカーが落ちたせいでタイマーが狂っていたということで、先週タイマーを直したところであります。ただ、今おっしゃられたように、担当課としても夜間の照明の状況を確認して、またその状況を見まして対応したいというふうに考えております。

○16番（鶴迫京子さん） そのタイマーの件ですが、午後10時になったら消えるようにタイマーが設置されているということで、午後10時になったらあの公園周辺はもう真っ暗になるわけですね。LEDでしたら、夜は点灯していて、夜明けになってもう明るくなったら消えるというような、自動点滅器とかそういうのになっているのではなかろうかと思えます。自治会の外灯もそうですし、街路灯のところもだと思えますが、ここの公園の外灯はタイマーが壊れているということで、壊れたらなおもう早くから暗くなったりするわけですが、公園ですよ、公園は犯罪の温床になると私は思っています。そして、その近隣住民の方もおっしゃっていました。「何かトイレの近くの外灯がもうついていないよ」と、だから、本当にこの電気のことはいかにしてもらわないと、性犯罪とか今特にいろんなことがありますよね、「案外そういう犯罪者が出ているかもしれない」という、そういう厳しい言葉もいただきましたので、やはりとても大事なことはなかろうかなと思いました。私も昨日夕方4時半でしたけど行きました。そしたら、たくさん公園に人がいるときにはいいんですけどね、1台、2台車が停まっていて、降りた人と会ったりしたら少し、私1人で行きましたので不安を感じます。やはり公園というところは、しっかり清潔で安心で安全で、そういう防犯体制ということも含めて、おもてなしの心をとというのがあらわれるところだなと思いました。

そして、先ほど市長にお聞きしましたが、その木造トイレにはこんな書いてありました。このくらいの大きな看板で、ペタッとトイレの外壁に貼って、「防犯モデルトイレ」と書いてあるんですよ。そして志布志警察署の何とか協会なのか分かりませんが、そういうのがこんな大きく貼られているんですね。「へえ、防犯モデルトイレなんだ」と思って、また今度はそう思いながらそういう目で見たら、ちょっとですね、このLEDとか外灯のこととかで、全然安全ではないよねと。もし、そういうところで万が一事件とか起きましたら、「あっ、とんでもないよね」と思いました。ですので、真っ先にその便器交換ももちろんですが、まずこの照明をしっかりとLEDに交換するなどして対応して、管理組合だけにお任せせずに市のほうも助成して、いつも市長がおっしゃる「おもてなしの心」が溢れる公園ということで、皆さん道路のことでもよく聞きますよね、国道か市道か県道かは、普段利用する市民の皆様は分かりませんよということで、公園も農村公園なのか都市公園なのかって、そんな市民は区別しておりません。ですので、しっかりそこは市の責任として整備していただきたいと思います。そして、そういう保育園児、小学生とか子供たちも来るわけですね。そしてあそこは農村公園といたら、やはり学習する場、環境のそういう最初の項目にあったのかもしれないよね、農村公園といたら水がきれいなので、そういうところで学習する公園でもあるかもしれません。そういうところで、トイレがそういうふうな便器とかを使えない子供たち、今、きれいな衛生的なところのトイレしかあまり知りませんので、びっくりして使い勝手が悪いということもお聞きしました。「孫たちがびっくりして、いやとか言う」というのを聞きましたので、そういう今のニーズに合った、今の状況で安心・安全なそして衛生面もですね、全部ひっくるめて抜本的にしっかり見直して、高下谷公園をしっかりと整備していただきたいと思います。もちろん親水水路のところも藻が生えていると同僚議員もおっしゃいました。そこも大事です。ですけど、まず利用されていますので、そこをしっかりといただきたいと思います。予算の計上については、所管課と質問要旨の聞き取りを行ったときには全然伝えていなかったんですけど、しっかり議場で申し上げたいと思います。

**○市長（下平晴行君）** LEDについては、早急な対応をしていかななくてはいけないというふうに感じたところでありましてけれども、志布志市は生物多様性地域戦略を策定しておりますので、一晩中ずっと朝まで電気をつけていいのかどうかですね、そこはちょっと協議・検討していかなければいけないなというふうに思います。

あとそのほかの件については、おっしゃるとおりだというふうに思いますので、トイレの件は内部で十分協議をして、設置できるものはしっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。

**○16番（鶴迫京子さん）** 今、生物多様性が出てきました。そしたら、ちなみに今は高下谷公園を言っていますが、ほかの志布志市内の公園の外灯施設とかはタイマー付きになっているのでしょうか。参考までにちょっとお伺いします。

**○市長（下平晴行君）** そこ辺はちょっと分かりませんが、ああいう本当に暗いところがあって、そこで生物も生きている、ほかのところは私もちょっと分かりませんが、一緒に

話をしながらやはりその場所、場所によっては、守るべきは守っていかないといけないのかなというふうには感じたところであります。

○16番（鶴迫京子さん） 市長の答弁どおりですね、まさしく守るべきは守るということでありますので、この木造トイレを言っていますので、トイレ周辺だけは明るく、またトイレ内も本当に木造で全然壊れていませんけど、その便器とかタイルとかその状況をもう一回見てみてください。果たして利用しようと思うかなと思いますので、ぜひそこは予算計上してしっかりやっていただきたいと思います。ちょっと後ろ向きな聞き取りでしたので、これはしっかり前向きに検討していただきたいと思いますので、ぜひ答弁をお願いします。

○市長（下平晴行君） 前向きに取組をしてまいります。

○16番（鶴迫京子さん） 前向きに取組をしますという答弁以上に最良の答弁はありませんので、これで一般質問を終わります。

○議長（平野栄作君） 以上で、鶴迫京子さんの一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（平野栄作君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日から6月28日までは休会とします。

6月29日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

午後1時58分 散会



## 令和4年第2回志布志市議会定例会会議録（第6号）

期 日：令和4年6月29日（水曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第32号 志布志市多目的イベント広場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第33号 志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第34号 志布志市農業管理センター及び農業研修施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第36号 志布志市学林地条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第39号 松山農業研修生等滞在施設及び志布志農業研修生等滞在施設の指定管理者が管理する施設の名称の変更について
- 日程第7 議案第40号 字の区域変更について
- 日程第8 議案第42号 令和4年度志布志市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第43号 令和4年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第44号 令和4年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第45号 令和4年度志布志市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第12 陳情第6号 子ども医療費の窓口負担無料化の拡充等を求める陳情書
- 日程第13 発議第4号 子ども医療費の窓口負担無料化の拡充等を求める意見書について
- 日程第14 発議第5号 子ども医療費の窓口負担無料化を実施している自治体に対する国庫負担金減額措置の廃止を求める意見書について
- 日程第15 発議第6号 議員定数等調査特別委員会設置について
- 日程第16 議員派遣の決定
- 日程第17 閉会中の継続審査申出について  
（総務常任委員長）
- 日程第18 閉会中の継続調査申出について  
（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長）

出席議員氏名（20名）

1 番 永 田 梓	2 番 栢 山 晋 司
3 番 稲 付 洋 平	4 番 隈 元 香穂子
5 番 南 利 尋	6 番 市ヶ谷 孝
7 番 青 山 浩 二	8 番 野 村 広 志
9 番 八 代 誠	10 番 小 辻 一 海
11 番 持 留 忠 義	12 番 平 野 栄 作
13 番 西江園 明	14 番 丸 山 一
15 番 玉 垣 大二郎	16 番 鶴 迫 京 子
17 番 小 野 広 嗣	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 福 重 彰 史

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 溝 口 猛
教 育 長 福 田 裕 生	総 務 課 長 小 山 錠 二
財 務 課 長 折 田 孝 幸	企画政策課長 西 洋 一
情報管理課長 岡 崎 康 治	港湾商工課長 假 屋 眞 治
税 務 課 長 濱 田 茂	市民環境課長 留 中 政 文
福 祉 課 長 木 村 勝 志	保 健 課 長 川 上 桂 一 郎
農政畜産課長 大 迫 秀 治	耕地林務水産課長 河 野 穂 積
建 設 課 長 鮎 川 勝 彦	松 山 支 所 長 上 原 健 太 郎
有明支所長 北 野 保	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 和 佐 浩 教	農 業 委 員 会 事 務 局 長 中 水 忍
教 育 総 務 課 長 萩 迫 和 彦	学 校 教 育 課 長 上 木 勝 憲
生涯学習課長 江 川 一 正	

議会議務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 松 永 憲 一
調 査 管 理 係 長 大 田 和 隆	議 事 係 長 末 原 和 幸

午前10時00分 開議

○議長（平野栄作君） これから本日の会議を開きます。



#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野栄作君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、南利尋君と市ヶ谷孝君を指名いたします。



#### 日程第2 議案第32号 志布志市多目的イベント広場条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（平野栄作君） 日程第2、議案第32号、志布志市多目的イベント広場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました議案第32号、志布志市多目的イベント広場条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月17日、委員全員出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、多目的イベント広場について、管理形態を直営から指定管理者制度に変更する提案であるが、具体的な年間の指定管理料や指定の期間はどの程度を見込んでいるかとただしたところ、指定管理料としては、電気料金や芝生の整備などの維持管理費相当額を考慮して、年間約30万円程度になるのではないかと見込んでいる。また、指定の期間については、行財政改革推進本部会議において議論を重ねた結果、5年間の方針を定めたところであるとの答弁でありました。

指定管理者制度への移行は、手続きの迅速化など市民の利便性の向上はもちろん、経費の節減につながることも目的の一つであると考えますが、今回、その点をしっかりと議論した上での提案となっているかとただしたところ、市民の利便性向上と経費の節減については、指定管理者制度へ移行する上で非常に大きなテーマであると認識しているが、市の直営期間に要した維持管理費用が前提となった指定管理料を設定することで、移行によって経費が大幅に増大しないよう努めつつ、指定管理者には、収益となる使用料を有効に活用いただきたいと考えているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第32号については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

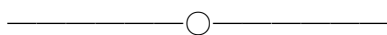
○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。  
これから、討論を行います。討論はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。  
これから、採決します。

お諮りします。議案第32号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第32号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



### 日程第3 議案第33号 志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（平野栄作君） 日程第3、議案第33号、志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました議案第33号、志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月17日、委員全員出席の下、執行部から税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、住所を非表示にするなどの必要な措置を講ずるDV被害者等の範囲についてただしたところ、警察署から意見書の交付を受け、市町村長に支援措置申出をした方々が該当となるもので、基本的な範囲としては配偶者やその子であるが、配偶者暴力防止法等の関係法令に準じて、実際にはその親族まで含まれることがあるため「被害者等」の表現を用いているとの答弁でありました。

扶養親族申告書の記載事項の追加が必要な「一定の配偶者」とは、どのような方が対象と理解したらよいかとただしたところ、今回の改正で該当する「一定の配偶者」とは、退職所得を有する配偶者という捉え方になるものだが、配偶者への課税に影響はなく、申告時に退職所得がある旨を附記事項とする事務的な改正であり、確認手順の円滑化につながるものであるとの答弁であ

りました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第33号については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

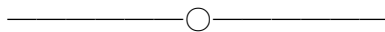
○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。  
これから、討論を行います。討論はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。  
これから、採決します。

お諮りします。議案第33号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第33号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



#### 日程第4 議案第34号 志布志市農業管理センター及び農業研修施設条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（平野栄作君） 日程第4、議案第34号、志布志市農業管理センター及び農業研修施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第34号、志布志市農業管理センター及び農業研修施設条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月17日、委員全員出席の下、審査に資するため、志布志農業管理センター及び志布志農業研修生等滞在施設の現地調査を実施し、執行部から農政畜産課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、この条例改正により志布志農業管理センター及び志布志農業研修生等滞在施設は廃止されるが、これまでこの施設の指定管理者であった農業公社の事業運営は、今後どうなっていくのかとただしたところ、農業公社の事業運営については、昨年の理事会・評議員会の中で、組織機構改革に伴う事業所集約を進める方針が決定されており、まず、志布志地区の事業所等を廃止し、その次に、松山地区の事業所機能を残しながら、事業運営の効率化を図る

ため、有明地区の本所において組織の一本化を進める方向性である。

将来的には、市長が所信表明で述べているとおり、「(仮称) 農業サポートセンター」を設置し、そこに農業公社の窓口機能を生かしながら情報を共有し、新規就農・農業経営等の相談支援体制の整備を図っていくとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第34号については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第34号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

#### 日程第5 議案第36号 志布志市学林地条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（平野栄作君） 日程第5、議案第36号、志布志市学林地条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました議案第36号、志布志市学林地条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告をいたします。

当委員会は、6月17日、委員全員出席の下、執行部から教育総務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、学林地の立木処分について、学校PTAから相談があっても、円滑な処分ができなかったとのことであるが、議決の容積要件を廃止した場合、どのような手続きが簡素化されるのかとただしたところ、これまでは、立木処分に係る議決の容積要件に該当するか

どうかの判断が困難であったが、今後はそのような判断が不要となる。立木処分について、市長の承認を受けることで、学林地の適正な管理と学校PTAの円滑な事業執行につなげていきたいとの答弁でありました。

学校PTAの戸数も減少しており、今後、学林地を管理していくことは困難と思われる。立木の伐採後は、学林地の廃止や市に返還することも一つの方法と考えられるが、どのように考えているのかとただしたところ、過去に立木の処分を行った学校の例では、処分後は、学林地を市に返還している状況である。改めて学校に、今後の学林地の管理や立木の処分について、意向確認を行いたいと考えているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第36号は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

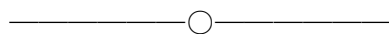
○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。  
これから、討論を行います。討論はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。  
これから、採決します。

お諮りします。議案第36号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第36号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



#### 日程第6 議案第39号 松山農業研修生等滞在施設及び志布志農業研修生等滞在施設の指定管理者が管理する施設の名称の変更について

○議長（平野栄作君） 日程第6、議案第39号、松山農業研修生等滞在施設及び志布志農業研修生等滞在施設の指定管理者が管理する施設の名称の変更についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第39号、松山農業研修生等滞在施設及び志布志農業研修生等滞在施設の指定管理者が管理する施設の名称の変更について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月17日、委員全員出席の下、審査に資するため、志布志農業管理センター及び志布志農業研修生等滞在施設の現地調査を実施し、執行部から農政畜産課長ほか担当職員の出席

を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、利用者の減少により、志布志農業研修生等滞在施設を廃止することだが、残される松山農業研修生等滞在施設の利用状況はどうなっているのかとただしたところ、現在、松山町尾野見中村地区に滞在施設が3棟あり、志布志市農業公社が管理しているが、志布志と同様に利用者がいない状況となっている。近年の農業公社研修生においては、この施設が、子供がいる研修生家族からすると狭かったり、商店街や学校から離れているため、市営住宅や個人の住宅を借りているのが現状である。

そのため、これまでの利用者に加え、ほかの市内で農業研修を行っている外国人技能実習生等もこの施設を利用できるよう、活用の幅を広げる協議を国と行ってきた。その結果、協議が整ったことから、今後そのあたりも含め利活用を図り、農業者の支援につなげたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第39号については、全会一致をもって、可決すべきものと決定いたしました。

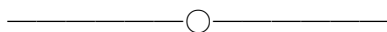
以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。  
これから、討論を行います。討論はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。  
これから、採決します。  
お諮りします。議案第39号に対する所管委員長の報告は可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第39号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



#### 日程第7 議案第40号 字の区域変更について

○議長（平野栄作君） 日程第7、議案第40号、字の区域変更についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第40号、字の区域変更について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月17日、委員全員出席の下、審査に資するため、県営中山間地域総合整備事業、



森山換地区の現地調査を実施し、執行部から耕地林務水産課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、県営中山間地域総合整備事業が完了した後の農家負担はどうなるのかとただしたところ、整備事業完了後の受益者負担額は、10 a 当たり 5 万円である。また、このほか、工事前と工事後の面積の増減等に応じて増配分となった方から清算金を納めていただき、その清算金を面積の少なくなった方に支払って配分面積の過不足を調整するとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第40号については、全会一致をもって、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

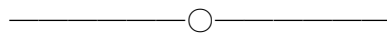
これから、採決します。

お諮りします。議案第40号に対する所管委員長の報告は可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



#### 日程第 8 議案第42号 令和 4 年度志布志市一般会計補正予算（第 3 号）

○議長（平野栄作君） 日程第 8、議案第42号、令和 4 年度志布志市一般会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

本案は、予算常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○予算常任委員長（玉垣大二郎君） ただいま議題となりました議案第42号、令和 4 年度志布志市一般会計補正予算（第 3 号）について、予算常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、6月16日、委員全員出席の下、審査に資するため、志布志城CG動画作成事業に係るイメージ動画視聴及び志布志運動公園体育館の現地調査を実施した後、6月20日及び21日に、執行部から担当課長・局長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、報告いたします。

まず初めに、財務課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、旧八野小学校排水路復旧事業について、経年劣化した水路の破損に伴う改修工事であるようだが、今回の補正予算による対応を提案することとなった経緯についてただしたところ、旧八野小学校敷地内からの排水路について、一部の底面に破損が生じ、土砂の流出が見られる状況であり、今後大雨が予想される中で水田等に与える影響を考慮し、緊急的な対応として今回補正予算として計上したところである。この破損した箇所は、立ち入りが困難な場所に位置していたため、確認の行き届かなかった面もあるが、他施設も含め、今後は周辺の状況についても細心の注意を払うようにしていきたいとの答弁でありました。

次に、保健課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、子宮頸がん予防接種について、積極的な勧奨が再開され、接種対象者やその保護者の中には、不安を感じる方もいると思うが、どのように勧奨に取り組んでいく考えかとただしたところ、子宮頸がんワクチンの安全性については、特段の懸念が認められないこと及び接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ることが認められたため、国がワクチンの積極的勧奨を再開することとなった。

今回の接種対象者は、接種勧奨差し控えの間に受けられなかった方も対象であり、ワクチン接種の目的だけでなく、これまでの経緯なども含め、丁寧な情報提供を行い、それらを踏まえた上で接種を判断できるよう勧奨に取り組んでいきたいとの答弁でありました。

次に、市民環境課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、共同墓地災害復旧・環境整備事業について、補助対象となる共同墓地は、市内に何か所あるのか。また、高齢化の進行により共同墓地の維持管理が困難だという地域住民の声を聞くが、樹木等の伐採作業は、環境整備事業として補助対象になるのかとただしたところ、今回創設した補助事業の対象は、市の墓地台帳に掲載している共同墓地としており、市内387か所となっている。

環境整備事業としては、手すりや水道の設置経費等を補助対象としており、伐採作業については、通常の維持管理にあたるため対象とはならないとの答弁でありました。

次に、福祉課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、放課後等デイサービス事業所開設支援事業及び児童発達支援事業所開設支援事業について、それぞれ新たに2事業所の開設が想定されているが、どのような事業所の開設を見込んでいるのか。また、2事業所が開設された場合、市内の療育のニーズに添った形で、対応できると考えているかとただしたところ、昨年度、開設支援事業を創設したことにより、

事業者からの問い合わせも増えている状況である。療育についても、基本的な療育の手法はあるが、事業所独自の事業や手法等があるため、利用者の選択肢を増やす観点から、所管課としては幅広い事業者に開設してほしいと考えている。

また、療育の重要性について市報に記事を掲載したり、各保育園・小学校を専門員が巡回したりする中で、関係機関、保護者を含め療育に対する理解が進み、利用者は増加している。早期発見・早期療育という考えがさらに進めば、今後も利用者の増加が想定されるが、現段階としては、2事業所の開設を計画しているとの答弁でありました。

次に、建設課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、河川維持事業について、準用河川内に堆積した土砂の除去を行い、早急な機能回復を図るとあるが、市内に準用河川は幾つあるのか。また、いつから土砂が堆積していたのかとただしたところ、河川については、国が管理する1級河川及び県が管理する2級河川、市が管理する準用河川・普通河川があり、市内には、16の準用河川と48の普通河川がある。

今回、令和元年と2年に発生した大雨により、牧ノ内川と井ノ木川の下流部に土砂が堆積していることが確認されたため、除去するものである。受益者のいる農地に比べ、河川は管理道路がないところも多く、また、山林に囲まれていたり、倒木等で河川の被害状況を把握することが遅れることがある。今後もドローン等を活用した上空からの現地確認や、地元等からの情報収集に努め、適切な河川の維持管理を行いたいとの答弁でありました。

次に、農政畜産課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、全共鹿児島大会牛肉消費PR事業において、牛肉試食提供会が計画されているが、いつ、どのような形で開催するのかとただしたところ、牛肉試食提供会については、10月に開催される全国和牛能力共進会鹿児島大会の成績をしっかりと活用しながら、それ以降、令和5年3月まで計画されている。

松山地域でのやっちく松山藩秋の陣まつり、志布志地域でのぼっぽマルシェ、有明地域でのJAあおぞらのイベント等において開催を計画している。また、そのほか、のぼり旗及びイベント商品代も計上しており、商工会や観光特産品協会等とも連携を図って、牛肉の消費拡大に向けたPRをいろんなイベントで行っていくとの答弁でありました。

次に、情報管理課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、デジタル化推進事業について、自治体情報システムの標準化・共通化に伴う標準フォントへの文字同定対応業務委託とあるが、市が使用する基幹システムのフォントを全国的に統一されたものに変更する必要があるということか。また、本事業への着手について、県内自治体の動向はどのようになっているかとただしたところ、現在、システムの標準化を国が進めている中で、各自治体は標準フォントへの同定業務に先行して取り組む必要が生じた

ものであり、基幹業務システム内における20の業務を対象として、全国的に共通したフォントを使用するところである。また、県内の各自治体についても、国が示すスケジュールに従って、今定例会から次回定例会までの提案になるものと考えているとの答弁でありました。

次に、企画政策課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、本市における関係事業への充当は、どのような考え方に基づいて計画されているか。また、永続的な交付金ではないと予想されることから、新型コロナウイルス感染症の収束を見据え、対策事業の見直しなどについても今後検討する考えがあるかとただしたところ、地方創生臨時交付金については、新型コロナウイルス感染症に対応した地方創生集中戦略に基づき、感染拡大の防止、雇用の維持と事業の継続、経済活動の回復、強靱な経済構造の構築という四つのステージに応じた事業展開を計画し、整理・検討をしながら、実施に向けて配分しており、交付金が充当できない部分についても、ふるさと志基金を活用し、地域経済や市民生活の支援に努めている。

また、同交付金について、新型コロナウイルス感染症の収束に伴う縮小や廃止の方向性は現在のところ示されていないが、あらゆる状況を注視しつつ、今後の対応を考えていきたいとの答弁でありました。

次に、総務課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、防災士資格取得支援事業について、消防団組織の中に防災士の資格を持つ者が法令等で必要とされているための予算措置と捉えてよいか。併せて、人数としてはどのくらいの支援を考えているかとただしたところ、防災士を消防団組織に配置することについて、法令による定めはないところだが、本事業は地域の防災を担うリーダーとして、その活動が期待される方に向けて、必要な知識・技能を修得するための支援として位置づけている。なお、今回は5名分の防災士認証登録に係る費用を計上しており、講習に必要な費用等は自己負担となるとの答弁でありました。

次に、生涯学習課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、志布志城CG動画作成事業について、当時の山城を復元した動画を作成し、観光客誘致を促進することであるが、どの程度の集客を見込んでいるのか。また、作成した動画は、現地だけではなく、各庁舎や埋蔵文化財センターで視聴することはできないのかとただしたところ、コロナ禍以前は、志布志城には年間3,500人程度の来場者があったが、今回のCG動画の作成によって、2、3割程度の増加を見込んでいる。

また、動画については、現地に設置されたQRコードを、訪れた方がスマートフォン等で読み取ることで視聴できる方法で提供し、当時の山城を復元した動画と現在の地形とを見比べるような形で活用するため、当初は、現地での公開を考えている。なお、周知用の動画も作成予定であ

り、これについては現地以外でも、広く視聴できる形で提供したいとの答弁でありました。

次に、教育総務課・学校教育課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、小・中学校の就学援助事業について、インターネット環境が整っていない就学援助世帯が、新規に環境整備を行った場合に、2万円を支援するとのことであるが、どのような積算根拠であるのかとただしたところ、積算根拠としては、インターネットの月額使用料が5,000円とした場合、年間6万円の使用料が必要であると試算して、その3分の1の額である2万円を支援するものである。児童・生徒の学ぶ機会の充実のため、インターネット未普及の世帯の解消を進めていきたいとの答弁でありました。

次に、港湾商工課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、プレミアム商品券発行事業について、実施にあたっては多くの業務量を踏まえた事務費分の予算を計上するが、財源である国からの交付金が今後縮小、廃止といった流れになった場合に備え、業務量の圧縮や感染症対策にもつながる電子商品券導入の議論はされていないかとただしたところ、プレミアム商品券発行事業は、現在、かなりの業務量を要する運用となっているが、昨年の販売時に受付会場が混雑した場面があったことを受けて、事前予約制への変更を予定していることなど、これまで同事業を実施してきた経験からの反省点を抽出し、業務量軽減のために改善を行っているところである。

今後、さらなる業務量縮減の一助になると考えられる電子商品券の導入を選択肢に含みながら、調査・研究を進め、今後の経費の圧縮にもつなげられるよう努めていきたいとの答弁でありました。

日本最高峰の一つである自転車ロードレースが、本市において県内初の開催となることは大変喜ばしいことであると捉えているが、支払いが必要となる鹿児島県自転車競技連盟負担金について、費用対効果をどのように考えているかとただしたところ、来年の2月下旬の開催を予定している自転車ロードレースについては、他地域の開催状況をみると観戦者が約1,700名、競技関係者が約1,000名程度であり、この方々の本市における宿泊、飲食、土産購入といった経済効果としては1,000万円規模になるのではないかと試算している。

なお、相当数の方々が本市にみえられることから、新型コロナウイルス感染症対策も併せて、万全の態勢で受け入れができるよう、今後市内の宿泊施設と綿密な打合せ、協議を行っていくとの答弁でありました。

最後に、議会事務局分について報告いたします。

執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、前回定例会において、交付申請をしない意思が確認できた議員分の政務活動費を、今後は減額補正の対応とする旨で決定したが、減額分は自主財源として有効な活用がされると考えてよいかとただしたところ、今回、減額措置される政務活動費は、住民福祉の

向上のために、他の事業等の予算へ充てられるものと考えているとの答弁でありました。

以上で全ての課・局を終え、質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第42号については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

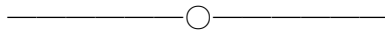
以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。  
これから、討論を行います。討論はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。  
これから、採決します。  
お諮りします。議案第42号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第42号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



#### 日程第9 議案第43号 令和4年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（平野栄作君） 日程第9、議案第43号、令和4年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました議案第43号、令和4年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月17日、委員全員出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、介護報酬改定に対応するため、介護保険システムを改修するとの説明であるが、どのような改修内容であるのかとただしたところ、本市に関係している介護事業所の指定更新や廃止等の状況を管理する介護保険事業所台帳システムの改修を行うものである。基幹システムとは別のシステムとなっており、令和4年10月から介護職員の処遇改善に関する加算の改定が予定されているため、改修を行うものであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第43号は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

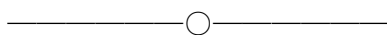
○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。  
これから、討論を行います。討論はありますか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。  
これから、採決します。

お諮りします。議案第43号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第43号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



#### 日程第10 議案第44号 令和4年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）

○議長（平野栄作君） 日程第10、議案第44号、令和4年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました議案第44号、令和4年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月17日、委員全員出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回、高架水槽の経年劣化による取替修繕を行うとのことだが、既に耐用年数を超えた設備であり、適正な管理計画に基づいた修繕、更新が行われるべきものではないかと考えるが、予算計上の在り方や指定管理者との連携に課題はないかとただしたところ、修繕が必要な設備等については、長期的な計画に基づいて優先順位を定め、必要な予算確保に努めている。今回のケースにおいては、年2回実施する定期点検において早急な修繕が必要との判断から、補正予算での対応となったものである。今後も長期修繕計画による当初予算計上を念頭に、市民サービスの低下を招かないよう指定管理者との協議を重ねながら、施設管理に努めていきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第44号については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。  
これから、討論を行います。討論はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。  
これから、採決します。

お諮りします。議案第44号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

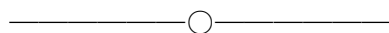
したがって、議案第44号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りします。日程第11、議案第45号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



#### 日程第11 議案第45号 令和4年度志布志市一般会計補正予算（第4号）

○議長（平野栄作君） 日程第11、議案第45号、令和4年度志布志市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第45号、令和4年度志布志市一般会計補正予算（第4号）につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和4年度志布志市一般会計歳入歳出予算につきまして、保育所等給食支援事業に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,088万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ267億8,127万3,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。



歳入の国庫支出金の国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を529万1,000円増額するものであります。

予算書の6ページをお開きください。

歳入の県支出金の県補助金は、保育所等給食支援事業を529万円、その事務費を30万円それぞれ計上するものであります。

予算書の7ページ及び付議案件説明資料の2ページをお開きください。

歳出の民生費の児童福祉費は、コロナ禍において物価高騰等に直面する子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、栄養バランスや量を保った従前どおりの給食等の実施が確保されるよう、保育所等に対して必要な経費を支援する保育所等給食支援事業に係る経費を1,088万1,000円計上するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

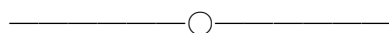
これから、採決します。

お諮りします。議案第45号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は、原案のとおり可決することに決定しました。



## 日程第12 陳情第6号 子ども医療費の窓口負担無料化の拡充等を求める陳情書

○議長（平野栄作君） 日程第12、陳情第6号、子ども医療費の窓口負担無料化の拡充等を求める陳情書を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました陳情第6号、子ども医療費の窓口負担無料化の拡充等を求める陳情書について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月17日、委員全員出席の下、執行部から福祉課長、保健課長ほか担当職員の出席を求め、当陳情に対しての執行部の意見を求めました。

執行部より、参考意見として、福祉課長から鹿児島県においては、子ども医療給付事業について、平成30年10月受診分から非課税世帯の未就学児を対象に、現物給付方式へ見直しを行い、令

和3年4月受診分からは、高校生世代まで拡充された。本市においては、子供の人口の10%程度が、現物給付の対象となっている状況である。

重度心身障害者医療費助成事業及びひとり親家庭医療費助成事業については、償還払い方式であるが、本市においては、市内医療機関等及び曾於医師会立病院の協力により、医療機関等窓口での申請が可能となっており、手続きの簡素化を図っている。

今後、さらなる子育て支援の推進や障がい者福祉等の向上を図るため、受給者にとって利便性の高い給付方式への見直しを、国・県に対して強く要望しているとの説明がありました。

保健課長から、国民健康保険においては、子ども医療費助成事業など地方単独事業により窓口負担が無料化された場合、一般的に医療費が増加し、その増加分については、国庫の公平な配分という観点から、市町村が負担するものとされ、国庫負担金について減額調整措置が講じられている。

国は、平成30年度に未就学児までの医療費助成事業に係る国庫負担金の減額調整措置を廃止したが、小学校就学時から高校生世代までの医療費助成については、本市において、現在も減額調整措置が講じられている。

概略、以上のような説明を受け、審査に入りました。

子ども医療費助成事業について、本市の一般財源分は幾らであるか。また、国民健康保険の国庫負担金減額措置について、本市も廃止と考えているのかとただしたところ、令和2年度の子ども医療費助成事業の一般財源は7,880万円余りであり、現在は、ふるさと志基金を充当している。

また、本市の国民健康保険財政も逼迫しており、子育て支援を積極的に進めている観点から、国庫負担金減額措置は実施しない方向でお願いしたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

賛成討論として、子ども医療費の窓口負担無料化については、住民税非課税世帯だけでなく、全体的に適用することの重要性は高まっている。

また、国民健康保険の国庫負担金減額措置は、地方自治体の独自性を阻害する要因となっている。

少子高齢化が進む中、国全体で子供をしっかりと育てられる環境を整えていくため、国・県に対して子育て支援充実の声を上げるべきとの思いから賛成の立場である。

ほかに討論はなく、採決の結果、陳情第6号については、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。陳情第6号に対する所管委員長の報告は採択であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第6号は、所管委員長の報告のとおり採択されました。

日程第13、発議第4号から日程第15、発議第6号まで、以上3件については、委員会提出の議案でありますので、会議規則第39条第2項の規定により、委員会への付託を省略します。

—————○—————

### 日程第13 発議第4号 子ども医療費の窓口負担無料化の拡充等を求める意見書について

○議長（平野栄作君） 日程第13、発議第4号、子ども医療費の窓口負担無料化の拡充等を求める意見書についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○文教厚生常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました発議第4号、子ども医療費の窓口負担無料化の拡充を求める意見書について、趣旨説明を申し上げます。

陳情第6号、子ども医療費の窓口負担無料化の拡充等を求める陳情書については、文教厚生常任委員会に付託となっていました。審査の結果、委員会で採択すべきものと決定いたしました。

それを受け、文教厚生常任委員会として、別紙案のとおり、意見書を提出しようとするものであります。

提出の理由としましては、子ども医療費の窓口負担無料化（現物給付）は、未就学児に加え、令和3年4月から高校生（18歳に達する日以後最初の3月31日）までが対象となっています。しかし、現在の窓口負担無料化は、住民税非課税世帯を対象にした現物給付方式が取られており、非対象者である住民税課税世帯へは償還払いとなっています。

また、重度心身障がい者及びひとり親家庭に対する医療費助成制度は、いずれも償還払い方式であるため、窓口での費用負担が大きく、必要に応じた医療を安心して十分に受けられない事象が生じています。

こうした現状は、医療費助成制度が子育て世帯や重度心身障がい者を抱えている家庭、ひとり親家庭が安心して医療を受けられるための制度でありながら、償還払いによって、実際には必要な医療が受けられないという課題を抱えています。

2016年に鹿児島県が報告したデータによると、子育て世代の貧困率は全国で3位と報告され、母子世帯では約40%が貧困であると報告されています。子ども医療費等の窓口負担無料化は、乳幼児、妊産婦、重度心身障がい者、ひとり親家庭の方々にとって、経済的な理由から保護者が子供の受診を控えることがないようにするために、ぜひとも必要な制度であります。

よって、子育て世代にとって住みやすく、子供を産み育てやすい環境をつくるため、地方自治

法第99条の規定により、関係機関へ意見書を提出するものであります。

提出先は、鹿児島県知事、塩田康一でございます。

以上で、趣旨説明を終わります。御賛同方、よろしく願いをいたします。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。発議第4号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。



#### 日程第14 発議第5号 子ども医療費の窓口負担無料化を実施している自治体に対する国庫負担金減額措置の廃止を求める意見書について

○議長（平野栄作君） 日程第14、発議第5号、子ども医療費の窓口負担無料化を実施している自治体に対する国庫負担金減額措置の廃止を求める意見書について議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○文教厚生常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました発議第5号、子ども医療費の窓口負担無料化を実施している自治体に対する国庫負担金減額措置の廃止を求める意見書について、趣旨説明を申し上げます。

陳情第6号、子ども医療費の窓口負担無料化の拡充等を求める陳情書については、文教厚生常任委員会に付託となっていました。審査の結果、委員会で採択すべきものと決定いたしました。

それを受け、文教厚生常任委員会として、別紙案のとおり、意見書を提出しようとするものであります。

提出の理由としましては、地方自治体が単独で行っている医療費助成制度は、乳幼児、ひとり親家庭や重度心身障がい者（児）等の医療費の一部を助成することにより、子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して医療が受けられるよう全国の自治体で実施されています。

一方、国においては、地方単独医療費助成制度の窓口負担無料化が医療費の増大をもたらす要因であるとし、それを抑制するため、窓口負担無料化を導入している自治体に対し、国民健康保険の国庫負担金を減額する措置を講じています。このことは、国が本来果たすべきセーフティネットを担う地方自治体の努力や独自性を阻害するものであります。

よって、国においては、地方単独医療費助成制度の重要性や必要性を認識され、子育て世代に

とって住みやすく、子供を産み育てやすい環境をつくるため、地方自治法第99条の規定により、関係機関へ意見書を提出するものであります。

提出先は、衆議院議長、細田博之、参議院議長、山東昭子、内閣総理大臣、岸田文雄、財務大臣、鈴木俊一、総務大臣、金子恭之、厚生労働大臣、後藤茂之でございます。

以上で、趣旨説明を終わります。御賛同方、よろしく願いをいたします。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。発議第5号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

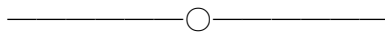
したがって、発議第5号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま議決されました発議第4号及び発議第5号についての字句整理及び提出手続きについては、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において字句整理の上、提出することにいたします。



#### 日程第15 発議第6号 議員定数等調査特別委員会設置について

○議長（平野栄作君） 日程第15、発議第6号、議員定数等調査特別委員会設置についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○議会運営委員長（野村広志君） ただいま議題となりました発議第6号、議員定数等調査特別委員会設置について、趣旨説明を申し上げます。

提出の理由は、近年の少子化、高齢化、人口減少、情報化、インフラ設備の老朽化など、地方自治体を取り巻く環境の変化に伴い、地方議会の果たす役割も増大しております。市政の現状や課題及び将来の予測や展望を考慮しつつ、本市における適正な議員定数及び議員報酬等について調査・研究することにより、住民の議会に対する理解と関心を高める必要があるため、特別委員会を設置しようとするものであります。

名称は、議員定数等調査特別委員会、委員の定数は議長を除く19名、調査期間は調査終了までの継続調査とし、設置の根拠、目的、調査内容につきましては配布してあるとおりであります。

以上で、趣旨説明を終わります。御賛同方、よろしくお願いいたします。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、採決します。

発議第6号について、原案のとおり設置することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第6号は、原案のとおり設置することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました議員定数等調査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配布した名簿のとおり指名したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議員定数等調査特別委員会の委員は、お手元に配布しました名簿のとおり、選任することに決定しました。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により、議員定数等調査特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、同条例第10条第1項の規定に基づき、議長において議員定数等調査特別委員会を招集いたします。

これにより、議員控室で議員定数等調査特別委員会を開きます。ここで、しばらく休憩いたします。

—————○—————

午前11時14分休憩

午前11時25分再開

—————○—————

○議長（平野栄作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議員定数等調査特別委員会において互選されました委員長及び副委員長を報告いたします。

委員長に福重彰史君、副委員長に八代誠君、以上であります。

—————○—————

#### 日程第16 議員派遣の決定

○議長（平野栄作君） 日程第16、議員派遣の決定を行います。

お諮りします。議員派遣の決定につきましては、会議規則第170条第1項の規定により、お手元に配布してある内容のとおり決定したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣は、配布してある内容のとおり決定しました。



#### 日程第17 閉会中の継続審査申出について

○議長（平野栄作君） 日程第17、閉会中の継続審査申出についてを議題とします。

配付してある文書写しのとおり、総務常任委員長から、閉会中の継続審査申出がありました。

お諮りします。総務常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、総務常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。



#### 日程第18 閉会中の継続調査申出について

○議長（平野栄作君） 日程第18、閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

配付してある文書写しのとおり、総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査申出がありました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。



○議長（平野栄作君） 以上で、本定例会に付議されました全ての案件を終了しましたので、これをもって議事を閉じ、令和4年第2回志布志市議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

午前11時27分 閉会